

平成 17 年度

決算特別委員会会議録

平成 18 年 9 月 19 日 開 会

平成 18 年 9 月 22 日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成17年度決算特別委員会会議録目次

【平成18年9月19日(火)】	1日目	
委員長互選		4
議案説明(認定第1号及び第2号)		6
資料要求		
鈴木昭一委員		23
吉川弘委員		24
福島紀勝委員		25
浅野敏江委員		25
【平成18年9月20日(水)】	2日目	
質疑		
〔一般会計〕		
志子田吉晃委員		32
浅野敏江委員		44
吉川弘委員		55
田中徳寿委員		66
中川邦彦委員		78
伊藤博章委員		90
伊藤栄一委員		101
【平成18年9月21日(木)】	3日目	
質疑		
〔一般会計〕		
伊勢由典委員		116
今野恭一委員		127

福島紀勝委員	138
曾我三三委員	149
嶺岸淳一委員	160
小野絹子委員	172
東海林京子委員	184
佐藤貞夫委員	194

【平成18年9月22日(金)】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

志子田吉晃委員	208
吉川弘委員	217
浅野敏江委員	226
中川邦彦委員	235
田中徳寿委員	243
曾我三三委員	251
伊勢由典委員	259
伊藤博章委員	268
東海林京子委員	274
小野絹子委員	281
福島紀勝委員	288
佐藤貞夫委員	295

採決	301
----	-----

平成18年9月19日（火曜日）

平成17年度決算特別委員会

（第1日目）

平成17年度決算特別委員会第1日目

平成18年9月19日(火曜日)午前10時開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
伊藤栄一委員	志子田吉晃委員
鈴木昭一委員	今野恭一委員
嶺岸淳一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	鹿野司委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

武田悦一委員

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一 泰 君
建設部長	内形 繁 夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部 総務課長	郷古 正 夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖 彦 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	橘内 行 雄 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	教育委員会 教育部次長 兼生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	丹野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

菊地 進議長 ただいまから平成17年度決算特別委員会を開会いたします。

本日、欠席の通告がありましたのは、武田悦一君の1名であります。

本日は、正副委員長の互選と決算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である鹿野 司委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしくをお願いいたします。

鹿野臨時委員長 おはようございます。

それでは年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りをいたします。嶺岸淳一委員。

嶺岸委員 正副委員長の選任については、臨時委員長のご指名により選考委員を挙げて、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

鹿野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、鈴木昭一委員、吉田住男委員、佐藤貞夫委員、吉川 弘委員、福島紀勝委員、以上の5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時36分 再開

鹿野臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。佐藤貞夫委

員。

佐藤委員 先ほどまで選考委員会を開いておりました。その結果をご報告申し上げたいと思います。

5名の選考委員で慎重に審議をいたしました結果、委員長には木村吉雄委員、副委員長には志子田吉晃委員のご兩名を選考いたしました。以上ご報告申し上げますが、ご賛同をお願い申し上げます。

鹿野臨時委員長 ご苦労さまでした。

ただいま佐藤貞夫委員のご報告のとおり、委員長には木村吉雄君、副委員長には志子田吉晃君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、木村吉雄君に委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

木村吉雄委員長 委員長に推挙されました木村でございます。

3年ほど前も予算委員会で、私は浅学非才な人間でございます。こうして今もそのような気持ちであります。

平成17年度の決算は、塩竈市長が本格的な2年目の予算を組んだ決算でございます。皆さんご存じのように、一般会計、特別、企業会計総額464億円でございます。ぜひ塩竈市民の目線で精査していただいて、活発な議論を交わしていただき、塩竈の発展につなげていただきたいと思います。

あいさつは簡単でございますが、皆さんよろしくをお願いいたします。（拍手）

鹿野臨時委員長 次に、志子田吉晃君、副委員長のごあいさつをお願いいたします。

志子田副委員長 ただいま選考委員の方々により、副委員長にご推挙いただきました。まことにありがとうございます。

決算委員会は、市民の皆様からちょうだいした大切な税金の使い道が正しく使われたか、無理なくむだなく使われたかを確認する大切な委員会でございます。木村委員長を補佐して正確な決算審査とスムーズな運営に努力いたします。

各委員の皆様からも成果に対するご提言と活発なご意見を期待いたしましてごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

鹿野臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。

木村委員長 これより平成17年度各会計の決算審査に入ります。

それでは、まず平成17年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会で、一応19日、20日、21日、22日の4日間でお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は19日、20日、21日、22日の4日間とすることに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員からの決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を総括して審査を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号及び第2号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。高橋監査委員。

高橋監査委員 私の方から、特に補足して説明することはございませんのでよろしく申し上げます。

木村委員長 次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。田中収入役。

田中収入役 私から、認定第1号「平成17年度一般会計及び各特別会計決算」の認定につきまして、その概要をご説明いたします。まず資料4「平成17年度歳入歳出決算書」をご用意いたします。資料4でございます。

1ページ、2ページをお開き願います。

この表は、平成17年度の一般会計と10の各特別会計の決算総覧、総括表でございます。

横に区分、歳入歳出の内容等が記載してあります。縦に、会計別に一般会計を筆頭に各特別会計の内容を記載してあります。

まず初めに、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

歳入の決算総額は、収入済額に記載のとおり202億4,804万3,270円です。前年度、16年度との対比では0.2%増加しております。

歳出の決算総額は、歳出済額に記載のとおり199億6,917万6,154円で、前年度対比では0.4%の増で決算いたしました。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は2ページ中ほどに記載のとおりでございます。2億7,886万7,116円の黒字決算となりました。これを前年度と比較いたしますと11.7%減少しております。形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額308万1,000円を控除した額、実質収支は2億7,578万6,116円の黒字決算となりました。この剰余金の処分については、2ページ右側に記載のとおり、財政調整基金として1億3,878万6,116円の積み立てを行い、残額の1億3,700万円につきましては、平成18年度へ繰り越しております。

次に、10の各特別会計についてご説明いたします。

まず、交通事業特別会計は、歳入歳出それぞれ3億1,890万4,708円の同額で決算いたしました。

国民健康保険事業特別会計は、歳入済額54億6,622万5,552円に対し、歳出済額54億2,236万5,244円となり、歳入歳出差引額は4,386万308円の黒字決算となりましたので、その全額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入1億4,866万9,955円、歳出5億1,677万3,791円で、差し引き3億6,810万3,836円の歳入不足を生じました。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てんいたしました。

次に、下水道事業特別会計は、歳入が49億4,275万4,613円、歳出49億961万4,013円で、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額3,314万600円を控除して歳入歳出同額で決算いたしました。

公共駐車場事業特別会計につきましては、歳入が1,876万6,309円、歳出が7,811万6,291万円で、歳入歳出差し引き5,934万9,982円の歳入不足を生じ、翌年度歳入繰り上げ充用により決算いたしました。

老人保健医療事業特別会計は、歳入歳出 5 億 9,931 万 3,884 円、漁業集落排水事業特別会計は、歳入歳出 2,426 万 5,250 円、公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出 3 万 9,106 円でした。それぞれ 3 会計とも歳入歳出同額で決算いたしております。

介護保険事業特別会計につきましては、歳入決算額 3 億 4,482 万 4,427 円に対しまして、歳出決算額 3 億 4,469 万 7,627 円となり、歳入歳出差引額は 1 万 6,800 円の黒字決算となっておりますので、その全額を、介護保険事業財政調整基金に積み立てを行いました。

土地区画整理事業特別会計は、歳入が 8 億 9,187 万 957 円、歳出が 8 億 8,992 万 6,844 円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額 1 億 94 万 4,113 円を控除いたしまして、歳入歳出同額で決算しております。

以上、10 の各特別会計についてご説明いたしました。

最下段の合計欄をごらんいただきたいと思えます。

17 年度の一般会計と 10 の各特別会計の決算規模は、歳入総額 4 億 12 億 367 万 8,031 円で、歳出総額 4 億 7,319 万 2,912 円となりました。このため、歳入歳出差引額は 6,951 万 4,881 円の歳入不足となり、これより翌年度へ繰り越すべき財源 3,816 万 5,713 円を差し引いた実質収支は 1 億 768 万 594 円の赤字決算となりました。

次に、各会計の具体的内容についてご説明いたします。

まず、一般会計でございます。

4 ページをお開き願います。

先ほどご説明いたしましたとおり、17 年度の一般会計歳入歳出決算の総括的内容でございます。

次に、一般会計の歳入歳出それぞれの内容についてご説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きいただきます。

歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、1 款市税でございます。6 億 1,623 万 7,616 円で、歳入総額の 29.7% を占めております。前年度と比較いたしますと 9,100 万 2,426 円。率にして 1.5% 減少いたしました。市税の収納率は 89.59% でした。

最下段の 10 款地方交付税は 5 億 7,007 万 6,000 円で、歳入総額の 25.5% で

ございます。

7ページ、8ページでございます。

14款国庫支出金は19億8,909万6,194円で、9.8%です。15款県支出金は6億5,006万9,148円、歳入総額の3.2%です。18款繰入金は6億49万6,000円で3.0%でございます。

9ページ、10ページです。

21款の市債につきましては29億4,850万円で、歳入総額の14.6%でございます。

以上、歳入についてご説明しました。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

11、12ページをお開き願います。

歳出は、款別に、目的別に示してあります。

まず1款議会費は、歳出総額の1.2%でございます。2款総務費は20億6,198万5,676円で10.3%です。3款民生費は53億6,395万9,445円で、歳出総額の26.9%を占めております。4款衛生費、8.8%、5款労働費、0.2%、6款農林水産業費、1.9%、7款商工費、2.2%、8款土木費は32億769万9,140円、歳出総額の16.1%です。

次に、13、14ページをお開き願います。

9款消防費は3.4%。10款教育費は17億1,869万3,911円、8.6%、11款災害復旧費は0.1%、12款公債費は39億6,971万3,614円、歳出総額の19.9%、13款諸支出金0.4%となっております。

各特別会計の内容については、15ページ以下に記載のとおりですので、よろしく願いいたします。

以上、17年度一般、各特別会計の決算の概要でした。

次に、資料 5、厚い資料でございます。

平成17年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書をご準備いただきます。

ただいま総括的に説明いたしました。一般会計、各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の内容は、1ページから304ページに、また各会計の実質収支に関する調書につきましては

306ページから311ページに記載のとおりでございます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

まず、公有財産についてご説明いたします。312ページ、313ページをお開き願います。312ページ、313ページでございます。

これは、土地、建物、出資による権利などの公有財産総括表でございます。まず、土地及び建物の状況は一番上の「1、土地及び建物の表」に示すとおりでございます。

まず土地についてご説明申し上げます。表の下段、総合計欄にありますとおり、決算年度末、いわゆる17年度末残高は156万2,999.51平方メートルです。前年度より1万3,585.64平方メートル増加いたしました。

建物につきましては、313ページの右端、延面積合計欄にありますとおり、17年度末現在高は21万131.64平方メートルです。前年度より140.33平方メートル増加いたしました。

次に、「2、共有財産」は、真ん中に示すとおり17年度中の増減はございませんでした。

下の表、「3、その他」についてご説明いたします。

まず、動産及びその従物のうち、船舶につきましては89.36トン減少し、17年度末現在高は141トンとなりました。出資による権利は207万円増加いたしまして、17年度末現在では5億3,317万6,000円となりました。以上、公有財産の状況につきましてご説明いたしましたが、その詳細は、314ページから340ページに示すとおりでございます。

続いて、物品については341ページから346ページに記載のとおりでございます。

債権は、345ページ、表に示すとおりでございます。貸付金の種目は、災害援護資金及び地域総合整備資金でございます。17年度末貸付金残高は2億8,850万9,000円となりまして、決算年度中2,076万8,000円増加いたしました。

最後に、基金についてご説明申し上げます。

349ページから353ページに記載のとおりでございます。

各基金の17年度末現在高の総額は22億5,861万7,397円で、前年度より1億1,225万8,428円減少いたしました。

以上、私からは、認定第1号平成17年度一般会計、各特別会計の決算の概要についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 それでは、私から平成17年度主要な施策の成果に関する説明書及び普通会計をベースにいたしましたバランスシート並びに行政コスト計算書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、資料 6「平成17年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いたします。

説明の方は、まず前年度と異なる事業や新たな事業についてご報告をいたし、次に資料編についてご説明申し上げますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、8ページをお開き願います。

一般会計の目別の総括表でございます。平成17年度に新たに実施された事業を中心にご説明申し上げます。なお、個別事業の詳細につきましては17ページ以降に記載してございますので、後ほどご参照願います。

まず、第2款1項7目企画費のうち4段目にありますが、市民活動の推進でございます。市民、企業、行政など、多様な主体による協働でのまちづくりを目指して、コミュニティーに関する講演会などを開催するとともに、市民活動推進室の本町移転に向けた準備を行っております。

その下の段になります地域新エネルギー推進事業では、地域における新エネルギーの実現に向け、グローバルエコシティ推進協議会を設立するとともに、バイオディーゼル燃料化事業について実施主体でございます団地水産加工業協同組合を支援して、精製プラントの建設に着手をしております。

10ページをお開き願います。

3款2項2目児童措置費のうち、私立保育園運営事業では、平成17年度から私立認可保育園塩釜ひまわり保育園が開設されたことによりまして、待機児童対策など子育て支援のさらなる充実が図られております。

3款2項4目保育所費のうち、地域子育て支援センター運営事業では、壱番館1階にしおがま子育て支援センターを開設して、これまでの藤倉保育所内支援センターと合わせました2カ所を拠点に、講演会、親子コンサート、育児情報の提供などを行っております。

同じく保育所費でございますが、平成17年度公立保育所耐震化補強事業では、東部、新浜町、清水沢、香津町の4保育所の耐震化工事を行っております。

同じく子育て支援に関する事業ですが、地域における子育てを会員相互に支え合うファミリ

ーサポート事業や、母子父子家庭にホームヘルパーを派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業を開始しております。また、あゆみ保育園園舎の増改築に対する補助を決定し、低年齢児保育の入所枠拡大を図っております。

11ページをごらん願います。

4款1項1目保健衛生総務費のうち、成人保健事業では、生活習慣病の予防や改善のため、健康審査や健康相談、訪問指導などを行っております。17年度におきましては日曜健診を実施して受診率の向上を図るとともに、前立腺がん検診を新規に行い、また乳がん検診にマンモグラフィー撮影を導入しております。

12ページをお開き願います。

第6款2項2目水産業振興費のうち塩竈市水産振興協議会補助事業でございますが、はえ縄船で水揚げされるメバチマグロのブランド化を進めるため、名称を三陸塩竈ひがしものに決定するとともに、特許庁へ商標登録の出願を行い、あわせまして横浜市場祭りなどにおいてPR活動を実施しております。

7款1項2目商工振興費のうち商工振興対策事業では、塩釜市商業協同組合が壱番館1階にボックスショップを開設するとともに、青年団体が実施主体となり和歌を記したのれんを掲げました観光案内店を開設するなど、回遊型の商業、観光振興事業を実施しております。また商人塾を継続開催し、繁盛店を目指して実践事業に取り組みます商業者への支援活動を行っております。

13ページをごらん願います。

8款5項2目街路事業費のうち、都市計画街路事業下馬春日線は、赤坂交差点から栄町までの区間を完成させ、交通渋滞の解消と歩行者の安全性の確保を図っております。また、道路整備にあわせまして、鬼房の小道などポケットパークを整備し、潤いや文化を感じられる空間の創出に努めております。

8款6項2目公営住宅建設費、市営梅の宮住宅建替事業は、18年度までの第2期工事といたしまして、1棟12戸の建設工事に着工しております。

9款1項3目防災費のうち防災備蓄倉庫整備事業では、地域防災体制の整備充実を図るため、公民館、月見ヶ丘小学校及び第二中学校に屋外型の備蓄倉庫を整備しております。

14ページをお開き願います。

同じく防災費のうち、自主防災組織規制事業でございますが、大規模災害に備えまして、町

内会のご協力をいただきながら自主防災づくりを進めております。平成17年度では11の町内会で自主防災組織が設立されております。

10款2項1目学校管理費のうち小学校耐震補強関連事業では、第一小学校及び第二小学校の耐震診断を実施しております。また、第三小学校及び玉川小学校の耐震補強設計を行い、工事に着手しております。

以上、新たなものを中心に一般会計の主なる事業についてご説明を申し上げます。

次に、資料編のご説明を申し上げますので、352ページをお開き願います。

ここでは、平成17年度決算の概況とその特徴を取りまとめてございます。

一般会計の決算規模は、歳入が202億4,804万3,000円、歳出が199億6,917万6,000円となり、前年度比でそれぞれ0.2%、0.4%の増となっておりますが、平成17年度では公的資金の借りがえがあり、また16年度では減税補てん債の借りがえがございました。その関係で、両年度からそれらの金額を除いた決算額での比較では、それぞれ1.0%、0.8%の減となるものでございます。

次に、決算収支は、実質収支が2億7,578万6,000円の黒字であります。単年度収支では1,329万6,000円の赤字であり、さらに財政調整基金による調整を除きました実質単年度収支では3億3,687万円の赤字となる大変厳しい決算となっております。

続きまして、歳入の決算額は、前年度に比べて3,830万5,000円増加しておりますが、借換債分を除いた金額での比較では、前年度から1億9,029万5,000円の減となっております。減少の主な要因は、市税が減少したこと、税源移譲や国庫補助事業の終了などにより、国庫支出金が減少したことなどによるものでございます。

歳出の決算額は、前年度に比べて7,516万5,000円増加いたしました。借換債部分を除いた金額での比較では、前年度から1億5,343万5,000円の減少となっております。これは、越の浦春日線整備事業の事業終了などにより、普通建設事業費が減少したことや、財政健全化の取り組みにより、歳出の抑制に努めたことなどによるものでございます。

次に、特別会計につきまして、決算収支の状況を中心にご説明を申し上げます。

353ページをごらん願います。

まず交通事業会計につきましては、歳入歳出同額の決算となっております。17年度におきましては、船舶建造事業を行っております。

次に、国民健康保険事業会計では、実質収支が4,386万円の黒字となっております。

魚市場事業会計につきましては、経常経費の抑制に努めましたが、まき網漁業の水揚げ高減少により、単年度の収支不足額は前年度より増加し、1,696万6,000円となっております。この金額につきましては、一般会計からの繰入金で補てんし、累積赤字額は前年度と同額の3億6,810万4,000円となっております。

下水道事業会計では、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと歳入歳出同額の決算となっております。使用料収入が前年度より1,182万9,000円増加したほか、資本費平準化債の活用により、一般会計からの繰入金は4,912万1,000円減少しております。しかしながら、公債費が増加しておりますので、後年度負担への十分な留意が必要になっております。

公共駐車場事業会計につきましては、実質収支で5,935万円の赤字決算となり、繰り上げ充用により措置をしておりますが、累積赤字額は徐々に減少しております。

老人保健医療事業及び漁業集落排水事業及び公共用地先行取得事業の各会計につきましては、歳入歳出同額の決算となっております。

介護保険事業会計では、実質収支は12万7,000円の黒字であります。介護財政調整基金から5,352万1,000円の繰り入れを行っております。

土地区画整理事業会計では、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、歳入歳出同額で決算されております。事業が本格化しておりますので、事業費で8億円ほどの増加となっております。

続きまして、普通会計の財政状況について、主要な財政指標によりましてご説明を申し上げます。

指標として掲げております2番目になりますが、経常収支比率でございます。

経常収支比率は96.6%と、16年度から0.2ポイント減少しておりますが、極めて高い数値が続いております。公債費の減少などの歳出抑制効果があらわれております。そういったこともございますけれども、今後なお一層の低下に努めてまいります。

3の財政調整基金の積立金現在高比率は0.4%となっており、財政調整基金残高は4,196万3,000円まで縮小をしております。近年の極めて厳しい財政環境から生じる収入不足を、基金からの繰入金で補てんしてきたことによるものでございます。今後、基金に頼らない財政運営を早期に取り戻すことが不可欠な状況となっております。

4の公債費比率は14.6%と、前年度と比較し1.6ポイントの減となっております。こ

れは建設事業費の厳選により借入金の抑制に努めていること、そして16年度で公共用地先行取得債の償還が完了したことなどによるものでございます。今後とも、借入金の抑制を図り、減少に努めてまいりたいと考えてございます。

356、357ページをお開き願います。

この表は、一般会計決算の3カ年の推移でございます。歳入、そして歳出を目的別に取りまとめたものでございます。

358、359ページをお開き願います。

358ページは、歳出の性質別区分の3カ年の推移。359ページから360ページにつきましては、投資的経費の状況について取りまとめておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、361ページをごらん願います。

上段の表は繰出金の10カ年の推移を取りまとめたものでございます。繰出金の総額は平成17年度で34億2,888万3,000円となり、前年度とほぼ同額となっております。

下段の表は基金残高の推移でございます。これも10カ年の内容を取りまとめております。平成17年度末で基金残高は14億8,036万7,000円。前年度比で11.9%の減となっております。

362、363ページをお開き願います。

362ページ、上段の表は、普通会計決算の推移でございます。

下段の表は一般財源の推移でございます。一般財源は、平成17年度では合計で124億6,835万1,000円、前年度比で0.8%増加しております。これは、三位一体の改革によりまして国庫補助負担金の廃止、縮減措置が行われておりますが、この措置とあわせまして譲与税になっておりますので、譲与税が約1億1,000万円増加したことなどによるものでございます。しかしながら、歳入の根幹をなす市税が減少しております。またこの表には示されておりませんが、地方交付税の振りかえであります臨時財政対策債が大きく減少してございます。

363ページをごらん願います。

上段が義務的経費の推移になっております。平成17年度は、前年度と比較いたしまして、扶助費が大きく増加をしております。一方で、公債費が公共用地先行取得債の16年度での償還完了によりまして減少しております。こういったことから、義務的経費全体の金額では微増

となっております。

下段の表の地方債残高でございますが、全会計の合計では675億1,448万1,000円となり、前年度から0.4%増加をしております。

364、365ページをお開き願います。

決算の主要な指標の推移をまとめてございます。

366、367ページをお開き願います。

ここでは、平成17年度普通会計の決算状況を一覧表にしたものでございます。ご参照いただければと思います。

続きまして、資料7をご用意願います。

資料7は、一般会計決算の状況をグラフを用いてあらわした資料でございます。

この資料の6ページをお開き願います。

昨年度に引き続きまして、決算分析の主要な指標につきまして、本市及び県内市部平均の数値をレーダーチャート化しております。五つの指標につきまして、各指標の警戒ラインとされる数値、グラフの中央にあります点線で表示してございます。五角形で表示しているものでございますが、警戒ラインとの比較をしたものでございます。各数値につきまして、プラスの2からマイナス1までの4段階に区分をしております。警戒ラインをゼロとしております。警戒ラインの内側にマイナス1の危険エリア、外側にプラス1の準警戒エリア、プラス2の健全エリアをとっておりますので、外側にあるほど財政状況がよいということになってまいります。このエリア区分ですけれども、県の市町村課で取りまとめております分析資料によるものでございます。

まず、太い実線であらわしております本市の数値でございますが、一番上になります経常収支比率ではマイナス1の危険エリアに位置しております。公債費負担比率がゼロの警戒エリア、起債許可制限比率がプラス1の準警戒エリア、そして基金現在高比率がマイナス1の危険エリアまで達しております。

細い実線であらわしております県内市部平均と比較いたしますと、他の四つは同じでございますけれども、基金現在高比率がエリア区分で2段階内側にありますので、市部平均との比較で言いましても、本市の財政状況が基金残高の減にあらわれているというふうに考えるものでございます。

続きまして、資料8をご用意願います。

財政状況を検討する手法といたしまして、平成17年度の決算をもとに企業会計的な考え方を取り入れまして、バランスシートと行政コスト計算書を作成をしております。

まず、普通会計決算をもとに作成いたしましたバランスシートの概要につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

上段の表をごらん願います。平成17年度の資産総額は662億円、負債総額は239億円、正味資産は423億円となっております。市民1人当たりには換算いたしますと、右側になりますが、資産111万円、負債40万円、正味資産71万円でございます。

6ページをお開き願います。

の財政状況の推移の表をごらん願います。この表は、平成15年度から平成17年度の経年変化を取りまとめたものでございます。資産及び正味資産が減少しており、負債についてはほぼ同額というふうになっております。資産が減少している主な要因でございますが、資産の部におきまして減価償却の結果、残存価格は減少しているわけでございますが、普通建設事業費を抑制してございますので、新たな資産形成が減少しているといったようなことによるものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

行政コスト計算書につきましてご説明申し上げます。

バランスシートはストックの状況をあらわしたものでございますが、行政コスト計算書は資産形成につながらない行政サービスの費用を明らかにするものでございます。コスト、現金の支出額ではなく、減価償却費や退職給与引当金繰入額などの現金を伴わない支出を含めまして、本市が資産形成以外の行政サービスにどれぐらいのコストを投じたか。それを総額、市民1人当たりであらわしたものでございます。平成17年度の費用総額は173億円、収入総額は167億円、当期純剰余はマイナスの6億円でございます。これを市民1人当たりで見ますと、費用が28万9,000円、収入が27万9,000円、当期純剰余がマイナスの1万円となります。当期純剰余は6億円のマイナスでありますので、行政コスト計算の中では本年度に得た収入だけでは支出を賄い切れなかったということになってまいります。

次に、22ページをお開き願います。

ここでは、普通会計、病院事業会計、水道事業会計、それに土地開発公社を合わせました連結の財務諸表を作成しております。まず、連結のバランスシートにつきましてご説明申し上げます。

ます。

上段から2番目の連結の表をごらん願います。

平成17年度の資産総額は823億円、負債総額は380億円、正味資産は443億円となっております。市民1人当たりには換算いたしますと、資産137万円、負債63万円、正味資産74万円となります。矢印右側の表で、市民1人当たりの普通会計と連結を比較いたしますと、上の方が普通会計、下の方が連結ということになりますが、普通会計の111万円から連結では137万円と26万円の増となっております。負債につきましては、資産取得に係る企業債が加わりますので、40万円から63万円と23万円の増となっております。一方、正味資産につきましては、病院事業会計の累積欠損金に加味されますので71万円から74万円と3万円の増にとどまっております。

次に、連結のコスト計算書につきましてご説明申し上げます。

下段の連結の表をごらん願います。

平成17年度の費用総額は214億円、収入総額は202億円、当期純剰余金はマイナスの12億円となっております。市民1人当たりでは、費用35万7,000円、収入33万7,000円、当期純剰余金はマイナス2万円となります。市民1人当たりの普通会計と連結によるコスト計算書を比較いたしますと、費用につきましては人件費や物件費で増加しているため、28万9,000円から35万7,000円と6万8,000円の増となっております。

収入につきましては、病院などの事業収益及び水道事業の使用料収入などが加わりまして、27万9,000円から33万7,000円と5万8,000円の増となっております。

当期純剰余金につきましては、水道事業、土地開発公社においては純利益が確定されておりますけれども、病院事業会計で純損失が生じているため、マイナスの1万円からマイナスの2万円と1万円減少しております。

以上で財政課からの説明を終わります。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 それでは、続きまして病院事業決算のご説明を申し上げます。

冊子番号9番をご用意いただきたいと思います。9番です。

まず最初に9ページをお開きいただきたいと思います。9番の9ページです。

平成17年度塩竈市立病院の事業の報告書でございます。まず、概況の方からご説明を申し上げます。

平成17年度につきましては、再生緊急プランの実行を最重要課題として位置づけました。ご承知のとおり平成16年度につきましては、年度途中で医師が大幅に減ってしまうということなどから、不良債務4億2,000万円ほどが発生しております。これを受けまして、緊急再生プランを策定し、可能な限り早期にこれを実行していくということで、全力で取り組んでまいりました。

その成果としまして、コスト面では特勤手当、あるいは管理職手当の削減、見直し、それから早期退職による人件費の削減などを進めております。さらに、収益面では解放型病床の設置、あるいは内科医、整形外科医の医師の確保などがございましたけれども、しかしこのようなコスト削減、あるいは医師の確保というものが年度当初からその効果を発揮するということはなかなか難しかったわけでありまして、ある程度の時間を要しました。そしてまた、早期退職の募集にありましては一時的な費用負担というようなこともございましたので、平成17年度、最終的にはここにありますように6億3,600万円の単年度不良債務が生じてございます。平成18年度につきましては診療報酬の大幅な引き下げなどを、また新たな厳しい環境にございますけれども、17年度中に取り組んださまざまな効果が年度当初から、これは出てまいりますし、さらに新たな取り組み、そして医師確保などを加えまして、何とか単年度収支均衡というものを目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その下、患者数でございます。17年度の入院の年間延べ患者数は3万9,493人、外来延べ患者数は8万1,213人でありました。これは、前年度と比較いたしますと割合で入院が19.5%の減少、外来は18.3%の減少。大体収益の減少もこれに一致しております。健診、人間ドックにつきましてはふえておりますが、これらを合わせまして収益的収支の収入、支出であります。まず収入の方は営業収益から特別利益まで合わせまして19億3,200万円ほどの収入に対しまして、支出の方は営業費用から特別損失まで合わせまして26億5,500万円を要しております。差し引き、一番下にありますように7億2,300万円の単年度の純損失が生じております。これは、減価償却等含めた数字でありますので、これを除いた純粋な現金不足、いわゆる単年度不良債務というのは、先ほど上の方で申し上げたように6億3,600万円となります。

右の10ページの方をごらんいただきます。

には、資本的収支を記載してございます。収入につきましては他会計出資金と計1億7,200万円、支出の方は建設改良費など、これも計1億7,200万円となっております。

それでは、1ページの方をごらんいただきます。

1ページ、収益的収入及び支出の総括表になっております。

上の方、収入でありまして右側に決算額がございまして17年度の決算額が19億3,700万円となっております。これは前年度には23億ございましたので、大幅な落ち込みとなっております。

下の方に支出の表がございまして、これも右側の方に決算額がございまして26億6,100万円。これらの数字、それぞれ今概要でご説明したとおりでございます。

次の、3、4ページが資本的な収入と支出になります。これも、今概要の方でご説明したとおり、上の収入につきましては決算額が1億7,200万円、下の支出の表につきましても右の方の決算額1億7,200万円となっております。

これについて、5ページ、6ページに財務諸表がございまして。

まず、5ページにつきましては、17年度1年間の経営成績をあらわします損益計算書になります。1番の医業収益、2番の医業費用合わせまして、その下に医業損失の欄がございまして7億6,300万円。これに3番の医業外収益、そして4番の医業外費用を合わせまして、その下に経常損失の欄がございまして7億2,100万円となります。これにその下の5番、6番、特別利益、特別損失を合わせまして下から3段目になりますが、先ほども申し上げましたように当年度の純損失7億2,300万円という数字になります。これに前年度までの累積の欠損金46億を加えまして、当年度末の未処理欠損金、いわゆる累積の赤字分は53億という大変大きな数字になります。ただ、これは減価償却を加えておりますので、これを除いた数字というのはこの次のところでご説明を申し上げます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらは17年度、年度末の財政状態をあらわします貸借対照表になります。左が資産の部、そして右側が負債、資本の部となります。これはそれぞれ資産の部合計、7ページの下を見ていただきますと17億7,000万円。これは8ページの負債資本を合わせた合計、これも右下であります同額、左右同額になっております。この中で、不良債務の計算であります、左側の下、流動資産、これは短期間に現金化できる手元にある現金及び預金などのものであります、

この流動資産が現在3億9,600万円となっております。これに対して右側の上の方、負債がございますが、この中の流動負債、これは1年以内に支払い時期が来る、すぐ返さなければならぬ負債であります。この流動負債の額がここにありますように2億8,700万円。この差、マイナスの差が現在の不良債務ということになります。ですから計算いたしますと2億4,300万円ほどの、現在の現金ベースの赤字ということになります。ですから、前の損益計算書で5億3という非常に大きな数字でありましたが、それから減価償却等を除きますと、今申し上げたように累積の赤字というのは実質は2億4という形になると。これが先ほど申し上げました単年度6億3,000万円ほどの不良債務が加わって、そしてこの2億4という数字になるということでございます。このことにつきましては、17ページ以降、政令で定めるその他の書類ということで各種書類をつけておりますが、そのほかにきょうお渡しいたしました冊子番号18番、平成17年度病院事業の概要というのがございます。

こちらの31ページをごらんいただきますと、貸借対照表13年度から17年度まで載せておりますが、その31ページの一番下のところに、わかりやすいようにそれぞれの年度の不良債務発生額、そして年度末の累積の不良債務額ということで、表をつけております。ちなみに17年度末をごらんいただきますと、一番下のところ、当年度の不良債務発生額6億3,600万円、年度末不良債務、これは累積で2億4という数字がございますのでご参照いただきたいと思います。これをごらんいただきますとわかるように、大変病院経営、非常に厳しい。これまでで最も厳しい環境であります。これを何としても早急に単年度の収支均衡というところまで持っていくように、全力で頑張っていきたいと思っております。以上です。

木村委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 私からは、資料10番、平成17年度水道事業会計決算について説明させていただきます。説明の都合上、10ページをお開き願います。

10ページは、平成17年度の概況でございます。まず給水状況でございますが、年間総配水量は大倉水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして843万8,211立方メートルで、日平均にいたしますと2万3,118立方メートルとなるものでございます。これは、前年度に比較しますと30万9,289立方メートル、3.54%の減少となるものでございます。

年間有収水量につきましては756万8,290立方メートルで、日平均にいたしますと2万735立方メートルとなるものでございます。これは、前年度に比較しますと16万591

立方メートル、2.08%の減少となるものでございます。この主な要因としましては、口径100ミリから150ミリ、臨時用水で1万8,317立方メートル増加しましたが、口径13ミリから75ミリ、精算用水等で1万7,908立方メートル減少したことによるものでございます。

次に、建設改良の状況でございます。第5次配水管整備事業としまして、老朽管の布設がえ等を行っておりますが、平成17年度は口径50ミリから200ミリ、延長で2,800メートルを施工しており、あわせて三陸南地震により使用不能となりました藤倉PC配水地の築造工事のうち、自主設計委託、用地取得、既存配水地の解体等を行っているものでございます。また、老朽管更新事業として、平成17年度を初年度に10カ年計画の国の補助制度を利用し、老朽管の更新を行うものでございますが、平成17年度は口径50ミリから150ミリ、延長2,065メートルを施行しているものでございます。

次は、財政状況でございます。

恐れ入りますが、1ページないし2ページにお戻りいただきたいと思っております。

1ページないし2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しているものでございます。収入につきましては、予算額18億5,101万6,000円に対しまして、決算額は18億7,191万7,316円となるものでございます。支出につきましては、予算額18億1,393万4,000円に対しまして、決算額は17億3,622万5,688円となるものでございます。

次に、3ページないし4ページをお開き願います。

3ページないし4ページは、資本的収支における決算報告書でございます。収入につきましては、予算額3億3,785万円に対しまして、決算額は3億3,904万500円となるものでございます。支出につきましては、予算額7億8,378万5,000円に対しまして、決算額は7億7,543万5,525円となるものでございます。その結果、収入額が支出額に不足する額4億3,639万5,025円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする内容のものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

5ページは、損益計算書でございます。当該年度としましては、下から3行目でございますが、単年度で1億1,986万4,195円の純利益を生じたので、その結果、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度未処分利益剰余金は2億5,273万208円となるものでござ

ざいます。

続きまして、6ページないし7ページをお開き願います。

6ページないし7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書でございます。これは、利益剰余金及び資本剰余金の年度中の変動した内容をあらわしてございますので、ご参照願いたいと思います。

続きまして、8ページないし9ページをお開き願います。

8ページないし9ページは、貸借対照表でございます。8ページは固定資産及び流動資産の状況でございます。資産合計が111億1,600万6,428円となるものでございます。9ページは、負債及び資本の状況でございますのでご参照を願います。

なお、9ページの流動負債が1億5,670万4,496円となっておりますが、8ページの流動資産が8億3,824万6,298円となっておりますので、短期債務に対する支払い能力は確保されているということでございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などをそれぞれ記載しておりますのでご参照願いたいと思います。

なお、別冊の資料12番の決算説明資料でございますが、予算決算対照表、起債償還年次表、県内12市及び隣接3町の業務状況等を記載してございますのでご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

木村委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたら、ご発言願います。鈴木委員。

鈴木委員 それでは、ニュー市民クラブを代表いたしまして、決算特別委員会にかかわる資料をお願いをしたいと思います。

まず1番目、平成13年度から17年度までの法人市民税、業種別税割額の推移。

2番目に、平成13年度から17年度までの固定資産税、土地建物償却資産交・納付金の推移と調定額。

3番目、平成16年度の一般競争入札の落札率。

4番目、平成16年度一般競争入札の落札率の内訳。

5番目、平成17年度一般競争入札の落札率。

6番目、平成17年度一般競争入札の落札率の内訳。

- 7 番目、平成 16 年度指名競争入札の落札率。
 - 8 番目、平成 16 年度指名競争入札の落札率の内訳。
 - 9 番目、平成 17 年度指名競争入札の落札率。
 - 10 番目、平成 17 年度指名競争入札の落札率の内訳。
 - 11 番目、給料、職員手当、共済費の総額、各会計別。
 - 12 番目、委託業務、委託事業一覧、一般会計 100 万円以上。
 - 13 番目、平成 16 年度随意契約明細書、工事で 130 万円以上。
 - 14 番目、平成 16 年度随意契約明細書、コンサル 130 万円以上。
 - 15 番目、平成 16 年度随意契約明細書、その他 130 万円以上。
 - 16 番目、平成 17 年度随意契約明細書、工事 130 万円以上。
 - 17 番目、平成 17 年度随意契約明細書、コンサル 130 万円以上。
 - 18 番目、平成 17 年度随意契約明細書、その他で 130 万円以上。
 - 19 番目、県内 13 市における生活保護費の推移。過去 8 年間。
 - 20 番目、平成 17 年度決算分析指標レーダーチャート、県内各市。
 - 21 番、学校給食職員の人数、各学校別。
 - 22 番目、物品購入の市内外業者の購入先内訳。
 - 23 番目、職員の市内外住居別の比率。昭和 45 年から 5 年ごとに現在まででございます。
- 以上、よろしく願いいたします。

木村委員長 吉川 弘委員。

吉川委員 では、日本共産党市議団からも資料要望を行います。19 あります。

1 番目は財政見通しとの比較、平成 17 年度決算及び平成 18 年度決算見込みでお願いします。

二つ目は、平成 17 年度決算分析主要指標の県内の市との比較。

三つ目は、普通会計地方債残高の推移、県内の市との比較でお願いします。

4 番目は、各会計ごとの債務負担行為現在高。

5 番目は、起債償還年次表、平成 18 年度から平成 27 年度まででお願いします。

6 番目は、起債償還額の推移、平成 18 年度から平成 27 年度まででお願いします。

7 番目は、平成 14 年度から平成 18 年度までの職員数とパート人数。

8 番目は、平成 15 年度から平成 17 年度までの国保税滞納繰越理由別分類一覧、現年度分

でお願いします。

9番目は、平成17年度小中学校修繕要望箇所と工事完了箇所。

10番目は、小学校施設補修工事3カ年計画。

それから11番目は、中学校の施設補修工事3カ年計画。

12番目は、平成15年、16、17年度末の介護保険料収納状況と介護保険料未納理由。

13番目は、平成14年度から平成18年度までの市営住宅家賃の減免申請数、認定数、減免金額の合計額及び各年度の総戸数に対する減免数とその割合についてお願いします。

14番目は、平成17年度から平成19年度へかけての各税の控除制度の改定によるその影響者数と増税額と1人当たりの増税額について。定率減税の縮小、廃止、老年者控除廃止、65歳以上の非課税措置廃止、公的年金控除の縮小。

15番目、貨物ヤード跡地への大型店進出に当たっての見取り図。

16番目、平成9年度から平成18年までの人口数に対する高齢者数、高齢者率及び15歳までの人数、率の推移。

17番目、平成17年度末における市営住宅家賃の収入分位区分別の世帯数、率と滞納世帯数、率。

18番目、平成16年度からの下水道事業の資本費平準化債の活用によって、今後の起債償還の見通しと財政効果について。

19番目、市営住宅家賃減免要綱について。

以上であります。

木村委員長 福島紀勝委員。

福島委員 では、社会民主党市議団の方からも、観光動態について3項目お願いをいたします。

まず一つは、観光客数の塩竈市民と市民外として、市内の宿泊と日帰りの数。

それから二つ目については、観光消費額とその経済波及効果。これは、1人当たりの観光消費額でお願いをします。

それからもう一つは、観光消費額及び経済波及効果の10年間の推移。こういうことをお願いをいたします。

木村委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 公明党の方からも資料請求いたします。

市立病院では、昭和63年に第3次経営健全団体の指定を受け、平成3年度に何とか不良再建を回収したと伺っておりますが、その経緯と平成17年度までの収支状況、不良債務、累積欠損金、給与費、常勤医師数、看護師、職員数及び一般会計の繰入金推移に関する資料の提出をお願いいたします。以上であります。

木村委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容確認の上ご報告願います。加藤助役。

加藤助役 それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、鈴木委員の方から要求のございました中で、3番目、平成16年度一般競争入札の落札率の関係。それから4番目はその内訳。それと7番目、8番目も指名競争入札の落札率とその内訳につきましては、平成16年度の工事請負契約状況という形で提出をさせていただきたいと思います。

また、5番、6番、9番、10番の17年度分につきましては、例年当該年度の部分について、ことしも平成17年度として17番の資料でお出ししておりますので、これと置きかえをしていただければというふうに思います。

それから、23番目に要求のございました職員の市内外住居別の比率の関係でございます。これにつきましては、データとして整理されているのが平成16年からというふうになっておりますが、職員録のデータの関係で、最も古い職員録が昭和47年から用意されておりますので、そこから拾いますと、昭和54年度から10年度ごとに平成5年、平成15年度、そして最新の平成18年度の職員を塩竈市内、それから1市3町、そして仙台市、その他の分類で提出をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

次に、吉川委員の要求のございました、19点でございます。この中で、14番目にございました平成17年度から19年度にかけての各税の控除制度の改定によるその影響者数と増税額という関係でございます。これにつきましては、影響者数とその影響額、これにつきましてはあくまでも平成17年度の課税状況調査を基本といたしておりますので、推計値ですのでご了承をいただきたいと思います。

それから、16番目に要求のございました平成14年から平成23年までの人口数に対する高齢者数、高齢化率及び15歳までの人数、率の推移と見通しという要求でございますが、これにつきましては、平成14年から平成18年の3月までの数値につきましては、統計資料としてございます。その後の平成23年までの見通しについては、あくまでも国の外郭団体での

予測として把握されてございますので、本市としては未整備となっておりますので、現段階では本市の公式文書として18年度以降についてはお出しできませんので、3月までのものでもよろしくお願いをしたいということでございます。

それから、他の県については提出をさせていただきます。そのうちで、18番目にございました平成16年度の下水道事業の資本費の関係でございますが、これについては若干時間を要しますので、ほかの提出の日にちよりはずらさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、福島委員から要求のございました観光客数の1番目の関係でございますが、これにつきましては、本市入り込み客数と宿泊数の資料提出ということでお願いをさせていただきます。

それから、2番目の関係につきましては、あくまでも県の統計資料をもとに本市での観光消費額と経済波及効果を算定をいたしますので、それで提出をさせていただきたいということでございます。

それから、最後の観光消費額及び経済波及効果の10カ年間の推移ということでございますが、県の統計資料をもとにこれも作成することになりますので、入手可能なデータが過去4年分ということになっておりますので、平成14年度から17年度までの分でご了承いただきたいと思っております。

それから、最後に公明党さんの浅野委員の方から要求のございました、これについては対応させていただくということでございます。

以上の件につきまして1件のみ、吉川委員の方から要求のありました下水道事業の関係につきましてのみ、若干時間をいただいて整理をさせていただくということで、確認をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

木村委員長 吉川 弘委員。

吉川委員 わかりました。それで、14番目、18番目は了解いたしました。ただあと16番目ですね。高齢者数、それから消費数、率の件については平成9年から18年までということで要望いたしましたので、よろしくお願いたします。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 もう一度確認をさせていただきます。

ただいまの16番目のものにつきましては、あくまでも14年から18年3月、17年とい

うことでよろしいんですね。

それと、資料の提出につきましては、あすの開会まで、できるだけ間に合うように提出をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

木村委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、20日午前10時より再開したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、20日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認める
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午前11時59分 終了

平成18年9月20日（水曜日）

平成17年度決算特別委員会
（第2日目）

平成17年度決算特別委員会第2日目

平成18年9月20日(水曜日)午前10時開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	嶺岸淳一委員
浅野敏江委員	吉田住男委員
佐藤貞夫委員	木村吉雄委員
鹿野司委員	志賀直哉委員
香取嗣雄委員	曾我三三委員
中川邦彦委員	小野絹子委員
吉川弘委員	伊勢由典委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

東海林京子委員

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一 泰 君
建設部長	内形 繁 夫 君	総務部 政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部 総務課長	郷古 正 夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖 彦 君
総務部 税務課長	福田 文 弘 君	総務部 防災安全課長	佐々木 真 一 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君
健康福祉部 健康課長	阿部 純 子 君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君
産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君	建設部 建築課長	千葉 伸 一 君
建設部 土木課長	千葉 正 君	建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君
総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信 彦 君	会計課長	橋内 行 雄 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君
教育委員会 教育部次長 兼生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	高橋 利 夫 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福 実 君
教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地 辰 夫 君	教育委員会教育部 生涯学習課長	中川 政 則 君

選挙管理委員会

事務局 長 星 清 輝 君

監 査 委 員 高 橋 洋 一 君

監 査 事 務 局 長 丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 佐久間 明 君

事務局次長兼

議事調査係長 安 藤 英 治 君

議事調査係主査 戸 枝 幹 雄 君

議事調査係主査 齊 藤 隆 君

午前10時00分 開会

木村委員長 ただいまから、平成17年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、東海林京子君の1名であります。

助役より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。加藤助役。

加藤助役 おはようございます。

それでは、私の方から資料についてご報告をさせていただきたいと思います。

昨日、要求のございました資料につきましては取りまとめを行いまして、お手元にご配付をさせていただいておりますので、どうかご活用いただきましてご審査の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

なお、吉川委員より要求のございました平成16年度からの下水道事業の資本費平準化債の活用による今後の起債償還の見通しと、その効果の資料につきましては、作成間に合いましたので、最後の項目の方に入れてございますので、どうかご活用いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

木村委員長 それでは、これより一般会計の審査に入ります。

質疑、意見等についてご発言をお願いします。

なお、ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めて、一般会計はおおむね40分以内、特別会計、企業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

質疑に入ります。

志子田吉晃委員。

志子田委員 おはようございます。

17年度の一般会計の決算委員会ということなので早速質問させていただきます。時間40分なのでね。

それで、最初に資料の4の1ページからお聞きします。

4の1ページ、2ページの資本費一般会計の決算総覧、それからもう一つあわせて3の決算審査意見書の9ページ。9ページに、一般会計歳出決算総括となっています。4の方は総覧で、こちらは総括ということで。

そこで、この総括、総覧表というんですか、いろいろ数字が載っています。予算現額、調定額、収入済額、不納欠損、収入未済額と。それで、まずこの数字ですが一般会計、4の方で

1 ページで言いますと、こういった確定した数字。例えば、収入済額 2 0 2 億 4 , 8 0 4 万 3 , 2 7 0 円と出ているのでしょうか。このような数字、載っていますけれども、質問ですけれども、この数字の決算締切日はいつか、お聞きします。というのは、この線引き期間はいつか。普通決算は 3 月 3 1 日だと思わすけれども、この決算の考え方としては、普通は 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までと思わすけれども、金銭的な出納上の計算は、多分 4 月 1 日から翌年の 5 月 3 1 日までのような決算書のような気もするんですけれども、その辺計算上の締切日。どうなっているのか、まず最初にお聞きします。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

一般会計、特別会計につきましては、出納整理期間が認められてございますので、歳入につきましては調定ということで、まず債権債務関係をその調定の行為によりまして確定させるわけでございますけれども、歳入が直ちにその調定と同時に終わるわけではございませんので、収入の方は調定に従いまして、順次行われていくというふうなものも多くあるわけでございます。そういったものにつきましては、調定そのものにつきましては出納整理期間がございまして、出納整理期間である 5 月末日まで、収入したのものについて決算されるということでございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。そうすると私の予想は当たったんですね。5 月 3 1 日でないかなと思いました。そうすると、その間の出納期間中、2 カ月あります。なぜ聞いたかという、この 2 カ月のブランクの余裕期間の間にあいまいな期間が、いろいろ操作が、経理上の正しい操作もあれば、そうでないことも可能となる 2 カ月間があります。それはなぜ聞いたかという、一時借入金というんですか。新聞でにぎわいました夕張市の場合は、その一時借入金の残高が変更することによって、そういうふうに 2 カ月間も調整する期間があるわけですから、それもこの私たちのこの塩竈ではないということを確認したくてこういう質問をしているわけです。ないと言っていたきたいですから。そのような 2 カ月あるということで、その間の 2 カ月間の出納整理期間、その間の途中の監査は、監査委員さんはしっかり一借というんでしょうか、そちらの方はしっかり大丈夫だということで皆さんに言ってほしいんですが、よろしくお願ひします。

木村委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 決算を審査するに当たって、我々の方としましても、一時借入金の状況も含めた形で審査させていただいております。それで、特に4月から5月末までの出納閉鎖の間に、新年度と前年度の締めの部分という形になりますか。出納閉鎖の部分については、二つの年度が平行して走っているというような形で、その中で一時借り入れ等についても慎重に見させていただきます。それで、その部分について一時借入金の中で、他の団体でいろいろ新聞報道されていますような状況は、塩竈市にはございませんでした。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。監査委員さんがそう言われるんですけども、そういうものをどこで数字上チェックして見たらいいのか。ということは、この決算書には多分この一時借入金そのものの金額は3月31日現在、あるいは5月31日現在、あるいは途中の2カ月間の期間、どのような一時借入金が動いたか書いていないと思うんです。

それと、この決算審査意見書 3の2ページのところ。2ページの審査の方法のところ、上の方から、決算審査に当たって、財産に関する調書及びいろいろ書いてあります。そして、なお現金及び預金並びに有価証券の残高確認の検査等については別に定めるところに、例月出納検査において実施しているので審査を省略したと書いてあります。ということは、そういうものは省略ということで決算しなくてもいいのか。

それから、この議会始まる初日に、9月の定例会初日に、例月出納検査いただいております。7月31日付の監査第22号と、8月31日付の監査第28号の。それを見ると、3月の収入済額の、3月31日締め切りのところは、収入済額178億2,097万3,000円、それから3月の一時借り入れは62億2,372万円、その残高は36億2,372万円です。そうすると、そういうところでしか議会としては一時借入金はチェックできないわけですが、どのようにして決算処理上、検査の確認をとったのか。もう一度お尋ねします。

木村委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 まず、決算審査意見書の方の2ページの分の審査の方法という部分についてです。現金とか預金とか有価証券の残高につきましては、例月の出納検査、毎月やっている部分、あと3カ月でやっている部分という議会の方に報告させてもらっている部分で、毎月検査しておりますので、それらが決算審査と同じような審査をしておるということで、決算のとき改めてそこに戻ってということではなくて、それらの積み重ねの上に決算がされているという状況にあります。

あと、前回報告しております4月から6月部分までにつきましては、これも定例の監査の中で、一時借入金の部分についてその動きというんですか、それについては確認させてもらっておるところでございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 それから、先ほど一時借り入れ、3月末残高36億2,372万円と調書にはありましたけれども、それでこれ17年度決算なんですけれども、17年度の予算書をひっくり返してみたら、その予算書の第4条で、一時借入金の借り入れ最高額は35億円と定めるとありますが、こちらの方の調書には35億円以上の36億2,372万円が残高に残っておりますけれども、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

一時借入金でございますけれども、一般会計、特別会計等地方公共団体の年間の収支でございますけれども、収入につきましては国県の補助金であるとか、それから地方債であるとかが多いんですけれども、こういったものは年度末に収入されるということで、年度末といいますのは出納整理期間の5月ごろということなんですけれども、一方で支出の方は工事などの場合には、当然工事が順次終わった段階で支払っておきますので、支払いが先行しますので、年度内の一時的な支払金が不足するわけでございますので、そういった場合に借り入れをするという形でしているわけでございます。年度内の支払い資金が不足するということは、これは通常あり得るということでございます。それで、一時借り入れにつきましてはそういったことで行うんですけれども、限度額を定めて35億というふうになっております。

それで、支払い資金の不足が生じた場合にどのように対処しているかなんですけれども、まず市が保有している基金がございますので、かなり残高が少なくなってきておりますけれども、外部の金融機関から借りるよりは、まず市の保有している基金から支払い資金を融通するという形で、基金から一般会計なりが一時的に借りかえるということで、用語としては基金の繰替運用というふうな言い方をするんですけれども、それを基金条例上に定めまして、繰替運用ができるようなことにしているんですが、まずは市で保有する基金からその支払い資金に融通して充てるというふうなことをしております。

それで、この36億円の残高なんですけれども、このうち10億円ほどが基金から融通している金額でございます、それを差し引いた残りの金額20数億円でございますが、これが金

融機関から借り入れるということで、限度額内で行っているということでございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 そのオーバーしたといっても、基金からの借り入れも一時借入金だからそういうふうになったという説明なんですけれども、その辺のところも監査委員さん、大丈夫なんですか。大丈夫だと言ってほしいですから。

木村委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 一般会計、特別会計の部分と企業会計がちょっと違っている部分ということはございますけれども、一般会計において基金を運用している部分については、一時借入金の中に入ってこないという形になりますので、この分は35億の分をオーバーしているという形にはなりません。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、この第4条で決めている最高限度額35億円というのは何なのか、さっぱりわからなくなってくるのではないのでしょうか。それで、これ決め方だと思うので、別に途中で補正して、最高限度額は45億円ですとか、70億円ですと。その補正のときに言ってもらえれば、議会はそういうものについては認めます。ただ認めない、認めた以上のものがもし一時借入金で出てきたとしたら、これは認めた以上に借りたということになってしまうと思うので、その辺のところ、ちょっと私は今の説明では本当に大丈夫かなと。それはなぜ、こういうふうにしつこく聞くか。やはり夕張市の財政破綻報道、それから岐阜県の裏金問題、このこういう2カ月間の出納整理期間中にもし起きたとしても、議会ではどうにも決算書にも出てこないしチェックのしようがないから、監査委員さんにしっかり監査してもらわない。だけど、この今の監査委員の体制は、普通の会社でしたら当然外部監査人がやるわけですが、塩竈には外部監査制度はありません。そういうことではそういうことも必要なのではないかなと思うんですが、当局のお考えをお聞かせください。外部監査人について。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 平成17年度の決算審査を今いただいているわけでありまして。

そういった中で、一時借入金について今いろいろ監査委員並びに担当課長から説明をさせていただく中で、外部監査の必要性ということのご意見を賜りました。我々、すべて情報公開をさせていただいておるわけでありまして。そういった中で、透明性、公平性の高い行政を今日までも運営してきたという気持ちであります。そういったものを監査委員の方々に、適正になお

かつ厳しく監査を今までもいただいてまいったというふうに理解をいたしております。今後のことにつきましては、外部監査ということも一つの方策としてあるということについては我々も認識をさせていただいているということで、ご理解をいただければと思います。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

次に、別な質問を聞きます。今度は財産に関する調書ということで、資料の 4 の決算書、4 の決算書の7ページから8ページ。

そこに、16 款の財産収入の2 項に財産売払収入で収入済額 2,959 万 4,000 何がし、土地を売っていただいたと思うんですけれども、そういうことで、いっぱい土地を売ってほしいなという意味で聞きます。それで、これは具体的には公有財産区分表というのが資料 5 の 314 ページですか、5 の 314 ページに公有財産区分表がありまして、特に普通財産のところは山林、原野、宅地と載っていて宅地のところだと決算年度末現在高は 9 万 5,699 平米、約 10 万平米近く、市の普通財産として宅地を持っていると、こういうことだと思います。詳しくはこの 5 の 332 ページから 334 ページあたり、332 ページあと山林、原野、宅地と載っていて、334 ページだとずっと宅地が載っていて、下の方に小計で出ていますね。

そこで質問なんですけれども、この普通財産の土地約 10 万平米ありますが、全部売るとしたら、あるいは売れたとしたら幾らになるか、試算をお願いしたいと思います。10 万平米。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 まず、試算についてご説明する前に内訳と申しますか、10 数万平米ということですが、その土地の内訳的なもの、概略整理している範囲で申し上げたいと思うんですけれども、普通財産の方で持っている土地、10 万平米ほどございますけれども、そのうち山林というふうになっているところが 2 万 7,000 平米ありますが、これは学校ののり面というふうな、例えば二小の北東側ののり面とか、そういったものがこれ主なものでございます。それから原野で 4,000 平米。それから、宅地で 9 万 5,000 平米ということでございますけれども、9 万 5,000 平米の内訳としましては、まず有償で貸し付けているということで、駐車場とか、そういったもので貸し付けている土地が多くはございます。それから、無償で貸し付けている、例えば集会所の用地であるとか。（「試算」の声あり）試算ですか。そういったことになりましたと、この普通財産すべてが売れるという土地とはならないわけでありませ

れども、平米単価で言いますと現在はかなり落ちてきておりますけれども、宅地ですと大体平米単価で4万円とか、そのくらいになるのではないかというふうに思いますけれども。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 工事価格で発表になったばかりですけれども、塩竈大体4万円ぐらいなんです。そんなにいい土地ではないと思いますけれども、半分だとしても2万円の10万平米、掛け算したら20億円です。売ればですけれどもね。半額で売って20億円入ること。これは、塩竈市に含み資産がいっぱいあるということと言いたかったんですよ。現金はちょっと一時借入金で大変かもしれないけれども、不動産はいっぱい持っています。そういう意味で、この普通財産だけでも半分で売っても20億円の隠れ資産を持っているということ言いたくて私聞いたんです。そうすると、このほかにも公用財産、公共用財産、普通財産の土地建物、それからこの棚卸しの物品関係も仮に処分したとすると、この塩竈市の持っている全部の含み資産ですけれども、当市の塩竈市の地方債残高、この決算上は675億円ときていますけれども、この675億円として、どの程度含み資産の方が多いのか。そうはいかないのか。大まかな金額でよろしいですけれども、計算できますか。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

そうしますと、市で保有している財産が幾らぐらいあるかと。全部でどうかということでございますと、バランスシートの方を作成しているわけですが、17年度末の有形資産、それから投資・出資金等合わせまして平成17年度末で660億円ほど、これが資産合計でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、とんとん。お金はないけれども、その分ないということは借り入れているから、借り入れたということはその分の財産があるからとんとんだという考えがあるかもしれませんが、そのことはもういいです。

具体的にこの土地、20億円分をいっぱい売ってほしいと思って聞いているので、この332ページに戻って、具体的に聞きます。

それで、この原野の泉沢地区内4,317平米。これも原野といってもこのままにしておけばゼロ円ですけれども、何か処分の方法とか、今後どのようになっているか。あるいは極端に言えば、これがゼロ円でも住宅が建てば固定資産税が入りますけれども活用する、そういうお

考えはございませんか。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 原野としてなっている部分4,000平米ございますけれども、土地の形状的に申しますと不整形の土地で、それからのり面がかなりあるというふうな、斜面状の土地でございます。そういったことから、もちろん売却する、売却のものにつきましては委員ご指摘のとおり売却していくというのが方針でございますので、それにつきましても売却に努めたいと考えてございますけれども、買い手側に検討していただく段階まではいくんですけれども、なかなか成約までにはいかないというふうなそんな状況でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 いっぱい買い手の相談が来ているみたいですが、難しいということで進まないだけだと思いますので、進めてほしいなと思って聞いていました。なるべく現金にかえてほしいと思います。

それで、次の質問聞きます。

5の決算事項の明細について。去年も聞いたんですけれども、5歳入歳出決算事項明細書という、そこに具体的に言うと94ページ。94ページのところを見てもらうと、ちょうどそこに扶助費が8,126万6,000円、貸付金が5,000万円、それから繰出金4億7,800万円と。そしてこの備考欄、空欄なんですよ。そのほかにも、同じような社会福祉の総務貸付金の2,412万円とか、繰出金が3億5,000万円とか。ほかにも98ページ。98ページは扶助費が三つありますけれども、備考には書いていません。この項目だけでいいという考えなのかもしれませんが、その辺のところ去年も聞きました。

あと、ほかには備品購入費、使用料、賃借料、金額大きくても入っていない件。これで何とか次回の決算時の参考にするというお答えでしたけれども同じなので、それでも今回聞きます。備考欄、何かどこどこへ繰り出したとか、どこどこへ貸し付けたとか、あるいは資料6の成果に関する説明書の何ページにそれを参照してくださいとか、そういう大きな金額について、何か方法ありませんか。

木村委員長 橋内会計課長。

橋内会計課長 繰出金とか扶助費、備考欄に説明書きがありませんけれども、繰出金の場合はいろんなところに繰り出しているというふうな形で、備考欄に書くとかなり膨大な量になるということで書いておりませんが、そのほかの詳しい部分につきましては一応書いており

ます。ただ、ちょっと繰出金とか数の多いものは省略させていただいております。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 その辺のところを代表して、何々へ何ぼほかとか、そういうところをしてくれると見るのが早いし、本当にこれで使ったのかなと審査のときに隅をつつがなくて済むから聞いたんです。何とかそういうふうにしなくても、見れば正確な決算書だとわかるように工夫していただきたいと思います。

次の質問、聞きます。入札関係、請負工事状況について。きょう資料をいただきましたので、せっかくいただいたので、前に私質問していますけれども、毎年詳しくつくっていただきましてありがとうございます。

それでこの決算特別委員会資料 17、前にもらっていた1ページから3ページまでが17年度の予定価格と設計価格に対する落札率です。それで、新聞報道による落札率は、予定価格に対する落札率で、全国的に比較されています。去年までの資料は、この予定価格に対する数字ですか。ことは設計価格に対する数字で落札率がかかっています。そうすると、数字上はゼロから5%ほど、いろいろ下がるんですね。ですから今回はどうしてそういう設計価格の落札率になったのか。その辺のところを一言。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

まず、予定価格についての情報の提供なんですけれども、予定価格につきまして1本ずつは表示をしてございませんけれども、各一般、それから指名、それから随契、おのおのの小計部分で、例えば資料で言いますと一般会計でありますと、入札方法別工事請負契約状況の中の一一般競争とくくっている部分のその小計の分の1から6番までございますが、その右の下の方に契約金額、予定価格、設計金額というふうに見ておりまして、予定価格に対する落札率が一般競争ですと86.9%、それから予定価格ですと落札率が86.9%、設計金額に対する落札率がその下というふうには、予定価格に対する落札率はその区分で入れてございます。

それで、表示の仕方なんですけれども、予定価格に対する落札率の情報、それから設計価格に対する落札の情報とあるわけでございますが、契約に当たりまして、入札の現場説明は設計仕様書を提示しながら行うということでございます。そうしますと、それを受けた入札者の方々は、その設計書に基づいてみずからの入札価格を決めるということでございます。そうしますと、設計価格に対する落札率の方が、より業者の方の努力等があらわれる数字ではないか

ということで、設計価格に対する落札率とさせていただきます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 それで私計算し直して、一応毎年私3回、これで4回目になるんでしょうか。それで、予定価格に計算し直して、ちょっと足し算してみました。そうしたら、この資料17の17年度分は、今までどおり計算すると、予定価格19億7,753万4,000円に対し、契約金額が17億9,524万8,000円ですから契約差金は1億8,228万6,000円出たんですね。頑張ってくれたと思います。それで、この予定価格に対する落札率は、ちなみに90.78%。去年のこの決算のときは、93.99%まで上がりましたよと私はそう言われて変わりませんね、だめになったねと言ったんですが、今回は前の15年度の89.98%並みに下げてくださいましたので、その辺のところ、全体的な入札について当局のご感想がありましたらお聞かせください。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 志子田委員にお答えいたします。

再三委員からは貴重なご提言をいただきまして、我々も諸参考にして日々公平性、客観性、透明性を担保した契約制度の履行ということを行っておるところでございまして、これまでも履行補償制度の見直しとか、あるいは小型JV導入、それから地元企業の発注を視野に入れた乙型JVの導入、それから一定の指名基準の見直し、それから最近では予定価格の事前公表、そして一般競争入札の契約金も現在1億円まで抑えてきております。そういった中で、極力落札率を下げの中で、適正な工事が履行できるようにということで現在努めております。限られた予算の中で発注するわけでございますので、委員ご指摘のとおり極力契約差金というものが発生し、それをうちの財政事情等に、財源に振り分けが当たればなということで、日々指名委員会等でもあるべき発注の仕方と、契約の仕方というものについて鋭意検討しております。なお、引き続き努力させていただきます。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。当局で頑張ってくださいますので、そういう元手かからずで減らせるところ、しっかりしてこれまでどおりがっちりやっていただきたいと思えます。

それで、せっかくいただいた資料なので、この17の2ページの一番上のところを見ると、入札番号13番のところでは何とか工務店と。そして一番右を見ると、落札率が98.5%

ですね。これは予定価格ではなくて、設計価格の98.5%ですから、多分予定ぎりぎりだと思わうんですけども、これは予定価格からは何%になりますか。ここに資料がありましたらお願いします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 予定価格等につきましては、基本的に市長が調整することになっておりますので、私から答弁させていただきます。

予定価格については、特別一定の率というものは設けておりません。仕事のない現場の作業条件、その他資材の流通等を総合的に勘案をさせていただきまして、適正な予定価格で執行いたしているところであります。よろしくお願いたします。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 現場とか、地元のことを知っているとか、そういうことでいろいろやっていただくのはよろしくお願したいと思いますが、この13番の入札件名この工務店さんは、なぜ私これ聞いたかという、多分これは前の去年までの予定価格表でやると多分100.00%あるいは計算上は100%超えてしまうのではないかという高い数字なんじゃないかなと思って聞いたんです。これはなぜ聞いたかという3年前の資料でも六千四百何十万、最後が350円でしたけれども、その予定価格の350円まで100%当たった業者だからなんです、聞いたのは。すごい算定能力があるすごい設計価格を、ソフトを使ってでも予想を可能にさせる神わざ的な超能力を持っているとしかいえない業者だから聞いてみたんですけども。そういうふうに、ということでは設計価格、見積もり価格はどのように決めているかと。市長さんの場合は予定価格の方でしたけれども、その前の予定価格を決める前の設計価格とか見積もり作業は、例えば見積もり作業だと、見積もりを一応とってみるというふうな場合があるかもしれませんが、そういうとき1社だけなのか2社以上とっているのか。その辺のところ。あるいは見積もりは全部現場でやっているから、設計価格は自分のところで全部計算していますというのか、その辺のところをお聞かせください。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からお答えをさせていただきます。

まず、基本的に工事を行う場合に、設計につきましてはコンサルの方に発注をしております、その成果品が上がってきた段階で、現課の方で一つ一つチェックをし、それでもって発注を行っていく。そういった中で最終的には金額によって予定価格が市長なり、あるいは金額に

よっては助役が予定価格をつくるというような作業になっていきます。そういった中で発注いたしますが、これは前々から議論されておることでもありますけれども、今大体資材とかいろんな費用については、建設単価がきちっと出ておりまして、そういったものをもとに全部積算するような、そういった仕組みになっております。ただ、我々は例えばこの場合ですと10社を指名をし、その中で現説を行いながら、こういうような工事をしていただきたいということで発注をするわけですが、その中でこういった札が入ってくるかは、もう行政側はその時点から全然介入できない部分でありますので、結果としてその数値が高どまり、あるいはその状況に応じては低くと。いろんなその時々の方が働くんだろうと思いますけれども、そういった中で私どもは発注をしているということになります。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 大体わかりました。コンサルを使っているということ。そうすると、そのコンサルが大体決まっていたりすると、別に塩竈市に聞きに来なくてもコンサルに聞けば大体わかるということになってしまうわけですね。そういう問題点もあるのではないかと思います。それで、いろいろ入札制度を改善していただいて、もう最初から予定価格事前公表制にして、もうこの以下でやってくれと言って、競争だけやってもらった方が結果的にそういう制度がすぐれているかもしれませんよということで、今ちょっと試験的にやられていると思いますけれども、そういうこととか、いろんな対策を打ってほしいということでしたんです。

それで、この2ページの19のところの入札3回目で落札とあるんですね。伊保石枝線工事。業者の名前ではなくて、3回目で落札したと。ここ具体的に1回目入札、2回目、3回目と1回目の入札の最低業者が2回目も、3回目も、3回まで。済みません、まず3回まで、1位が不動になっていないかどうかね。チャンピオンというんですか。それがちょっと統計的には3回とも1位になる確率的には、統計的にはあり得ないんですけれども、ずっと一緒だったのかどうか。それ、お聞きします。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 今、ちょっと手元にその入札経過の調書がございませんので、そのまま入ったかどうかというのは、今の時点ではちょっとわかりませんが。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 後でよろしく願います。あと、時間もないので、私資料要求したもの、職員の住所区分のところまで、朝一番だったのでちょっと質問できるものではないので、ほかの人

に聞いてもらうことにしますので、私はこれで終わります。ありがとうございました。

木村委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 おはようございます。

それでは、早速私の方から質問させていただきたいと思います。

資料 6 をご用意をお願いします。

ちょっとページは飛ぶんですけども、まず初めに、けさ新聞報道によりまして、功労者の続いた敬老行事に幕という記事を見ましたので、ページ73ページの高齢者支援事業敬老祝金等の支給について触れていきたいと思います。

今、申し上げましたように、けさの新聞に塩竈市で35年続いた敬老行事に幕ということで、「高齢者ふえ介助が手狭に」という記事をけさ私読んでまいりまして、ちょっと35年間続いたものがことしで終了するようなふうに見受けられたんですが、最後まで読ませていただきましたところ、市の社会福祉協議会は終了を惜しむ多くの声が寄せられた。内容や場所などを見直し、来年以降は別な形での開催を検討したいと書いてあるんですけども、これについて市長のお考えをお聞きいたします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 お答えいたします。

塩竈市敬老お祝い会、ことしで35回目であります。毎年、多くの高齢者の方々に楽しみにご参加をいただいております。ことしは、残念ながら大雨の中でございまして、例年よりは若干参加者数が少ない状況でございました。そういった中で、この事業を開催していただきました高齢者福祉事業団と、それから社会福祉協議会の方から、やはり会場が非常に手狭で、数多くのお年寄りの方々がご参加いただくような状況にはないと。また、長寿おそばとかを試食していただいておりますが、そういった会場も、残念ながら駐車場というような場所を使わざるを得ないというのが現状であります。こういった状況を勘案いたしまして、一度35回目で一区切りをというお話をいただきました。このことにつきましては、我々塩竈市も今まで一緒になってこの事業を進めさせてきていただいております。社会福祉協議会様と、また来年度の開催に向けて、こういった環境でどのような行事ができるかということにつきましては、一生懸命話し合いをさせていただきながら、お年寄りの方々、またお互いの無事あるいは旧交を温め合うような場がぜひ引き続き行えますよう、努力を重ねてまいりたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。やはり市民の方たちは年に一度楽しみに、お元気な高齢者の方が多いのが大変うれしいことでもありますので、場所的なものとか、それからやはり市内1カ所にとというのがちょっと難しいかもしれませんので、その辺いろいろご検討いただきまして、引き続き継続していただきたいとお願いいたします。

それでは、早速入りたいと思います。同じ資料 6の46ページをお願いいたします。

乳幼児医療費助成事業でございますけれども、これもやはり少し前になりますけれども、新聞報道によりますと、宮城県では乳幼児医療の補助金を財政の圧迫上カットするという方向にあると伺っておりますけれども、こういった方針について、県の方針につきまして、本市ではどのように認識なさっていますか。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 答えいたします。

乳幼児医療事業につきましては、県と市が2分の1ずつを出した事業を進めております。ここの初めの制度の説明会におきまして、県からは乳幼児医療制度については見直しをしたいという意思表示はございましたけれども、どういうふう見直すかという部分につきましては、まだ具体的な説明はない状況でございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 国の方針では平成20年の4月より、現在3歳未満児まで行われている負担の軽減措置が、義務教育就学前まで拡充されるということは決まっているようでございますけれども、また本市におきましても平成14年から市独自で今4歳未満までこの扶助をしていただきまして、本当に助かっているご家庭がたくさんあると思います。ぜひ、塩竈市は市のさまざまな検討はあるでしょうけれども続けていただきたいと思っていますし、それについてのご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 答えをいたします。

県の考え方、示された部分について、その部分を適切に踏まえながら今後対応させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 対応といたしますと、ちょっと具体的にもう少し教えていただきたいです。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 乳幼児医療事業につきましては、県の事業ですと3歳未満児までが通院ということで、市単独で3歳児まで拡大をしているという事情もございます。先ほど、委員おっしゃられたとおりでございます。このように、本市としても十分乳幼児医療につきましては対応させていただいておりますので、今後の推移につきまして、県の状況などを見ながら対応させていただきたいということで、ご理解いただければと思います。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 これは市の方の対応は、もしや減額なれば、またこちらも見直しも含めての対応でしょうか。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 今後、具体的な提案があればいろいろ対応させていただかなければならないと考えてございますけれども、基本的に乳幼児医療につきましては、事務担当といたしましては、やはりこういう制度につきましては、基本的には県が同じような制度で運用すべきだというふうに考えてございますし、もっと広く考えれば少子化対策ということで、私ども大きな課題でありますし、国としても大きな課題というふうに考えてございますので、可能であれば、国がこういう制度をぜひ創設をしていただければというふうに私ども事務担当ではそういうふうに考えてございます。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 20年の4月から3歳児未満児まで、国の方では小学校に入る前まで拡充するという基本の考えなんですけれども、そういったことの整合性はどのようにお思いなのでしょうか。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 答えいたします。

現在、医療保険では3歳未満につきましては原則2割自己負担でございます。それが今委員おっしゃられたように、20年から就学時までには2割部分を就学時まで拡大をするという保険制度が、今回の医療制度改革では打ち出されておりますので、一部負担が軽減をされるということは事実でございます。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ少子化対策のためにも、ご努力していただきたいと思っております。

次に、53ページの地域子育て支援センターの運営事業についてお伺いいたします。

平成17年度は子育て支援において、本市において数々の施策を行っていただいた年だと思っております。子育て支援センターが市の中心街に設置されて、多くの親子連れの方がにぎわった様子が、この成果表を見てもわかりますように前年度より2カ所にふえたということもありまして、1万1,123名と前年度より2倍の利用者がふえていることがわかります。

そこでお伺いいたしますが、市内全体を見て、今後民間の支援センターの活用などお考えのようですけれども、具体的にどのようなことをお考えなのかお聞きいたします。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 子育て支援センターは、本当に皆様に、親子連れで喜んで来ていただいております。こしは私立の保育園、あゆみ保育園さんの方でまた子育て支援センターを立ち上げております。こういった形で、徐々に民間施設なども利用して拡大を考えていきたいと思っております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 さまざまな本当に地域ごとに、うちの方で浦戸のこともありますけれども、その地域地域でやはりこういった子育て支援センターが拡充されて、より多くのお母さんたちが内容を見ますとやはりさまざまな相談をする、そういった親にとっても相談する寄りどころとなっていていきますので、ぜひこの辺サポートしていただきたいと思っております。

続きまして55ページ、同じく子育て支援に関する事業ですが、ここにおきまして、やはり同じくファミリーサポートセンター事業ということで、子育て支援センターで昨年の8月から始めていただきまして1年が過ぎましたが、今現在利用者の方、また協力会員の方のお声がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 ファミリーサポートセンター事業、いろいろアンケート等とりましてところ、非常に事業をやってほしいという方がおられました。そして早速まず子供を預ってほしい方、そして預りたい方、そういった方たちを会員を募りましたところ、まず利用会員40名、協力会員34名、そして預ることもいいし、逆に受け入れる方もいいですよという方が3名ということで、合計77名登録していただいています。あいにく昨年利用は、登録はありましたけれども、利用はない状態でした。ただし受講、いろいろ講習会を行い、いつでも受け入れられるような体制はとっております。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。テレビでも、短い時間でしたけれども放映されていたのも見ております。やはり、子供さんを預っていただきたいという方、それから預ってあげるとい
う、まさにお互いに本当に交流が生まれて、それが子育て支援に本当に反映されればすばらしいことだと思っております。利用の成果は、去年は1件もなかったんでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 ええ。去年は残念ながら、ちょっとなかった状態です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ことしに入ってからあるんでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 済みません。正確なことしの数字はまだつかんでおりませんが、
も、若干出ております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 まだまだファミリーサポート事業ということ自体に認識が高まっていないのかと思
いますので、ぜひさまざまな機会を通してこの中身を、広報紙などで取り上げていただいている
のはわかりますけれども、やはり文字で見ると実感できない部分もあると思いますので、
ぜひそのことを広く皆さんに知っていただければ、利用者もふえるかと思しますので、お願い
したいと思います。

続きまして、病後児保育につきまして、これもまた利用者がゼロということですが、
これはどのような理由がお考えになれますでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 失礼しました。先ほどファミリーサポート事業の方、私病後児保育と
勘違いしまして、去年ありました。70件ほどございました。失礼いたしました。

それから病後児保育。こちらは皆さんご存じだと思いますけれども、病気の回復期にあるお
子さんを預かる事業でございます。そういった中で、塩竈市では看護師を1人雇いまして、そ
して藤倉保育所の中で研修を重ねながら、試行期間ということで派遣型を試みてまいりまし
た。こういった事業をしてほしいという希望はあったんですけれども、なかなか実際にこちら
の方は利用者は出なかった状況でございます。また、施設型でございますけれども、こちらは
病院を利用して、または開業医とか公立病院とかそういったものを利用して、施設型で病後児

保育に取り組もうという形で今取り組んでおりますけれども、なかなかその辺が昨年度は実施に至るまでの話し合いはできなかった状況であります。今年度何とか施設に向けての実施に今現在取り組んでいるところでございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 先ほどのファミリーサポートの方は、では70件の利用があったということで、私も安心しました。今病後児保育、やはり派遣型ですとだれもいないところに子供さんと看護師の方が来ていただくとなると、やはり私的財産の部分での、どなたも自分のプライバシーを守りたいという部分もあるかと思えます。私も実際、去年おとしとして、宮城野区にあります病後児保育の施設を視察してまいりました。やはり利用者の方は、そこが本当にわかっていて、お仕事に行く途中ちょっと熱のある子供さんをお願いして行って、会社の方に走っていくという部分で、仙台市だけではなくて多賀城市、それから利府と名取の方は、市とそこがきちんと契約して補助金も出しているという部分で、宮城野区の方で1カ所受け入れている部分がありましたけれども、やはり子供さんの熱がとか、まだ病状がよくなるいけれども、でも仕事に行かなくてはならないという親御さんは多分多くいると思いますので、ぜひこの施設型の病後児保育をことし整備していただきまして、一日も早く皆さんに安心して子育てに、また仕事に専念していただけるような方法をとっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、59ページ、お願いいたします。

ここに認可外保育施設の補助事業とございまして、17年度の助成状況が2カ所の施設名が書かれているんですが、本市におかれましてこの認可外保育施設というのは、この2件だけなんでしょうか。まず、その件についてお伺いいたします。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

ここの2カ所のほか、あともう1カ所、事業所内保育所がございまして。そのほかあと、家庭内保育所も1カ所ございまして。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 そうすると、全部で認可外保育施設というのは、市内に4カ所あるわけですね。施策の趣旨と目的というところに、認可外保育施設を利用する3歳未満の児童の福祉の向上を図るため、認可外保育施設に対し予算の範囲内において補助金を交付しているとありますが、な

ぜこのような4件のうち2件だけで、残りの2件には補助金の対象にはならないのでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

この事業は、県と市の市町村振興総合補助金要綱及び塩竈市の補助金の交付要綱に基づいて実施しております。ほかの2カ所はなぜ助成されていないかといいますと、まず年齢や時間で基準を満たしていないこと。また、もう一方では保育士が充足されておらず、いろいろ県の指導でも指摘されている状況にあるといった補助できるような状況でないということでございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 まえに以前ちょっとお電話でお聞きしたときに、塩竈市の方がお勤めになっていないというか、そこを利用しなければ補助が出ません。子供に対する補助ですからということも聞いたんですけども、その部分も加味されているのでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 一応、塩竈市の方を預っているということで、決めております。ただ、まず予算内ということなんですけれども、県の方からも、今ここにありますちびっランドさんなどは平均七、八名。こういう形で入所しているわけなんですけれども、その中でも5名を対象ということで、これはゼロ、1、2歳の方を対象に補助している内容でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、わかりました。やはりいろいろ改善を求めなければならない施設もあるかと思えます。やはりその部分においても同じ子供さん、逆に言えばそういった不完全な部分というか、なかなか中身が整っていないという部分もちょっと気になる内容ではありますので、その辺の対応とかというのは、改善策というのは大変でしょうけれども、そういった部分は市の方で何か対応はできるのでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 対応策といいますか、一応こちらの方、こういった認可外保育園に県の方で指導監査に行くときには、塩竈市も一緒になって行って状況を把握して、それから監査のときばかりでなくて、日常何回かそちらの保育所の方に出向いては、その保育状況を見てき

ております。そういった中でいろいろ指導したり、あとなるべくだったらそういった基準に合うような保育体制がとれるような指導をしております。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひその辺も目をかけていただいて、本当にどの子供さんも安全で健やかに育てるようをお願いしたいと思います。

次に、114ページ、お願いいたします。

国民健康保険高額療養費貸付事業についてでありますけれども、この高額療養費の窓口支払いで、患者の立てかえの廃止につきましては、これまで公明党の井上衆議院議員を初め長年我が党が主張してまいりましたけれども、ようやく来年の4月より見直しされまして、これまで患者さんが窓口で3割支払っていた、立てかえをしていた部分ですね、これが廃止になりまして、医療費は高額療養費制度における自己負担限度額のみ支払いで済むようになりました。これについて、来年の4月からの施行といいますか実施なんですが、それにつきまして市の方の対応はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

今回の医療制度改革によりまして、委員おっしゃられたとおり高額医療費の制度の改善がなされております。今までは、自己負担分を含めた3割は一たんお支払いをしていただくという制度でございましたけれども、来年の4月から現物給付方式ということで、自己負担だけを支払いをいただいて、あと残りは医療機関から私どもに直接請求が来るという方式に変わってまいるといってございますので、この辺は来年の4月の実施に向けまして、市の広報等、あるいは医療機関との連携等含めまして対応させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 これは長年、本当に患者の皆さん、高額療養費をお支払いの皆さんの長年の夢でありました。以前、自己払い制度というか、このことをこの委員会でも私も質問をさせていただいたこともありましたけれども、やっとそれが国全体の動きになりまして、本市においても来年度からそのようにお計らいいただくということですが、そうしますとこの高額療養費の貸付制度ということ自体は、今後これはなくなる事業なんですか。その辺をちょっとお伺いいたします。

木村委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

18年度につきましては、まだ高額医療費継続いたしますので、そのままの貸し付けを継続をさせていただきたいと思いますが、今後現物給付方式になれば、この貸付事業についても役割はもう終わるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 皆さんに、本当に市民の多くの皆さんにこのことが一日も早くわかっていただいて、スムーズにできるように、大変でしょうけれどもよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の質問となりますけれども、252ページ、市営住宅の管理業務についてお伺ひいたします。

市営住宅の管理業務、さまざま今市営住宅の家賃の未払いとか、納付率を向上するためとか、またさまざま住民の皆様からの本当に管理についてのご提案とか注文とかいろいろあって、本当に担当の方たちは大変なご苦勞をなさっていると、本当に敬意を表していきたいと思ひます。

それで、一昨年この決算委員会の折に、私ちょっと質問させていただきまして、市営住宅の申し込み方法についてぜひ簡素化をしてほしいと。県の住宅の申し込みは1枚の用紙で間に合うのではないかと。ぜひ、市の方も申し込みする際に、事前に所得証明書とか住民票とか、本庁に来てとって、またさらにそれを建築課の方に持って行って申し込みをするということのないようにお願ひしたいということでございますので、そのことについて質問しました結果、早速昨年の6月からこの定期申し込みの用紙を1枚にさせていただいて、そして多くの市民の方たちから喜びの声が聞こえております。

そこでもう1点お聞きたいんですが、現在高齢の方たちも次々と申し込みが多いわけなんですけれども、実は先日このようなことがありまして、市内におきまして、市営住宅のエレベーター設置されている場所というのは、半分までいっていますかね。梅の宮住宅を合わせますと3カ所だと思いますけれども、まだまだこのバリアフリー化は対応ができないと思っております。それで、高齢者のニーズは今後もふえると思っておりますけれども、例えば足の悪い高齢者の方が抽選でやっと順番が当たったと。ところがそこが階段の、というかエレベーターのない4階だったと。そういうとき、どのような対応をされているのかお聞きたいします。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 高層階にいらっしゃる高齢者の対応かと思えますけれどもそういった方、高齢者ばかりでなくて身体に支障を来たしている方、そういう方々に対して、下の方があけばですけども、そういった形の住みかえ、そういったものに対して優先的な便宜という形では現在もしてございます。ただ、残念ながら下の階での入居者が出るという確率が非常に少ないもので、そこまですぐにはいきませんが、そういった形にあいた場合にはそういう方々にはお話をするという形での内容はしてございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 例えば、すぐに返事がなかったらもうだめねという対応ではないと理解してよろしいのでしょうか。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 先ほどの件なんですけれども、そういった形で申し込みは一応していただいております。ただ、そういうことでの条件がありますので、あき待ちですよという形ではお話ししているということでございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ、親切な対応をお願いしたいと思います。やはり、憤慨している方も中にいて、だめだとなって、やはりすぐ次の日、別な人ですよということで、その方はやはり当たったけれどもだめだったということで、すごくがっかりしている。逆に対応が非常にまずかったということでお怒りの抗議を私も受けておりますので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

済みません、今最後と言いましたけれども、もう1点ありました。

最後、336ページの広報公聴事業についてお伺いいたします。

この広報公聴事業と、主に広報しおがまの発行についてですけれども、この案内の記事が載っていますけれども、これは市民グループ、団体、民間の企業などの案内を掲載するという何かその基準はあるのでしょうか。

木村委員長 田中行財政改革推進専門監。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 広報についてお答えいたします。

広報の内容につきましては、ページ16ページにおきまして、市政の全般的なもの、それから市政の重要課題につきまして市民の方に知っていただきたい内容、それから市民活動の広場

ということで、市民の方がいろいろな活動をやっていらっしゃるんですが、それを紹介するということが掲載させております。

基本的にその条件といたしましては、何ていいますでしょうか、幅広く市民の方が参加いただけるものということにしながら、例えば政治的なものとかそういったものについてはちょっと除外をさせていただいているという内容でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 今、政治的なものを排除すると。でも、団体の中で名称が変わったりすると中身が検討できない部分もありますけれども、そういった部分はどのようなご判断なんですか。

木村委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 その辺の内容につきましては、実際にそういったことを企画なさっている方からご意見と、それから具体的な内容等をお伺いしながら、市民のいわゆる公平性なり、そういったところが確保できるかどうか判断しながら行っているという状況でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 やはり市民が広く見る広報。広報については私たちがさまざまな市の動きとか、公平に受けとめていく場ありますので、やはり特定のグループだったり、そこにある程度利害関係があるような、そういった広報記事はこれからも厳しく見ていただきながら、本当にリベラルな感じで掲載していただきたいと思っております。

それから、ホームページについて、ちょっと若干触れさせていただきたいと思えます。

この成果表を見ましても、一昨年16年度よりも約6倍近いアクセス件数ということで、いかにこのインターネットが活用されて、我が本市のホームページを見る方も、市内外の方たちがたくさん見ていただいております。私たちも視察に伺いますと、やはり向こうの方たちは塩竈市から来ているということで、塩竈市のホームページをよく見ていただいております。よく私も市のホームページは見る方なんですけど、本当に中身もグレードアップして、素晴らしい内容になっていると思っております。まだまだちょっと、もうちょっとここは直してもらいたいなという部分は実際ございますけれども。

それで、これちょっと一つ、18年度にちょっとなってしまいますけれども、ことし6月にマタニティマークの件で広報の方にも掲載していただいて、市長の方からもホームページの方ということでお話があって、私も楽しみに毎日見ているんですけども、毎日は見ません、

見ているんですけれども、まだちょっと掲載になっていないようなので、広報の方も本当に小さな、急遽6月の議会で、またすぐ7月号にという掲載だったものですから、急遽載せていただいて大変ありがたかったですけれども、まだまだこれは市民の方に知っていただく、認知していただくという部分においては、やはりホームページを活用していただいて、今どんどんこれが各市町村でも声が上がってきて、マタニティマークというのがやはりいろいろなところで聞こえてきております。ぜひ、こういうものを塩竈が宮城県の中においてもいち早く取り入れていただいたということもありますので、塩竈市がいかに子育てに力を入れているかということのまた宣伝にもなるかと思っておりますので、ぜひ一日も早く載せていただければと思っております。それについて何か、お考えがあったらお聞かせください。

木村委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 ホームページの件につきましては、インターネット社会ということで、情報をさまざまな媒体を活用して広報しようということで開設してございます。本年、委員さんからお話ございましたように、本年6月にリニューアルいたしまして、大変好評でございます。こちらのアクセス件数でございますが、16年度17万件に対しまして、17年度64万件というものは、16年度はトップページのアクセス件数でありましたので、17年度は各分野の部分のアクセス件数ということになりましたので大きくなったということでご理解いただきたいと思っております。

それから、マタニティマークの件につきましては、早速広報の方で取り上げさせていただいておりますけれども、ホームページの方はトップページではなくて、そこから入っていただきますと子育て支援の方、そちらの方に入っていただきますとマタニティマークが見られるという状況になってございます。

今後ともホームページ、市民の方により利用していただけるような、そのような利用しやすいような形で工夫してまいりたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思います。

木村委員長 吉川 弘委員。

吉川委員 では、私の方から。

今、浅野委員が述べられましたのは市営住宅管理業務ですね。説明書の252ページになります。ここの中の3番目の市営住宅家賃納付状況と収納状況が出ております。15年度、16年度、17年度と。納付率が74.46%から83.05%と年々上昇してきております。あと未済額についても3,500万円ですね、超えていたのが1,000万円減って2,451

万円と。そういう過去ずっと下がってきているという経過がありますけれども、この間も産業建設協議会ですか、出された資料なんかを見ましても、17年3月1日は市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱をつくられて、その後2月から5月まで滞納整理の強化期間に取り組んだと。あと、4月には市営住宅管理システムですね。委託業務が開始というふうに報告されていますけれども、この委託業務として、どのような内容になっているのかです。市職員もいろんな収納に当たっては、各家庭を訪問して収納も行っていると思いますけれども、この委託事業でもこれらがやられているのかです。あと、事業費用なんかもわかればお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

市営住宅の管理の委託業務なんですけれども、従来一斉に一括して納付書というものに対して電算業務とやっておりました。それをもう少し細かな形でやれるようにして実態を把握できるようにという形で、パソコンで管理しやっさいこうということで導入をさせていただきました。

内容としましては、ここの管理そのものを含めまして、あと督促と催告書とか、そういったものが随時発行できるようにしてございます。督促に関しても、職員が毎月15日以降、15日に一応確認しまして、15日以降各戸回りまして配達して回るという形で、納入に関しての意識啓蒙をしながらお願いしていくという形をとらせていただいております。

その事業費なんですけれども、ちょっとリース契約させていただいておりますけれども、年間40万円ほどだったと思います。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 わかりました。それで、資料にも出していただきましたけれども 19です。53ページになります。

この中での市営住宅というのは、やはり低所得者のための家だというふうに思います。入居者の収入分位ですね。それからあと滞納世帯数というか、そういう中身を出していただきましたけれども、それを見ても明らかなように、一番低い収入分位である政令月収がゼロから12万3,000円。この世帯数が421世帯数で78.7%。約8割を占めるわけです。それからあと滞納世帯についても70.4%がこの階層になっていると。そういう状況ですね。特に私、先ほどの収納率ですね、家賃の収納率を高める上でも、やはり悪質な滞納については、や

はりしっかりした対応をすべきだというふうに思います。

あと一方、家賃の減免です。これについても正しくやはり対応すべきではないかと。特に、政令月収の12万3,000円ですね。この10分の7、8万6,100円以下になれば減免対象の世帯になるということですが、やはり8割の世帯が第1、1番目の低い12万3,000円以下になっていると。ですからそのところをしっかりとらえていく必要があるのではないかとこのふうには思うんです。

資料でいけば、48ページです。この中で、14年度から18年度までの市営住宅の家賃の減免申請数と、それからあと認定数が出ておりますけれども、18年度で見れば4件の申請があって、4件の認定だったと。その割合というのは0.65%ですね。もう1%にも至っていない、非常に少ない割合になっていると。減免の額は全体として11万9,100円と。そういう状況になっておりますけれども、そういう中で、家賃の減免また徴収猶予ですね。これについては、市営住宅条例の第15条で述べられております。として収入が著しく低額の場合とか、あとでは病気にかかったときとか、あとでは災害により著しい損害を受けたと。それから4番目はその他ということになっておりますけれども、さらにそれは施行規則では、家賃の減免または徴収猶予基準等では、第12条の項ですね。ここで触れられているわけですが、12条のというのは、収入が著しく低額の場合と。収入に関してですけれども。その中での入居者の基準額。結局、減免となる基準額というのはどういう額になっているか。その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

先ほど委員がおっしゃられたとおり、先ほどの資料の中の、確かに収入分位から見まして低額所得者、この方が約8割を占めている。これは、当然そういう方々が入居していただく住宅ですので、そういう分類になるかと思えます。たまたま滞納世帯数がその部分に多いというのが、その率からして同じ比例配分からいけばたまたまそういう形になっているものだと。特に低額だからというふうには私の方では理解してございません。

それから、18年度の認定数。これに関しても申請者、全員一応認定させていただいたわけですが、それから、質問者の先ほど委員おっしゃったとおり、減免に関しては市条例の方で提起させていただいて、規則で定めてその内容について施行規則の方で定めてございます。ただ、その減免の部分の施行規則で定めておりますが、家賃の減免の対象になる基準の額を12条の

第1項の方で定めてございます。その内容に関しては収入、ここではないんですけれども、公営住宅法の施行例、家賃精算するときの一番最低の収入所得。そのラインなんですけれども、その所得のライン。その10分の7というものを下回る収入の方に関して減免の対象といたしますか、減免の基準の対象にしますよという形で規定しているのが施行規則でございます。そういった形で、その施行規則に準じまして、あと要綱の中では計算の仕方等をしまして、減免、先ほど言いました4件の適応という形で定めさせていただいてございます。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 先ほどの収入分位ですね。12万3,000円までが割合が多いから滞納世帯も多いんだという答弁でしたけれども、しかしここに資料に出ているとおり、収入分位ですね。やはり第2段階以降、3.7、1.9、5.5、極端に滞納世帯がやはり違っているんですね。その辺はやはりきちんと見ていただきたいというふうに思います。

それからあと、家賃の減免。徴収の猶予ですね。これが、今課長が言われたとおり施行例があって、その中で所得のラインの10分の7と。今所得ということと言われたと思うんですけれども、所得についてはやはり私もそう思います。ですから、減免の収入に関しては、結局総収入がありますよね。給与とかあと公的年金とかありますけれども、それから控除をされて、例えば給与に関しては65万円までの方が非課税世帯とか、公的年金の方は120万円引かれて、そこまで非課税という雑所得となりますけれども、そういう控除をされて、そして所得が出て、それを12カ月で割って、さらに各種控除がありますよね。世帯で2人暮らしとか、やはり障害者がいるとか。それが引かれて、そしてそれが政令月収になるというふうに思うんですけれども、ですから今課長が言われたこの所得ラインの10分の7、塩竈でいけば政令月収一番低い12万3,000円。これの10分の7ということで8万6,100円。これ以下になれば減免の対象になるというふうに思いますけれども、そういう面で最初の控除しない総収入の額ではなく、そういう所得基準にして、先ほど私が言った政令月収の出し方、それによって減免をやると。そういうことでいいのかどうか、確認をしたいと思います。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

まず、政令月収そのものが、委員おっしゃるとおり資料19の53ページ、下の方に書いてありますけれども、施行例の方で家賃計算する上で定めている内容。要するに各所得、収入が

ら所得税でいえばそういう所得控除した部分、そうしたものを12分の1で割った月額計算。それを政令月収というものです。それに対して10分の7。先ほど言いました収入分位の最下位に12万3,000円、委員のおっしゃるとおり10分の7、この以下に対してのものに対して減免の判断基準の対象になるという部分でございます。それでよろしいでしょうか。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ですから今課長さん言われましたけれども、私が言った内容で、それでいいということですね。その辺、確認をお願いします。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 減免の判断、あるいは定める部分の計算といたしますか、基準に対しては、そこまでそのとおりだと思います。

それから、先ほどもちらっとお話ししましたように、そこから減免額、そういったものを計算していく部分でどうするかという問題。それが市町村で定めている内容に、市町村に委任されているということでございます。塩竈市においては、その中で、収入から所得控除とかいろんな部分を引いた部分、あと給与所得者であれば所得税の控除部分とか、年金であれば年金の控除とか、そういった差がいろいろ生じてきます。そういった差が生じないように総収入の考えでもって皆さんが総収入をいかに持っているか。それに対しての率でもってその減免額を計算しているということでございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ですから、54ページに申請書の添付書類ということで、第2条の に規則第12条第1項第1号に該当する場合ということで、所得に関しては出ているわけですね。これの基本になっているというのは、公営住宅法施行令と。その中で用語の定義ということで第1条の3に収入ということが出てくるんですけども、その中で言われていることですね。これは、その収入等は結局、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法、第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額と。その合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額を言う。そういうふうと言われて、その後各種控除額が出てくるんですけども、税務課長にお聞きしますけれども、この点でやはり減免についても第12条ですね。第1項で言われているそういう中身で、やはり収入から控除を差し引いて所得を出すと。そして、所得からあとさらに各種控除を差し引く。こういう内容だというふうに私理解をして

いるんですけれども、その辺について見解をお聞きしたいというふうに思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 所得税法上の取り扱いは、第2編の取り扱いについては、確かに委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、ここで気をつけなければいけません、基準については準ずるという形になっていますので、それはある程度市町村の判断にゆだねられているのかなと考えてございます。所得税法上の取り扱いは委員おっしゃるとおりでございますが、実際の計算等につきましては、建築課長がおっしゃったようなやり方を今やっているということだと私は理解しております。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 先ほど建築課長が言われていますけれども、市に委任されていると。そういうことで先ほど徴収猶予事務取扱要綱も資料として出していただいたんですけれども、ここで言われているのは規則第12条第1項の第1号に該当する場合ということで述べられているわけですよ。あと、そういう中で減免及び徴収猶予の基準ということで、第3条の では3カ月以内とか、あと については、これは免除ですね。免除が出ていると。あと、 については減額と。そういうふうに出ているわけですが、それ以外の市での明確に出されている文面というのは、どこに該当するのかお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

先ほど来、お話ししております減免対象者の収入基準、その設定をする上でその明確な基準根拠を明らかにするということで公営住宅を、市営住宅は家賃に国家法の、国の方の補助を受けておりますので、その補助の基本となる家賃。これに対して明確に公営住宅法並びに施行令の方で、家賃係数の基準を定めています。その基準を定めている部分に準拠した形で収入金額の収入基準ですか、それを規定していると。それが一つのポイントでございます。

それから、実際今回のそういう意味で公営住宅の施行令、そういう家賃計算する特異な部分が法基準だというふうに私の方で理解してございます。

その次、先ほどの3条の取扱要綱の3条の 家屋の減額の規定がございますけれども、その前に の方で、規則12条第1項で収入規定される収入の額、これを基準額という形で明記してございます。そして の方で、入居者の収入が基準額に満たない場合、ここで言う収入額、これに対しては一般的に言われている総収入、控除しない額、そういう形で取り扱いさせてい

ただいているということでございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ですから、ここで言われている12条の第1項第1号、この基準に沿ってやはり市の方でもやられているというふうに思うんです。それが市の施行規則の中にも出てきますし、あと今事務取扱要綱にも出てきている。そういう内容だというふうに思うんです。ところが市でこの間減免にやはり求めるそういう額というのは、あくまでも所得を基本ということではなく、控除前の総収入にその額を当てはめてやっているのではないですか。その辺ちょっとお願いします。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 委員おっしゃるとおりでございます。収入、所得でやりますと同じ収入があってもその人によって差異が出てくると。そういったことのないように、総収入でもってその実際の減免額を算出する場合の率を計算していく。そういった形で減免額を計算する。そういった意味で総収入を使わせていただいているということでございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ですから、私先ほどから言っていますけれども、施行規則の第12条の第1項のですね。そこで言われているこの中身というのが、公営住宅法の施行令の用語の定義ということで、第1条の3収入という、そういう形でここでずっと述べられているわけですが、そこではやはり総収入ではなく所得を出して、それを12カ月で割って、そしてさらに各種控除を行うという、そういうやり方なんです。そして、この間も私は県の担当者に聞きましたけれども、県の担当者もやはり実際住宅の家賃に関しては、収入というのは所得なんです。そういうことを言って、やはり実際に県のやり方についても、私は仙台も聞きましたけれども、いずれもやはり所得を基準にしてあと各種控除を引いて、そして出しているというんです。ですから、塩竈が何で1%にも満たない減免割合になっているのかというのは、そういう総収入に対してやはりきちんと対応しているから、本当に減免になる方も減免にならない。そういう内容ではないですか。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 県の方で、おっしゃるとおり家賃の関係で言えば、それは先ほどから申し上げているように、公営住宅法の施行令の方で明確にそれは定められております。そうした中でやっている家賃の計算はしてございます。

減免については、その市町村にゆだねられている。市町村の判断でやっていくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 市町村にゆだねられていると言いますが、ですからではどこの文面でそういうのが出てくるんですか。そのところ、もう1回お願いします。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 私の方からも法律、条例に関することでございますので、若干所見を述べさせていただきますけれども、まず公営住宅施行令にございます収入につきましては、これは一般的な規定でございます。公営住宅法の第1条にありますように低所得者に対して低廉な家賃をもって住宅を供給する責務は、これは地方自治体の責務でございます。したがって、公営住宅行政を推進の中で、それぞれの判断というのは各自治体の長にゆだねられております。したがって、減免等につきましてもその長の判断で出されているということでございまして、この収入そのものが即減免の中での算定にはならないというふうに解釈しております。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 その考え方はわかります。やはりそれぞれに市町村で決めるとね。ですからやはり条例のどこで、それとも施行規則のどこで、それからあと事業取扱の要綱で、どこにそれが具体的に出てくるのかというのが、私は先ほどから言われている施行規則の第12条の1項の1ですね。この考え方がやはり基本だというふうに思うんですよ。ですから、県の担当者に言っても、やはり仙台もそうですけれども、やはり家賃の金額は政令月収ですし、そしてあと減免についてもそういう政令月収できちんとやっているということです。なぜ塩竈だけがそういうふうに、文面ではどこへ出てきてそういう根拠があるんですか。その辺をもう一度お願いします。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 先ほど来申し上げておりますように、取扱要綱。この中で3条の例えば、この中で入居者の収入をということで一つ区切らせていただいております。

そして、次に規則第12条第1項第1号に規定されている収入の額、以下基準額と言う、これが委員がおっしゃっている収入の額でございます。そういった意味で、一般的な収入とここで言う基準額を区分させていただいているということでございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 これは取扱要綱の第3条の は、3カ月間というそういう基準になりますし、あと2項では免除。免除なんですよ。ですからこれはあくまでもとにかく1,000円未満の場合は家賃の徴収を免除すると。その1,000円未満というのは、では何に基づいて1,000円未満なのかというと、規則第12条第1項の第1号、これに基づいてやっているんですよ。ですから私、ここのところを、先ほど課長はそのとおりと言いましたけれども、やはりこの考え方というのは、あくまでも総収入から控除を引いて、そして所得を出して12カ月で割って、その後あと各種控除を差し引く。それがここで言われている第12条の第1項の第1号なんですよ。

それからあと、 のこれは減額。これについても10%未満。結局満たないときは10%の家賃にしますと。これは減額ですよ。あと では免除。そういう単なる最低のところを決めているのがやはり第2項、第3項なんですよ。その基本となるのが12条第1項の1号、そのところが、だからなかなか一致できない。そういう問題なんですか。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

今、3条の を例として挙げたのは、そこに一覧として規定されているから挙げた、当然ここは家賃の免除の規定でございます。 が家賃の減額の規定でございます。そしてここに、例えば の家賃の減額の中で、入居者の収入が基準額にと書いてあります。この基準額にという基準額というものが、その の方で規定している。そのために先ほど の方を挙げさせていただいた、述べさせていただいたということでございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ここの というのは、あくまでも免除の額、最低の額を、免除対象になるところを規定したものであるし、あとの減額というのは、これは10%のところを決めている。そういう中身で、結局それより大事なところはやはり施行規則。この中に出てくる第12条の第1項の ですね。そこでのそういう基準額を出す、そういう中身についてここのところが一番大事な点なんですよ。だから、課長が言っている要綱の第3条の とか というのは、これはあくまでもそういう10%にするとか、あと免除額をこのぐらいにするということで、基本的な考え方は先ほどから私述べておりますけれども、所得税法に基づいてきちんと出した額、それと各種控除を出したその中身で、そこがやはり対象となるわけですから、そういう総収入

に応じて考えるということではないというふうに思います。もう一度お答え願いたい。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 入居者の収入の考え方、ここが基本かと思います。先ほどから委員の申している基準額、これに関しては先ほど来申し上げているように委員の言っていること、いいかと思えます。ただそれは基準、その基準でもってまず減免の対象者かどうか把握すると。実際の軽減額、減額の額を計算をする場合は によりますよと。その総収入で先ほどの基準額で割って、その額が1割までの間、その間で減額をしますよという形の減額範囲を定めていると。計算した額が、この範囲内でおさまるよというの が の規定でございます。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ここで言われている です。ここではそういう10%に満たないときはということでもありますけれども、結局その基本となる施行規則の12条という1項の 、そこで結局8万6,100円ですね、結局先ほど考え方は大体そのとおりだということと言われましたけれども、結局所得そして控除額を差し引いた額が、例えば極端な話4万3,000円になったとすれば、8万6,100円で割ってその約50%になりますよね。それに今度家賃を掛けるわけですから、結局家賃が例えば2万円だとすると、その50%の1万円になると。そういう考え方だというふうに思うんですけれども、それでどうですか。

木村委員長 内形建設部長。

内形建設部長 減免の方法等につきましては、今課長が申し上げたとおりであります。再度確認いたしますが、委員おっしゃいますように我々減額の判断基準は、政令月額で判断しております。ここで今、意見のかみ合わないところは、実際減免するに当たって、ではどこから引くのかと。ということは、我々はお家庭の総収入を勘案して減免をさせていただいてきております。これは我々公営住宅、できてからそういう形でさせていただいております。法解釈につきましては総務部長申し上げましたとおり、裁量権の中でやらせていただいておりますが、では今どこにあるんだということでご質問されましたけれども、これまた課長申し上げましたとおり、取扱要綱の中に明確に示しております。申し上げますとおり要綱の第3条、例えば第2項で入居者の収入、これを総収入とみなしております。総収入としております。そして、規則第2条第1項第1号に規定される収入額、これは政令月額として我々計算の基礎にさせていただいておりますので、これを我々減免の考え方にさせていただいております。

なお、減免に当たりましては、我々公営住宅611戸ございます。10団地28棟611戸現在ございますが、その住宅には管理補助員を制度で設けまして、それぞれ入居者の方々のいろんなご相談に応じて、それが直接建築課の方に参るようになっております。したがって、ちょっとけがされた、ちょっと収入が落ちたと、そういったような相談、直接市に来られなくてもそういった住宅内、いわゆる公営住宅内でそういった声を聞けるようになっておりますので、我々はそういったような声を広く聞きながら、快適なお住まいをしていただくように努力してまいりたいと思っておりますし、現在取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 部長言われますけれども、こののところね。入居者の収入ですよ。それを総収入ということで理解しますけれども、ここで次が、規則第12条第1項第1号に規定される。結局それに基づいて、その次の収入の額というのは、結局いろいろ控除されて所得を出してちゃんと控除、それが収入なんです。ですからこれが私は県の担当者に聞いても、あくまでもこの家賃の、結局収入というのがやはり所得に基づいてやっているんです。ですから、この最終の入居者の収入とその後の1項1号の収入の額では、これは違うんですよ。ですから、そのところをやはり部長さんが言われたとおり、減免については政令月収、これが基本になる。これがですから家賃の決め方でもそうですし、あと減免についてもそうなんです。ところが、そういう政令月収に基づくんだと言いますが、部長その後、今度は総収入なんだ。だから、その辺が全然関連性がないんですよ。ですからこの間も仙台市の場合、ちょっと古い資料になりますが、平成12年度の減免をやっているというのは11.4%の世帯。1割以上の世帯で、それからあと減免額は7.4%やられているんですよ。あと、県の方でも免除が100世帯。それから減免が300。大体合わせると5%ぐらいの減免、免除がされていると。全国的にも例えば多いところでは、東京で39.8%の世帯でこの減免が行われて減免額が21.6%と。こういう状況です。あとそのほかにも例えば名古屋では36.9%とか、甲府では40.4%、そういう世帯が減免されているという。ですから塩竈なぜ、本当に1%にも至っていないというのはそういうこと。総収入でやっているからなんです。ですからその辺でぜひ、県の担当者とはやはりきちんとコメントをとっていただいて、それとやはりその辺の一致をさせていただきたいと。県の施行規則についても塩竈と同じように、やはり8万6,100円、それ以下が基準対象になって、県ではとにかく所得に応じてやっている。

そういうことなので、ぜひこの運用に当たっては、何といても市長がやはり本当にこの減免に当たっては、具体的なそういうふうには要綱を決めていくというふうになっているわけなので、その辺で市長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 ただいま、事務の担当からのご説明をさせていただきました。我々は、適正な運用をしまいついておるといふふうに判断をしております。

なお、詳細につきましては先ほど担当課長、説明をさせていただいておりますので、その中身について再度確認をいただければと思っています。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 なかなか一致できない面ありますけれども、ぜひ今後ともその辺であといろいろ深めていきたいと思っておりますので、きょうはこれでおさめたいというふうに思います。以上です。

木村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

質疑を続行いたします。田中徳寿委員。

田中委員 決算委員会の資料を丁寧に作成いただき、ありがとうございます。

それでは、まず3番の決算審査意見書、3ページから質問に入りたいと思います。

この財政規模推移を拝見いたしますと、塩竈市の歳入一般会計、特別会計を合わせて412億何がし。歳出412億7,000何ば。実質収支額マイナス1億768万1,000円となっております。これは、塩竈市が過去何年にわたり、最後の実質収支額がマイナスであったと推察されますか。そのような中で塩竈市の決算資料を拝見いたしますと、塩竈市はこの実質収支額1億700万以上の現金の有り高を有しておると思っています。塩竈市は、私が議員になる以前から、赤字のある政治地方公共団体だと言われておりました。その一般会計と特別会計を合わせた本年度の赤字額が1億何がしであります。

そこで質問なのであります。

塩竈市の17年度の基金全体の有り高は幾らなのでしょう。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

一般、それから特別合わせました実質収支は1億700万ほどの赤字ということで、それに対応するところの現金といえますか、一般会計、特別会計申し上げますと、まず一般会計の基金残高でございますが、主要な施策の成果等の資料でも記載してございますが、年度末残高は14億8,000万ほどございますが、ただしこの中で長期の貸し付けを病院会計及び一般会計で受けておりますので、現金残高となりますとそこからまた減るわけでございます。そういうことで、長期の貸し付け中の残高を除きまして、現金残高で申しますと17年度末の一般会計では4億9,000万ほどになってまいります。それから、各特別会計で所管しております基金というのはそのほかにもございますので、例えば国保であれば、国保財政調整基金とかというものがございまして、そういった特別会計で所管しております基金も含めると、基金残高は8億1,000万円ということになってまいります。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 そこで申し上げたいのであります。8億1,000万円の基金を持っている団体が、1億の赤字を消せない理由がどこなのか。

それともう一つお聞きしたいのは、1億円という赤字は、不払い額なのか払い済み額なのかをお聞きしたいんです。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 まず、1億円という金額が不払い額なのかどうかということにお答えいたしますが、17年度中の歳出と、それから歳入を差し引いたものがここに出てくる1億円の赤字でございますので、歳出の方は、それは支払い済みの金額になっておるわけでございますので、未払いとかということではございません。支払い済みでございます。

それから、この金額を消せないのかという、基金残高があるのに消すことができないのかということでございますけれども、やはり各会計で生じている赤字でございますので、その赤字を消すということになりますと、まず各会計での収支の向上を図るとというのがまず基本になってくるということになるかと思えます。その上で、健全化努力にもかかわらず、なおかつなかなか赤字が消えないという中で、それを支えるために一般会計から基準外の繰り出しをするか

どうか。それらはその会計ごとの財政収支の状況、それから極めて深刻である一般会計の状況を見ながらしなければならぬということになるかと思えます。

それで、基金の活用でございますが、そういう意味で一般会計で自由に活用のできる基金と申しますのは、財源調整の2基金ということで、財政調整基金と市債管理基金につきましては、これは基金の目的に照らしましても、財政運営にその均衡化を図る上で設置されている基金でございますので、それは自由に活用できるわけでございますが、それ以外の基金につきましては特定目的ということで、目的を定めながら設置条例にあります目的に沿った形でないと繰り返しができないという形でございます。

それから、特別会計の消費する基金につきましては、より一層法的な定めもありまして、その所管している会計の方で活用していくというのが、やはりそれ以上ちょっと厳しいのかなという感じがいたします。

そういうことをいたしますと、まず財調、市債基金についてはまず活用可能だったんですけども、これが底をついてしまったと。それから、特定目的基金につきましては設置条例がございますので、これについては取り崩すという形ではなくて、長期の貸し付けを受けるというような形で活用をしていくというふうなことで、なかなか基金残高があるので、そのまますぐに赤字決算を消していくということにはなかなかまいりませんので、一定の財政規律を整えながら、赤字になっている部分を消すように努めてまいりたいというふうに考えております。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 そこでののであります。今の論理でいうと、お金がないから過去のいろいろなものを消せないとお金のあったときでさえ、それをしていなかったのではないかということがあられるわけです。私、市の財政を平成12年度から決算一覧表のように作成してまいりました。その当時の現金は32億ありました。それでも消せないわけでありまして。そこに私は、このまちの根深い意思が感じられるわけでありまして。赤字があっても行政体はつぶれないんだという意識だと思えます。そこを今、夕張を初めとし北海道から青森にわたってきた不明瞭な会計処理を問われている時代が来たんだと思えます。意思を持って決めれば決まるものを、延々としてきたつけが皆、今現在はびこっております。これからは、行政が負け始める時代なのであります。事業に合わせてサービスを提供してきたつけが財政を圧迫したんだと思えます。塩竈市は、塩竈市の財政の中でどのようなサービスを提供するのかを議論する時代が来たんだと思えます。それが自立だと思えます。その自立をする一歩は、塩竈市の特別会計の赤字は業界の収

入が足りないから赤字だと言われておりますが、果たしてそうなのでしょうか。塩竈市のもともとの価値の中でやられた仕事が特別会計だと思います。これは、すべてに塩竈市の責任だと思います。業界は業界の仕事があると思います。それと、塩竈市の会計と一緒に議論することは、どこか矛盾があるような気がしてならないのであります。なぜならば、今の話の前段の中に、もう一つ隠されていることがあります。

お聞きいたします。 5のページ216ページ。国民健康保険事業特別会計並びにページ264、老人保健医療事業特別会計並びにページ294、介護保険事業特別会計には人件費が計上されておられません。これは法令で行われているのかもしれませんが、でも、人件費はありません。そのわけを教えてくださいたいのです。

志子田副委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国保会計につきましては、国保運営する運営経費につきましては、平成10年度までに一般財源化されてございます。その関係上、運営経費につきましては一般会計で処理をさせていただいているという経過がございます。過去には国保会計で人件費を計上した経過がございましたけれども、平成12年度に介護保険制度が創設をされましたことを踏まえまして、平成12年度から一般会計の方で人件費を見ていただいているという経過がございます。

なお、国保につきましては、基本的には医療費を支払う会計でございますので、医療費の支払いにつきましては国保税と国庫負担、公費負担で負担をするということになってございますので、国保税に人件費を充当するという事は制度上禁止されてございますので、一般会計で処理をさせていただいているということでございます。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 今特別会計を触りましたけれども、人件費の問題なので続けさせていただきます。ということは、ある種法律であり、塩竈市の条例であり、いろいろなものをつくっていけば、特別会計から人件費が削除できることがあり得るということではないでしょうか。それについてお答えいただきます。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

国保会計の方の人件費が一般会計で組んでおります経緯は、今健康福祉部の次長が答弁したとおりでございます。人件費の取り扱いにつきましては、以前は国庫補助金で賄われていたわけ

でございますけれども、国と地方の負担が徐々に徐々に変わっていく中で、国庫補助金の取り扱いが、地方交付税措置というふうになったわけでございます。つまり地方交付税措置ということで、一般財源で賄うということで、市税なりそれから地方交付税で賄うと。それで、必要な需要額につきましては、普通交付税の中に措置されているというふうな仕組みに変えられたと、変わったということでございます。そのことを基として、税と交付税等の会計でございます一般会計の方で人件費、それに対応した形で組むようになっているということが経緯でございます。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 地方交付税措置、あるいは政令、条例で決められているということであるならば、塩竈市のある会計の人件費を塩竈市が一般会計で持つということも、市の当局の判断の中の、先ほど住宅の中にある裁量権の範囲なのではないかと推察するのだけれども、見解をお伺いいたします。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 国保会計そのものは、国の制度に基づいて今までも国庫補助を受けながらやってきたわけです。国の法律でその人件費を見てきたのが、国保会計の健全化というものは、管理者の保険料を負担を軽減ということから一般会計という法律であったわけです。基本的には特別会計そのものは独立採算を基本としておりますので、その事業収益でもって人件費を賄うというのは基本でございます。したがって田中委員ご指摘のように、裁量であるならば、それは一般会計で持ってもいいではないかということではありますけれども、そのために十分な、議会等も含めながら議論していかなくてはなりませんので、一応ここは国の制度ではなくて、市独自の行政施策として行う。例えば駐車場会計、あるいは魚市場会計でございますので、まずは独立採算を基本として特別会計でもって人件費を持つという原則をしています。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 ということは、塩竈市がやる宣伝されている赤字の払拭というのは、塩竈市が熱意を持ってしていけば、言われなき宣伝ではないかと推察されるのであります。そういうことを塩竈市は広報を通して、市民に伝えていく責務があるように考えております。これが今、夕張に始まり、そのいろいろな市民に会うことにより、塩竈市はどうなのだということに対する一つの答えになってくのではないかと考えられます。そういうことを念頭に置いて、これから財

政を進めていただきたいと思います。

次に、 6の336ページ。広報公聴事業についてお伺いします。

広報しおがまの発行で発行部数が2万2,300部。印刷費が発行配布となって1,122万3,000円。そうすると、12カ月で26万7,600部。1部当たり41円93銭。1ページ2,625円に相当します。

そこでお伺いします。

市民の広報には、65円と提示されております。この市民と行政が協働でつくるまち。主要な成果に対する説明書の金額と不一致が認められるのですが、どのようなことなのでしょう。お伺いいたします。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 お答えいたします。

主要な成果の336ページに載っております広報印刷費1,122万3,000円。これにつきましては単価41円になってございますが、あくまでもこちらは印刷に関する経費ということでございます。広報に掲載されております一部65円という単価につきましては、こちらに発送の単価を加えたもの。これをもちまして単価65円ということになっておるわけでございます。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 そうであるならば、なぜこの主要な成果にその金額が載らないのでしょうか。

志子田副委員長 田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 336ページのところには、広報しおがまの発行、毎月1日全世帯を対象に発行、配布といたしまして、ある意味のところでは広報印刷費として掲載させていただきました。それにしても不親切な部分があるかと思っておりますので、来年度以降改めたいというふうに考えてございます。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 同じく6番の338ページ。済みません、5番です。5番の338ページ。

お伺いしたいんです。ある銀行の期末現在高が書いてありますが、これは時価でしょうか。お伺いいたします。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 発行株券の券面の金額でございます。株券の価格でございます。時価ではござ

いません。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 時価はどのくらいになるのでしょうか。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 概算の金額でございますけれども、大体2億円ぐらいではないかというふうに思います。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 どうもありがとうございました。少しは財産があるのを感じて、安心しました。

先ほど、土地の問題等、こういうことだと思います。市民に知らせるということは、こういうことを一つ一つ丁寧にさばっていくことだと思います。塩竈市がいろんな意味で財政が大変だ大変だと言われて、ではどのようにしていくのかという手がなくて、今暗中模索している状況だと思います。その中で、いろんなことをしていく時期が来たんだと思います。

次にお伺いします。

資料 19、42ページなんです。ここには職員数とパート人数が記載されております。過去5年間の人数であります。平成14年度から18年度まで、年度当初4月1日現在で約104名の職員の方が減少しております。しかるに同じ平成14年度から18年度までで、すべての職務をする人数は57人の減少なのであります。平成14年度で塩竈市という収入の会計から、お給料をいただく方は1,125人でした。平成18年度は1,068人という計算になるわけであります。

そこでお伺いいたします。

一般職員という給料の高い方を減らして、パートの人数をふやして事業を行っていくつもりであるのか。それとも人員削減というものを本当に考えて人数を、仕事を減らしていく考えがおりなのか。お答えをお願いします。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 職員定数のことかと思ひまして、こちらの方からお答えさせていただきます。

職員定数につきましては、平成15年に市長が就任以来、100人の削減。さらには平成17年の10月、昨年の10月に定数適正化計画をつくりまして、さらなる130名の削減ということで定数削減に取り組んでいるところでございます。本年4月1日現在の目標値が

775名でありました。ことしの4月は775名ということで、大分努力をしているというふうに認識しているところでございます。

ご質問のいわゆる職員定数、職員を減らして業務を行っていくのか、さらにはパートをふやしていくのかということでございますが、定数適正化計画の柱には、三つの柱を掲げてございます。一つには、行政運営の効率化。これは仕事のやり方をスリム化をしていきたいと思います。一つは、行政運営の効率化。これは仕事のやり方をスリム化をしていきたいと思います。一つは、行政運営の効率化。これは仕事のやり方をスリム化をしていきたいと思います。一つは、行政運営の効率化。これは仕事のやり方をスリム化をしていきたいと思います。一つは、行政運営の効率化。これは仕事のやり方をスリム化をしていきたいと思います。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 わかりました。なるべく仕事を減らすような、仕事がお金を生むんです。お金を少なくするためには仕事を減らすということの概念が、物すごくこれから大切かと思えます。官でやるのか民でやるのか、あるいは市長が言う市民と協働でやるのか。協働というのは、交響楽の響でいくのか、お互いに心で響き合う形で市民と行政が手を携えてやっていくのか、そういうものを明確に打ち出していきたいと思えます。

次に、資料19番の11ページ。

給料、職員手当、共済費の総額なのであります。15年度から16年度、17年度まで書かれています。

それで、お伺いなんですけれども、このほかにも人件費と考えられるものがあれば、どのようなものがあるかお伺いしたいのです。

志子田副委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 今のご質問の中で、これらのほかにも人件費ということでありますけれども、例えば今退職手当組合の負担金、こちらにも人件費として入っておりますけれども、こういったものが、これがほかというよりも、こういったものも人件費の一部というようなもので含まれているということでございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 そうすると、全会計ベースでの職員の給与額はわかりますけれども、役所としての総人件費、我々議員の報酬、審議会委員、あるいはパートさんの賃金、そういうものを含めると一体どのぐらいの人件費の総額なのか、お伺いいたします。

志子田副委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 大変失礼しました。今の委員、発言のとおり、議員人件費、そういったものはこの中に含まれないということでございます。それで、審議会委員、そういったものの人件費についてはちょっとつかんでおりませんけれども、資料 5の61ページ。そこには議会の議会費がございまして、その中の報酬1億1,400万円、あと職員と合わせても共済費等も入っておりますけれども4節の共済費、あと3節の中には議員の期末手当、そういったものもあるということで、これからいきますと約プラス1億、議会費においては1億5,000万ほどが議会の議員の関係、皆さんの人件費というふうにとらえてございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 正式に言うと、報酬費は1億8,257万4,000何がしであります。そのほかに賃金は3億937万2,000円であります。そのほかに報償費として9,951万余が計上されております。そのほかに先ほど申された2億円を加えると約75億9,400万円、このぐらいの数字が正しいのかどうか、お伺いいたします。

志子田副委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 報酬につきましては17年度1億8,200万円。賃金につきましては3億900万円。そういったものをもろもろ加えますと、今委員発言の内容になるというような内容でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 そういう前例で平成12年度を見ますと85億8,500万円なのであります。この6年間で約11億9,100万、12億円ほど総人件費を削減してきたまちであります。こういうことが、数字を述べる決算委員会の数字だと思っております。だれも全会計ベースで物を見てないつけであります。でも再建団体になるときは全会計ベースであります。そこが問題なのだと推察しています。よろしくお伺いいたします。

次に、主要な成果の6番、30ページ。

安全に暮らせるまちづくりで、津波避難誘導標識設置事業というものが計上されております。

す。津波避難誘導標識設置事業についてお聞きします。

私も、道路でお見かけしております。新聞でも大きく報道されました。県内のモデル地区として、それぞれの市、国道、県道、港湾、漁港等の管理者が協力して設置するとありましたが、現在の進捗状況はどのようになっているか。将来どのようになるのかお伺いいたします。

志子田副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えいたします。

現在、18年度分の工事を含めまして、塩竈市の避難誘導看板24基はすべて完了しております。また、県の港湾管理者では今月で誘導看板、案内看板合わせて33基完了いたしました。県道路管理者分につきましては、7基分を本年度中に設置できるよう検討しております。仙台河川国道事務所分については5基から6基、今月発注済みであります。全体合わせて約80基の看板設置を目標にしております。以上であります。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 ありがとうございます。津波がいつ来るかわからない中で、このようなものを設置していただき、そういうことを常々していくことによって、一つの塩竈市の意思が津波に対する物の考え方等あらわれてくるのだと思います。そういうものが行政なのかなと、このごろ感じているのであります。どういうものを市民に啓蒙し、どういうものを市民から引き出していくかというやり方が感じられる施策を、これからもよろしく願いいたします。

次に、資料 19番の18ページです。

ここに随意契約一覧表が載っております。随意契約というのは、どのようなものか私は深くはわかりません。ですけれども、金額が少額だなというのは認識しておったわけでありませぬ。でも、この中に1億を超えるもの、あるいは数千万単位のものが散見されます。それは、どのような理由なのかお聞きいたします。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

随意契約でございますけれども、随意契約は少額なものと委員の方からお話がありました。少額なものということで、金額的に許されている範囲ということで行っているものもございませぬけれども、その際でも見積もり調書は複数のものから取っているというのがほとんどでございますが、そういったもののほかに、委託の相手先として特定されるような事情がある場合、そういった場合に随意契約でその相手方と随意契約をするというふうなことがございます。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 先ほど午前中、志子田委員が入札の問題を取り上げました。その随意契約というのは1社で行っていくのであれば、これからこのまちがある種透明性、公平性を担保に行政を担うのであるならば、随意を少しずつ減らしていく努力が必要なのではないかと思えますけれども、どのようにお考えかお伺いいたします。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 田中委員にお答えいたします。

随意契約につきましては自治法の234条、それから同施行令の167条で手続きが簡便で、かつ経費が、負担が少なく済む。そういった一定の条件のもとで認められているわけですが、委員ご指摘のとおり、どうしても相手方が特定されてしまいますので、いわゆる競争性が機能しないというようなところから公正性が懸念されるというのが実態でございます。監査委員からも、監査行為の中では随意契約のケースが多過ぎるのではないかというふうな、大変厳しいご指摘もございます。そういった反省を踏まえまして、極力法にかなった中での随意契約と発注ということを念頭に置きまして、随時見直ししてきております。

そこで、具体的に挙げますと、例えば17年度では、斎場の空調機械設備保守点検業務につきましては、これは指名競争を行いました。結果、17.5%の前年度と比べて減になったということ。それから、いわゆる下水道における宅内貯留施設設置工事につきましても、これも随時指名競争という形に移行いたしまして、極力随契の件数を少なくする努力をしてきております。

今後とも、そういった法の趣旨にのっとりた形で、適正に契約をしてまいりたいということでございます。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 それで、最後の質問になると思います。

3番の決算審査意見書の36ページの結びという欄に書いてある言葉について、これからこのように市政を運用されるのかをお伺いいたします。

中ほどです。平成13年度と比較すると、一般会計全体では10.9%の歳出削減が行われている。しかし、そのような中で民生費は33.8%と伸びている。その要因は、民生関連の特別会計への繰出金や扶助費がふえ続けていることである。これらの事業は今後も需要が大きくなると予測されていることから、他分野での削減努力がこれまで以上に求められるというこ

とになると述べられておりますが、民生費の需要、これからも他分野の削減で行っていかれるつもりなのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

方向性といったしましては、委員ご指摘のような方法がまずはベースになるのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、その福祉関係費の伸びというのが地方財政にとりましては大変重くのしかかっているということで、児童関係の制度ができたり、それから高齢者福祉の関係では、その社会保障関係の会計と言われております国保、それから老保、介護、そういったところへの繰出金が大幅に伸びていると。それがまだ伸びがとまらないというところが地方財政全体の大変苦しんでいる要因の一つなわけでございます。

そういったことからいたしますと、その一方でまた交付税の抑制なども行われておりますので、取り得る措置というのは大変限られているということで、本市におきましても職員数の見直し等による人件費の抑制、縮小、それから経常経費の抑制ということで、歳出ベースで言いますと物件費の抑制、それから借換債なども行い、公的資金の借りかえなども行いましたけれども公債費の抑制をしていくというような、そういった努力を続けているわけでございまして、そのほかにも繰り出ししている会計で、例えば市場会計であるとか下水会計とか、そういったところで各会計の努力といったものも行っていただいている。それで、かろうじて何とか一方で伸びている扶助費、そういった繰出金の伸びに対応しているというのが現状なのではないかなと思いますが、なかなか取り得る手段が限られているということで、このような努力を継続、加速させていくというようなことが一つと、それからもう一つはやはり地方財政全体が大変苦しくなっておりますので、例えば退職手当債とか、以前に比べますと適用範囲を拡大するというような、そういった流れもございまして。そういった制度的に使えるようなものについては積極的に使っていくと。そういったことで、何とか対応していくというふうなことになるかと思っております。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 社会保障費を今後重点的に進めていくのかというようなご質問でありました。今議会に限らず、予算の適正な執行の中で、いかに少子高齢化社会に対応した行政運営ができるかということにつきましては、今日までもいろいろな手法についてご提案をさせていただきました。要は、選択と集中ということを申し上げてきておりますが、財政課長ご説明させていただ

きましたように、いかにむだな経費を省き、今後の高齢化社会に対応した社会保障を行っていくかということが今我々に課された大変重大な使命であると思っております。今後とも、そういったことに、なお一層努力を傾けてまいりたいと考えております。よろしく願いを申し上げます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 そこでなのであります。塩竈市はそのような形でやってきて、土木費などを削減してきたわけであります。果たしてそれが6万市民のサービスに適合しているのかという議論を、もっと熱心にしていただきたいと思います。ただ削ればいいのだけなのか、適正なのか、今の予算の枠で間に合うのかというような議論をしていただいて、来年の決算に反映させていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

志子田副委員長 中川邦彦委員。

中川委員 私の方から、単刀直入に伺いますので、適切なご回答のほどよろしくお願いしたいと思えます。

最初に、成果品の6です。161と168にわたって質問したいと思うんですが、学校の施設管理整備事業ということでございます。

それと、明細書5の168ページ。15節の工事請負費について、そこに絞ってまず伺いたいと思うんですが。単刀直入に伺いますが、15節で不用額が717万5,000円と。繰越明許費が1億2,200万円あるんですが、まずこれについて説明、お願いしたいというふうに思います。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 それでは、繰越明許費についてご答弁申し上げたいと思えます。

繰越明許費につきましては、18年2月の、17年度最終補正予算の際に1億3,000万円の予算の方をちょうだいいたしまして、実際に年度末で繰り越した金額が168ページ記載のとおりの1億2,282万5,000円ということでございます。その差し引きの分が不用額の一部というふうになっております。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうするとこの内訳は、その金額は今わかったんですが、具体的な工事費といえますか、それはどこの部分だったのか。この、済みませんが資料19をいただいて、この中

に平成17年度の、44ページと45ページになると思うんですが、ここに関連してあと伺いますが、44ページだと学校の施設補修工事3カ年計画というのに関連するというふうになると思うんですけれども、そこでいった場合に、具体的に18年度にいくと、そうするとこれの計画でいうと、考えられるのが耐震補強工事とかそういうふうになるのかどうか。そういうふうな面なのかどうか、まずそのところから伺います。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 資料 19の44ページ、45ページ、46ページでございますけれども、この45ページの3カ年計画、小学校分ござらんいただきたいと思えます。こちら、45ページの第三小学校というところの18年度の欄に、耐震補強工事としまして三小と玉小ということで1億3,000万円という事業費、計上してございます。これが17年度に今予算をいただいて、18年度に繰り越しをして、18年度で決算をする予定の金額でございます。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。実際の学校の、ではどういうふうになっているのかということ、確かに耐震補強工事というのは、当然やらなければならないということで、年次計画で出されてきているのはわかるんですけれども、この資料 19の44ページを見ていただくといいんですが、完了と未着手というのがありますよね。これ、私ずっと未着手の部分見てみたんですよ。例えば、一番上の第一小学校の9番とか10番というのは、教室の廊下の壁塗装とか、15番だと床のタイルとか階段の滑りどめですね。結局割とどちらかということ子供たちの安全の面を考えた場合に、やはり早急にやっていくということも必要なのではないかなというふうに思うんです。

それから、もう一つは第二小学校で見た場合に未着手が、この9番というところが新校舎の教室とか廊下の改修ですね。そういうところがまずされていないと。全体的に危険だなと思われるところを拾ってみたんですよ。そうすると、結構10カ所近いところがあるんですね。ですから急いでやらなければならないもの、確かにわかるんですけれども、やはり私らも学校を訪問して、共産党市議団で何カ所か手分けして見て回ったときに、計画で市の方に提出したと思うんです。それで、何回かの議会で当然質問をしていますし、それ以後どうなったのかということで、3カ年というこの計画を出していただいたんですけれども、やはり子供たちが安全に過ごすところの部分というのが、やはりまだまだ急がなければならない部分ではなかったの

かなと。

それから、私第二小学校に行ったときに、用務員さんがちょうど、何ていうんですか、学校の整備をやっていて、それで今度はほかの学校の用務員さんと一緒にほかの学校の修理に行くんだと、そういうことも聞いていたので、なかなかやるんだなと。それも自分たちで市長の言う自分たちでやれるものはやろうという趣旨はわかるんですけども、どうしても安全を優先に考えた場合に、どこを優先課題として最初に取り組まなければならないかというところを、やはり気をつけていただくということが一つだというふうに思います。

それで、その用務員さんに聞いたときには、やはり1人でやれるものと1人でやれないものがあるというんですよ。そのときこそ学校のみんなで集まっていたいただいて、きょうは二小、この次は玉小とかというふうにやるんだと聞いていたんですが、そういうふうにどうしても人手が要る場合というのがあると思うんですね。そういうときこそ、やはり一番工事というか、安全を配慮しなければならない部分だというふうに思うんです。ですから、そういうところがやはりおくらしている部分があるのかなというふうに思うので、この点やはり早急にやっていただくようにしてもらえればいいなというふうに思うんですけども。まず、そこが一つです。

それから、5の215ページなんですが、済みません、そこに入る前に私、今のところについての答弁、お話しよろしくお話ししたいと思うんですが。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 学校からの修繕等の要望につきましては、資料の先ほど19番の44ページに書いてございますとおり、17年度の年度当初に学校から直していただきたいという要望に基づきまして、それができたかできないかということでの完了未着手という内容でございます。

なお、委員ご指摘のとおり、危険な部分もあるのではないかとございましてけれども、おのこの学校と委員会と協議して、より緊急性の高いものからやってきたつもりでございます。それとあと、共同で用務員さんたちが作業をしているというようなことございましてけれども、これも現実に年に秋と春と年2回程度、各小学校、中学校の用務員さんが集まりまして、共同作業と称しまして、通常自分1人で各学校の営繕をできかねない部分につきまして、集まって校庭全部の草刈りをするとか、あるいはプールの管理棟のペンキの塗りかえをするとか、あるいは二小なんかにおきましては防球ネットの張りかえをするとか、用務員さん一人一人ではできないことを、力を合わせてやればできるんだということのでかなりの、費用に換算す

ると数100万になるような作業の方もさせていただいておるような状況でございます。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。それで、私資料 5の184ページでした。済みません。

これの体育施設費の中で伺いたいんですが、それと資料 6の215ページ、スポーツ施設の維持管理事業というところで伺います。

ここでまず一つは、次のページです、216ページに月見ヶ丘スポーツ広場、清水沢公園グラウンド、新浜公園グラウンド、それから二又スポーツ広場というのがあるんですが、ここの管理です。管理がどこをどういう形で、同じところに全部委託しているのか、何社ぐらいに分けて委託しているのか。まず、そこを伺いたいというふうに思うんですが。

志子田副委員長 菊地教育委員会教育部生涯スポーツ課長。

菊地教育委員会教育部生涯スポーツ課長 お答えいたします。

生涯スポーツ課で管理を行っております屋外スポーツ施設。これにつきましては、清水沢公園グラウンド、それから月見ヶ丘スポーツ広場、中の島公園テニスコートと、それから二又スポーツ広場、新浜公園グラウンド、そのほかに玉川中学校の校庭照明設備、これが屋外スポーツ施設ということで、生涯スポーツ課が管理してございます。

それで、このうち清水沢公園、それから新浜公園グラウンドの草刈り等につきましては、土木課の公園管理の中で行っております。

それで、生涯スポーツ課が直接管理しておりますのは、月見ヶ丘スポーツ広場。これにつきましては、体育協会に委託しておりますして、屋外体育施設環境整備業務委託ということで、グラウンドの点検、清掃、草刈り、これらを委託してございます。

それから、二又スポーツ広場。こちらにつきましては、社団法人塩竈フットボールクラブ、こちらに管理業務を委託しておりますして、芝生の管理や広場内の清掃を行ってございます。

なお、体育協会に委託しております環境業務の委託につきましては、今申しましたグラウンドのほかに学校開放施設、校庭にトイレがございますので、三小、三中、玉中の校庭、これらのトイレの点検清掃。これも週1回行ってございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 何で聞いたかという、やはり清水沢公園グラウンドでもそうだったんですけれども、今高齢者の方のバタールゴルフというんですか、そういうものもやっている中で、どうして

も芝の刈りが悪いということで、何回か刈ってほしいんだという要望を出されたりしてきていたんですが、最近私も二又のスポーツ広場でも、やはり草刈りをきちっとやっていただかないために、なかなかパターゴルフがうまくいかないんだと。そういうことで、ぜひ草刈りをお願いしたいんだということをされたんですけれども、やはりそれもきちっとされないままに、適当にやったわけではないと思うんですけれども、やはりやる方にとってみれば、芝の芽がきちっとそろえていただいた方がやりやすいというのと、やはり自分たちも練習して県の大会に行くとか、そういうところで相当いい成績をおさめていると聞いていたものですから、やはりどうしてもグラウンドの整備とかというところにきちっとしていただかないとだめなんだという意見もありました。それで2度ほどにわたって、二又の場合は課長さんにも行ってもらったんですけれども、刈っていただいたこともあるので、やはりそういう管理を委託すればいいんだということではなくて、きちっとそこまで目を向けて点検してもらうということも必要になるので、その点についてどういうふうに思うのか。まず、伺いたいと思います。

志子田副委員長 菊地教育委員会教育部生涯スポーツ課長。

菊地教育委員会教育部生涯スポーツ課長 委託しっ放しという形になるべくならないように、それぞれ各グラウンド、利用者いろいろございますので、試合が近いシーズンとかにつきましては、適宜見回りに行くような形で心がけをしてございます。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、資料 6の24ページに戻りますが、消防施設の整備事業で伺います。

まず、消火栓についてなんですが、この間もその旭町で火事になるとか、高台で実際なかなか消火活動が思うようにいかなかったとは聞いているんですが、やはり塩竈は、私の住んでいるところもそうですけれども高いところに結構家もありますし、道路が狭かったりして相当大変だなと。火事なんかあったらどうなるんだろうなというところも結構見受けられるものですから、消火栓の設置について、計画目標というのはどのくらいに見ているのか。一定の目安があれば教えていただきたいと思います。

志子田副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

本市の場合の消火栓は、市内に1,000カ所あります。防火水槽については20トンから80トンまで、約120カ所ございます。これは、総務省の消防力の基準というものがあ

して、商業地域では半径100メートル以内、住宅地域では120メートルという基準がございます。本市の場合はこの基準を十分に満たしておりまして、ほかの町と比べても充実しているところがございます。以上であります。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 高台とかそういうところ、入らない部分について、確かに住宅地だと120メートルとか商業なら100とかとなると思うんですけども、高台の場合だとどうしても、なかなか入りにくいところなんかもあると思うんですけども、そういうところもこれからぜひ設置していただくようにしていただきたいというのと、もう一つは防火水槽だと看板というんですか、表示があるんですけども、消火栓の場合だとなかなか車をとめたり、駐車してしまって、火事の際に使えないとかというのは長沢でも大分前にありましたし、そういうふうにとどうしても必要な場所というのはかなりあると思うんですけども、消火栓のふたそのものに塗料を塗ったり、確かにしていると思うんですけども、その前にここに消火栓がありますよという看板なり、そういうものが設置できないのかどうか。1,000カ所あるから1,000カ所全部つけるというのではなくて、やはりどうしても簡単につけられる場所であれば、そういうふうに表示できるものを考えてはどうかというふうに思うんですが、その点はどうか。

志子田副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 できるだけ、道路の幅の広いところにはポールを立てて消火栓の位置を指示しております。ただ、狭隘な道路のところはそれが立てられないということもありますので、その場合は消火栓に色を塗る。または近くの民家のフェンス、ブロック、その他をお借りしまして、消火栓という表示板をすべてのところに掲示するようにいたしております。以上であります。

志子田副委員長 中川邦彦委員。

中川委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。なかなか、私も家のところがあるんですけども、やはりどうしてもよその人が来たり、隣の車とか、何らかの形でどうしてもとめてしまうということがあるので、できるならそういう表示できるものを、そういうふうにつけていただければいいなというふうに思っております。

では次、伺いますが、資料 5の139ページで、それと資料 6の260ページ。土木費で一番最初に、土木管理費の中で不用額が7,490万ほどあるんですが、まずこれについて

どういう形で生まれてきたのか。まずそこから伺います。

志子田副委員長 土木の不用額。中川委員、もう一度詳しく。

中川委員 ページ、140ページの一番上。資料 5、140ページ。不用額7,491万円。この内訳について伺いたい。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

不用額ということで、主なものについては私からお答えいたします。

まず、一つは下水道会計の繰出金で、ページで言いますと154ページになってまいりますが、下水道会計の繰出金一定金額、予算計上しているわけですが、下水道会計の方で使用料の収入等年度末ぎりぎりまで努力されておりますので、そういったもので最終的に下水道会計の繰出金、財政課で組んでいる予算でございますが、その中で2,000万程度不用額が生じたということが一つでございます。

それから、街路費の方で、下馬春日線の繰越事業の方かと思うんですけども、そちらの方でも不用額が生じていたというふうに思います。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。何でこんなに出るのかなという疑問を持ったものですから。ありがとうございます。

次に、144ページ。144ページと146ページ、二つ一緒に聞きますが、実は144ページは施設補修等の工事。それから、市内各所の道路補修工事というふうにあるんですが、それから146ページ、工事請負費、これ15節ですが、これも施設補修の工事と狭隘道路の後退用地の整備工事ということであるんですけども、一つは、前段の方はこの出された資料で見ても、そんなに工事をしていないんですよ。それで、今までに市民の方から含めて、道路の維持について、これで見ると1,299万ですから、どのぐらいの要望を出されたのか。要望を出されてこれだけやりましたという数があるんだったらお願いしたいというふうに思います。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

今、市民の皆様のご要望にこたえて、対応した件数というお話をいただきました。こちらの144ページの方の資料でいきますと、路面補修等の委託料。これが市民の皆様の方からご要

望いただいで対応している内容でございます。件数といたしまして、平成17年度は121件の舗装でありますとか、側溝の補修を対応させていただいております。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、121件要望を出されて全部やったということですか。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

今件数121件ということで、市民の皆様からのご要望だけではなくて、私どもの方のパトロールしている中で、危険性が非常に高く早急に対応しなくてはならない件数もございますので、それらも含めまして121カ所の対応をさせていただいているということでございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川邦彦委員。

中川委員 121件対応したということであれば、要望はもっともっとあるんですね。どうなんです。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

ご希望いただいている件数はあるかと思えます。ただ、早急に対応しなくてはならない箇所、こちらの方を優先的に実施をさせていただいておりますので、よろしくご了解をお願いしたいと思えます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 次のときにまとめて一緒に伺いますが、146ページで工事請負費の中にある施設補修等の工事、それから狭隘道路の後退用地で見た場合に、この成果品の中で見ると、私道整備が258ページと、それから260ページというふうに来るんですけども、やはりできた成果というのは、例えば258ページの私道の整備で見ると、17年度は芦畔町と花立町と2カ所なんです。いろいろ全体土木費の削減とかなんかされている中で、本来なら要望としてもっとあるのではないかなと思うんですけども、17年度で出されたのが、実施しているのが2カ所であって、出された要望というのはどのくらいあったんですか。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

私道整備事業に関しましては、市の方からの補助、さらに地元の方からの負担というふうな

ことで、合わせまして側溝舗装の整備というようなことになってございます。したがって、地元の方の整備をしたいというお話がありましても、やはり地元の一定の負担が伴いますので、それらの整理がなされていないといいますが、なかなかまとまらないという件数もあったやに聞いてございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 では、260ページの私道整備で伺うんですけれども、ここで評価を見ると、3番目。Cですよ。余り上がっていないと。成果が見通したようにはなっていないんだということなんですけれども、やはりこれは先ほど課長さんに質問していても、どのくらい要望があったんですかと。それで、優先順位を決めて、全体で121カ所やったんだけれどもということなんですけれども、やはり要望としてはもっとあるんだというふうに思うんですよ。それで答えていただけなかったんですけれども、そういう意味からいって、私はげすのかんしゃくではないんですけれども、Cだと余り上がっていないのかなというふうに思うので、できればどういふふうに要望がされて、優先順位を確かに決めていったとは思いますが、出された要望にやはりきちとこたえていくということも一つだというふうに思うんですね。ですからそういう面でもう一度伺いますが、やはりどのくらい出されてきて、どれだけ実施されてきたのかということも含めて、121件ということは言ったんですけれども、では要望としてはどこまであったのかということをお改めて伺います。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

17年度に市民の皆様からいただきました要望件数については、今手元に資料がございませんので、ちょっと差し控えさせていただきますが、こちらの私道整備の部分の方で、成果としてCと。余り上がっていないというような整理をさせていただいておりましたが、こちらにつきましては、平成17年度事業でありますと件数として2件、箇所数3カ所の整備であったということになりまして、側溝のもしくは舗装の改修が必要だろうという箇所が多々あるんですが、なかなかまだまだ使えるという状況もありますので、現状的には手をつけていないという状況でございますが、あともう一つ、例えば新浜町泉沢線のように、平成17年度178メートルの改良をさせていただいている。実はここは、平成8年度から事業に着手をさせていただいている。年度計画で進めてきている。どうしても短距離での施行になるものですから、単年度で見ますと、どうしてもその効果がなかなか上がっていないというような状況で判断せざる

を得ないというような観点からCというような評価をさせていただいてございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 なかなか予算のかかることで大変だと思うんですけども、やはり市民の安全を考えた上でも、やはり優先順位からということもあると思うんですけども、やはり市民にとってはどこも優先順位は1だと思うんですよ。そういう点で、ぜひそのところを配慮していただいて、進めていただければというふうに思います。

それから、つたないことを聞くんですけども、どこのそれこそ款項目を見ても必ず出てくるのは、電算業務の委託料なんですよ。それで、私ざっと見て約1億円ぐらいあるのではないかとこのように思うんですね。それで、もしもつかまえてあるのであれば、どのぐらいにあるのか。全体に含めてです。市で電算業務を委託している部分というのはどのぐらいの金額になるのか、わかればお願いします。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 市役所の行政の業務です。さまざま複雑なこともございまして、近年電算処理を行っている。それが市民サービスの向上にもつながっているということで我々は認識してございます。しかしながら一方では、経費がかかるということがございます。この内容でございまして、私どもの方で、住民情報系と内部情報系の分で把握している額でございまして、住民情報系につきまして、例えば市民税の賦課業務、それから国民健康保険の収納関係、それから住民記録、そういったものを合わせまして、私どもの方で把握しているのが6,200万円ということになってございます。それ以外に例えば介護保険とかそういった内容の部分で、単独の各課で持っているものもございまして、総合計については申しわけございません、今ちょっと資料の手持ちがありませんでしたので、お答えできかねます。申しわけございません。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、ほとんど契約はどんなふうに進めているんですか。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 電算業務につきましては、さまざまな複雑な業務がございまして、単年度で契約するのは非常に難しいということがございまして、それぞれ電算システムを導入する際には、業者の選定委員会というものを開きます。そのときに

は、各業者さんの方からプレゼンテーションというものをしていただきまして、その中でいわゆるシステムの内容、使いやすさ、経費等を含めまして機種を選定いたしまして、その機種をまず選定いたしまして、その後でその業者と随意契約をするということになってございます。

電算業務はご承知のとおり、導入するに当たりましては、システムの開発にかなりの経費を要します。それから、保守点検についてもかなりの経費を要する。それと、システム開発についてはそれぞれの事業者のノウハウ等もございまして、なかなかその部分だけで、単年度で競争入札に付するというものが難しいものがございまして、一番最初の導入時点でプレゼンテーションを行いまして競争をさせていただいているというような内容でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、あれですか。大体毎年このぐらいの金額はかかると見ていいんですか。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 はい。ほぼ、この程度の金額についてはかかるものと認識しております。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 私も古い人間ですから、なかなかパソコンいじってどうのこうのというのは難しさもあると思うんですけれども、先ほどからいろいろ議論されているように、人件費を削減して、では事務をコンピューター化して電算業務で進めていくということでされていると思うんですけれども、ではそれだけのメリットがあって、どうしても今のこういう時代ですから、それは電算業務をやらなければならないというふうにはわかると思うんですけれども、毎年これだけの金額がたって、それからことしでもう介護保険の業務で600万円ぐらいですか、かかりますよね。そうすると、相当な額になるというふうには思うんですよ。

それで、具体的に何うんですが、単純にこのぐらいの額に対して、国からの補助というのはどのぐらい。何%あるのか。全部市の持ち出しなのか。それから、国から来るのかと。ある程度のパーセンテージでもいいし、割合でもいいんですが。わかる範囲でお願いします。

志子田副委員長 田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 先ほど私申し上げました住民情報系、内部情報系について、すべて一般財源になってございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、国からの補助というのは国保関係とか介護とか、そういうふうに限定されるといふふうに見ていいんですね。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 ちょっと今詳細な資料を持ち合わせていなかったんですが、介護保険システムとか、そちらの方については若干国の補助金、交付金等が入っているものと思われます。

志子田副委員長 中川邦彦委員。

中川委員 私ら一番問題だといふふうと思うのは、やはり国の三位一体改革で、事務事業を末端の自治体におろしてきていて、国の業務をやっている中で市の持ち出しが圧倒的に多いということは、やはりそれは国にきちんと物を言って、国の業務の一環としてやられている部分についても多分あるといふふうと思うんですが、今どうしても資料がないということであればそこまでは突っ込んでできないと思うんですけれども、やはり事務事業で移管されている中で、市でもやはりきちっとしたお金をもらおうと。そして国からの業務をやるんだから明らかにしていくといふふうにならなければならないといふふうには思います。それでないと、一般会計からの持ち出しがどんどん毎年ふえていくんだといふふうには思いますよ。だから、そのところをきちっと物を言うという、そういう形でぜひやるべきではないかなといふふうには思うんですが、どうですか。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 こちらさまざまな会計の部分での国の財源について、持ち合わせていなかったんですが、一般的な住民情報系とか、そういったものについては一定程度地方交付税で見られている分もあろうかなといふふうには認識してございます。

今、委員お申し出の内容については、いわゆる今地方分権絡みでさまざまな地方歳出の抑制が求められておりますけれども、その中で市長会等通じながらいわゆる自主自立の地方分権が確立できるような権限移譲なり税源移譲について要望しておりますので、ご了解をいただきたいといふふうに思っております。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 では最後に、結局もう1回前に戻るわけですが、委託をやるときに、その契約は随

意契約を、極端に言えば私がことしやったらばまた来年も同じところに行くのかと。1回契約してしまえば、その会社がなくなる限り、何かの理由がない限りずっと続くわけですね。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 契約関係ということで、私からお答えいたしますが、まず電算システムに係る経費が大変多額だということで、それを抑制するといいますが、それが必要なわけでございますけれども、まず導入時に当たりましては、先ほど次長答弁のように競争させることが十分可能でございますので。ただ、これは価格だけではなくて、やはりそのシステムの内容ということもございまして、先ほど申し上げましたようなプロポーザル方式といったもので、システム並びに価格の優秀なものということを選ぶようなことを、選定委員会等を設けまして行うわけでございます。その時点におきましては競争性が働くわけございまして、この段階で價格的にも競っていただくということになるかと思えます。

それから、継続する場合とか保守管理する場合とか、それからシステムの修正をする場合、そういったものになりますと、やはりそのもとになりますシステムを開発したところが、やはり有利になってまいりますので、随契になる可能性が高いということでございまして、これから当初契約を結ぶ際に、保守管理も一部含めるとか、そういった随意契約部分を幾らかでも少なくするような方向に持っていきたいなというふうに考えてございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それでは、私の方からも17年度決算、若干質問をしながら審査をしてみたいと思っております。

まず初めに、せっかく資料として8のバランスシート、行政コスト計算書を出していただいておりますので、これを若干使わせていただきたいんですが、これの19ページにありますとおり、やっと連結財務諸表という形で今回ご提示をいただいたわけですが、そこで1点お伺いしたいんですが、普通会計、企業会計、水道事業会計、病院事業会計を含めて、それから土地開発公社を今回含めてやられているようですが、今後これをどのように行政の中で活用なさろうという気持ちがあるのかどうか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

バランスシート等の作成の目的は、なかなか通常の自治体の決算書ではあらわれない部分に

ついて把握しようということで作成しているわけでございますけれども、やはり連結となりますと、普通会計、一般会計を基礎にした会計でございますが、普通会計に加えまして企業会計であるとか公社の状況もそこに含まれてくるということで、やはりそのバランスシート、特に行政コスト計算書上などに企業会計側のプラスの要因、マイナスの要因がありますが、それが加わって普通会計とは違った面が見えているということがございます。

17年度の行政コスト計算書で申し上げますと、普通会計と連結で比べますと、損失の方が数字的に申し上げますと、普通会計の当期純剰余金がマイナスの6億円でございましたが、これが企業会計を加えますとマイナスの12億円というふうにマイナス分が膨らんでくるというふうに、そういった姿が見えてくるわけございまして、これらを今後の財政運営の方に役立てていくというふうなことでございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 そこで、平成17年9月13日、総務省自治財務局財務調査課長名で、各都道府県総務部長、それから各指定都市財政局長あてに連結バランスシートの試行についてという文書が配られているはずですが、その下の方を見ますと、各都道府県の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたしますとありますが、この存在についてはご存じでしょうか。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 承知しております。

志子田副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 そこでお伺いしたいのは、ここの中で、この指摘の中で、今回私もびっくりしたんですが、第三セクターそれから一部事務組合等についても、この連結決算、財務諸表として説明責任を果たすために公開をすべきだという視点があるかと思います。その中身についてなんですが、まず一部事務組合については、これまではどちらかというと別の公共団体という位置づけがあったかと思うんですが、要は一部事務組合なり広域連合は、地方公共団体が行う特定の事務事業をほかの地方公共団体と共同して処理するために設立された特別地方公共団体であると。一部事務組合、広域連合は、特別地方公共団体として独立性を有しているが、その存立及び運営の基礎にかかわる事項、設置、構成団体の増減、共同処理事務の変更、規約の変更は、構成団体の議会の議決を経た協議により定めるものとされている。また、一部事務組合、広域連合の運営は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によっ

て運営されており、一部事務組合が解散した場合には、その資産及び負債は最終的に各構成団体に継承される。このため一部事務組合、広域連合の財政状況についても一体として説明責任を果たすことが望ましいことから、地方公共団体が加入する一部事務組合、広域連合は当該構成団体の連結の対象となることが、これがまず総務省の言っている見解ということになりますね。

もう一つが第三セクター。本市の部分だけで言いますよ。本市ですと、今一部組合と第三セクターということになりますのでその部分だけで言いますが、要は、第三セクターでも50%以上と25%以上に分けてる説明をされているようですが、出資比率が25%以上50%未満の第三セクターについては監査委員による監査の対象となるが、これに加えて当該団体からの役員の派遣、財政支援等の実態から、当該団体が当該第三セクターの業務運営に自主的に指導的な立場を確保していると認められる場合には、当該第三セクターの財政状況についても一体として説明責任を果たすことが望ましいと考えられることから連結の対象とするとありますが、本市としてはこれは対象となりますか。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

その通知の内容について、まだ本市において詳細に検討しているというところまではいっていないわけですが、連結といいますが、一般会計なりだけを、決算だけを見るだけではその自治体の状況がなかなかわからないと。であるから連結をさせて関係する団体あるとか組合については、総合して見られるような情報開示をしなければならないというのが、今進められている流れであるというふうには承知してございます。その中で、企業会計であったり公社であったり、それから一定の基準が必要かと思えますけれども、第三セクターであったり、そういった決算内容につきましても、連結に向けて進められている。それが総務省の指示であろうと思います。県であったり、それから政令市でありますと、総務省からの指示の方もかなり具体的になっておりまして、18年度におきまして連結財務諸表につきましては、試算的なことまでしなさいというふうな指示も18年度までには出ているようでございますが、市町村にとりましても当然課題でございますので、今現在は企業会計でございます水道、病院、それから土地開発公社、これを加えまして連結といっているわけですが、その連結の対象範囲を今後広げていくようなこと、それは順次進めていかなければならないというふうに考えてございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 ぜひ、今後前向きにご検討いただけますようお願いをしたいと思います。

続きまして、資料 5 のページが157、158ですか。9款1項1目消防費の常備消防費19節負担金約5億7,000万円、約5億8,000万円ですね。これの内訳と申しますか、どのような形でこの負担金となされているのかご説明をいただきたいと思います。

志子田副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 この中で、一番多いのが負担金補助金で、約5億7,700万円。これは、常時消防費の部分であります。以上であります。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 それで、これ常備消防費の負担金ということでございます。一つほどお伺いしたいことがあるんですが、今常備消防、何かといえば消防の方が来ていただいて、いろいろ活動していただいています。これは、救急車なんかでも1日に32回ぐらい出勤していて、大変な状態だというようなことのようにですが、そういった中で、これはあくまでもここから先要望になります。日本国内の航空各社、航空業界なんですが、航空各社の中に事故調査のための対策専門の組織があるそうです。ここは世界各国の航空機事故、これをすべて調査するそうです。それで、その原因に至るまですべて調査をして、それはたしか2年に1回だか何年に1回だか、パイロットが訓練を受ける際のさまざまなシミュレーションの材料として使って、技術力の向上とか、それから安全の向上のために使われるそうです。ぜひ、本市の消防、今一生懸命やっつけらっしゃると思いますが、消防の方というのは最前線に行かれます。ぜひそういう意味ではそういう方々の、まず隊員の方々の命を守ること。それから技術力の向上。それによって住民が安心安全を確保できるという視点から、ぜひ今の消防事務組合の中にそういう検証、実際現場に行って、そのことがどうだったかという検証できるシステム。そういうふうな組織をきちっとつくっていただいで対応をしていただきたい。

先ほど中川委員からありましたように、この塩竈の地形、大変複雑でございます。消火に行っても何というんですか、戸惑うことがあったりなかなか対応がおくれたりとか、いろんなことがあるかと思いますが、それは一生懸命努力なさっているんだと思います。そういった意味で、ぜひそういう検証ができるような組織体をつくっていただいで、今もあるかと思いますが一層拡充していただいで、今後のためにそういった意味では技術力の向上なり、消防力の向上のためにご努力をいただきたいところで、これはご要望でございますので、市長、管理者だと

思いますので、ぜひお伝えいただければと思います。よろしく申し上げます。これ、要望ですから結構です。

それで、もう1点お伺いをしたいです。それは、5のページ56ページにあります宮城県市町村振興協会交付金。これの内訳とそれから財源をお知らせください。

志子田副委員長 5の56ページ。だれか。だれですか。はい、伊藤委員。

伊藤(博)委員 これは、宮城県から毎年度大体、これは市長よくご存じだと思いますが、宮城県の方に、これはたしか財源としてはオータムジャンボ宝くじですね。これを財源としているはずですね。それで、本来宝くじの発行できるのは都道府県と政令指定都市ということになっておりまして、ただこのオータムジャンボ宝くじ等ができた時点から、都道府県にそれぞれ人口割とかいろんな形でお金が分配されてきます。それを、宮城県は予算の中で丸々市町村振興宝くじ交付金ということで、財団法人宮城県市町村振興協会へ交付をいたします。この中から案分をされて、市町村に来る予算です。

そこで、これ私ども今全国展開でちょっとこの部分を指摘しておりますが、オータムジャンボ宝くじについては、市町村振興協会寄附行為によりまして、要は事業の中で市町村にその収益金を配分するというのがあるわけですね。それに基づいて配分をされています。そこで今回、この平成17年度に大きな問題が起きました。これは何が起きたかと申しますと、これは、ちょっとお待ちくださいね。これは昭和57年から行われている事業で、そこで、2個聞かなければいけません。済みません。ここの宮城県市町村振興協会から塩竈市は借入金は存在していますか。お伺いします。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 最近ではございませんけれども、以前に振興協会の方から地方債の借入れ資金として借入れた経過がございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ということで、どうもサマージャンボ宝くじの財源を今まで、昭和54年からどうもこの振興協会プールしまして、市町村への貸し付け財源等に使っていたんですね。金利を取るということをやっていました。それで、それが市町村振興協会が市町村等に対して行う貸し付けが収益事業であると。金銭貸付業に該当し、法人税の課税対象となるのではないかとの問題提起が昭和57年国税庁と、当時の自治省との間で協議が行われました。それで、非課税扱いにするということで、3年ごとに見直すとの確認がされたわけです。それで、このよ

うな中で昨年、東京都と愛知県の税務署から、市町村振興協会が行う市町村等に対する貸し付け事業は、法人税基本通達に基づく金銭貸付業の範囲に含まれると。ですから、法人税を課税、納付するよう税務指導が行われたはずですが、これを受けまして、東京都と愛知県の両振興協会は、これは東京都と愛知県だけの問題ではなくて全国一律に影響することですから、たしか財団法人全国市町村振興協会というのがあるはずですが、そちらの方にどうしましょうかということになったはずですが。そうしましたら、この17年度に市長あてに通知がここから来ていますよね。宮城県市町村振興協会の方から、市長あてにこのサマージャンボ宝くじの財源をどのようにかしなければいけなくなったものですから、通知が来たはずですが、それは確認できますか。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 申しわけございません。ちょっと今承知しておらなかったのもので、後で調べさせていただきます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 これ、多分通知が来ているんです。その内容は、要は金銭貸付業に該当しないようにしなければいけないということになって、現行の市町村振興協会が行う市町村等に対する貸し付け事業がその金銭貸付業に該当するのであれば、その該当しない共済貸し付けに位置づけられれば非課税扱いとならないかということが、国ともろもろの方々でお話し合いが持たれたんですね。その結果、宮城県市町村振興協会で、要はその下にある宮城県ですべての市町村が会員となると。会費を納めるとなったわけです。その会費は何かというと、本来サマージャンボの配当金として来るはずの市町村に割り当てられるはずのその金額。これは今の計算でいくと、オータムジャンボ宝くじの金額と同額程度といわれていますので、塩竈市ではたしか一千何百万ぐらいでしょうね、この17年度を見る限りは。この分を丸々サマージャンボ部分については、会費としてその宮城県市町村振興協会の方に出してほしいということなんです。それで、初めて会員になるわけなんです。ということは、この17年度に行われたはずですが。それでこのときこれで問題になるのが、一つは本来市町村に来なければいけない予算が、なぜ市町村に来ないで丸々会費になるのかというのがまずわからないということ。

それからもう1点は、今回宮城県市町村振興協会が丁寧にもこのことに関しては現金が動かないので、要は文書だけの合意なので、予算上は一切載せる必要がないという指示まで出しているはずですが。ですから、この決算書には載っていないんです。残念ながら17年度。ただ、

会員になっていらっしゃるんです。塩竈市は、塩竈市だけではなくて、全部の市町村ね。まずこのことを、どこまでご存じなのかお聞きしたんですが。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 申しわけございません。ちょっと今の段階で承知しておりませんでしたので、今調べさせていただきます。申しわけございません。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 それで今毎年積み立てがされているんだと思います。そしてどういうわけかわかりませんが、この宮城県市町村振興協会は、空港アクセス鉄道にも出資なさっていますね。その財源が何なのか私も不思議でしょうがないんですけども、もしかしたら本来市町村に来るべき財源。これは何でこの質問をしているかということ、今財政が苦しい。幾らでも財源が欲しいというときに、市町村の意思が全く関係、全くではないんですね、たしかこれは市長命令。あるところの例を出しますと、これは市川です。千葉県の市川あたりになるんですが、まず財団法人千葉縣市町村振興協会理事長が市川市長さんあてに、昭和54年度から平成16年までの間における財団法人千葉縣市町村振興協会会費の額については、平成17年6月16日付の通知のとおり、サマージャンボ宝くじをもって会費としたものを確認しますということがあったり、それからあと、平成17年度財団法人千葉縣市町村振興協会会費の決定についてということで、これ改めてまた市川の市長あて来ているんですね。平成17年度分の財団法人千葉縣市町村振興協会の会費の総額、サマージャンボ宝くじ交付金の市町村配分総額は、これでいくと1,500億円あるんですね。貴市の会費の額は財団法人千葉縣市町村振興協会会員及び会費に関する規則第4条1項に基づき、下記のとおり算出した額を決定いたしましたので通知しますと。なお、確認後別紙様式第2号の確認書を12月2日までにご返送くださるようお願いいたしますという、確認通知をやっているんです。お金は一切動いていないでしょう。これが塩竈市に来ていないということはない。宮城県の市町村振興協会がやっていないことはないと思うんですが、この辺確認をしたいんですが。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 伊藤委員にお答えいたします。

確かに委員ご指摘のとおり、財団法人宮城県市町村振興協会理事長名でもって、指摘の文書は参っております。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員　それで、最終的にだれが採決して、返事を出していますよね。そのことに対して。それはどういうふうになったか教えてください。

志子田副委員長　山本総務部長。

山本総務部長　依頼文書という形で来たわけでありまして、それに基づきまして確認書という形で出させていただきます。17年度の取り扱い、会費の確認ということです。以上です。

志子田副委員長　伊藤博章委員。

伊藤（博）委員　ということで、ほぼ同じ内容ですよ。ですから、塩竈市も宮城県市町村振興協会会員になられまして、今多分そこからお金を借りても税制、法上、今の法律の中ではまず問題ない状態になったということですね、これで。貸付金を借りるとなればですよ。宮城県市町村振興協会側からすれば問題なくなったということですね。ただそこで、では市長にお伺いします。

この財源が苦しい中で、今回サマージャンボ宝くじのその財源。残念ながら市町村の意図が全く影響されずに、その上に一方的に会費なって積み増しをされる。その中には確かに震災時とかの災害復旧等の予算なんかに振興協会の方からお金は出すということにはなっているんですが、ただそれにしても余りにも今回の宝くじのサマージャンボ宝くじ、それから一方のオータムジャンボ宝くじという同じものがあるにせよ、これだけ違うということについて疑問をまず感じなかったかどうか。それについて今後、市町村長の皆さんと話し合いながら、ぜひ改善方を求めたいと思うんですが、その辺のお考えについてお伺いをいたします。

志子田副委員長　佐藤市長。

佐藤市長　お答えをいたします。

まず、宮城県市町村振興協会の存在についてであります。これらの存在については私も了承いたしております。過去に仙台空港鉄道の出資金について、一定額を市町村振興協会から負担をしたということも了知をいたしております。これらについてはたしか私の市長就任前の話であるかと思いますが、恐らく趣旨としては公益性が高い事業についての出資ということで、当時やられたのではないかというふうに推察をいたします。

いずれ振興協会、そういった地域の広域性、公平性の高い事業を厳選して、いろいろ取り組んでおられると。そういう中で平成17年度、塩竈市に交付金ということで1,000万強の交付金をちょうだいしたというふうに認識をいたしておりますが、なお、我々了知しておられない部分もありますので、詳細については確かめさせていただきたいと思っております。以上でござい

ます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。これ、今全国の市町村、特に私どもの市議会の仲間で今この問題を取り上げまして、ぜひもうちょっと地方自治なり地方主権、地方分権ということが言われるのであれば、市町村が一定程度イニシアチブを握れるような、こういう交付金であるべきだと思いますので、今取り組みをしておりますので、このことについて確認をさせていただきます。ぜひこの問題、少ない、今なかなか財源が厳しいときですので、やはりちゃんと規定ではもらえないことになっているわけですから、それをもらった上で、ではそれは会費として必要なら会費は幾らがいいんだとか、そういうことをちゃんとやっていただきたいと思いますので、この辺市長にお願いをしたいと思います。

それとあともう1点だけです。あと5分ぐらいあるのでちょっとやらせていただきますが、5の173、174、10款教育費4項1目19節の補助金。この中の父母教師会連合会補助金、それから子ども会育成連合会補助金、これについてご説明をください。

志子田副委員長 中川教育委員会教育部生涯学習課長。

中川教育委員会教育部生涯学習課長 まず、塩竈市父母教師会連合会の補助金でございます。平成17年度は5万円ほど補助をしております。

それから、子ども会育成連合会補助金でございます。これは17年度25万5,000円を補助金として出しております。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それでは、この子ども会育成連合会補助金、これはたしか補助要綱を見直されて、根拠づくりをどうも17年度、塩竈市やられていますよね。ホームページなんかを見ても、補助を出すための何ていうか、基本となる要綱をつくって、それに基づいてこういう補助要綱の取りまとめがされているようにもホームページ上の規約等を見たんですが、その中で適正に、別にお金を出していることがどうのこうのという話ではないんです。ここで一つ問題なのは、これ教育長にお願いしたいんですが、今子ども会の人たち。やっている人たち。申しわけないけれども、子ども会育成会連合会というものの、保険代を払うだけの組織というしか残念ながら意識が全くないです。この間、私この組織って何なのしゃと聞かれたぐらいなんです。確かに、ジュニアリーダーとかいろんな方の育成とかあるんだと思うんです。ただ、それが今子ども会自体が、子供の組織ではなくて親の組織になっているんですね、今。だからそのと

ころをもう一度やはりわかるようなことをしていかないと、せっかくあってもなかなか活動が理解されないんですよ。年に1回会報みたいなものが来るぐらいなもので、それではちょっと補助を出している、今これだけ厳しい中で補助金を出しているという効果というものが大変薄いものですから、こういったところ、もう一度そういう今の親御さんに対して、なぜこういう育成会、これは親の団体なんですと。子ども会というのは子供たちの組織なんですよということを含めて、ちゃんともう1回教えた方が、私も一緒にいてそう思うものですから。ぜひそういうことで何かの機会がありましたらやっていただけたらと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

志子田副委員長 小倉教育長。

小倉教育長 今お話ありましたとおり、子ども会育成会連合会はジュニアリーダーの育成とか、そういう形でいろいろ活動してもらって、確かに今委員お話しのとおり、若干何をやっているかわからない部分がありますが、今後いろんな面でいろんな場を活用しまして広めていきたいと思っております。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ぜひお願いをしたい。やはり時代がたつと、できた当時は一生懸命やられたところありますが、思うんですが、できた当時はやはりこうみんな一生懸命なんですけれども、だんだんと組織だけ残って行って、それが何のためにあるのかということが風化してきますので、やはりそういったことを説明しながらぜひこの補助金が有効的に使われるようお願いをしたいと思います。

今、父母教師会連合会の補助金の件を聞かせていただきました。これについては1点、これはご助言なんです、ご助言というかご提案というかお願いなんです、来年平成19年度、塩竈市が宮城県PTA連合会の当番市になりました。初めてなんです。だけれども、残念ながらどうもいろんないきさつがありまして、会場は仙台港背後の県の何でしたっけ、夢メッセ、あそこになりました。残念ながら。はい、いろいろあったんです。それで、その中で私唯一今ご提案をしているのが、会場は取りあえず塩竈でなければだめだということも、まずこれはもう決まったのでしようがないんですが、これは商工観光課長にもお願いしたいんですけども、たしかこのときに約2,000食です。昼のお弁当が。平成19年は。これ、できたら塩竈弁当みたいなものを売り出せたらなと思って、ちょっと今考えています。それで、その次の年、平成20年が今度日本PTA連合会の宮城大会になります。そうすると、要はメイン会場

は利府のアリーナ、あそこになるそうです。そうするとここで8,000食だそうです。お昼だけで。そういうときにやはりぜひ、こういうとき塩竈市の食という部分では塩竈市自体力を入れていきますので、何かそういうことが、大した売り込みが、できることをして何か一つの起爆剤にでもなればなという思いがありまして、今回教育長にちょっとお願いしたいものですから、その辺多分よくご存じだと思いますので、ぜひこの辺取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、今回質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

志子田副委員長 中川教育委員会教育部生涯学習課長。

中川教育委員会教育部生涯学習課長 先ほどの子ども会育成会のことで、ちょっと内容的に私の方から一応説明した方がいいと思いますので、若干説明をさせていただきます。

子ども会育成会の中の下部組織としまして、ジュニアリーダーという組織がございます。これは地区子ども会における青少年活動の支援を行うことを目的に結成されております。活動内容としましては、毎月第1、第3土曜日の定例会を初めとしまして、地区子ども会の要請に応じてキャンプ、歓送迎会、その行事のお手伝い、そういうものをしております。こういう活動をしておりますので、ぜひ地区の子ども会、そういうところでは活用を図っていただきたいというふうにお願いをしておきます。よろしくお祈いします。

志子田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議における志子田委員の質疑に対し、助役並びに財政課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。加藤助役。

加藤助役 志子田委員の午前中の質問に対して答弁漏れがございました。大変失礼を申し上げます。

見積もり徴収についてのお尋ねでございます。平成15年度に庁内に見積徴収委員会を設置をいたしてございます。必要案件が出た都度、委員会を開催をし、見積もり徴収への必要性、そしてまた相手方、さらには何社から徴収をすべきなのかを審議をし、より透明性、客観性を確保するために努力をしているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いを申し

上げます。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私から、資料番号17についてのご質問にお答えいたします。

資料番号17の2ページ、19に表示してございました17 - 単伊保石汚水枝線築造工事の入札順位のご質問でございますけれども、1回目から3回目まで同じ状況となっております。以上でございます。

木村委員長 それでは、質疑を続行いたします。

伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 私からは平成17年度の主要施策の成果についてお尋ねしたいと思います。

資料番号の6番の、まず37ページからお願いしたいと思います。

ここで、交通安全対策事業なんですけど、これらの実績については、カーブミラーとかガードレール、それから街路灯などいろいろ記載されておりますけれども、限られた予算でありますので、先行順位と申しましょうか、いろいろそういう順番があろうと思います。それについて、順番を決めるのにどのような方々が決められるかを、まずお伺いいたします。

木村委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

市民の皆様のご要望ないしは市職員のパトロール等で、このような交通安全施設の必要な箇所、それらにつきましてリストアップをいたしまして、それで当該年度の予算の範囲の中で施行をさせていただいております。以上でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 そういう順番なんだろうけど、その順番の順位をつけるのに、どういう方々が、お名前は控えても結構ですが、何課とか、そういう方々をちょっとお聞きしたいと思います。

木村委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

土木課の担当職員ないしは土木課長であります中で、内部で整理をしながら実施箇所につきましては決定をいたしております。以上でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 大体そのようだろうと私も推測しておりますが、ただよく要望があります

と、カーブミラーなんかは安全協会に委託するとか、いろいろ回答がありまして、土木からの回答が、ほかの方からの回答が来ないとちょっと返事ができないというような回答もあるんですが、そういう面でカーブミラーですとまず安全協会が入るとか、そういう方々も入るものかなと思って伺いましたんですが、それにはただ安全協会とかなんかは予算だけなものなのかなどうか伺いいたします。

木村委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 施工場所の決定、特にカーブミラー等につきましては、塩釜警察署さんの方のご意見なんかも参考にしながら決定をさせていただいているということでございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 わかりました。あと、地元のいろんな要望によって順番もつけられるかと思いますが、ミラーなどは相当の要望箇所があるのではなからうかなと、かように思っております。それなりに道路の車の台数とかそういうものを加味しながら、順番があるんだらうと。そういうふうに思っておりますが、午前中の質問の中でも順番制で、いろいろと要望されるのは皆大変な箇所であるということは十分把握しておりますが、そういう面におきましては特に我々は来年選挙なものですから、要望されたところについてひとつ十分ご検討されてほしいというふうに思っております。余り、差のないように、平等にひとつお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、261ページ。

都市計画街路事業の下馬春日線ですが、現在あのようにきれいにできましたことを、本当に当局に、担当員また市長に私らの地元なものですから、あんなに塩竈で一番立派な道路をつくっていただけて感謝申し上げます。ここで御礼申し上げます。

そこで、ちょっと伺いたいんですが、ここの成果で、歩行者の安全性の確保を図られたというふうに載っているんですが、現在栄町のバス停留所、それから泉沢バス停留所、それから西町入り口バス停留所と3カ所あるんですが、横断歩道となっているのは栄町のバス停留所だけで、あと赤坂橋まで横断歩道がないというふうな現状でございますが、その辺をどうお考えになっているかをお伺いいたします。

木村委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

横断歩道につきましては、公安委員会の方の所管といたしますが、そちらの方でのご判断とい

うこととなりますので、今まで公安委員会と詰めた中で現況の箇所ということになっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 交通安全事業、私どもの所管でありますのでお答えいたします。

今、委員から指摘があったところは、なかなか横断するのが難しいということで承知しております。今、土木課長もお話ししましたように、警察の方では公安委員会の所管になりますが、所轄の警察署に横断歩道、それから信号機の設置を含めて要望いたしております。以上であります。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 わかりました。先ほど、千葉土木課長からご説明ありました。いろんな場所の選定とか、先ほどその土木課が大体の権限があるのではなかろうかなと思うので、そういうところを、やはり公安委員会にも言うのであれば強く要望して、その横断歩道。それと同時に、今泉沢のところは丁字路になっています。あそこについてはバス停留所もございますし、信号機も横断歩道について一緒にここでお願いしたいのですが、当局のお考えをひとつお聞かせください。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 先ほどもお答えしましたが、十分に承知しております。ただ、現在信号機の設置がだんだん県の方も、宮城県全体で、17年度で14基というような状況であります。塩釜二市三町の所轄警察署で約1基から2基ということもあります。順番待ちのところもありますが、強くなお要望してまいりたいと思っております。以上であります。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 ひとつよろしくお願いを申し上げます。先ほど私が述べたように、平等にひとつよろしくお願いしたいと思います。また、この街路事業で、この間ロータリーさんからいろいろとおしかりのお言葉もちょうだいしたんですが、その中で、街灯がまずここは門前町ということで、灯籠を表した街灯だということであったんですが、ロータリーさんから言わせると、歩行者には大変見づらいと。それから、実際車で走っていると、あの高さがちょうど前から車が来るように、何台も並んで来るように見えるんですよ。そういう面で、せっかくできたのができたなりの評価もします。また、その点について、ところどころに大きな街灯で全体を照らしてもらえる方法が考えられないかどうか。ちょっとこの際ですから、お伺いしたいと

思います。

木村委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 下馬春日線、もしくは北浜沢乙線の方に低位置といいですか、非常に背の低い照明がございます。あれは、歩行者の方の足元を照らすということで設置をさせていただいてございます。下馬春日線の方につきましては、余りそういうお話はないんですが、北浜沢乙線の方につきましては、ちょっと高さが高いというようなことで、ドライバーの方からしますとちょっと目線に入るといようなお話を過去にいただいております。現地的には、ドライバーの方の部分を照らす方の箇所について、少し明かりを抑えようということで、少し工夫をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 いろいろとお考えにはなっておるものと思ひますが、夜間恐らく通っておわかりだと思ひますが、確かに反対方向から車がずっと並んで入ってきているようにちょっと錯覚を起こすような現状になっていると思ひます。そんな点で、ひとつもしところどころに街灯でも建てられるものであれば、その辺もちょっとご検討いただければというふうに思っております。

それから、もう一つロータリーさんの方から、桜並木の件で一応苦言といいですかお話出たんですが、ちょうど公園ができるちょっと前、道路も大体完了しつつある時点で、あそこにも桜並木というふうに要望して、できたらは1本も植わっていないというふうにお話が出たんですが、現在の歩道に植わっているあの辺に、将来あの植木の取りかえなどで、桜並木にひとつ変えるという方向があるかどうか。一つお尋ねしたいと思ひます。

木村委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

下馬春日線につきましては、ポケットパーク整備をしましたところに桜を何本か植栽をさせていただいております。歩道部分につきましては、これはまた別の樹木を植栽というようにさせていただきます。今、お話しいただきましたように、例えば今植栽をしている木が枯れた後に桜を植栽できるかというお話でございますが、歩道付近が非常に狭くてという状況もありまして、可能な場所とというのがなかなか限定されるかなというふうに考えてございます。したがって、桜を植えても大丈夫のようなポケットパーク、こちらの方には意を体しまして桜を植栽させていただいておりますが、歩道部分につきましてはなかなか根張りの

関係とかによりまして、なかなか桜というのは難しいかなというふうに感じてございます。以上でございます。

木村委員長 内形建設部長。

内形建設部長 下馬春日線の植栽、桜の要望について当局、どう考えているかということで、ご質問でございます。私の方からも補足させていただきます。

基本的には今担当課長が申し上げましたとおり、そういったような植栽で対応しておるところでございますが、我々要望書に対しまして、極力希望を対応できるように、植えられるところには桜を植えておるところであります。ポケットパークも含めて、あと歩道のわきののり面のところとか、そういった部分。あるいは先ほどご質問ありました丁字路の部分です。泉沢の、あちらの方からおりてくる部分の。そういったような小さいポケットパークにつきまして、桜を植えられるところは桜を植えていくというような、基本的なスタンスを持って今取り組んでおりますので、この辺はご理解をいただきたいと思えます。以上であります。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 わかりました。ロータリーさんはロータリーさんの考え、桜並木というようなこともあるんですが、植えられるところに今度、地権者、いろいろの軒先の住民の方々もいろんなご意見もあるでしょうから、そういう点は当局としても大変一本化するということは難しいであろうというふうにも考えております。その辺を一応、ロータリーさんの方のご要望も理解のあるようなことをひとつ示していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

続いて、330ページ。きょうからお彼岸ですから、ひとつここで墓地のことをちょっとご質問をさせていただきたいと思えます。

月見ヶ丘の貸し出し区画ですが、ここで1,968区画というふうなことが明示されておりますが、今3,000円ずつ値段を取っています。そうすると、簡単に計算すると、三二が六で600万円になるのではないかと思うんですが、予算額では300万円しか載せていないというのはなぜか、ちょっとお伺いします。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 決算額285万3,000円。でも歳入自体は600万ほどあるのではないかというご質問でございますけれども、基本的にはこれは一般会計の経常経費ということになりますので、特別会計みたいに歳入歳出同額というような考え方ではありませんが、一つの考え方として、職員の人件費分も相当半分を見ていると。そういった形で300万ほどの支出で抑

えているというふうなことでございます。

なお、その中でも特に清掃料、環境整備費につきましては、シーリングの対象にもなっておりますが、職員も鋭意努力をいたしましてこの限られた予算の中で環境整備に努めている実態でございます。以上です。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 予算の内容については、ちょっとわかりましたが、あとここで成果としては、良好な環境を保持することができたということなんですが、実際は前回当局にお伺いしたとき、この1,900のうち、遊休といいますか休ませているといいますか、貸してあるんだけれども使っていないというのが大体1割ぐらいあるというふうに聞いておったんですけども、その辺の実際の明け渡し、そういうものの公表はどの程度まで進んでいるかお伺いします。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 現在200区画ほどまだお墓が建っておりません。ただ、委員ご指摘のように貸し出しはすべて行っております。なぜお墓が建っていないのかと申しますと、まだお墓に入る方がいないということでございまして、ただ塩竈から離れたり、かなり遠くに行ったり、あるいはもうほかに墓地を求めたり、そういった方がいらっしゃれば、私ども文書を出しておりますので、鋭意返還をしていただくという形をお願いを常時しております。

ちなみに平成15年にもそういった返還墓地をある程度ストックいたしまして、たしか20区画ほど貸し出しをしたというふうな形になっております。現在も何カ所か、若干三、四カ所だったでしょうか、返還されてはおりますが、なかなか最近返還の頻度はちょっと落ちているというような状況でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 やはりいつも質問もしているんですけども、塩竈でゆりかごから墓場までということで、塩竈に墓地を確保したいという方々がまだまだおるようでございます。そういう点で、今あいている方々に、やはりはっきりしたご返答ということで、将来性どのように考えているかということ調査の対象にしていいのではないかなと私は思っております。それと同時に今月見ヶ丘にいろいろご計画されて、これは企業として、あと塩竈市内のお寺さんが中に入っているいろいろご計画されておるようでございますが、その辺の進捗についてもひとつお伺いしたいと思います。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 墓地につきましては、市が基本的にはつくるという形。市ができない場合は宗教法人あるいは公益法人、そういった法人にも認められるという、法律でそういうふうな定めがされております。

今委員ご指摘の月見ヶ丘の隣接地におきまして、宗教法人の方々に墓地の計画がございます。これは一般的に事業型墓地というふうな名称で呼ばれておりますが、要するに宗派にとらわれないで貸し出しを行うという方向で、今現在検討されているようでございます。市にも何度か事前に相談がございまして、現在の状況でございますが、今年度に入って、まず一番持続性の担保となる用地の確保の見通しが立ったということで、宗教法人の方々に事業計画、資金計画、あるいは販売計画、そういったものを今詰めている段階だというふうに伺っております。以上です。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 その件なんです、前にはちょっと市長さんの答弁で当市が開発した場合、今までいろいろ塩竈市が墓地以外の用途に使っておったということで、市がメインになるとそういう面で今度公園とか、墓地用地としての利用が、せっかくの購入面積の半分くらいになるのではないかと聞いたものですから、しかしいろんな市民からの声で、今宗派にこだわらず、もう墓地というよりはやはり塩竈、月見ヶ丘を皆さん方、希望されている方が大部分と私は思っております。それで、市内のお寺さんにお伺いすると、幾らかずつ残っているところがあるようなんです。それはそれでお寺さんもお考えはあるでしょうが、やはりそういうお寺さんは宗派がちゃんと決まっているということで、その宗派の決まっていないということになれば、実際その月見に皆さん希望するのではなからうかなというふうに思っております。そんな関係上、今進捗、今一生懸命やっておられるようですが、当局の希望としてはいつころまで、いろんな地主さんたちのいろんな問題もあるんでしょうけれども、大体いつころをめどにしておるものか。それと同時に今残っている20区画、大体決まっているもの、それらでことし、来年度はいつころまた募集をやるのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 あくまでも計画でございますけれども、今年度中に許可を得て工事に入り、来年度入った段階で販売をしたいというのが希望でございますけれども、ただ一番やはり重要なことは、地域の方々に理解をいただくということも、大きな一つの条件、許可の条件になります。

す。したがいまして、地域の方々のある一定の同意。そういったものが得られるというのも非常にハードルとしては高いんですけれども、それがどのくらいの時間がかかるのかがちょっと不透明な部分がありますけれども、鋭意事業者の方で努力をしていきたいというふうにお話をされております。

それからあと、現在の月見ヶ丘の返還された墓地。今約四つ、貸し出すのは四つぐらいあるんですけれども、市としての考え方としては、かなり競争率が高くなるのであれば、やはり前回貸し出した20区画前後ぐらいまでストックをして、そして貸し出しをしたいなというふうに一応考えておりますけれども、先ほど申しましたように返還の数がちょっとペースダウンしてきておりますので、その辺はもうちょっと検討させていただきたいなと思います。以上です。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 計画などは大体わかりました。また、やはりその競争率が相当多いということは相当なる希望者が待っているということの意味しているものだと思いますので、ぜひその辺のあいている、遊休と先ほど私も申し上げましたが、そこへやはり調査依頼を出して、少しでも先に自分の見込みのない人は返してもらおうというふうにしていただければと思いますので、この辺をひとつご当局のお骨折りをひとつお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、74ページ。高齢者支援事業と、あと91ページ、関連してちょっとお尋ねしますが、91ページ。認知症の予防です。この辺をちょっとお伺いしたいんですが、けさ新聞で見られたように3人が亡くなられたということで、やはり塩竈からああいう方々が出ないように、本当に私らもきょうも新聞を見て唾然としたんですが、やはり役所の方々も本当に夜寝ずにいろんなことで協議はしておると思います。そんな中で、これは本当にお互いのお願いする方、それとそれらにいろいろなアドバイスする役所の方々、相談委員、この方々のコンビネーションがなかなか難しい。家族の方々もやはり自分らのうちのことを相談するのに、全部吐き出して相談できないというのが、このけさの新聞の原因でもないかと私は思っております。我々の年代ですと、大体親を面倒見たいとか、兄弟を面倒見たい。それは在宅、うちでやりたいというのが当然だと私は思っております。しかし、今のこの介護の時代に、それはそれとして、やはり家族であろうと自分らの在宅介護というものは、介護をする方々は大変ではないかと。それで、やはり入る方に説得をし、やはり施設の方で預っていただければ自分らはそういうところでのんびりと言いたい放題のこと言いながら介護を受けるのではなからうかなと私は

思っております。そういう介護した方でなければ、なかなかそういう思いやりはわからないのではなからうかと思うんですが、そこでちょっと伺いますが、各家庭いろんな事情から、役所の方へ相談に来たとき、相談を受ける方がどれくらいの体制でおられるのか。その辺を一つ伺います。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えいたします。

平成17年度までは在宅介護支援センター、塩竈市の方に基幹型のセンターを置きまして、市役所におきましては相談員1名、それから保健師さん4名、それから社会福祉士1名の一応6名でご相談に応じているという段階でございます。そのほか委託といたしまして、清水沢在宅介護支援センター、それから北浜在宅介護支援センターにおきましても同様にご相談に応じて、対応させていただいております。以上でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 本当に相談受ける方々は大変な方々、職員の方ご苦労されていると思います。その家庭に飛び込んだ相談を受けるんですからいろいろと気苦労ですね、思いやり、そういうものが大変ではなからうかなと思っております。それで、今塩竈では65歳以上24%というような数字が出ていますが、65歳以上の方々が相談するということではなく、まだその前に相談される方もたくさんおると思うんですが、今の体制ではちょっと私は少ないのではないかなと。役所的な対応というか、言って失礼な言い方かもしれませんが、ある程度の対応で、これはやはり我々の手には負えない、それとか時間的にあしたまた来てくれとかというようなことになると、今の体制でも何とか回答できるのかなというふうに思うんですが、やはりこういう事故、夜間に起きていますよね、みんな。昼間はどこにでも相談できるということで、そういう相談をした方々は、みんなやはり昼間は安心して寝てもらえるし、休むところもある。それで、夜間のいろんな相談事で、今は徘徊者がいなくなったとか、そういう場合とか、どうしたらいいんだと相談するときどこに相談するか。そういうことは決まっているんでしょうか。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 私の方で夜間につきましても、市役所の当直の方から担当の方に連絡する体制が整っております。そちらの方から場合によっては、もし介護保険のお使いであればケアマネジャーさんに連絡するなり、あるいは場合によつたらば市の方で直接対応、お電話するな

りの対応をさせていただいているという状況でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 これ私事だったんですけれども、やはり私の母親もよる夜中に出て、たばこを買いに行くといって、利府の方まで行ったと。そして利府の方から今度うちに帰るのには、パトカーに乗せられてきて、そのときは栄町でいいわけですね。そういうときなんか、私らは探すのに、まだ大丈夫だろう大丈夫だろうと思っているんですが、ぼけというんですか、時々そういう発作が起きる。そういうときのその相談。あと、自分のうちのことを余り世間に言いたくないということで、なかなかその辺が話したくないと思っている間に、いろんな事故が起きるといのが原因だと私は思っております。そういう点で、これは24時間体制になるかもしれませんが、確かに高齢者のいろんなご相談については、いろいろ今お伺いしたのは夜間、当直の方々の連絡ということも、こういうことを聞いたのでちょっと私もほっと一安心したところですが、やはり病人でなければ救急車でも呼ぶわけにもいかん。介護、なかなかそういうことになると、よる夜中だれに連絡していいかということになると、その介護をしている人らも戸惑いといいますか、それは大変なことだと思います。そういう面で、ひとつご相談を受けた際、連絡先またいろんなこと、そういう面でぜひ思いやり、気遣い、そういうものをかけながら、十分はやっておると思うんですが、なおその辺を気をつけてひとつ相談に乗ってやっていただきたい。けさの新聞でも介護をした方が、介護疲れはやはりそのことを役所の方に言っていないと思うんですね。自分でやる自分でやるということだけで、ああいう状況になったのではなからうかなと。そういうものを引き出すのにも、やはり相手の気持ちを酌んでやって相談に乗っていただきたいというふうに思っております。それはひとつ要望ですが、そういうことは十分把握して、職員の方々にはいろんな勉強、そしてそういうものの組織の中で動くのは十分な体制はとっておると思っておりますけれども、いろいろの職員減とかございまして、当局も大変だろうと思いますが、ひとつこれからの高齢化社会、十分に考えていただきたいとかように思っております。それは一応、要望にしまして、次は242ページ。

ごみ処理事業なんです、このごみ処理事業は、人間が生活していく上にごみはしょっちゅう出る。これは減るといことなく、これはどんどんとふえていくということだと思います。それで、今塩竈では焼却炉がこの決算にも出ているんですが、しょっちゅう修繕修繕ということで金をかけているというふうに見受けられるんですが、ほかの市町村で袋代とかごみ1個当たりとかで、今度公共料金としてもらうというふうなところも随分出てきているんですが、塩

竈でどのように考えているか。ひとつその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

木村委員長 綿環境課長。

綿環境課長 今ごみの問題についてご質問がありました。ごみの有料化などにつきましては、仙台市などで袋を50円にするとか、いろんな方策を今検討中ですが、今回塩竈市で焼却施設の改修したものを1市3町の東部衛生組合と収集体制と内容とかを一緒にしていく、そういった意味合いもありまして、この圏域で話し合いながら進めていくような考え方を持っております。以上です。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 その仙台あたりもいろいろの内容をお聞きしますと、やはり袋代とかそういう1個当たりの料金を取ると、ごみの量も減ってくると。家庭で出すところもです。さらに今度ごみ収集する車。これもトン数減ってくるという。いい方法ばかりとれるということなので、今お答えいただいた、こちらでも検討しているというふうになっているんですが、公共料金値上げとかそういうものを付加するとなると、市民の反発、これは市長さん大変だと思いますけれども、そういう面で、しかしこれからごみなどは減ることなくふえる一方だと思いますので、そういう便法も一つ、早い手を打つ方法がいいのではなかろうかなというふうに思っております。それと同時に、今度ダイオキシン問題で、焼却炉の復旧が22年かな、今度されると思います。ダイオキシン問題です。これは全国的に行われると思うんですが、そういうものの手当てを何か当局考えているのかどうか。これはいろいろ東部衛生とも協議しておると思いますが、その辺のお考えをお尋ねします。

木村委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ダイオキシン問題につきましては、14年度に新しく灰固形化施設をつくってから今ダイオキシンの推移は0.4とか0.5で推移しています。単位が基準値では5ナノグラムですからかなり低い基準値で、数値で推移しています。実際ことし、新たにプラスチック、バケツとかそういった部分を燃やすようになりましてけれども、それについて今回の検査でも0.45ぐらいで推移しておりますので、そういったことは安心しております。以上です。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 ごみ処理につきましてご指名いただきました。袋の有料化というようなご提案もいただきまして、ご心配いただきまして大変ありがとうございます。

今現在本市におきましては、可燃ごみ、不燃ごみにつきまして、それぞれの家庭で峻別をしていただきながら、なおかつリサイクルということで全体の量を減らしていこうということであります。242ページの可燃ごみ収集量をごらんいただきたいと思います。平成16年度に比べまして、わずかではありますが204トンぐらい、そういった市民の皆様方のご協力で減らすことができた。それから、中倉の埋め立て処分場につきましても、破碎機等導入させていただきまして、今延命化を図っているところであります。3年前後ぐらいの容量が確保できたのかなというふうに考えているところであります。ただ、いずれにしましても、限界があることであります。

県におきましては、ごみの広域化という問題に取り組んでおります。当二市三町プラス黒川郡ということで、ごみの広域化につきまして今る話し合いを始めたところでありますが、まだ具体的な提案までは至っておらないという状況にあります。なお一層今後とも、ごみのリサイクルでありますとか減量化に努めながら、でき得る限り行政としての努力を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

木村委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 わかりました。ダイオキシン問題から二市六町一村、それらの統合的な市町村を考えているということは前々から話は出ておりました。当然塩竈も土地、場所がないので、どこかと一緒にならなくてはならないだろうということは考えておると思います。そういう面で今後塩竈でのごみの処理の料金、こういうものではやはり塩竈で積み立てでない、少し蓄えないと、ほかと一緒にするにも大変ではないかなというふうにも考えておりますので、ぜひひとつごみの問題では絶対早いことはないんですから、ひとついろいろとご検討いただいて、今度の焼却、ダイオキシン問題、これ京都議定書で全国的にやるのはもう決まっていますので、それにおくれをとらないように、ひとつお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

木村委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、21日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後3時53分 終了

平成18年9月21日（木曜日）

平成17年度決算特別委員会
（第3日目）

平成17年度決算特別委員会第3日目

平成18年9月21日(木曜日)午前10時開会

出席委員(22名)

田中徳寿委員	武田悦一委員
伊藤栄一委員	志子田吉晃委員
鈴木昭一委員	今野恭一委員
嶺岸淳一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	鹿野司委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

菊地進委員

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一 泰 君
建設部長	内形 繁 夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部 総務課長	郷古 正 夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖 彦 君
総務部 税務課長	福田 文 弘 君	総務部 防災安全課長	佐々木 真 一 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君
健康福祉部 健康課長	阿部 純 子 君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君
産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君	建設部 建築課長	千葉 伸 一 君
建設部 土木課長	千葉 正 君	建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君
総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信 彦 君	会計課長	橋内 行 雄 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君
教育委員会 教育部次長 兼生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	高橋 利 夫 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福 実 君
教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地 辰 夫 君	教育委員会教育部 生涯学習課長	中川 政 則 君

選挙管理委員会

事務局 長 星 清 輝 君

監査事務局 長 丹 野 文 雄 君

監 査 委 員 高 橋 洋 一 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 佐久間 明 君

議事調査係主査 戸 枝 幹 雄 君

事務局次長兼

議事調査係長 安 藤 英 治 君

議事調査係主査 齊 藤 隆 君

午前10時00分 開会

木村委員長 ただいまから、平成17年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告のありましたのは、菊地 進君の1名であります。

また、武田悦一君より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、これより、きのうの会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

質疑、意見等についてご発言をお願いします。

伊勢由典委員。

伊勢委員 おはようございます。

それでは、私の方から一般会計の部分で質疑を行いたいと思います。

そこで、資料 19の決算特別委員会の資料が、資料請求を行いまして、そのもとで出ておりますので、まずそこから始めたいと思います。

資料 19の決算特別委員会その2の49ページに該当する部分について最初、触れたいと思います。

ここには平成17年度から19年度の税制改正等に関する個人市民税の影響ということで、平成17年、18年、19年度までのそれぞれの控除が廃止ないしは縮小されていく中での市民負担増、税の負担増の問題がこの中には明記されております。

平成17年度は、配偶者控除の一部廃止約5,400人というふうにされております。その総額では7,300万円というふうに影響が書かれております。お1人当たり1万3,000円。18年度は、今年度の予算化の中の方で、総額として課税の対象人数は2万4,600人、影響額は2億815万円。平成19年度は2,400人該当して定率減税の縮小・廃止などの影響もろもろも受けて、同じように2万4,000人課税の影響があり、5億9,815万円ということで総額で対象人数は17年度以降19年度までで2万4,600人、この影響額そのものを全体として影響額、つまり賦課されてそれぞれ増税の負担増がもたらされる金額は8億7,900万円というように当局の関係では試算をし、あるいは実際に17年度はそういうことで影響を受けているということでもあります。

そこで、税務課の方に直接お聞きした方がいいと思うんですが、これはどういうことでの増税、負担増になったのか、まず前段、お聞きをしたいと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 この3カ年にわたる改正の主眼といえますか基本的な考え方をご説明させてい

たきます。

まず、17年度の配偶者特別控除の一部廃止でございますけれども、これは所得の低い配偶者、当然、所得38万円未満ですと配偶者控除を受けられるわけですが、その方に上乗せして同じく最高38万円の配偶者特別控除をつけておりました。それを廃止しまして、基本的に就労していただくご婦人方をふやしたいということで、このような制度を改正してございます。

続きまして、平成18年度の改正の主なものは、老年者の方々、日本全国を考えますと、かなり裕福であるということをご国の方で考えたようでございます。一律に例えば125万円以下の所得の方非課税という措置を廃止しましたし、それから老年者控除48万円あったわけですが、それも廃止されてございます。さらに年金につきましても、最低控除が140万円だったのが120万円にするという形で、所得のある老年者の方にもそれなりの税負担をしていただきますよというのが主な改正内容でございます。

それから、定率減税につきましては、平成11年から景気浮揚のためにとり行ってきたわけですが、これにつきましても、国全体の景気の動向からいきますと縮小なり廃止が妥当ではないかということでとり行われた改正でございます。

平成18年度は、これはまた性格変わりました、一番大きいのが個人住民税の税率を一律10%にするという内容でございます。これが4億8,500万円になるわけですが、これは国の三位一体改革の中で所得税を減額して住民税を増額する、個人の納税者の負担が変わらないような形で措置する、そのような形でとり行われた改正で、これが19年度分については大きなものです。以上です。

木村委員長 伊勢委員。

伊勢委員 6月から私どもも市民の皆さんのところにお伺いをいたしますと、去年非課税だった方が約4万円ほどの増税だということで、各所からそうした声が届いております。

振り返ってみますと、これは国の政治の枠組みですから、地方政治にもたらされていると言えどもたらされているわけですが、もともとは、この増税のいわば後ろ楯は、自民、公明両党で03年9月に発表した「年金安心改革プラン」というマニフェスト、つまり国民基礎年金の国庫負担の引き上げの財源として年金の課税強化、所得税の定率減税及び年金課税の見直し、それが04年の与党税制大綱で合意して、それが法制化されたと、こういうことであります。

振り返ってみますと、今よく格差社会ということが言われております。過般、NHKでも

「ワーキングプア」と、働いても、収入があっても、なかなか収入が確保できない、生活も維持できないということが大きく報じられました。そこで、そうした事態をこの税制がもたらそうとしていると。しかも、現実に18年度の6月の段階から年金暮らしの方々にこうしたいわば増税が、割賦が来て初めて驚くと。一体なぜこういう増税が来るのだと、こういうことであります。しかも、来年度は定率減税が廃止される。

そこでお聞きしたいのは、国の地方税法のこうした流れを受けて市民負担増をもたらすわけではありますが、結果として、これは議会で市長が専決処分指定をして議員提出議案という形で諮って、残念ながら議会審議は経ずに6月議会の冒頭の議案の形での提出になっております。したがって、実質審議はやられておりません。是非については過般の議会運営委員会の中での議論の結果の流れの中で対応するということになりましたが。そこで伺いたいのは、こうした点で、市長自身、こうした負担増の国の政治の地方税の負担増の問題の中で、こうした所得がますます目減りをする、年金暮らしの方は間違いなく年金は削られておりますから、そうすると増税が押し寄せる、これに対して、国の税制ですから国に対する見解なり考え方なり対処ということになるんでしょうが、市長の見解をお聞きしておきたいと思えます。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 この委員会につきましては17年度の決算審査ということであります。そういった点から、17年度の配偶者特別控除の一部廃止等については私の見解をご説明させていただきますが、その他の部分につきましては改めて一般質問等の際にお答えをさせていただきたいと思えます。

配偶者控除の一部廃止等につきましては、我々もでき得る限り市民の皆様方に最小のご負担で最大のサービスを提供するという我々公共のあるべき姿に立ち返りましたときに、大変じくじたる思いではございますが、今委員の方からもお話がありましたように、今三位一体改革というものが進められておまして、地方の負担が大変厳しい状況になっているという認識であります。そういったことにつきましては、我々も地方から声を上げていかなければならないというふうに考えております。くれぐれも地域格差が広がるような地域社会であってほしくないということで、今後とも行政運営に取り組まさせていただきたいという所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

木村委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 残念ながら、全体として……、確かにそのとおりですよ、決算の審査ですから17

年度についてというのはそのとおりだと思いますが、やっぱり市政をつかさどる市長として、負担増の問題について必ずしも十分な見解を持っていないのではないのかと、私は率直な印象を持たざるを得ないと思います。つまり、配偶者控除、最後には今三位一体改革だと、この一言で片づけていいのかということなんです。やっぱり負担増の問題というのは市民の全般に係る問題ですから、三位一体改革そのものはそれはそれとして、議論は長年ありましたが、今の市政運営の中で必要なこうした負担を少しでも軽減を図る方向を市長自身が思っているのかどうか。つまり、市民の一人一人の暮らしの苦しみを承知しているのかどうか、その辺を聞いた上での見解ですので、その辺の答弁がないとすると私は残念かなと思うんですが、改めてお聞きします。

木村委員長 伊勢委員に申し上げます。きょうの審査は17年度の決算審査でございます。きょう、ほかの発言者の方もおるでしょうが、逸脱しないように質疑をしていただきます。

佐藤市長。

佐藤市長 私は、ご説明の中で、市民の方々に最小のご負担で最大のサービスを提供させていただくのが我々の立場ではないかという見解を申し上げさせていただきました。繰り返しになります。同じ答弁を再度させていただきますと、私の所見とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

木村委員長 伊勢委員。

伊勢委員 これ以上やっても並行線でしょうから、17年度決算の中でのいろいろな流れの中で改めて検証していきたいと思います。

そこで、6のところ、そういう点に翻りながら、税の流れをかいつまんで質疑をしたいと思います。

そこで、成果品の6の345ページのところで見ますと、市税、現年度で61億円、そして16年度が62億円。市税の問題、下の方に個人市民税等々のいろいろな経過が載っておりますが、市税の賦課、それから実際に収納した結果も含めて決算上載っているわけですが、この辺の点で、改めて今の市の税収の側面から見た市の経済状況といいますか市民の懐のぐあいというのをお聞きしたいと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、平成17年度の市税の決算状況の概要をちょっと説明させていただきます。

実際、市税収入は9,000万円ほど落ちてございます。約1.5%減少しております。この内訳を見ますと、個人の市民税さらには軽自動車税等については増収となっているわけなんですけれども、市税収入の大きな柱であります法人の市民税と固定資産税で大きく落ち込んでいる実態がございまして。

まず、法人市民税については、これは資料もつけてございますが、2,000万円ほど落ちているような状況でございまして。これにはいろいろな要因があったわけなんですけれども、例えば一昨年、漁業で大分納めていただいたのがほとんどなくなったというような状況もありますけれども、そのようなことや、水産加工業それから運輸通信業等が、原魚高、さらに原油高、このような影響が出て、17年度減収となったような決算になってございます。

続きまして、固定資産税でございましてけれども、固定資産税についても資料がございまして、土地が下げどまりがとまらなかったという形で、土地が減少してございます。ただし、住宅については、新築住宅等もありまして、これは若干伸びているという状況がございまして、この傾向は平成18年も続いていくのかなと考えてございます。

個人市民税が伸びているわけなんですけれども、実は個人市民税、16年度までは非常に落ち込みが激しかったわけなんですけれども、その大きな原因は、課税のもととなる市民所得が年間20億円と大きく落ち込んでいた経過がありました。ところが、平成17年度、若干、前年と同額ぐらいの状況になってございまして、概算で見ますと平成18年度は伸びてきているという状況がございまして。以上です。

木村委員長 伊勢委員。

伊勢委員 しかし一方、3の監査意見書を拝聴いたしますと、この監査意見書の中で、一方で個人市民税の若干の伸びはあると言いつつ、13ページのところで、主に不納欠損額の内訳あるいは市税収納未済額の内訳というのが載っております。特に市税収入の未済額の内訳を見ますと、平成16年度が1億4,200万円なり、平成17年度が1億8,870万円なりということで、いろいろな努力はされつつ、こうした市税未済額の内訳としては17年度はふえるという経過が見受けられます。これについて、担当として、未済額をふやしてしまった大きな要因や原因、結果としてどういうことなのかをお聞きしたいと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 資料3、監査意見書の13ページ、下段の方に市税収入未済額の内訳が載っております。これは現年度分、平成17年度課税した分で未納になっている分が幾らか。滞

納繰り越し分は、前年の16年それから15年以前の分がどれだけかということで載せてございます。

これを昨年と分析しますと、まず現年度分、ことし1億8,000万円台でございましたが、昨年は2億8,000万円ほどでございました。ですから、現年度分は2,000万円前年度よりも減らしてございます。税務課としましては現年分中心に何とか滞納に回さないような努力をしてみましたが、その結果がここに出ているのかなと思っています。

その前の年、滞納繰り越し分の平成16年度分、昨年の方は平成15年度分になるわけですが、ここが1億4,200万円、昨年9,000万円台でございましたので、ここで5,000万円伸びている状況でございます。

実は、昨年の分については、平成15・16年あたりに水産関係で倒産企業が出ました。倒産企業が出た場合には裁判所が会社の財産等を処分する競売等がかかるわけですが、その手続に1年、2年かかります。そのために16年度はどうしてもまだ未処理分が出てきてしまって、5,000万円と大きくなってしまった。平成15年度以前分については、昨年とほとんど変わらない状況で推移してございます。

今言ったような状況があって、現年度分は何とか結果出しましたが、滞納繰り越し分で大きく減になって総体的な収納率も下がってしまったというのが実態だと認識しております。以上です。

木村委員長 伊勢委員。

伊勢委員 今のお話を聞きますと、特に水産加工業の厳しさがうかがい知ることができると思います。

そこで、ここ15年、16年の中でこうした厳しい事態をもたらしているわけですが、市としては、税収を引き上げていくという点でいろいろな施策は打ったのだらうとは思いますが、結果としてどういうふうな、いわば施政上の関係でこれまで取り組んでこられたのか、大枠だけお聞きします。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 主要な施策の成果を使って説明させていただければと思います。

主要な施策の成果の347ページに収納率向上対策事業という欄がございます。ここに平成17年度我々が取り組んだ収納対策事業が書いてございます。日曜・夜間徴収や県外徴収を含めまして努力をいたしました。

下から2番目、5番の不動産公売の実績という欄がございます。これは、今まで差し押さえた不動産を市が独自で公売することはやってきませんでした、平成17年度初めてやらさせていただきます。それによりまして、本税で200万円、延滞金で120万円を回収することができております。これにつきましては、本年度もまた12月に実施する予定で考えてございます。

さらに、これは不動産の公売でございましたので、ことしの課題としましては、動産につきましても差し押さえできるのであれば差し押さえさせていただきます、これも公売を実施していこうと考えてございます。

しかし、そうはいつでも、我々の努力の基本はやはり納税者と小まめにコンタクトをとって、できるだけ計画的に納めていただく、そのような姿勢が大事かと考えてございます。先ほど伊勢委員から増税になったというような話ございましたけれども、地域経済それほど回復している状況がないのはわかってございますので、できるだけ納税者の方の納税相談に応じる、そのような形で今後も取り組んでいきたいと考えてございます。

ちなみに、納税相談の数につきましては前年度よりも2割ぐらいふえているような状況でございますので、そのような納税者本位の取り組みも大事と考えて努力していく考えでございます。以上です。

木村委員長 伊勢委員。

伊勢委員 担当は努力しているというふうにかがいが知ることができますが、納税相談が2割ふえているというのは、それだけこうした負担増の問題で苦しんでいる市民の声がそこに集中されていると、こういうふうを考えるわけであります。改めて地域経済の落ち込みという問題、これはいろいろな指標が出ていますから、既に時間もある程度費やしておりますので、そうした点で、本当に地域経済を立て直すと。必要な市のそうした施策を整えることが今もってもやっぱり必要だというふうに今の答弁を聞いて痛感したところであります。

時間もさほどありませんので、17年度の決算の関係で何点かお聞きしたいと思います。

私も決算に当たっての総括質疑の中で触れておったわけですが、例えば5のところ最終的な税の取り扱いが書かれております。どこで示されているかと言いますと、最後のところ、

5の190ページの過半、歳入歳出合計、歳入の方は既に言って触れておりますので、歳出のところ触れておきたいと思っております。

14款予備費の最後の歳出合計、これが17年度決算の総額の予算並びに支出済額、翌年度

繰り越し、不用額、総額が触れられております。これが総括的なもので、細目が書かれているということです。

そこで、前半の議論、総括質疑の中でも、翌年度繰り越しを除いていく中で、実際に年度当初の予算は超緊縮予算だと言われて予算を180億円ベースで組んだんですが、最終的には収入で202億円、歳出で今述べたところで199億円でありました。下馬春日線の事業は繰り越していますから、これは実質的には16年度の予算で執行されたというふうに過般の総括質疑の中ではっきりいたしました。

そこでお聞きしたいのは、例えばこの中でも細目5の調書の中で民生費なんかをずっと総括的に見ますと、例えば市長のきのうの答弁の中で、民生費は社会保障としてふえていると。社会保障、民生費としてとらえていいんでしょうが、重点的に進めると。そして、一方で選択と集中、むだな経費を見直す、社会保障の経費に充てるというふうにきのうの答弁の中で答えておりました。

ところが、子細に見ますと、この点で、確かに17年度の支出は……、例えば平成16年度で見ますと、平成16年度の決算で総額では50億円です。歳入、歳出、ほぼ同額ぐらい。これは民生費ですね、50億5,900万円、支出が50億1,500万円ということです。民生費総額では、たしか全体として今年度支出済額で見ますと53億円。確かに予算は膨れております。

ところが、16年度、17年度の決算のこの5番の一つ一つの細目を拾ってみますと10%枠なのかどうかわかりません、10%の経費計上の枠組みなのか、あるいはよく言われている見直しなのか、縮小なのか、廃止なのか、これはわかりませんが、例えば16年度でいっても、廃止したもので16年度と比較すると、例えば社会福祉協議会がやっていたリフト付バス事業の委託費385万円がばっさり削られている、こういうことになっております。

それから、款項目で細かくなりますから一つ一つ触れませんが、例えば社会福祉協議会への委託費が78万円、16年度と17年度を比べると555万円が477万円。あるいは、ひとり暮らしの老人牛乳支給事業というものも355万円から324万円、31万円減額されている。次、次、次、次に拾って数字を照らしても、470万円総額で、それぞれのこうした福祉事業の予算が削られている結果が今度の17年度の決算と16年度の決算の比較であります。

教育費なども同じ5番のところで載っておりますが、これも前年と比較すると同様に、18年度の予算で、総額です、歳入で18億7,500万円が、これがほぼ同額ぐらいの予算にな

っていますが、一方で細かく見ると、支出は18年度18億3,200万円ぐらいだったのが17年度は17億1,869万円ということで、繰り越しはあるものの予算がこういうふうに削られて、学校の修繕費なども前年と比べると、きのう中川議員がいろいろ議論しましたから触れませんが、やはり非常に窮屈な思いをして学校修繕などに当たっているというのが見受けられます。

そこで、そうした点で、当初予算の最終的な決算を見ると、そういう取り組みをしているんですが、9月補正になると、この問題で言いますと、起債だけはちゃんと発行する。海辺の賑わい地区の先行取得事業のための9月補正では起債は2億2,500万円、土木費の中で組むということで、厳しい予算編成だ、補正はなかなか組めないと、こういう事態の中でも、当初予算の今言ったような枠組みは削りながら、こういう補正を見ると、9月補正では海辺の賑わい地区の起債で2億2,500万円ということで起債を組んで公共用地取得事業を行っております。

そうした点で、17年度のこうした枠組みを振り返ってみると、市長が選択と集中と言われている政治手法なるものが、私は、一つ一つ見ると、福祉予算、教育予算などの実際の切り捨てになっているのではないか、あるいは削減に通じているのではないのかと。片方で、議論は後で後半に譲りますが、海辺の賑わい地区の大型店呼び込みの必要な公共投資は行う、必要な借金は行う、こういう政治手法を行っているというふうに判断せざるを得ないわけですが、改めて、そうした選択と集中という17年度行った事業について、市長の見解をお聞きしたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 委員の総括質疑の際に、17年度の歳入歳出について特徴的なものについては既にご説明をさせていただいたわけであります。例えば、歳入歳出に借換債と同額計上させていただきながら、より健全な財政運営という努力をご説明させていただきましたし、今ほど福祉関係について例えば何例かご質問いただきました。内容としては全く廃止ということではなく、ほかの手法に切りかえたものでありますとか、そういったものがあります。後ほど担当より詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますし、例えば学校の耐震補強等につきましても、本来は17年度に実施というようなものもございましたが、厳しい財政状況の中ではございましたが17年度に前倒しで発注をさせていただくと。我々も厳しい財政の中ででき得る限りの努力をさせていただいております。

そういったことにつきまして担当より詳しくご説明をいたさせますので、よくお聞き取りをいただければと思っております。よろしくお願いたします。

木村委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 17年度につきましては大分厳しい状況ということで今市長からお話しいただいたような予算編成で取り組んできた内容でございますが、その中でも重点的に取り組んだ事業についてご説明をさせていただきます。

その前段でございますが、17年度の予算編成に当たりましては、厳しい状況ということで、まず経常的な経費につきまして枠配分をしながら一定の縮減をし、その財源をもとに政策経費について一定の新規の取り組みを行ったということでございます。

その内容でございますが、基本的には防災対策、それから福祉の子育て支援、健康づくり、それから先ほど市長からお話ありました教育の分野ということで力を入れさせていただいたということでございます。

まず、防災対策にしますと、防災備蓄事業の増額。それから、小学校耐震診断の調査の委託が一小、二小。それから耐震の補強事業、三小、玉小。玉小の工事につきましては、17年度で18年度事業を前倒しして行くと。それから、保育所の耐震につきましては委託、それから工事につきまして17年度ですべてを終わらせております。このような防災安全対策をまず第1点です。

第2点、福祉の部分で、先ほど幾つか挙げられましたが、そういった部分につきましては内容を見直ししながら、より精度の高いものということで組んでございまして、例えば高齢化の部分ですと、健康づくり対策の方に力を入れながら、前立腺がん検診事業、乳がん検診にマンモグラフィーの導入事業ということで、全市民対象になるような事業に展開をしているということでございます。

それと、もう一つ大きな事業が少子化対策でございますが、16年度にのびのび塩竈っ子プランを計画してございますので、それに基づきまして17年度は大きな取り組みをさせていただいたということでございます。まずは子育て総合支援室を整備いたしまして、ファミリーサポートセンターを運営させていただいて、それから病後児保育事業、ひとり親家庭日常生活支援事業ということで展開させていただいておりますし、保育所の環境整備等についても取り組みをさせていただいているということでございます。

このように、限られた財源を有効に活用するために事業の選択と集中を図りながら、一定の

事業につきましては見直ししながら、より効果的な事業に新たに取り組んでいる内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 先ほどご質問のありました社会福祉協議会運営補助金の減額、こちらにつきましては、社会福祉協議会の運営費とか局長人件費となっております。

ただ、局長人件費でございますが、社会福祉協議会では、一方では市で整備したデイサービスセンターとかホームヘルプステーションとかそういったものを運営しております。そちらの方で収益も上げているということで、福祉事業だけではなくてそちらの方も統括して見ていただくということで、そちらの収益も一定程度負担すべきではないかということで社会福祉協議会と協議の上、減額しております。

また、リフト付バスでございますけれども、こちらの利用は大変少ない状況でございました。本当に10名未満ということで、一部の方にだけこういった金額よりも、例えば障害者自動車燃料費助成とか、そういった方たちに多く利用していただく形で見直させていただきました。

木村委員長 伊勢委員。

伊勢委員 10人未満、しかし市民の一人一人だと思います。私も、こういうリフト付バスを利用されている方が「廃止されるんだね」という話を伺っております。

それから、決算書の中でも、決算の6のところの100ページ、そこに例えば特定患者見舞金支給事業というのが触れられております。過去のいきさつを調べますと、平成15年当時、544件、562万円の支給事業が特定疾患と長期療養の二つで支給されておりました。しかし、過般の、たしか16年の12月議会だったと思うんですが、条例の改正に伴いまして、この支給も17年度は544件から342件、支給総額も513万円ということで、利用する方といいますか、長期の特定疾患の中で心待ちにしていたこうした経費などが削減をされているということは指摘をしておきたいと思っております。

細かい内容になってしまうとあれですので、主な、決算書を見た中で、予算細目の中でも廃止になり、あるいは決算書の中でも出てきた福祉分野での削減という問題について、さっき市長は福祉の分野で市民の暮らしを守るために必要な経費を充てるんだと、こういうふうに前段おっしゃいましたが、全体として17年度決算を振り返ってみると、教育費にしろ、あるいは福祉予算にしろ、民生費にしろ、削減の結果が市民の暮らしの中でもいろいろと支障をつくり

出しているということを指摘をして、私の質疑を終わりたいと思います。

木村委員長 今野恭一委員。

今野恭一委員 それでは、私も若干、市民の方々に理解を深めたいと思いますので、幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

資料 6番の28ページ、自主防災組織育成事業でございます。これは防災安全課担当で今一生懸命取り組んでおられるようでありますが、実際の市民の側の方がなかなか動きが鈍いというような状況が見受けられるのでありますが、自主防災組織の組織率はどのぐらいになっておられるか、お聞かせ願います。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

18年9月現在であります、25団体、29町内会、結成率は18.13%です。以上です。

木村委員長 今野委員。

今野委員 私ども西町の町内会でも何度か町内会の会合を持って自主防災組織を立ち上げようということで、今やっとその緒についたところでありますが、町内会、100数十の町内会があると思われませんが、今の段階18%という数字のようですが、これがいざというときの災害のために市民の啓発であるとか避難であるとか、そうしたことへの貢献度が大きいと思われまので、ぜひ組織率を高められるようご尽力そしてまたご指導によろしくお願いしたいと思っております。

さて、次に交通安全対策事業であります、これも防災安全の担当のようでありますけれども、(「ページ」の声あり)ページは同じ資料の38ページです。道路上の交通安全対策事業とそのほかの交通安全対策事業とに分けておられるようでありますが、38ページのこの交通安全対策事業は、例えば最近新聞をにぎわしております酒飲み運転が本市にも幾つかあったと記憶しておりますが、市職員に対する指導等はどのようになさっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 職員への周知といいますか啓発なんですけれども、折々につけ、年末年始、あと今月におきましては9月12日から全国的な飲酒運転の取り締まりというものがございました。そういったときに、助役をメインに置きまして、通達というものを行っております。

また、定例連絡会議におきましては、職員のモラルの向上、やはり基本は「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」、そういったモラルの向上が必要かと思しますので、定例連絡会議等において、そういった周知を徹底してございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 これは何も職員のみならず、我々議員もきっちりと心を引き締めて取り組まねばならないことだと思っておりますが、今盛んにマスコミで言われておりますのが、公務員の過ちを犯した際の罰の緩み、非常に緩い罰にあるのではないかということで、けさの新聞等にも載っておりますが、どこかの自治体では、つかまったら即懲戒解雇というような、そういう厳罰を与えますよと、したがってそういうことをしちやいけないよという強い示唆を与えていこうという自治体もあるようですが、本市ではどの程度そのようなことを見てお感じになっておられるか、あるいは今後の対策はどうかおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からお答えをさせていただきます。

今、毎日のように飲酒運転について、あるいはそれを受けましての各自治体の対応が報道されております。本来、法で決まっているものを、やってはいけないということをやる自体、その時点で問題が、これはもう違反しているわけでございますので、そういった趣旨も踏まえながら、今、自治体ごとにいろいろな考えを示しておりますけれども、そういったものも踏まえて、我々の方でも一定の考えを整理をしていきたいというふうに思っております。

時期については、これは残念ながら去年の4月に起きたわけでございますけれども、それを踏まえて、市長の方からも一定の指示がされ、最近の事例もいろいろ出ておりますので、早急な対応もしていきたいということで、今その整理に当たっているところでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

木村委員長 今野委員。

今野委員 よくわかりました。ただ、早急にということでもありますから、ぜひその辺、おくれをとらないように、全国的な流れがあるわけですから、そうした流れに乗って進めていただきたいと思っております。

いかんせん、去年の4月と具体的な時期を示されましたが、そこから見ますと1年半時間が経過しております。やはり、役所は何をしているんだということを言われぬように、その辺のところをきっちりと取り組んでいただきたいというふうにご要望を申し上げておきます。

さて、ページはずっと飛びまして、191ページでございます。

青少年カウンセラー設置事業、そして青少年健全育成事業についてお伺いいたします。これは二つに事業を分けておられるんですが、施策の趣旨は若干違うんですが、施策の成果を見ますと、「児童生徒の不登校による保護者の悩みや問題が多い中で」云々と。「問題解決と着実な成果が出ている」というふうにならざるを得ませんが、これ、どちらも成果は同じなんです。それから、現況と課題、これも同じなんです、このところの事業の違いというのはどういうふうに……。一つでもいいのではないかと思われそうな事業のようなんですが、これをわざと分けているその理由をお聞かせ願います。

木村委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答え申し上げます。

本年度から青少年相談センターの所管が学校教育課に変わりました。昨年度までは生涯学習課所管ということでございますが、青少年カウンセラー設置事業、それから青少年健全育成事業について、今委員の方からご指摘があったとおり、こちらの手違いでございまして、カウンセラー設置事業の部分の成果あるいは現況と課題のところ、ダブってやってしまいました。大変申しわけございません。

木村委員長 今野委員。

今野委員 手違いということですから、誤字・脱字の部分に入るのかなというふうに思いますので、特にそれについて間違いをしかるつもりはありませんが、例えば一つにまとめられる事業ではないんでしょうかという、市民的な立場に立った場合、これをどうなさいますか、お聞かせ願います。

木村委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 今後、今委員ご指摘のとおり、青少年カウンセラー設置事業それから青少年健全育成事業については、一本化できるかどうかについて、これからの動きを見ながら考えていきたいなと思っています。検討していきたいと思っています。以上です。

木村委員長 今野委員。

今野委員 わかりました。

そこで、青少年というふうに位置づけている年齢の範囲をお聞かせ願います。

木村委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 定かな記憶ではないんですけれども、学校教育法あるい

は少年法によりまして年齢の区分がありますけれども、青少年につきましては、学校に在学している小学生から18歳までということで考えております。高校を卒業するまでということでございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 わかりました。

いわば学校の枠内にいる間と、そういう考え方になるのかなというふうに思いますが、いわゆる18歳、そうするともうほとんどは社会に飛び出すから、そこまでが管轄だよという考え方でよろしいのかどうか。

木村委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 細かい点につきましてはここではっきり答弁できないので、調べまして、午後にでもお知らせしたいと思います。申しわけございません。

木村委員長 今野委員。

今野委員 ということになれば、それはそれで特に問題ということではないんですけれども、私がどうも偏っているなというふうに受けとめているのは、青少年と言いながら、これは少年を対象にした事業ではないのですかというふうに受けとめられるわけであります。特に、これを学校教育課に所管を移したということは、学校の枠内での話なんだなというふうに受けとめました。1人でもそうした子供たちの悩みを解消しようという事業のようですから、今後とも力を入れておやりになっていただければと思います。

さて、続いて、同じ資料の195ページ、社会教育振興・活動・生涯学習推進事業、ここで施策の成果に「県事業への派遣及び市事業への参加を通じて社会教育のリーダーの育成に寄与した」とありますが、どのような事業を行ったのか、お聞かせ願います。

木村委員長 中川教育委員会教育部生涯学習課長。

中川教育委員会教育部生涯学習課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

前のページの施策の実績の中で、2番目、指導者の養成・研修活動ということで、主にジュニアリーダーの研修などに力を入れてございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 ジュニアリーダー、これも学生、しかも小学校5年生から高校生までと私としては承知しておりますが、これの延長線で、高校を卒業した者についてはどのような社会教育としてのかかわりを持っておられるか、お聞かせ願います。

木村委員長 中川教育委員会教育部生涯学習課長。

中川教育委員会教育部生涯学習課長 学校を卒業した高校生以上の方に対する活動でございますけれども、大人だということで、家庭教育支援総合推進事業の中で学習機会の提供を行っております。特別青年のための事業というのは具体的には行っておりません。

木村委員長 今野委員。

今野委員 今のご答弁のように、青年の事業は特にやっていないということのようですが、教育長、高校を卒業した方々に対する社会教育をどのようにお考えになっておられるか、お聞かせ願います。

木村委員長 小倉教育長。

小倉教育長 今まで各担当が話したように、確かに高校生までの中心の青少年育成をしておりますけれども、昔ですと青年団とかそういういろいろな流れがあったわけですが、残念ながら塩竈市にその辺はございませんけれども、今生涯学習課長が言ったように、社会教育全体的な中で今後育てていくことが必要かなと感じております。以上です。

木村委員長 今野委員。

今野委員 実に、青年活動などということになると、自主的な活動ですから、その辺の指導というのは難しいことにはなるんだろうとは思いますが、当議会に社会教育の大先輩といえますか大先生がおられますので、佐藤貞夫先生、30年代から40年代にかけて社会教育に携わってこられた大先輩ですので、そうしたご意見、ご指導なども仰ぎながら、青年教育というところをぜひ手がけていただきたい。これは前々から私申し上げてまいりましたが、青年活動というのは学校教育と違った、自分たちの自主的な勉強の場といえますか、交流を通じての学習の場でありますから、人生のために大きな役割を果たす活動ではないかというふうに考えております。

特に、今少子高齢化と言われるその少子化、さらにもっと言うと、結婚をしない若者たちが多くなっているやに見受けられます。そうしたことも、出会いの場が少ないからなのではないかというふうな一説もあるようでございますので、そうしたことの解消、そして結婚の数がふえれば当然子供の数もふえるであろうというふうに推察されますので、その辺のところは教育長の双肩に大いにかかっているのだらうと思われまますから、よろしくご指導、取り組みをお願いしたいと思います。

木村委員長 中川教育委員会教育部生涯学習課長。

中川教育委員会教育部生涯学習課長 ただいまの青少年の活動の状況なんですけれども、生涯学習課では直接担当しておりませんが、生涯学習センターの中での事業として「ヤングカレッジ」というものを行っております。これは、30歳未満の方を対象にして、一般教養を学習したり会員の交流を図る講座を行っております。さらに、「エスライブ」というものも行っております。これは、若者による音楽と芸術活動の成果を発表する場を提供して、参加者間の相互の交流を図る、そういう事業も行っております。以上です。

木村委員長 今野委員。

今野委員 どこに載っているんですか、それは。

木村委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺生涯学習センター館長 私の所管ですので、一言申し添えたいと思います。

205ページに公民館運営事業とあります。資料6ですけれども。その事業1、施策の実績の1の事業の中の3番目に青年教育ということで「エスライブ」、若者が中心となってライブをやると。先日は浦戸の方に出かけてやりましたけれども、そういう事業、あるいは、エスプの方で言いますと、209ページ、上の方の左の端です、少年教育の次に青年教育ということで、高校生を中心とした、高校生プラス成人も多少入っていますけれども、そういう事業。これは中学生のチームを対象に活動していただいております。

それから、219ページ、勤労青少年ホーム事業、これは現在「ヤングカレッジ」という名前を使いまして、勤労青年、若者を中心とした活動を、特に委員のおっしゃる社会教育活動を中心にやっております。212ページには、長期講座と短期講座、8事業について記載しております。なお、彼らの活動は、芸術文化協会が主催する芸術文化祭、一般の方と一緒に塩竈市の芸術文化あるいは社会教育活動の一端を担っていただいております。以上です。

木村委員長 今野委員。

今野委員 大変いろいろな多彩な取り組みで大変結構だと思いますが、こういったようなことをぜひ、さらに一歩も二歩も進めて、青年の育成にご尽力願いたい、このように思います。

さて、197ページそして199ページの市民図書館運営事業、視聴覚教育振興事業等が掲載されておりますが、ここには施策の成果として、201ページの施策の成果の2番、成果では、「生涯学習の中心施設として、あらゆる世代の市民に対し、等しく図書館サービスを提供するため、資料・情報の収集と整備に努めた」と。まことに結構なことですが、以前から申し上げておりますが、閉館日は相変わらず設けておられるのでしょうか、それとも何か

検討して前に進んでいるのでしょうか、お聞かせ願います。

木村委員長 高橋市民交流センター館長。

高橋市民交流センター館長 閉館日は、月末閉館と、それから月曜閉館を現在いたしております。

木村委員長 今野委員。

今野委員 このことについては、当局の担当の方がおっしゃっているように、ここに書いておられるように、「あらゆる世代の市民に対し、等しく図書館サービスを提供する」、そういう観点から、年末年始等は別として、普段は閉館日や休館日を設けるべきではないのではないかと、いうことを再三申し上げてまいりましたが、その辺の検討はどの程度進んでおられるか、お聞かせ願います。

木村委員長 高橋市民交流センター館長

高橋市民交流センター館長 このことにつきましては、県内の図書館長の集まりなんか、やはりどの図書館でもそういうご要望をいただいていると、よくこういうお話をさせていただいております。

ちなみに、県内の図書館の開館状況をお知らせいたしますと、本市の場合は275日開館いたしております、仙台が一番多くて286日です。ちなみに、隣の多賀城市は272日の開館でございます。

それぞれどの図書館も、私どももそうなんです、限られた職員配置の中で最大限どのぐらい、1日何時間、それから月にどのぐらいと。当然、職員にも休暇とかいろいろな問題ございますので、そういった条件の中でどうすれば一番いいのか、その辺の結果、こういった日数になっているのが現状でございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 限られた職員の数でどうすればいいかというお悩みのようなのですが、何も特別悩む問題じゃないのではないかなと思うのです。市民レベルからしてみれば、宮城県内何も横並びでなくたって、塩竈方式というものをとって、塩竈では年末年始以外休みませんよというぐらいのことをやってもおかしくはないんじゃないでしょうか。

それから、職員の数に限りがあるというお話ですが、事業数がこれだけ減っているわけですから、予算が減ってですね、事業がこれだけ減っているのですから、余剰人員というのが必ずあります。その余剰人員を回してやるという方法があると思います。何も職員を

新たに採用することでもなくていいと思います。これは、今、本市のそれぞれの部署では、事業数、いろいろな事業を縮小しておりますから、そういったところの余剰人員を配置するというのも考えてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

木村委員長 高橋市民交流センター館長。

高橋市民交流センター館長 市民図書館には、基本的な独特の休みがございます。一つは、図書整理ということで、毎年、春と秋に、いわゆる曝書^{ばくしょ}と呼ばれるシステムでございます。昔は本を虫干しをしたという意味で曝書と、本をさらすということでございますが、これは今でも行われております。今はコンピュータで各本を管理しているわけでありましたが、その本があるかないかを1冊1冊全部にとってバーコードでならず、そしてぞうきんで1冊1冊ほこりを払うと、そういう整理時間がございまして、これは年2回、1週間ずつ休みをいただいております。

そのほかに月末休館というのがあります。これは、その月の統計をとる際に、必ずコンピュータをとめて、3時間ぐらいかかるわけですが、そういう整理をする時間がございませぬ。

そういうことで、構造的に図書館というのは必ずこういう休暇をいただくというのが原則になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

木村委員長 今野委員。

今野委員 今、曝書という言葉が出ましたが、確かに昔の書物は虫干しをしないと虫に食われてぼろぼろになってしまうということがありました。これは部屋の環境等にもあろうと思っておりますけれども。今はエアコンがきいて、夏でも涼しく、冬でも温かく、ほとんど年じゅう一定の気温と湿度が保たれているという中において、しかも紙質も、確かに古い本もあるんでしょうけれども、新しいものばかりじゃありませんと言われればそうかもしれませんが、どちらかというと、そうした虫干しをしなければならぬようなものは幾つもないというふうに推察されます。そういうことを一々言いわけをすることじゃなくて。そうではないんじゃないですか。さっきは職員の数不足からできません、今度は虫干しをしなければならぬから休みます、そういうことは本当に一々言いわけにすぎないのではないかと。市民の皆さんテレビで見ていると笑っていますよ。そうじゃなくて、これは政治的にどう決断するのか、市長さんのお答えをいただくしかないのかなと思っておりますが、市長さん、いかがでしょうか。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 本市におきましては、図書館に限らず、エスプ、あるいはその他、市民の方々に幅広く利用していただいている施設があります。体育館、プールなんかもそういった利用施設であるかと思っておりますが、一つは、そういった施設を安全に安心してご利用いただくということも我々の大切な責務であります。そういったことから、施設の1週間に1回の点検、あるいは今館長の方から申しあげましたような図書の整理、等々の業務があることも事実であります。そういった中で、市民の方々には1週間に1回何とかお休みをちょうだいできないかということやってまいりました。そのかわりにということ何であります、夜間の利用時間の延長でありますとか、そういったことで対処させていただいてまいりました。

このことにつきましては、改めて市民の方々に、こういった施設のあり方について私の方からも問いかけさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

木村委員長 今野委員。

今野委員 市長さんのお答え、よくわかりました。ただ、職員の数が足りないからできないということについての職員の配置をお考えになる気はありませんか。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 それぞれの施設につきまして、どのような職員の配置形態になっているかという詳細については私も不勉強の部分がございます。改めて、それぞれの部署からそういった話を聴取した上で対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

木村委員長 今野委員。

今野委員 市長、よろしくご検討方お願いを申し上げまして、ここの部分を終わりとさせていただきます。

それでは、次はちょっと財政関係をお尋ねさせていただこうかと思っておりますが、決算の状況、資料 6の平成17年度決算の概況と特徴、352ページです、それから 7の主要な施策の成果に関する説明書の5ページ、地方債残高の推移、それから 8の5ページ、貸借対照表、資産の総額など、そのほかこうしていろいろと資料を見せていただきました。結果として、地方債というのは市の借り入れ、つまり借金でございますけれども、借金が年々ふえているように見受けられます。

それから、収支のバランスをあらわす実質収支比率などもだんだん数値が高くなってきて、80を超えると財政運営がやりにくくなるといいますが、資料 6の365ページの文章でそのまま言いますと、「人件費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費

に、税、交付税等の経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを表す。財政構造の弾力性を見る比率であり、80%を超えると弾力性を失いつつあるとされている。」というふうに記されておりますが、これが何と平成8年に89.6%、そこから次第に右肩上がり、上がったたり下がったりもあるんですけども、次第に上がってきて、16年度は96.8%、17年度が96.6%ですから、わずか0.2ポイント下がってはいるようですが、これが年々上がっているように見受けられます。

このような状態では市民として不安を抱かざるを得ないというふうな状況にあらうかと思いますが、この財政、どのように切り抜けていくつもりか、お聞かせ願います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 答えいたします。

何点が資料に触れられながらのご指摘でございますので、まず地方債関係の資料の方で、残高の伸びというふうなご指摘がございました。それで、現在考えております市債の考え方につきましてご報告をいたしますと、市債の残高をふやさないということが一つの大きなめやすでございますので、それを努めているということでございますが、一般会計におきましては、将来の公債費抑制ということで、建設事業費の絞り込みといいますか厳選といいますか、そういったことに努めておりますので、借り入れ金額が年々減少しております。そういうことから、一般会計における市債残高は、ここ2年ほどでございますが、減少に向かっているということでございます。今後も、建設事業費の厳選ということにつながるわけではございますけれども、借り入れ金額の抑制に努めていきたいと思っているところでございます。

それから、経常収支比率でございますが、経常収支比率は0.2ポイントの減でございますが、依然として高い数字でございます。この要因は、平成16年度に行われました地方交付税の大幅な削減ということがございます。経常収支比率は経常的な経費と経常的な収入との比較ですので、収入が減少すると比率が悪くなるということで、16年度に行われた交付税削減がかなりきいているということで、これは回復しておりません、さらに減っているということで、なかなか厳しいところでございます。

17年度までこのような数値でございますが、18年度におきまして、経常的な経費の側の、歳出側の方で、緊急的な措置でしたけれども、まず公的資金の借換債ということで、17年度に行った効果が18年度以降あらわれると。それから、人件費関係で、これもまさに緊急的な措置でございますが、人件費の独自削減措置ということで、そのことによる人件費の減少

があるということで、18年度においてはこの数値よりは減少していくというふうに見ております。

木村委員長 今野委員。

今野委員 16年度の地方交付税の削減によってというお話でありましたが、それはちょっとまやかしてないですか。そういう言いわけの答弁は市民は望んでいません。そうじゃなくて、もっとほかにも原因があるのではないですか、よくそこら辺を精査して見てくださいよということですよ、いいですか。

私、先ほど申し上げました平成8年には89.6%です、そして9年には87.9%、次の平成10年からは91.7%、そしてそれ以降90%を切った年はないんです。なのに、なぜ16年からなんですか。そういうことでは、いや、答弁要らない。これは市民は怒りますよ、こういう答弁聞いたら。市民の立場で、もっと改革なり改善なりすることを考えてください。そんな言いわけ答弁は要らない。

次に進みます。

市長さんは日本で一番住みたいまち塩竈を上げておられますが、最後に、職員の市内外居住別の比率、19番の資料、これを見ますと、市職員の方々が市内から出ていっております。もしかして、市職員にとっては住みにくいまちではないのでしょうか。その辺のところは市民の大きな疑問です。一つ、最後にお答え願います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 補足で、先ほど歳入側の要因にとどめてしまいましたので、歳出側の要因につきまして補足で説明をさせていただきますが、ここ近年の動きでは、経常的な経費の大きな要素でございます、まず扶助費関係、それから繰り出し関係、これの伸びが大変大きいということがあるわけございまして、児童福祉関係の伸びが大変大きい。それから、繰出金として介護会計、それから老保会計、国保会計、こういったものへの繰り出しが大変多くなっております。これは社会経済情勢の変化でやむを得ないものではございますけれども、大変これの負担が大きいということが歳出の中での要因でございます。

木村委員長 佐藤市長、短く。

佐藤市長 職員の居住地につきましては、決算特別委員会資料の19として出させていただきました。今現在750名の職員がおります。居住地がいろいろあります。中には委員ご指摘のように塩竈から転出された方々もおられますし、塩竈に転入された方々もおられるかと思いま

す。我々は、このふるさと塩竈のためにいかに我々が役割を果たすかということが一番大切なことだと思っております。職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。（「はい、ありがとうございました」の声あり）

木村委員長 福島紀勝委員。

福島委員 それでは、何点か確認をさせていただきながら、お尋ねをしてみたいと思います。

まず、ちょうどしております資料 3の決算審査意見書の13ページと、それから 6の123ページをあわせてお尋ねしていきます。

市税、不納欠損の処分内容、これについてお尋ねをいたします。

地方税法の第18条で、件数が159件、金額で1,090万7,451円。そして同じく地方税法の第15条の7第5項での件数では229件であり、金額は4,006万6,742円であります。合計で見ますと388件で、金額を見ても5,097万4,193円にもなっています。

そして、先ほど伊勢委員も触れました市税収入の未済額を見ますと、市民税の個人、法人税並びに固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の滞納繰越金額が平成15年度以前分で3億1,731万1,264円もあり、そして平成16年度分では1億4,204万820円と減少ですが、平成17年度では1億8,870万2,566円が残り、合計をしてみますと6億4,805万4,650円にも上がってしまっております。また一方、生活保護費の全体支給状況は、17年度で延べ人員が2万2,249名で、11億1,530万5,000円となっておりますが、この両方の数字の対比をしながら、改善策あるいは今後の対処方法をどのように考えていらっしゃるのか、わかりやすくお答えをいただきたいのであります。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、不納欠損処分のことについて、若干、概要を説明させていただきます。

不納欠損処分につきましては、前年度よりも1,300万円ほどふえていますけれども、このふえた一番大きな要因が、処分する財産がなくなっている状況の方の部分が4,000万円ほどで、ほとんどそれが中心になってございます。それが一番大きな原因でございます。我々、先ほどまで滞納処分の一例として財産を処分することで税金を勝ち取ろうとしましたけれども、処分する財産がないというのが一番大きな理由で不納欠損処分をやらざるを得ないというのが現況でございます。

会社倒産等で差し押さえた物件等が競売にかけられます。その場合に我々は、市税としてこれだけ滞納がありますから、分配金を交付要求いたします。ところが、その分配金が、最近の経済情勢を反映して少なくなっているのかなという形でございます。不納欠損処分については、今、そういう状況でございますので、実際的に処分する財産がないということについては、ふえていく可能性があるかなと考えてございます。

それから収入未済額につきましては、先ほど伊勢委員の質問についても回答しておりますけれども平成17年度分、17年度課税しまして、それで17年中に納めていただかなくて滞納繰り越し分になった金額が1億8,800万円。これは去年の2億円と比べますと2,000万円以上、これは何とか回復してございます。16年度、つまりそれは前の年度に課税しまして、納めていただかなくて滞納繰り越しになって、さらに1年間経過した部分でございますけれども、これが5,000万円ふえている状況でございます。

先ほども申しましたが、我々、滞納があった場合に差し押さえさせていただきます、また会社倒産があった場合には参加差し押さえ等をさせていただきます、実際その会社が清算されるときには分配金を交付要求という形でしますけれども、その手続がまだ間に合っていなかったという形で16年度分がこのようにふえてございます。

ただ、実を申しますと、これは18年、ことしになりまして、水産関係の2社の分の滞納処分が行われまして、滞納繰り越し分で収入されていますので、言ってみれば、手続が行われれば18年度以降に入ってくる可能性があるということで、我々としては期待している部分でございます。

そうは言っても、不納欠損の方で競売によってなかなか分配される金額が少なくなっている状況もありますので、そこは今後も推移を見ていこうかなと考えてございます。

税関係については以上でございます。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 主要な成果の123ページの右下の方にございます2万2,249名、これは生活扶助、住宅扶助等、それぞれ何回もカウントした延べ数でございますので、実際、保護人数はどれぐらいかといいますと、上の表の17年度の694名という形に見ただければよいと思います。こういった方たちの対策としまして、就労支援とか、そういったものを17年度から取り組んでおります。ハローワークと市のケースワーカーとで組んで、できるだけ就労に向けて自立していただけるような取り組みを行っているところでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 先ほど生活保護費の関係で申し上げておるのは、全体支給状況ということで、全部を包含したことで申し上げておりますので。その件数、今課長から説明いただいたものも理解をしております。

それで、前段、福田税務課長の方から説明のあった部分、昨年も休日返上あるいは時間外の関係で大変ご苦労なさっている状況も存じ上げておりますし、またことしもそういう時期が間もなく来るだろうということで、前回以上にご努力をいただければ幸いだなと、こんなふうに思っております。

その滞納の金額、そして実際にそれぞれ、今会澤所長の方から説明のあった部分も含めると、どういう金額で我々、市民も含めて、どのように理解をしていただきながら協力いただかなければならないか、こういうPRの方法等々も含めて、行政側としてお考えがあればぜひお聞かせをいただいて、1件でも早期に回収をして納税をしていただく、あるいはまたいろいろな施策を講じながら、そして協力支援をしながら、生活保護の部分についてももう少しいろいろな方法もあろうかと思えます。正直申し上げて、国民年金生活をしておられて、先ほど税金の関係で低所得者に大変な重みが加わっているんだよと、そういう部分と保護されている部分とのその辺の差もぜひみんな理解をしながら、やっぱり苦しいときこそみんな頑張らなければならないのではないかと、こういうことをぜひ訴えていただければ幸いだなと、こういう気持ちを含めて申し上げましたので、ぜひ今後、当局におかれましても、そんなところの一部でも含んでいただきながら対処方をお願い申し上げておきたいと思えます。

それでは、先ほど開いていただきました資料 6のページ数の若い方から順にお願いをしてみります。

それでは、37ページの交通安全対策事業、これはけさからまた秋の交通安全週間で、市長を初め担当の部課長方、塩竈神社をスタートいたしました。塩釜署管内で昨年の数字よりずっと減らした報告が聞かれるように期待をしていきたいなと、こんなふう思っておるところです。

それで、啓発の一部として、これは委員長のお許しをいただいて、ここに持ってきました、「交通安全パトロール車」、職員の方々それぞれ公用車にマジックでびたっと張って運動なさっておりますし、議員の方々もそれぞれ自家用車に張って、お出かけのとき、あるいは議長なんかはボンネットのところにはびたっと、どこからでも見えるように張っておられるようなんです

が、大変効果もあるであろうし、そして自分自身もその気持ちで頑張っているかなと、こんなふうに思っておるところです。

実際に自家用車に同じところに長く張っておくと太陽光線の関係でちょっと塗装の方に影響があるかもしれませんが、若干ずらしながら、あるいは場所をかえながら、そして見ていただいて、啓蒙していただき、そしてみずからもと、こういう気持ちなんです、実際にこれはどちらの予算の処理で出ておったでしょうか。

木村委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 ステッカーの予算的なものにつきましては、平成16年度、宮城県の地域子供安全サポーター制度の指定を受けまして、県の方の予算から支給していただいて配布させていただいております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 そうしますと、この報告の中では数字的には見受けられなく私思ったんですが、それで、それぞれ皆さん一緒に今学童の安全を確保するためにということで進めていただいたわけなんです、それぞれの持ち分も若干あるかと思いますが、できるだけ皆さんの協力をいただきながら、安全第一で登下校していただけるように配慮しておられるのかどうか。あるいは、いや、それは教育委員会だけの方だったんだよと。実は、市長初めこちらの方で声を出すと金も出さなければならないからと、こういうことで余り大きな声にならなかったのか、その辺の経過があれば、お聞かせください。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 先ほど学校教育課長の方からお話ししましたが、学校教育課からそういう相談があったときに、なかなかその予算だけではいろいろな方面に大量につくれないということもありまして、私どもの防災安全課、危機管理監が調整になりまして、各部の予算、消耗品、少しずつ恵んでいただきまして、それで各部の予算でつくっていただいたという経過があります。それから時間もたって確かに日焼けして、古くなって、またマグネットもとれかかっておりますので、その辺はまた各部に集まっていただいて、全体的にまた続けていきたいと思っております。以上であります。

木村委員長 小倉教育長。

小倉教育長 今、市民の方々もいろいろな面で子供たちを守っていただいているわけですが、そのほかにも、例えばクリーニング屋さんの組合の方々も自主的にそれをつくられて、

自分たちの車に張っていただいている部分もあります。あと、学校の納入業者等にもそれを張って注意してもらうようにはお願いしております。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 次は、61ページから63ページに関連させていただきますが、私立保育園と公立の保育所の関係で、充足率、この格差をどのように理解をしておられるのか、そしてどのような対策をその後講じておられるのか、お尋ねいたします。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 私立保育園と公立保育所の充足率というご質問でございました。この表、61ページと63ページそれぞれ見ますと、私立保育園の充足率は107.6%、公立保育所につきましては90.1%という形になっております。保育所の申し込みは私立も公立も一緒に行っております。それぞれご希望の保育所、その中ではご自宅に近いところとかお勤め先に近いところといった形でそれぞれ希望があって、こういう形になっております。

今回、私立保育園の方がちょっと充足率が高くなっておりますけれども、あくまでもこれは利用者側の希望でこういう形になっております。

また、私立保育園につきましては、一定程度柔軟な対応もしていただいているということもあまして、こういった形になっているのかと思います。以上でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 柔軟性があって、じゃあ、それこそ公立の方については若干厳しいのかなというふうにも判断されてしまうのではないかなと。前段言われたように、地域性なり、あるいはご両親の勤務の関係で、こういう数字、バランスがあってもやむを得ないんだと、こういうふうに私は理解をしていきたいんですが。ぜひ、どの箇所もいい数字で、そして引き続き運営できるようにお願いしておきたいと思います。

次に、205ページ、公民館運営事業、これと関連しますが、73ページの高齢者の支援も含めてなんですが、実際に今、先日の議員の発言の中でありましたが、35回で終わらざるを得ないと。こういう行事も含めてなんですが、今後、利用者数をどのように見ておられるのか。結構数字的に利用者がふえておられるようなんですが、公民館の方ね、どのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

木村委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺生涯学習センター館長 公民館全体の利用についての話でしょうか、それとも先日の高齢

者の集いの……（「そういう行事もあるから、今まで公民館の利用者の状況、これからも」の声あり）失礼しました。

公民館の利用につきましては、資料 6の207ページのところに全体の成果指標ということで記載しております。現在、東玉川の本館、「本館」という言い方はしていませんけれども、本館と本町の分室、両方とも利用していただいておりますが、近年、微減の傾向が続いておりましたが、最近また増に転化いたしました。これは生涯学習に対する市民の需要の高まりの一つのあらわれと認識しております。

メニューにつきましても、従来は教室スタイル、あるいは高齢者を対象にした事業、婦人層を対象にした事業等を運営してまいりましたけれども、最近は、家庭教育の充実、あるいは少年教育、そういう部分まで広がりを見せてきておりますので、新しい事業につきましても時代に対応して拡大していきたいと思っております。さらに利用が拡大できるように、運営・管理につきましてはできるだけ利用しやすいような体制を組んでまいりたいと思っております。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変ありがとうございます。エスプの方と一緒に館長は見ていらっしゃるから大変だと思いますが。

実は、今年の敬老の日のお年寄りの方々、あそこの2階のホールにお邪魔した方々からの声、これは昨年も聞いていらっしゃるかと思うんですが、「あの階段、結構きついよね、真ん中に手すりはつけてもらったけど、なかなか大変だ、早くエレベーターをつけていただけないか」と、こういう要望が、去年ですよ、あったわけなんです。その前に、あの女性の方、ちょっと名前を忘れたんですが、「車いすの青春」という形で、女性が公民館の大ホールで講演をしていただいたときに、あそこの演壇まで上がるのに大変だったと。これは主催者側の方も大変だったと思います、大人4人か5人で一緒にあそこまで運んでくれるような形で。これは一日も早くと、あの当時の行政マンの方々は、そういう気持ちで見てももらったし、聞いてももらったし、そういう声を聞いていたんですが、あそこのエレベーター設置の関係はどのようにその後考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

木村委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺生涯学習センター館長 玉川の公民館は昭和50年の建築になっております。当初は文化会館と一緒に公民館を建設するという予定と聞いております。その中でエレベーターも計画が

あって、しかし文化会館が建設できないということで、ああいう形のまま時を経てきているというところ。公民館、そういう意味では、バリアフリーについては多々不十分なところがあるかと思っております。この間、トイレの洋式化とか、高齢者の方から強く要望がありました。あるいは階段の手すり、入り口の手すり、我々、予算の範囲でできるだけ対応してまいりましたけれども、何分エレベーターはそれなりの事業費がかさみますので、担当としましては要望しておりますけれども、市全体として財政のさまざまな需要、その中の優先順位等々あって、現在まだ残念ながら設置できていないという状況があります。なお、重要な課題の一つとして担当も含めて考えておりますので、よろしく願いいたします。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変ありがとうございます。来年度の予算のときにぜひ獲得できるように、私どもも頑張りますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、先ほどの高齢者の支援の関係は、結局、あの会場を利用されたりする方々もまたふえるだろうということも含めてなんですが、実際に北浜のデイサービスセンターの関係なども含めてなんですが、先ほど申し上げたのは、私の記憶なんですが、社協が収益事業としてデイサービスをなさるときだったと思うんですが、今度連結決算云々ということができた場合、今までの部分の数字で私どもがわからない部分が結構それぞれの事業の中であったと思うんですが、そうした連結決算のつけぐあいと、それから今までやっておられる事業の中身、例えばマイクロバスがこちらにまた戻ってきて、こちらでやらざるを得ない、そして数字的に先ほど伊勢委員が指摘されましたが補助金額が下がると、こういう部分があるんですが、今までの収益事業の部分と今回の連結決算の関係では、どのような理解をすれば正しいんでしょうか、お尋ねいたします。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 今のご質問でございますが、連結といいますのは塩竈市の決算との連結ということでしょうか、それとも社会福祉協議会内での収益事業と従来の事業との連結という意味でございましょうか、どちらでございますか。

木村委員長 福島委員。

福島委員 前段の方の。当初、オープンするときには、収益事業云々ということで社会福祉協議会でスタートしたんですが、実際に今後それを連結の部分で第三セクターも含めてそういうふうによろうとする中で、そういう部分も含まれるのかどうかということなんです。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 市の決算との連結ということについてのご質問でございますが、連結する範囲でございますけれども、現在お示ししている資料では第1段階での連結という意味で、企業会計と土地開発公社、それから普通会計をあわせた形を連結させてお示ししているわけでございます。

それから、その次の段階と言いますか、連結という意味ですと市に關係する会計団体について連結させていくということからいたしますと、まだ特別会計、例えば下水道会計とかにつきましては連結の対象とはこれまでしておりませんでしたので、まずは市内部のそういった特別会計などを含めていくというのが次の段階として取りかからなければならないことだろうと思います。

今ご質問ありました、それを越えたといえますか、社会福祉協議会等との連結ということになりますと、まだ我々の検討の段階までには入ってきていないということでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 余計なところまで心配しておりますが、都合のいいときと都合の悪いとき、連結はそういう部分では、そのグループ内で切り離したりくっつけたりと、こういうことで、最近のパソコンみたいな形でどこにでも移動できたりと、こういう言われもあるものですから、心配の余りちょっとお聞かせいただきました。動向、少し先が見えてきましたので、ありがとうございました。

次は、305ページから309ページにありますが、塩竈市観光物産協会事業の關係で、実績と成果を上げておられますが、資料請求をお願いいたしました中での19の56ページでも明らかになっておりますが、宮城県の基礎数値、これを参考にしたものでありますよと、こうなっておりますが、もう少しやはり塩竈らしさ等々も含めてPRするにも、もっと詳細なデータを集めて記録しておくべきではないかなと、こんなふうに感じております。

例えば、ここのもらった以外の部分で、塩竈市の統計書の中にも載っておりますが、この中を見てもわずか2枚半ということで、他市の観光客を目標にして、やっぱり経済効果等々を含めて求めていくには、もう少し業種別あるいは産業別等々を含めて観光客の入り込み数の部分も確認をしておかなければならないのではないかと、そしてそれをもとにPRもまた必要ではないかなと、こんなふうに思うんですが、いかがなものでしょう。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 まず最初に、資料の内容を申し上げますと、17年度の入り込み数、この人数については、県の方が15年度から観光客の直接影響額を統計上に示したいということで連関表に当てはめ、観光客の波及効果による影響を算出するようになりました。その中で、連関表については、1年間に各産業部門にどのような要素が投入されたかという形のもので、消費、それから輸出部門がどのように配分されたか、それに塩竈市の入り込み数、そういったものを当てはめてつくった表であります。

観光客の入り込み数については、これは各団体、各事業所からの聞き取りであります。その中でも、あくまでも聞き取りなものですから、私どもの方ではこの聞き取りを重視しております。その重視した中の入り込み数から波及効果が……、これは先ほど言ったように産業連関表に当てはめて算出したものでありますので、あくまでも推計になっております。

もう一つは、観光物産協会の方で毎年聞き取りで観光客を分類しております。内容については、神社の参拝数とか初詣数とか、博物館の入館者数、遊覧船の乗降客数、それも塩竈から松島、松島から塩竈とか、その他のコース、そのほかいろいろな形で、市営汽船の乗降客数とか海水浴、それから宿泊、仲卸市場の買い物ツアーの入場者数とか、いろいろな場所から聞き取りをしまして観光物産協会の方では作成しております。その中の大きなものだけを統計表の方に載せさせていただいております。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 県の方のデータをもとにする算出方法もあるでしょうけれども、今荒川商工観光課長が言われたように、もっと地元としてそれぞれ集積する部分、データとして求める部分もこれから検討していく必要もあるのではないかなと、こんなところも申し上げて、この項については終わります。時間も余りありません。

それから、今度は5の方の関係で、140ページの下段の方に、生け垣・板塀等々の設備の補助、あるいはブロック塀の除去等の補助金等々が載せられております。過去には通学路の安全対策ということで、それぞれこの項目に合致した部分にできてあったかと思えます。たしか緊急雇用云々というあれだったか、2年間の期限つきで終わってしまったのかなと、こんなふうに思っております。

今、現状をお聞きしますと、学校を中心として半径500メートルのコンパスの中に入る部分でないとそれは該当にならないよと、こんなふうになってしまって、じゃあちょっと離れたところ、それ以外のところの、それぞれ協力をしていただけの方々の気持ちを損なってしまう

と。あわせて、それぞれの学校長あたりを含めて、きょうからまたより一層頭数をふやして、そして子供の安全を守っていこうというふうになさっているんですが、こういうふうになった場合、事前にお知らせをいただいて、もうこの期限が切れてしまうから早く、該当者があれば手を挙げてくださいよと、こういうことを……、私いるところがアンテナ低かったから聞こえなかったのか、あるいはそれは県の方の方針で、それで終わってしまったんだよと、こういうのか、この辺の流れを簡単にお知らせください。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 ブロック塀関係の補助制度についてご説明させていただきたいと思います。

今委員のおっしゃるとおり、16年、17年と2カ年の県の緊急経済産業再生戦略によって時限法としてスタートしておりました。確かに2年間でブロック塀の除去工事、かわっての設置事業、これに対して17年度で完了したわけです。そして18年度、今現在ですけれども、18年度はその暫定措置として1年間だけ、18年、今年だけですけれども、ブロック塀の除去工事、これは先ほど委員もおっしゃいました小学校の正門から半径500メートルの範囲内で14年の7月に一応調査しておりますけれども、そのときにAからEまでの危険ランクづけしております。その中で特に危険とされているDとE、除去を必要とするようなもの、改修を必要とするようなもの、その部分に関しては、18年度を限りとして実施しますよという形になっております。先ほどPRの関係という質問もございましたけれども、特に今年度限りということもございますので、さきに判定されているD、Eに該当する所有者については改めて周知、先にもしておりますけれども、今回も含めて今年度限りということでの周知はしていきたいと考えてございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 それでは、急いで、あと2問ほどあります。

150ページと160ページ、これは消防関係の部分で一緒にお答えいただけると思うんですが、地質調査、どこをなさって、目的はどうであったのか、そして160ページの関係については、防災同報無線の設置の関係の費用の数字が載っております。これ、あわせてお願いをいたします。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

地質調査に関しましては、今年度、石油貯蔵交付金をいただきまして、60トンの耐震性防

火貯水槽を3基整備しております。そのうち千賀の台の2号公園、これは開発時に約20メートルの盛り土だったことがわかりましたので、より安全性を考えまして地質調査をいたしました。

それから、もう1点、同報無線ということですが、同報無線、親局1局、遠隔1局、それから子局73局あります。皆さんから常々聞こえにくいということもありまして、すべての箇所点検、スピーカーの方向性、音量、そういったものを1カ所1カ所きちんと整備しております。以上であります。

木村委員長 福島委員。

福島委員 最後になりました。

168ページの給食等のごみ処理運搬業務委託料で数字が載っております。ちょっと古い話になるかもしれませんが、今高校3年生のうちで過去第三小学校でミミズを飼育し、観察をし、教育をされた関係が全国に報道されたり、あるいはマスコミ等でも取り上げてもらった経過があるんですが、それだけ残飯を減らしながら、そして観察・飼育、教育に向けての取り組み、その後どんなふうになって、それに基づいてどのくらいの減量がそちらで図られているのか、わかればお知らせいただきたいと思います。

木村委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 給食のごみ処理の関係でございますけれども、今福島委員おっしゃったように第三小学校でミミズ云々ということについて、今現在はやっておりません。各学校で環境教育の一環といたしまして、EM菌などを使った、給食の残飯処理のためのそういうことではございませんけれども、米のとぎ汁を集めまして、それをEM1というものと糖蜜を使って、それを20リットルくらいのポリ容器にためておいて発酵させたものを例えばプール等に入れますと、本来ですと子供たちが1日かかりで掃除するところを2時間程度でやれたということもありますが、給食のごみ処理としてのそのようなことは今現在やっておりません。以上でございます。

木村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

午前中の会議における今野委員の質疑に対し、政策課長並びに学校教育課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 先ほど今野委員からご指摘がございました資料 6、ページ194につきまして、印刷製本の誤りでありましたので、おわびさせていただきます。申しわけございませんでした。

訂正文を改めまして皆様の机にご配付させていただいておりますので、差しかえ方よろしくをお願いいたします。

志子田副委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 先ほど今野委員から青少年の年齢区分についてご質問がありまして、はっきりした答弁ができませんでしたが、青少年の呼称及び年齢区分につきましては、各種法令でさまざまでございます。宮城県の青少年保護条例では、「青少年とは6歳以上18歳未満の者」というふうになっておりまして、本市の青少年相談センターにつきましても、この保護条例にのっとって運用しているところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 それでは、質疑を続行いたします。

曾我ミヨ委員。

曾我委員 では、私からも質問させていただきたいと思います。

6の主要な施策の成果に関する説明書がございます。先ほど伊勢委員からも17年度選択と集中と、初めのところを書いてございますが、「選択と集中によって緊急性や行政需要の高い施策に効率的かつ重点的に予算を配分して行ってきた」と。その下段の方に、「今年度から様式を一部変更して、行政評価の視点を盛り込みながら、各事業の成果や課題を詳細にまとめております」というふうに述べております。

それで、改めて別な観点でもう少し深めたいと思いますが、この中の100ページですが、特定疾患患者見舞金の支給事業がございます。平成16年度は344件で516万円の予算が計上されております。この施策の成果についてもまとめておりまして、「今後、県事業により医療費の助成を行っており、本事業の必要性は低い」というふうに施策の成果をまとめており

ますが、私は、これ16年度と対比しましても人数もふえておりますし、もちろん人数がふえておりますから金額もふえておりますので、その点でやっぱり必要なのではないかと考えておりますが、この辺についてお伺いします。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

特定疾患見舞金につきましては本市の単独事業でございます。県内でも実施している自治体が大変少ない状況でございます。また、特定疾患の皆様の医療費につきましては、県の医療費助成制度が活用されておりまして、負担限度額が設定されていること、さらに障害程度1、2級の方については健康保険適用分の自己負担について全額償還払いされる状況でございます。

また、介護保険制度の中で、身体介護が必要になるような方につきましては2号被保険者として介護が認定されるなど、例えばがんとか他の疾病と比較しまして大変優遇されている状況にあります。

また、支給条件につきましても、他自治体では過去1年間で数回医療機関にかかっていることなどを条件としておりますが、本市の場合は、一度認定されてしまえば医療機関にかかっても、かかっても、支給対象になっていたというところもございました。そういったことを踏まえまして2月議会に皆様の方に議案として出させていただきます、審議していただき、議決になった状況でございます。

ただ、本市では、18年度から全く切りますよということではなくて、激変緩和策をとり、18年度は半額を支給するといった形をとりながら、十分皆様にご理解をいただきながら廃止という形に向けていっているものでございます。以上でございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 これは本市が単独で行ってきたものだ。我々の先輩方が、こういった特定疾患の患者さんの状況を踏まえて、やっぱり福祉の増進を図るべきだという立場から、一部でありませんが見舞金をずっと続けたという経過なんだろうと思います。

それで、今お話しされましたけれども、県事業で、これまで市がこの支給額を支給してきたわけですが、きちんとこの分が確保されるということなののでしょうか。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 ちょっと誤解があったようでございます。県事業として支給するのは医療費分でございます。自己負担の限度額が決められておりまして、1万1,500円とか、

それ以上超えないような形で、県の方から支給されているということです。こちらの見舞金については、すべて一般財源からなっております。そういった部分で、例えばほかの疾病の方と比較した場合、かなり優遇されている。同じ難病とは認定されていなくても、例えばがんの方とか大変重病の方もいらっしゃる、そういった方にはこういった見舞金が出されていないわけですので、本来ならすべての方にお見舞金として差し上げたいという気持ちは十分にあるわけですが、限られた財源の中、どのように福祉施策をしていくかということで見直しさせていただきます。以上でございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 こういうふうに弱いところを切り捨てるときには、ぱっといろいろな、がん患者もいるじゃないか、何もいるじゃないかと、こういうふうな話を展開するんです。そうではなくて、この特定疾患見舞金制度というのは、市が独自に、こういった特定疾患の患者さんに必要だから自信を持ってつけてきたものなんですよ。県事業になったけれども、それは医療費の一部だと。お見舞金ではないんです、だからこういった制度とは違った形で支給するものだと。

私は、選択と集中の中で、下の方を見ますと、E、C、C、Cと、こういうふうに書いてございます。評価なんでしょうけれども、これは一体、だれが、どのように評価するのですか。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 先ほど曾我委員からお話ございましたように、今年度から主要な施策の成果に行政評価の視点を盛り込んで提案させていただいております。行政評価につきましては平成15年から試行的に実施いたしまして、16年、17年と本格実施ということで庁内で実施してきたところでありますが、こちらは市民の方にも公表しながら市民とともに事業のあり方について考えていく、そういう観点から、今回、主要な施策の成果として記載いたしまして公表させていただいたものであります。

こちらに記載してあります評価につきましては、それぞれ担当部局の方での評価ということになってございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 この見方がちょっといろいろわからないんですが、まず「行政関与の妥当性」、A、B、C、Dがありますが、この特定疾患見舞金は、目的が達成されたもの、または市の関与の必要性が低く今後は縮小・廃止すべき事項だと、こういうふうにA、B、C、Dというランクをつけているわけですが、結局、担当部署のところ、この事業は目的がもう達成されて

必要ない、あるいはDになったと、そういうふうには評価すれば、こういった事業はどんどん縮小されて、要するに選択と集中によって振り分けられていく。つまり、特定患者さんたちは、やっぱり行政に対してこういうことをやってほしい、こういう声を届けてほしいということはなかなかできない人たち、子供さんもそうですけれども、そういった弱いところのこういうものをどんどん、私から言えば切り捨てていく評価になっていくのではないかと思います、見解をお伺いいたします。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 担当としましても、差し上げられるものであれば、こういった事業も継続してまいりたいとは思っておりますが、二市三町、それから県内10市、そういった部分の調査を踏まえた上で、塩竈市がこういった事業を継続できるものかといった部分もございます。そういった部分も踏まえて2月議会で皆様に審議していただいたことですので、その辺のご理解をよろしくお伺いいたします。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 担当部局に選択と集中方式で、そういった行政を進めるんだと。それは新しい市長になってからのことでもあります。それで、私は声の届けにくい患者さんたちだろうというふうには思っておりますが、こういったシステムの中で、市長は最小の経費で最大の市民サービスをすると言いながら、こういったことが続けられるとすれば、一体あなたの姿勢はそれでいいんだというふうな考え方なのかどうか、その点についてお伺いいたします。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今ほど担当の所長から経緯についてはご説明をさせていただいたところであります。限られた予算であります。すべての要望を限られた予算の中で充当するということは、これは困難だと思っております。そういった中から、より公益性、公平性の高いという形に予算の執行をできるだけそういう趣旨を取り入れていきたいということで、このような方式を採用させていただきましたし、議会につきましても、2月議会で一定のご説明をさせていただいたわけでありまして、議員の方々、市民の代表としてこの場に臨んでおられるわけでありまして。そういったところで説明をさせていただきながら事情についてはご理解をいただき、議決を賜ったというふうに理解をいたしているところでございます。よろしくお伺いいたします。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 公益性、公平性という問題で、100人の中で100人いなければ公平じゃないの

か、1人でも公平ではないのか、そういう議論になってくるのではないかと。私はやっぱり自治体の本旨というのは住民の福祉や暮らしを守ることが務めであります。そういう点で、安易に公益性、公平性だということで、利用者が少ないからもうこれは終わりだという形での安易な切り捨てはぜひ避けてほしいと思っています。

もう一つ関連して伺いますが、61ページと63ページ、先ほど福島委員も触れられましたが、私立保育園の運営事業費、それから公立保育所の運営事業費であります。先ほどの担当課長のご説明では、この保育園、公立幼稚園それぞれ違いはないと、十分に子育て支援できるようなそういった施設であるというふうに言っておられました。この評価を見ます。後ろ、62ページ、私立保育園の行政関与の妥当性はAであります。ところが、同じ公立保育所の行政関与の妥当性はBであります。これは何が違うのですか、お答え願います。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

私立保育園の方については、行政関与Aという形です。また、公立保育所ということでBとなっていますけれども、今、全体として、国の動きとして民活、民間の活力を生かすというような方向性がございます。そういった部分で、補助金についても、私立幼稚園についての補助金が大分来ていまして、公立部分についての補助金がカットされているという状況がございます。Bというのは、民間に託していてもいい事業である、一定程度民間に託せる事業という判断でBをつけました。ただし、全く行政が手を引くというものではございません。例えば障害児の保育とか、そういった非常にコストのかかる部分、手のかかる部分、そういった部分については行政がこれからも関与していかなければならないと認識しております。以上でございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 国の方が、コスト削減でしょうか、安上がりの行政サービスに切りかえるために、私立の方でやった部分については国が一定の援助を見るということですが、ただやっぱり、先ほどと同じことを言いたくはございませんが、やはり市として保育に欠ける児童をきちんと預かっていくことが大事ですし、充足率でいけば、私は行政がもっと充実させる点で取り組まなければならないことがあるだろうと思います。

例えば、東部保育所、南部保育所はもう廃止されましたけれども、新浜町保育所など、まだ民間に比べてゼロ歳児保育などの対応がすべての保育所でなっておりませんし、そういったこ

とでの努力によって充足率を上げることもできるんだというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 東部保育所、新浜町保育所についても、ゼロ歳児保育をしたいということで随分検討をさせていただきました。ただ、ほふく面積とかそういった部分もございますので、今の状況から増築が難しいということで、できなかった状況でございます。以上でございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 敷地やそれぞれの条件があると思いますが、対応としては、そういった未満児保育、特に子育て支援、先ほどもどなたか言いましたけれども、若い方が安心して子供を産んで育てる条件としては、産休明けからの保育をきちんと受け入れられる体制を行政がつくっていく、そのことが必要だと思しますので、今後ともよろしく願いいたします。

それから、79ページに移ります。これは高齢者の支援事業であります。高齢者支援事業・要介護者への支援であります。これは、具体的には経済的、精神的負担を軽減するため、介護者の家族への支援及び要介護者への支援を行うものだ。具体的に、どういう方へ、どういった支援、支援の内容は書いてございますが、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 主要な成果の79ページ、要介護者の支援ということでございますけれども、介護認定を受けていらっしゃるしまして、各事業ごとに若干異なりますけれども、介護度の重度の方、要介護4とか5の方に対して、例えば紙おむつを支給して家族の経済的な負担を軽減するといった事業でございます。以上でございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 そうすると、介護認定をまず受けた方で、比較的重度の方、介護度4とか、そういう方々であれば、すべて受けられるのですか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 この中で、上の三つの事業、外出支援・移送サービス事業、それから家族介護慰労事業、紙おむつ支給事業、これらにつきましては、そういった方々。それから、介護用ベッド貸し出し、それから家族介護教室等その下の三つにつきましては、家族介護教室につきましては、一般の介護者を抱えているご家族の方でございまして、介護度等にはかかわらず

ということになっております。それから、介護用ベッド貸し出しにつきましては、介護認定を受けていない方で、たまたま退院等でベッドが必要な方に貸与しているサービスでございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 項目の中の外出支援、介護慰労事業、紙おむつについては、これは認定が必要だということですね。認定を受けて重い方であれば、すべてが対象になって、こういったサービスを受けられると。介護ベッドから介護教室、レスパイト事業などは一般の方ですが、この事業は今後とも充実させていく考えなのかどうか、お伺いします。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 18年度の方は予算の方になりますけれども、紙おむつ支給事業につきましては18年度で制度の見直しをさせていただいておりますが、それ以外の事業につきましては従来どおり継続してやっていくこととしております。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 こういった事業、今度また介護保険の方の改正でさまざまな制約を受けるような状況になっているようでありますから、こういったサービスはぜひ堅持して充実させてほしいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、156ページに移ります。

これは学校教育関係になりますが、小中学校の図書館の図書整備事業であります。この趣旨にも書いてございますように、「小中学校の図書の蔵書整備率が県平均より大きく下回っているために、国で定める学校図書館図書整備を5カ年事業に基づき」云々と書いてございます。国で定めている……、もちろん学校ごとの子供の人数によって本の数があるんだと思いますが、なぜこんなに下回ってしまったのか、その経過についてお伺いします。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 お答えいたします。

小中学校の図書の整備につきましては、毎年度予算化をしながら進めてまいったわけでございますけれども、塩竈市の場合、市域の狭い中で、各小学校の蔵書の整備のほかに、市民図書館、あるいはエスプ、あるいは移動図書館等がありまして、そういった中で、他の学校修繕等の予算との兼ね合いの中で多少整備のスピードが遅くなってしまったということは言えるかと思ひます。以上です。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 市域が狭いから整備がおくれたというのは、私は理解に苦しむものであります。いずれにしろ、県平均から比べれば半分になっているということなんです。それで、これは本来は国でも定めているし、当然、学校の施設全体を見ますと、子供たちに図書は必要であります。それで、国からの補助金、ここには出ておりませんが、国からの補助金や県の補助金などは全くないのかどうか伺います。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 図書整備の財源でございますけれども、これは補助金ではなくて地方交付税の方で算入されているということでございます。標準的な学校では、各小学校で45万円、中学校で76万円程度、交付税算入されているというような状況でございます。以上です。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 そうすると一般財源というふうには、99万円になっていますが、小学校では45万円、中学校では76万円ということでしたから、これは本来交付税で見られているのであれば、毎年これだけの予算をきちんと本当はつけるべきなんです。それが財政困難でこうなってきたのだとは思いますが、

そこで、カメイこどもの夢づくり基金を充てて、当面、蔵書を図って、平均値にまで追いつこうということですが、今一体カメイこども基金はどれくらい活用されて、そしてその残りはどれくらいになっているのか、お伺いします。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 カメイ子供の夢づくり基金の17年度末の残高は8,303万1,000円という状況になってございます。以上です。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そうしますと、今後、例えば県平均まで持っていくとすれば、何年かけてカメイさんの基金を使ってやろうとしているのか、お伺いします。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 お答えいたします。

カメイこどもの夢づくり基金を活用しましての図書の整備事業につきましては、平成17年度を初年度としまして、19年度までの3カ年度で、都合1,100万円を投入して整備をし

ていく計画でございます。現在におきましては、主要な施策の成果156ページにありますとおり、確かに蔵書の充足率、県平均値に比べますと届かない部分がございます。今のスピードで進めた場合には大体4年以上はかかってくるのかなと思っておりますので、当面の3カ年の推移状況を見てその先のことも検討していきたいと思っております。以上でございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 3カ年の事業で今は取り組んでいると。その推移を見ながら、またもう少し次の年度、20年度も計画をしていきたい旨のお話でしたが、それでもカメイこども基金は幾らか残りがあろうと思うんですが、おおよそでいいですが、例えば平成20年度までカメイの基金で蔵書していったとしても、どれくらい残るのかお伺いします。

志子田副委員長 小山教育委員会教育部総務課長。

小山教育委員会教育部総務課長 ただいまカメイこどもの夢づくり基金を活用しての事業といたしまして、今ご説明申し上げました図書の整備事業のほかに、各小中学校で感動支援事業ということで、1校当たり約30万円で毎年度いろいろな有名人を呼んで体験談を聞いたり、あるいは実技に触れたりというような活動も行っております。こちらの方も17年度を初年度としまして、毎年度360万円ずつ活用していく予定でございますので、今ご質問ありました平成20年度末の基金の残高ということで考えますと、運用利子の分、当然ふえる部分もあるとは思いますが、その分は除きまして、およそ20年度末では5,700万円から5,800万円程度の残高になると考えております。以上です。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 5,700万円から5,800万円くらい残るであろうということでありまして。そこを確認しながら、ぜひ学校図書については、これからも交付税でも来ているということでありまして、その辺もきちんと踏まえながらの予算を組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、環境問題ですが、予算の247ページ。それから、関連してこの問題を取り上げるに当たっては、企業誘致活動推進事業というのが297ページにございます。ちなみに、塩竈市では平成14年度に環境基本計画をつくって、市内の環境のために努力してきているという事業ではありますが、ただ最近特に、塩竈市内にリサイクル企業というか、港湾を周辺にいたしまして、一本松の住宅地の方にもですが、鉄の……、鉄くずと言ったら失礼ですが、やっぱり商品だそうで、有価物ということでありまして、見てみますと、私、素人ですが、置き方

によって雨などのもとでいろいろなものが流れ出しているんじゃないかというふうに心配されるものであります。特に浦戸の関係を考えてみましても、今、県道八幡築港線の工事が進んでおりますけれども、今度ノリ、カキの時期になりまして工事は中断しました。そのように、浦戸の海の環境を勘案して、一方では工事などの進め方に注意を払っております。ところが、最近、有価物というもので、いろいろな企業がどんどん塩釜港から海外への輸出をされているようではありますが、それ自体は経済活動ですから、ただ塩釜市としては環境汚染に十分配慮した対応が求められるのではないかと考えておりますが、この点についてどう考えているかお伺いします。

志子田副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ただいま有価物の置き場所の状態とかのご質問ありましたけれども、実際、適切な置き場所をきちんと対応しているところもありますし、あとこれは廃棄物じゃないのかと見違ふようなものもあります。ただし、実際それは住民の方とかいろいろお電話があったり、町内会の方からお電話あったりしてすぐ実情を調べますけれども、塩釜保健所の方々とも連携して調べて実態を調査していますけれども、有価物の場合は、海外へ輸出する一時仮置き場所という対応で、そういった判断をされていますので、今のような状態があります。これからもいろいろな状況があるとすれば、すぐ実態を把握して、調査して、塩釜保健所等と連携しながら対応していきたいと思っております。以上です。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 そういった実際調査をそのときどきに駆けつけて云々というのはいいと思います。ただ、やっぱり主体的に、この環境基本計画なり、あるいはこの間も16年度の実績をもらいましたけれども、こういったことに照らし合わせて……。産業が非常に変わってきております。今まではずっと長年、魚を中心にして経済活動がされてきた。最近は何となく大きな変化がございます。それに十分対応して、環境アセスやそのほかのことも含めてきちんと対応することが環境の関係では求められているのではないかと思います。この点についてどう考えているのかお伺いします。

志子田副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長兼環境課長 今委員がお話しした対応につきましては、例えばサイクル施設が進出するとすれば、きちっと法に照らし合わせた対応、要綱に照らし合わせた対応をしていきます。その中で一例を取り上げれば、自動車リサイクルの企業につきましても、この9月

5日に協定書を結びまして、きちんと市としては対応しています。後日、民生協議会とかにそういったことをお示ししていきたいと思います。以上、対応しています。以上です。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 ぜひよろしくをお願いします。

先ほどの関係、選択と集中の関係で、前に質問しようと思っていたところ、抜かした点がございまして。316ページの市民満足度調査、これ第1回の事業が掲載されております。先ほど前段で述べましたように、17年度は選択と集中でいろいろ重点を設けてやってきたということなんですが、市民満足度の関係ではどうだったかということは、8月1日から12日間の調査でございます。だから、17年度全体の施策について反映されたものではないというふうに私は思っております。

35項目についてチェックしてもらったということなんですが、これでいきますと、第1回の総合の満足度が3.32だという結果が出ております。最近、第2回目の調査を平成18年度に行き、これは8月30日の資料でございますが、これでいきますと、満足度が18年度が3.13と下がっております。そして、「塩竈に住み続けたいですか」という答えについては、「住み続けたい」が昨年の段階では74.8%でした。これが残念ながら6.5に下がっております。

市長は、これまでの17年度の施策をずっとやってきておりまして、残念ながらそのことが市民にとってはなかなか満足いかない、むしろ評価が下がっている、「住み続けたい」も下がっている、この結果をどのようにまず受けとめているのかお伺いしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 市民満足度調査結果について、私の見解を申し上げさせていただきます。

今曾我委員からご質問いただいておりますとおり、18年5月に第2回目を実施させていただきました。このことにつきましては、市民の方々は恐らく平成17年度の行政への取り組みについての評価であったかと思っております。残念ながら、今ご指摘いただきましたとおり、満足度については若干低下、それから今後引き続き塩竈市に住み続けたいというような調査ポイントについても低下をいたしております。このことにつきましては我々真摯に受けとめまして、今後の行財政運営に反映をさせていただきたいと思っております。特に、産業の振興でありますとかまちの活気、にぎわいといったようなところにつきましては、大変厳しい市民の方々の評価でございました。こういった点を今後重点的に取り組んでまいりたいというふうに

今回の調査結果で改めて感じたところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 それで、17年度は、市長の施政方針を読みますと、子育てについて重点を置いてやっていくと。8ページに書いてございますが、「子育て支援を重点的に推進してまいります」。この中の事業というのは、ファミリーサポート事業など、あと病後児保育、ひとり親家庭日常生活支援ということで掲げてまいりました。ところが、子育てについてもそういうふうに掲げたんだけど、子育て支援事業が左下に下降しております。このことが55ページに書いてございますが、これは浅野委員も触れましたけれども、私も佐藤市長が就任してから、できるだけ子育ての事業を数多くやってほしい、特にひとり暮らしなど今離婚の方が多くて、そういった家庭に対しても支援をしてほしいと申し上げてきました。のびのび塩竈っ子プランで対応するというので、ずっとその推移を見てまいりましたが、断念ながらファミリーサポートもひとり親家庭も、やっぱり利用しにくいものになっているのではないかと。そういった点で、もう1度、せっかく掲げた事業ですから、利用しやすいものにまず検討するべきだと。

それから、何度も言いますが、行政改革を進めると言っておりますが、行政改革が直下に落ちているんです、評価が。今の行政改革と一緒にやっていくんだというふうに言っていますが、これが物すごく評価されていないんです。どんと下に落ちています。だから、今の行政改革のあり方が、たった1年間ではありますけれども、もう少しこの点も検討する必要があるのではないかと考えていますが、その点についても見解があればお伺いします。以上です。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 子育て支援につきましては、子育て支援センター、あるいはファミリーサポート等、新たな取り組みをさせていただいたところでありますが、市民の方々からこのような評価ということにつきましては、我々ももっともっとうこういう分野に積極的な取り組みをしていかなければならないのだろうというふうに感じているところであります。

また、行政改革につきましては、前回の調査でも大変厳しい評価をいただいております。今回も残念ながら前回は若干下回るという状況であります。なお一層行財政改革につきましては市民の方々の目線で取り組むよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

志子田副委員長 嶺岸淳一委員。

嶺岸委員 それでは、私の方から何点が質問させていただきたいと思っております。

まず、成果の6番の336ページ。実は、きのう浅野敏江委員がマタニティマークの件でご質問しました。当局の答弁は、ホームページにアクセスすると載っていると、こういうふうに言われた答弁だと思います。実は、ゆうべ、自分の使っているパソコンが調子悪くなって見てもらったんですけども、そのとき塩竈のホームページを開きましたけれども、どこに出てくるのか、入っていない。私のパソコンはウイルスに食われたのかなど、こう思っていますので、その辺のご見解をお聞きします。

志子田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 昨日、浅野委員からのご質問に対しまして、子育て支援のところに掲載させていただいているというお話をさせていただきましたが、実はその部分ではなくて広報に掲載してございましたので、広報のそのものをPDF形式で掲載しておりましたので、その中にマタニティマークが広報の記事として掲載されているということになっております。それで、浅野委員からご指摘ございましたので、こちらの部分は子育て支援もしくは健康づくりの方に改めて掲載したいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

志子田副委員長 嶺岸淳一委員。

嶺岸委員 わかりました。

やっぱり、今の答えを聞くと、そういった点ではトップニュースとしてホームページの1面にぱっとわかりやすく、やさしく、市民の方が見えやすく、開けばわかるという方向でご検討願えればなど、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

志子田副委員長 田中総務部次長

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 昨日申し上げましたが、ホームページにつきましては本年6月にリニューアルしておりまして、トップページを大分改変させていただきました。カラーにいたしまして、市民の方が生活の場面場面なりライフステージごとに見られるようにということで工夫をしたつもりでございます。

ただいまご指摘がございました、トップページにマタニティマーク等をわかりやすくというお話でございますが、システムの関係等もございますので、その辺のところでも少し検討させていただきたいと思っております。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 もう少し詳しく言うと、ほかの方も開いてみたんです。やっぱり出ているんです、

一番最初にぼんと、開くと。市民がわかりやすく、トップニュースとして、トピックスとゆうんですか、そういうふうに出てきているんです。そういう使い方をしたらもう少しわかりやすいのかなと思いますので、極力ご努力をしていただきたいと思います。

次に、資料 8 番です。バランスシート、行政コスト計算書、連結バランスシート、連結行政コスト計算書。これは私ども平成 8 年度から取り組んできた、いわゆる先進地に行ってバランスシートなんかをよく勉強して、一般質問で、うちも財政難が今来ている、右肩下がりなのではないかと心配して質問して、バランスシートをまず掲げて、企業並みに、一目でわかりやすいように、どこを押せばうまく転んでいくのか、あるいは財政の硬直化がなくなるのか、そういう意味で行政評価等も含めて今やっけていただけてきました。

今回出されたこの資料は本当に苦労されてつくられた形跡がよく見られて、本当に頭の下がる思いでございます。一般企業の決算書を見ると、あるいは株主総会に行くと、これだけの資料が出てくるまでは相当時間がかかる。

だけれども、これを見て、それでは本市のプライマリー・バランスをいかに方向性を図っていくのか、近い将来これを見ながらやっていくのか、それが数字的に、せつかくこれだけのものをつくれるのであれば、それだけの能力は当局にあるのではないかなと私は思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 嶺岸委員にお答えいたします。

決算議会の中でご指摘されまして、以来、バランスシートを作成しておるわけですが、各委員からもご指摘のとおり、これをいかに今後の行財政運営に生かすんだというご指摘でございますが、委員ご案内のとおり、三位一体改革によりまして地方交付税それから補助金の削減、さらには市税の落ち込み等で、平成 13 年に比較いたしますと約 24 億円の収入減となっております。そういう中で、各特別会計さらには企業会計等々を抱えまして、繰出金も大変多うございます。そういった中で、再三各委員からもご指摘されておりますように、やっぱり連結ベースでの財政運営というものを視野に入れながら、全体の中で今後本市がどういった行政をするべきかという視点が必要ではないかというご指摘をいただいております。

そういう中におきまして、確かに今委員ご指摘のとおり、当面、プライマリー・バランスの黒字化ということにまず重点を置かなければいけないと考えております。国自体も 2011 年までに国、地方それぞれプライマリー・バランスの黒字化というものを骨太の方針で考えてご

ざいますが、なかなか、そのための手法というものをこれからいかに模索していくかということが大事なことだと思います。

したがって、従来のような施策の並列的かつ積み上げ的な施策じゃなくて、ある程度中期、長期にわたったような中での施策の運営方針というのを立てながら、まさにゼロベースです、一つ一つの事務事業を総点検する、つまり行政が直接しなければならないもの、あるいは民間の力をかりた方がいいもの、あるいは市民との協働の中で進めた方がいいもの、そういったような業務の仕分けというものを徹底していく必要があるだろうと。そういう意味では、全国各自治体の中で新たな行財政運営の手法、まさに今手探りの状態の中でやっているという状況だと思います。

そういう中におきまして、バランスシートの適正化とあわせてプライマリー・バランスの黒字化というのを図るために、支出の圧縮、あるいは業務の効率化、一方、歳入では徴収対策の強化、そして資産の活用、そういったものをバランスよくやっていきたいと考えています。以上です。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 今総務部長の方から明快な言葉はいただいたんですけども、私はなぜ数字を言わなかったかということ、もう現時点で出ているわけです。そこで、塩竈の財政を見ると、先ほど福島委員もおっしゃったように、なぜ連結決算しているのに全会計が入らないのかと。先ほど答えいただきましたのでわかりましたので。ぜひ次の、いわゆる今やっている18年度の決算については、ぜひとも連結決算を全会計入れてやっていただきたい。そうでないと、どうしてもわかりにくい、見えにくい、あるいは隠れてしまう部分が出てくるんです、数字的に。ぜひ、私の要望ですけども、聞いていただきたいなと思いますし、市民もそういった要望をされていることも事実でございますので、よろしく願いしたいなと思います。もし決意があれば、お聞かせください。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 嶺岸委員にお答えいたします。

現在、総務省の方で、今月末をめどに、破たん法制の成案化を急いでいるという状況にありまして、その中の一つに、今委員ご指摘のような、いわゆる第三セクターあるいは土地開発公社等を含めた連結ベースでの債務比率というものが大きなチェック項目になります。そういった中で、もし危険ゾーンであれば第三者機関による破たんの確保というものが出て、また税制

措置が講じられるものと。したがって、当然これは早晚義務づけられるものと受けとめて
います。以上です。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。

総務部長がそこまで触れるのであれば、今後、総務省の指針では、一部事務組合をどうする
かということです、広域の中で。この辺の話し合いの中で相当ばらつきが来るのではないかと
思いますので、その辺はあわせて慎重にこれから事を進めていただきたいと思います。

次に移ります。

次は、6番の資料の中でお聞きしたいと思います。

まず、332ページ、斎場の管理事業についてお伺いします。利用状況を見ると、仙台が半
数以上にふえた。私も何かの関係で斎場に行った折に、半分ぐらい宮城野区あるいは若林区の
方から来ている。また、この施設についても、おおむね20年問題が、一般質問でも私言いま
したけれども、あります。これで、この考えが今どういう状況になっているのか、具体的に説
明いただきたいと思います。

志子田副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 では、お答えをさせていただきます。

まず、仙台の利用が多くなっているのではないかとということで、やはり利用者の方は地理的
条件というものを一番優先されるということで、委員ご指摘のように、塩竈地区に近いところ
からの利用は確かに多くございます。利用料についても、二市三町は1万5,000円、その
他の地区は3万円というふうに一応倍いただいておりますが、やはり立地の条件を優先されて
いるのだと思いますので、仙台からの利用もかなりあるという状況にあります。

それから、2点目の20年問題の対応ということでございますが、これにつきましても、広
域行政の首長会議の議論の中で鋭意検討していただいております。平成17年度におきまして
も、移転問題につきまして鋭意検討をさせていただいております。特に地元から移転をするの
かということで、移転候補地の検討はどうなっているんだとか、そういった点を中心に求め
られておりますので、首長会議の中でも鋭意検討していただいている状況にあります。以上で
す。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。

それで、私も責任ある者として二市三町のうちの方の議員さんと懇談会した折、そういう話があるのかと、こういうふうにお話をしてまいったところ、ほとんど前に進んでいないような状況があると。これでどうするのかなと。果たしてあと何年、4年か5年で決まるわけですが、これがイコールになるのかどうかということと、それから周りの住宅にお住まいの方は、もうどこかに行くんだというふうに言っている方もいるわけです。その辺の町内会の話合いとしてはどういった今方向に進んでいるのか、わかりやすくできればお願いしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 斎場の今後のあり方について、私の方からご説明させていただきます。

このことにつきましては、議員各位がご案内のとおり、現在の斎場を建てかえるときに、二市三町の首長が連名で、平成20年度までに新たな候補地に移転をするという確認書を取り交わしをされておりました。そういったことを踏まえまして、20年がいよいよ近づいてきておりますので、平成17年度に広域行政連絡協議会、私が二市三町の会長をさせていただいておりますが、広域行政連絡協議会の場にこの問題をお諮りをさせていただきました。その際に私の方からは、ぜひ地元から強く要望されておる斎場の広域化について、それぞれの市町で対応をお願いしたいということを申し上げさせていただきました。ただ、受けとめ方として温度差があったということも事実であります。私は、17年度の議会におきまして、広域化に向けた努力を重ねていくということを議会でも説明をさせていただきましたが、その他の市町で、残念ながら温度差があるということも判明をいたしました。

そういったことを受けて、17年度末の広域行政連絡協議会の際に改めてこの問題を提起させていただきました。その際に、いろいろ意見がございましたが、具体的には、まず移転候補地の問題を前段で議論をすべきではないかという意見が大勢を占めまして、現在は担当課長会議の中で移転候補地をどういうふうに取り組んでいくかという意見を重ねさせていただいているところであります。

なお、それらの経過につきましては、地元の町内会長を初め町内会の皆様方には逐次ご説明をさせていただきながら、情報の共有を図らせていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。よろしくお願したいと思います。

次に、161ページ、学校の施設管理整備事業に関連していたと思うんですけども、ちょっと給食の関係わからないんですけども、まず給食ごみ等の問題がここにありますので、お聞かせ願いたいと思います。

まず、一般的に、給食の空き容器について、いわゆるプリンとかヨーグルト、それからゼリー等が給食の一つとして納められるわけです。そのときには、食品の納入業者が搬送して納めるわけです。食べ終わった後、その容器の搬送は、食品の納入業者が持っていかれるのか、あるいはどのような処置をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

志子田副委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

学校給食用の物資の売買につきましては、4月に各業者と契約を結びまして、いろいろ条件をつけまして運営をしているところでございます。

今ご指摘のプリンであるとかヨーグルトであるとかの容器につきましては、以前はガラス容器であるとかプラスチックということですが、今は紙でございます。あと、ふたがアルミ対応になっておりまして、アルミの部分については燃えないごみ、それからプリンの容器については紙ですので燃えるということで分別して処理をしておりますが、納入業者の車でそのまま回収していただいている学校もあるやに聞いておりますので、契約の中で特に衛生・安全面に注意してということがございますので、もう1度、学校の方に調査をいたしまして、その辺のところ、違法のないような形で対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。

私ちょっとびっくりしたのは、納入業者が食品を車両で学校に運ぶ、食べ終わったものを同じ車で運ぶ、これは食品衛生上本当に危険があると。また、この問題で事故が起きているというようなことが判明したそうです。厚生労働省は、それらのものについてはあくまでも産廃物になるわけです、産廃業者が許可を持っている専用の車でないとそれは原則には運ばれないと、こういう見解をされたと聞いたものですから、うちの学校はどうなっているのかなと。今課長のお話で安心しましたので、よろしく対処の方をお願いしたいと思います。

それから、関連してもう1点、教育委員会に聞きたいなと思っております。

今、運動会とかスポーツがたけなわに行われております。そこで、ラインパウダー、平たく

いうと石灰です、この素材はどういう素材を使っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

志子田副委員長 佐藤教育委員会教育部学校教育課長。

佐藤教育委員会教育部学校教育課長 学校の校庭その他で使うのはラインだと思んですが、本市の学校につきましては、スポーツ店あるいは一般の商店から購入しておりまして、以前、石灰が目に入ったり、あるいは手で触ってアレルギーを起こしたという問題がありましたけれども、今現在はライン用石灰ということで、目にやさしい、皮膚にやさしい、そういう石灰を使用しております。以上でございます。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。

たまたま私、大学病院のドックを受けたとき、眼科の先生に子供が運ばれてきました。これは失明の危機だからということで、岩手県の奥州市、前の水沢市です、そこから運ばれてきたそうです。これは石灰が目に入ってやけどして、失明の危機が生じた。これは普通の石灰です、ラインパウダーを引いて、サッカーのボールが転んだときにぶつかって粉が入って、それから炎症が起きてこうなった。こういう危険性があったために炭酸カルシウムというラインパウダーにかえたと、こういうような報告を私聞きました。だから、うちの方では、そういった子供にやさしいものを使っただいて、これも安心した。これは確認でございますので。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、248ページ、住居の表示整備事業についてお伺いします。

成果の実施地域が書いてあるんですけども、大体この部分については、すべて終わったのでしょうか、お聞きしたいなと思います。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

この実施対象地域なんですけれども、住居表示調査を実際にやっているときに図面なんかで確認しながら住居表示の申請に対して回答しているんですが、そうしたときの図面、そういったものを年次計画でもって変更していくと。1回で処理できないので年次計画で処理していく、そういう対象地域としての変更作業ということでございます。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 変更作業ですか。実は、伊保石地域、本当にいろいろな人に聞かれるんですけども、どこがどこの番地だかわからないと。住宅地図を見ても、どこなのかと。塩竈にこんなと

ころあるのかということ、本当に千賀の台の下の方にあたり、あるいは字がついてなったり、非常に困惑していると。この辺、何とかならないのかと。こういう問い合わせが非常に多いんですけれども、この辺の見通しというか考え方というか、明確にその辺。ここだけがおくれているんです、正直な話。ほかは大体住宅地図を見るとわかる、ここだけがわからないというような状況にありますので、年次計画等があれば、お知らせ願いたいと思います。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 確かに伊保石とか庚塚地域、最近住宅地域として整備され始めていますので、そういった形で苦勞なさっている部分も確かに実態だと思います。その整備についての年次計画なんですけれども、現在のところまだ、どの時点でそれを整備するかという部分に関しては、まだ計画はしておりません。できれば、もう少し開発が落ち着いた形の時期、いつまでたっても開発は続くものですが、ある程度落ち着いた時期にその後の実施について考えていきたいというふうに考えてございます。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 今の答えでは納得できないなと思います。というのは、既に認定されている道路がもうきちんと決まっているんです。これ以上動くのかといたら、そんなではないんです。塩竈市が17.6平方キロメートルしかない狭隘な土地に、じゃあ大きくなるのかといたら、それまた私は違うのではないかなと。結局、しっかりと網の目かければ、そんなことのないような答えが出るのではないのかなと思うんですけれども、これも財政比べてあるのかなと思うんですけれども、もしきちんとした線が出れば、やっぱりやるべきではないかと思うんですけれども、その決意だけでも聞かせていただきたいと思います。

志子田副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 住居表示の件、伊保石地域、まだ完全になっていない部分、我々十分認識しています。249ページにも記載のとおり、現状と課題の中に、我々、この伊保石地域の課題ととらえております。今担当課長申し上げましたとおり、まだ実施対象地域に入っておりませんが、年次計画の上で早急に伊保石地域も編入しながら住居表示をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 それでは、230ページお願いいたします。

松くい虫立木駆除事業でございます。このことについては、平成8年、この席で一般質問を

させていただきました。以後10年、同じ中身でございます。本当に伐倒駆除、樹幹注入、薬剤散布、それから植栽と、変わりません。変わったのは空中散布をしなくなったということにあります。じゃあ、立木が仮死しないのかといたら、ある程度やむを得ないと。ずっと来ているのは、すべて当局がわかっているとおりでございます。抜本的な対策を講じなければだめだということで、いろいろな形で試験的にやっていたのも事実でございます。

それから、一市四町で今やっている連絡協議会、今合併になって二市二町、そういうふうになってきていると思うんですけども、その辺の話し合い、東松島市が一つになったわけですけども、それで方向性が変わったのか、あるいはどういうふうに今連絡協議会等々がなっているのか、その中身についてお知らせ願いたいと思います。

志子田副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 松くい虫対策事業ですけども、今委員ご指摘になりましたように、昭和50年ごろから被害が出始めて、ピーク時は平成8年、事業費で言いますと7,500万円、市の負担としては3,400万円ほど負担した時代がございました。

状況をちょっと説明させていただきますと、平成17年度、16年度含めて(「二市三町でどういふ……中身はわかっているんです」の声あり)わかりました。

あと、被害状況は若干減少傾向にございます。

あと、二市三町で行っております「特別名勝松島の景観保持推進協議会」というのがございます。ここでは、苗を二市三町、あと東松島市、一部鳴瀬の方を含めた形で、そういった松くい虫の共同事業を行っております。抵抗性苗木の植栽というような部分、これを二市三町と東松島市を含めた形での事業を行っているというような状況になります。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 今の答えは、前の一般質問から何から全部同じなんです。だから、ここを変えなければ、お金を何ぼつぎ込んでも、結局1億相当のお金が出ているわけです。それで、切って燻蒸してそのまま放置して、ビニールだけ残って、松だけがそのまま残っている。松というのはなかなか腐りにくいですから、そのままになっているんです。じゃあ、そこに何が出てくるかというと、雑草だけなんです。

たまたま産業の常任委員会で唐津に行きました。そこは虹の松島というところがあって、私も初めて道路を通ったんですけども、そこは市の職員とボランティアで、どうしたら松の大木を守るかということで今やっているそうです。それは、地下が固くならないように少し掘り

返すんです、少し、やわく、根が張るように。そういったふうに創意工夫して今手を加えてやっている。

松島町では、専門業者を頼んで、観欄亭の松を守るために注入した。あるいは本市においても籬島で試験的にそれをやっていただいた。でも、それ以降の調査については、本市としてはどういうふうにとらえているんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

志子田副委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 特別名勝松島の景観保持推進協議会の方の新しい動きといたしましては、従来からの防除ための予算枠の拡充以外に、ただいまご指摘ありましたような全体的な生態系の保全というものの中でとらえていく必要があるだろうというような森林（もり）づくり交付金事業予算枠の確保というふうな活動とか、それから森林保全体制の強化に向けた事業の拡充というようなことを新しい取り組みとして行われております。こういったものが国の方の制度とされて採択されますように、私どもは今後とも力を入れていきたい。そして、ただいまご指摘いただきましたような全体的な土壌改良等も含めました体制を確立していかななくてはいけないだろうと、そんなふう考えておるところでございます。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 私も個人的にも、あるいは党としても、林野庁に行って陳情しました。大分やわくなってきましたので、まず2市2町、それから県あわせて、ぜひとも林野庁まで行って、そういった方法にしてもらいたいと思います。

今思い出せば、「ああ、松島や、松島や、松に食われてまるはだか」、こう出たら皆さん笑いましたけれども、今現実にそうですよ、松島の島々は。ぜひとも早い手当てをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

引き続き、75ページお願いいたします。関連して、91ページ。

まず、認知症の予防啓発事業、この中身、こういった予防教室の中でやっているのか、あるいは転倒予防教室で指導されているのか、教えていただきたいと思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度、平成12年からスタートしておりますが、塩竈市におきましては介護予防活動、これを大きな柱としまして実施しております。具体的には、健康課であっては町内会、それから私ども介護福祉課におきましては老人クラブを中心に、そちらの方々で中心になって組織立てしていただきまして、月1回程度私どもの保健師が参りまして、健康

講話ですとか、それから仮名拾いテストといって簡単な試験みたいなものをしていただきまして、まずその方の現状を把握する。その後、認知症の予防に関するレクリエーションなり講座をやるという形で、1年間、1地区につきまして12回実施して、12年度は5カ所、それから13年、14年と順次展開しておるところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、前に戻って75ページのはいかい老人SOSネットワーク、これは相当前に立ち上がったわけです。立ち上がったときは、地方の自治体で塩竈市が一番最初の方だということで、NHKの全国放送でも放送され、各新聞にも報道されたのは記憶に新しいところでございます。ところが、登録人数の件ですけれども、55人と若干ふえているんですけれども、予防教室に来る人の啓発については、ここではやらないんでしょうか。あるいは、こういった形でやっているのかということです。

私なぜそれを聞くかということ、ことしの初め、ある民間の病院から、徘徊老人の方が行方不明になったというふうに町内に紙に書いて張ってありましたけれども、その方が数カ月後に近くで亡くなっていたということがあったので、なぜこういうのがあって登録していないのかなと。こういうことも考えられますので、啓発についてはどういう形になっているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 はいかい老人SOSネットワークでございますけれども、対象としましては、おおむね65歳以上の方で痴呆による徘徊のおそれのある方を対象としておりまして、内容としましては、あらかじめ台帳に登録していただいておりますので、その方々が徘徊等で行方不明になったときに、マスコミですとか警察、タクシー、消防、関係機関にそれを連絡しまして、早期発見につなげるという制度でございます。これにつきましては、平成17年度55名という（「そこはわかるの」の声あり）利用でございますけれども、私どもの方の（「啓発、いいです、じゃあわかりました」の声あり）広報紙等で（「委員長」の声あり）

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 時間ないので、申しわけないです。そこはわかっているんです。

そここのところに行くのに、例えば介護保険を使いたいと、認知症になったと、そのときに、こういうこともありますよと、なぜ教えてもらえないんでしょうかと私言いたいんです。ほと

んどそれを言われたことがないんですね、うちの方の人は。こういうペーパーをよこして、ちょっと認知症があるよというような感じで、認知症にある程度、まだらぼけと言うんですか、申しわけないですけども、ちょっとやれば大したことないんだと。だけど、「こういうのがあるよ、登録したらどうですか」と、ここまでやらないと、この数はふえないし、せっかく予防教室でこれだけの数字を上げているんですから、そういった予防教室の中でも、その形態はよく皆さんわかりませんので、よく説明していただきたいというふうをお願いしたいと思いますので、その辺、よろしく。答えがあればお願いしたいと思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 今年度、介護保険のガイドブック等を市民の方にお配りさせていただきましたけれども、機会をとらえまして、関係機関、民生委員さん等を通じまして、こういった事業について啓発してまいりたいと考えております。

志子田副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 こういうふうにはぼんと渡したのでは、わかりません。初めてのケースだから、本人たちは。読めたって、SOSネットワークという意味がわからないんです。だから教えてくださいと私お願いしたんです。よろしく願いいたします。以上です。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 では、私からも数点について質問していきたいと思います。

最初に、きのう吉川委員が質問しましたが、市営住宅の減免問題について、納得がいきませんので、改めて取り上げさせていただきたいと思います。

塩竈市の市営住宅条例の第15条に、家賃の減免または執行猶予というのがあるわけであり、その中に、15条に、「市長は次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において必要があると認めるときは家賃を減免し、または家賃の徴収を猶予することができる」として、4項目を上げております。一つは、入居者の収入が著しく低額であるとき、二つ目に、入居者が病気にかかったとき、三つ目に、入居者が災害により著しい損害を受けたとき、四つ目には、その他前3号に準ずる特別の事情があるときということと定めており、2の分野で、「前項の規定による家賃の減免の基準と必要な事項は市長が定める」というふうになっているわけであり、

そして、定められているのが塩竈市営住宅条例施行規則というものであります。これを見ますと、第1条に、「この規則は塩竈市営住宅条例の施行に関し必要な事項を定めるものとす

る」というふうにあります。その中の第12条に、家賃の減免または徴収の猶予の基準などが明記されております。時間の関係上、私の方が読み上げていきます。

第12条は、「条例第15条第1項各号に掲げる特別の事情は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める状況にあるとする」ということで、ここに、ここが重要です、条例第15条第1項第1号、入居者、括弧の部分は省略します、第23条第1号に規定する親族を含むの収入（令第1条第3号に規定する収入に所得税、その他の法令の規定により所得税を課されない過去1年間における所得を12で除して得た額を加えた収入をいう。）ということが一つです。

それから、もう一つは、令第2条第2項に規定する収入の区分のうち、最下位に区分される収入の額の10分の7以下であること、ということでは基準額を定めております。

そこでお聞きしたいわけでありますが、この12条の今読み上げました条例について、私が読み上げたことについて間違いがあるかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今回の条例、施行規則、そのまま読み上げられましたので、そのとおりでございます。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 これは塩竈市の条例ですね。さらには施行規則ということではありますが、この中で出されております収入の考え方、収入とは、「令第1条第3号に規定する収入に」というふうに出ているんです。きのうも吉川議員が質疑の中でも紹介していたんですけども、十分に酌み取っていただけなかったような気がしております。

公営住宅施行令というのがあります。この施行令の第1条の3、さっき私が言いました、「令第1条第3号に規定する収入に」ということで出ています。収入の規定について定めております。その収入とは、「入居者及び同居者の過去1年間における所得税法」、括弧は省略します、「第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額」というふうに出ているんです。あと、括弧して、「給与所得者が就業後1年を経過しない場合は」云々というのがありますが、「その所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう」と、これが収入なんです。この考え方をもって市は進めているんですか、お聞きします。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 この件に関してきのうも申し上げましたけれども、12条の第1項における収

入、これは公営住宅法施行令、この1条3号に規定する内容に間違いございません。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 間違いないと。収入の考え方が、公営住宅法施行令できちんと定めていると。塩竈市はそのとおりやっていないということじゃないですか。それについてどうですか。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 まず、はっきりさせておきたいんですけども、この12条なんですけれども、家屋の減免に対する基準、減免をどこに定めるかの基準、それを公の部分でもって規定している。その部分の規定がこの条項に当てはまります。その規定の条項に関して言えば、このとおり塩竈市はやっているということでございます。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 意味がわかりませんね。私が理解できないのかどうか。さっき言いましたように、塩竈市は、市営住宅条例の家賃の減免または徴収猶予が15条にあると。それを受けて施行規則を設けているということです。そして、施行規則の中の12条にきちんと収入についてうたっているわけです。収入の位置づけ、それがきのうから総収入と所得金額との違いというのが出ているわけです。ところが、12条で、この条例ですよ、塩竈市じゃなくてどこかのやつをもってやっているというのじゃないですから、塩竈市の施行規則の中で、きちんと収入については「令第1条第3号に規定する収入に」というふうにうたっているんです。それは何かといたら、何回も言うようですが、公営住宅法施行令で定めているんです。総収入ではないんです。収入は、所得金額からさらにイからホまで、配偶者控除とか老人控除とか障害者控除とかいろいろあります、そういうものを差し引いた分を12で割ったのが、要するに資料で出されている政令月収というものなんです。そういう考え方がなぜできないのか。公営住宅法施行令に違反したやり方でいいということですか。そこを確認しておきたいと思います。

志子田副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 昨日と同じような回答になりますが、まず塩竈市で公営住宅に入居される方の月額、今委員ご指摘のとおり、公営住宅法施行令第1条第3号の規定に基づく収入で判断させていただいております。それで、昨日来より議論されているのは、しならば減免するときどういう基準で下げるのかということで議論されております。塩竈市では、減免する基準は政令月額を判断いたしまして、10分の7より少ないとなったときに、しならば幾ら下げるかとなる場合は、総収入から勘案させていただいて減額を定めておるということでございますので、

ご理解いただきたいと思います。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 部長、条例を見て言っていますか。見ていますか。（「見ております」の声あり）この12条の条例に、「家賃の減免または徴収の猶予の基準等」ということで示されているんです。その中に、で、「条例第15条第1項第1号入居者、公営住宅法」云々とあります。「第23条第1号に規定する親族を含むの収入」、括弧して、「令第1条第3号に規定する収入に」というふうになっているんです。だから、そうなら、家賃そのものを決めるのももちろんそれでやっている、減免もこれでやりますよと、ちゃんと出ているんですよ、だから言っているんです。どこにも総収入でやるとか、そういうことは出てないんです。

そういう点で、これをただしていかなくちやならないのではないかと。ちょっと気づかないで来たのもありましたけれども。しかし、いろいろとこういう条例を見たりしていると、きちんと立派に塩竈市は条例をうたっているんです。だから、実施するに当たって、公営住宅法施行令に基づいてやるということが、ここで言っているんです、塩竈市の条例で。であれば、ここで言っているのは何かというと、さっき言いましたように、収入から所得金額を引いて、必要な控除をして、そして12で割って、そして出すんだということが明確になっているんです。そういう点で、もう1度、ご回答願います。

志子田副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 同じ答弁になります。我々は、何度も申し上げますが、減免の基準となるべき額につきましては、政令月額で判断させていただいております。それで、減免額をどうするかという場合につきましては、ご家庭のそれぞれの収入の内訳が違うと思います。その収入を勘案いたしまして減額させていただいているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 何度言い合ってもかみ合わないようですが、今部長が言ったことは、これには出ていないんです。出ていないことをあなたたちがやっているということなんです。だから、そういう意味では、やっぱり指摘されたら真摯に受けとめて、どうなのかということを検討してもらいたいと思うんです。やってきたことが、総収入でやってきたというのがあったかもしれない。実際にそうだったからこそ減免も少なかった。けれども、塩竈市の条例とそれからこの施行規則を見るなら、立派にそのことはうたっているんです。この趣旨でやるということは、公

営住宅法施行令でもそれをうたっているわけです。これに倣ってやるのが当然のことではないですかということをお聞かせ願っています。

そういう点で、なかなかかみ合わないですけども、市長はこれについてどういうふうにお聞きしますか。今のやりとりをお聞きしまして、今物を見ているかどうかわかりませんが、それを含めてお聞きします。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 昨日、吉川委員からも同様のご質問をいただきました。当方の担当、意を尽くしてご説明をさせていただいております。また後ほど、そのことについてご議論いただければと思っています。よろしくお願いいたします。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 ちょっと最後の言葉が聞こえなかったんですが、要するに検討していただけますか。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私は担当の説明であるというふうに理解いたしておりますが、なおご意見のその部分につきましては、意を尽くして議論をさせていただきたいと思っております。

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 ぜひ検討してください。そして、ぜひ市民が、せつかくつくった市の条例に基づいてきちんと救済される場所は救済されるように、お願いしたいと思います。

では、次に進みたいと思っております。

成果品の 6の275ページ、旅客ターミナル管理運営事業が1,316万9,000円、一般財源としてこれは共益負担額として出されているようであります。これについてお聞きしたいわけですが、グラフも275ページ、276ページ含めていろいろ書いてありますけれども、まず共益費の考え方についてはここに説明がありますが17年は坪当たり3,200円で考えて、1階のエントランスホールを含めて、待合室も含めて、326.6坪分、それに消費税と12カ月掛けて1,316万8,000円だということでお出しております。

そういう点でお聞きしたいのは、施策の成果で、テナント数が増加した、それからテナント数増加による稼働率が上がったことによって共益費の単価が下がり、市費負担が削減できたということで述べられておりますが、これは具体的にどういうふうにあらわれているのか、お聞きしたいと思います。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 旅客ターミナルの共益費の負担でございますけれども、共益費の計算といいますのは、館の維持管理に必要な経費、例えば警備料、清掃料、その他のものを、実際にテナントとして利用している方、あるいは平成13年10月に公設民営化として移行しましたときに、公共性、公益性の高い施設ということで、施設所有者である市も負担しましょうということでこの枠組みがつくられたわけでございます。

それで、必要経費、テナントさんとかが入っている面積がふえますと当然単価が下がるという計算方法になりますので、前年度あたりですと例えば3,300円等で計算されていたような単価が下がったりするような場合等もございます。そういうことをここでは述べさせていただいたという形になるかと思えます。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 それでは、決算では17年度は1,300万円でありましたけれども、ことしの4月1日からマリゲートは指定管理者制度になったわけですね。そのことによって、今度は管理費じゃなくて旅客ターミナル指定管理料という形で当初予算で900万円計上しているということでもありますけれども、大変心配しているのは、共益費はさっき言われましたように店舗数とかそういうのが入って収益が上がってきて、そのかかる分について市の負担が少なくなってきたと単純に考えていいものなのかどうか。このところ、要するに指定管理者制度に移ったことによって管理費が減っているのではないかと、それが一番心配されるわけですね。その辺についてどういうふうにお考えになっているのか、考え方についてお聞きします。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 ことしの4月から指定管理者ということで移行いたしました。基本的には指定管理料の計算基礎といいますのは、これまでの共益費の算出等を一応ベースに考えております。ただ、この共益費負担の枠組み、13年10月の公設民営以降4年半等経過している状況、あるいは同社の決算の状況、これまで前2期ぐらいの決算はいずれも1,000万円を超す経常利益を計上しているという経過もございました。

それで、実はこの17年度の決算でうたっております共益費の計算基礎の中には、例えばマリホール、インフォメーション・ルーム、ベイサイド・ルームなどの研修室料の部分についても全部共益費を負担するというのでこれまで計算してございました。現実的には、この研修施設はかなりの収益が上がってございます。12期の決算ですと、約700万円程度上

がってございます。それで、基本的には、収益が上がるような研修室部分についてまで計算基礎として入れるのは、公設移行の経過も含めて、これは見直す時期であろうということもございまして、今回の指定管理者移行にあわせまして、ここの部分については計算の基礎から外すということで、平成18年度の指定管理料につきましては約900万円ぐらいというレベルで落ち着いたという経過でございます。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 マリンゲートの問題は、先ほどありましたように、平成13年10月に市の施設に移行したと。これは大変な当局や議会挙げて、公設にするに至っても大変に苦慮しながらやってきたという経過があったわけでありまして。そうした中で、管理運営をどうするのかということが当然そのときから問題になっていたわけでありまして、やはり何といたっても旅客ターミナルは港奥部の先導施設だということで、ずっと議会挙げてそれは言われてきたことでもあります。そういったところに、客数がだんだん、観光客の変化というか、そういうので、成果品にもありますが、減ってきているということが心配されているわけです。ですから、一定分の研修室とかいろいろ使われる部分はあるんでしょうが、これはまた予算委員会でやることになるでしょうけれども、いずれにしても、やっぱり安易な削り方は問題ではないのかというふうに思います。

それから、もう一つお聞きしておきたいのは、この施設が間もなく10年になるんです。こととして10年目ですか。そういうことで大変傷みがきていると。少し手直しなんかも必要じゃないとか、そういうこともちょっと耳にしたりもしております。そういう点をどういうふうに把握して、管理者側がやるのと、それから施設者がやるのと、どういうふうにそこを判断しているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、17年度でやったのは何があったか。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 マリンゲートは建設から10年を経過したということで、かなり施設の老朽化、老朽化とまではいかないにしても、やはり陳腐化というのは進んでいるかと思っております。あと、一部排水施設等も含めまして、かなり問題があるところもあると言われております。

通常、市の所有施設である場合には当然市が修繕料とかを全面的に持つのが本来のあり方かと思っております。ただ、マリンゲート塩釜につきましては、以前、民間の所有物を市が購入した、

あるいはそのときの母体がそのまま今管理運営を引き継いでいるという問題もございまして、現在のところは、通常レベルの修繕等については全部会社側が持って修繕をやっていただいているという経過がございます。

なお、会社側とも、本当に大規模な修繕、どこの箇所が必要か、これを全部洗い出しをしていただくということでお話をしておりますので、こちら辺のものを全部出していただいた中で、場合によってはどこの市が担当してやるべきなのか、あるいは会社がやるべきなのか、そこら辺は、それらの資料をもとにいろいろ話し合いを進めていきたいと考えております。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 ぜひそういう点で早目にそういう方向性を出していただいて、議会にも示していただけたらありがたいと思います。

それで、実際にはマリンゲートが今こういう形で運営されているわけではありますが、いよいよ、これは後段でいろいろまた出てきますけれども、ヤード跡地の開発の関係で、大手が出てくると。イオンが進出するということが、既に大規模小売店舗の申請をしたというのも新聞で報道されておりますだけに、当初あそこは先導施設として1店だけ置くのではだめだと。早くヤード跡地を開発して、流れをつくる必要があると。これは議会挙げての一致した声ですし、当局もそうだったわけです。ところが、今回の開発の中で、「マリンゲートに人が流れますから、大丈夫ですから」と言えますか。お聞きしたいと思います。

志子田副委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からお答えをさせていただきます。

今お話ありましたとおり、マリンゲートを10年前に先導施設ということで孤軍奮闘してきたわけがございます。ようやく10年経過して、ヤード跡地が動き出す。言ってみれば、その思いというのは、会社側の立場からお話しさせていただきますと、やはりどうしてもヤードの方と連動した流れといいですか、そういったものはぜひともつくってほしいと思いますし、またこれまでグランドデザインなり、あるいは進出事業者の決定の審査会の中でも、その辺については異口同音に、そういった先導施設をやはりここに来て生かす手だてというものは必要だろうということで、皆さんの方からそういったご意見等もいただいております。その辺の意向については、今度進出をします事業者の方にも十分に話がされておるはずでございますし、その辺も踏まえてのあそこの開発ということに今なっているはずでございますので、ぜひともそういったことではご支援のほど、お願いをしたいと思います。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 そういう点で、マリゲートがまた同じような苦勞をすることがないようなことを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

時間の関係もありますので、 5 の 1 4 6 ページ、これは簡単にしたいと思いますが、越の浦春日線交流ふれあいトンネル整備委託料 8,031 万 1,949 円計上されています。今回私これを見まして、やっと 17 年度で塩竈がやるべき越の浦春日線の事業の会計が終わったと。事業そのものは 12 年度末で終わっているわけですから、会計処理もこれで終わったということではありますが、これは平成 6 年から、それこそ大変な市財を使ってやった整備なんです。最後の締めくくりぐらい成果品にあってもいいのではないかというふうに思うんですが、今回は一言も入っていないというのはどういうことだったのか、その辺の意向だけ聞いておきたいと思います。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

今お話しいただきましたように、越の浦春日線につきましては既に事業が終わっておりまして償還金ということだけでございましたので、成果の方には入れさせていただいておりません。以上でございます。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 これで終わって、いよいよ県道認定されたし、県がやる分だということですので、少なくともそこぐらいまでは書いておくべきだったのではないかという私の希望だけ述べておきたいと思います。

そこでお伺いしたいんですが、6 月議会で私が質問したときに市長は、6 月 8 日に仙台東土木事務所と市の建設部とで整備に向けた第 1 回目の協議を持たれたと。同事務所では、問題点を洗い出し、整備に向けた本格的な調査を行い、早期着工に向け双方が協力していくことを確認したと答弁いただいたわけでございます。

そこでお伺いしたいんですが、8 月 6 日以降の東土木とのさらなる協議なり、さらなる双方の取り組みが、その後どういうふうになっているのかだけお聞きしておきたいと思います。

志子田副委員長 茂庭建設部次長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 その第 1 回目の協議後には都合 3 回ほど協議を行っておりまして、そこで検討いたしましたのは、平成 6 年に一応都市計画決定の変更が行われております

が、その際のルートといいまして線形の変更動機が何だったのか、関連事業で整備とバッテリーングしていたものがあるのか、あとそれから宅地開発関連とか道路局所管とかということで、道路を2本に分けて整備するような考え方を持っておりまして、宅地の開発促進はどうやったらいのかとか、そういったことを8月末までで3回ほど協議をさせていただいております。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 8月末まではそうだったと。今後、どういうふうになるかというのは、また12月議会もありますのでお聞きできるかと思っておりますので、とにかく前進させる方向で頑張っていたきたいということを述べておきたいと思っております。

ページ、同じ 5の154ページ、駐輪場の問題で。これは、去年のこの9月議会の決算で東海林京子委員がこの問題を取り上げまして、見事にその後きれいになりました。その後はですよ。ところが、また放置自転車がふえてきているんです。今度は、ちょうど東口、45号線沿いの方については、駅舎の真下に15台けさはありました。前に見たときは10台ぐらいでした。それから、西口側、ここにはファミリーマートがあるわけですが、その続き、ちょうど市の歩道分になりますね、そういったところを含めて、やはり同じぐらいの台数がありました。

そういう点で、駐輪場は、東塩釜駅に駐輪場を設置したときに、当然その近辺には駐輪はできないよということで指定禁止区域になっているわけです。それで、指定禁止区域の看板は出しても、これはへっちゃらで置いて歩くということもあるわけです。しかし、まじめに料金を納めている人もいるわけです。

そこで、時間の関係がありますから、市の行政指導の面でお伺いしたいと思うんです。仙台では、聞くところによりますと、1日に2回ぐらい巡回をして放置自転車を回収して、どこかの公園のところに置いて、公園にとりに来る、そのとき有料でやっているということでもあります。塩竈も一定部分は東塩釜駅の駐輪場に回収して、そして有料でやっているというのもお見かけはしております。しかし、問題は、放置自転車が後を絶たない。そういう点で、行政側としてどういうふうにやろうとしているのか。やっぱり朝・夕の巡回、あるいはそういう面を含めた放置自転車についてどうするのかということ、これは担当が一番頭痛いと思うんです。だけでもやっていただかなければならない、そういうところでもありますので、その辺についてお伺いしたいと思います。なぜなら、塩釜駅もそのうちつくるわけです。ですから、それ

だけに先行なんです、東塩釜駅は。ですから、それについてお考えをお聞きします。

志子田副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答え申し上げます。

ただいまいろいろ情報として提供いただいておりますように、若干、最近また東塩釜駅におきましても周辺の駅広場等につきまして自転車の放置が目立っておりますのでございます。市といたしましても、市民の皆様からの情報、並びに市の職員のパトロール等におきまして、そういう放置自転車がありましたら、必要な手続を経て撤去いたしておりますが、なお今後ともその旨を徹底していきたいと考えております。以上でございます。

志子田副委員長 小野委員。

小野委員 東塩釜駅の自転車置き場については、私は特に非常に思いがあるんです。といいますのは、自転車置き場を早くつくっていただきたいということで、その当時からアンケート調査や署名運動をやりまして、市長の方に、前市長ですが、要望を出しまして、そして実現した経過があるわけです。東塩釜の西口に、平成8年だったと思います、10年に東口にということで、立派な自転車置き場をつくっていただいたんです。ですから、それをきちんとマナーを守って利用していただく、そこまで見届けなくてはならないというふうに私は思っているわけです。そういう点で、自転車、バイクとか利用している方から直接そういう相談を受けるものですから、ぜひ、担当部署では大変だろうと思いますが、これは本当に本腰を入れて、やっぱり塩竈は美観の関係も含めて、そのところは放置自転車、生ぬるいことはしませんよと、きちんと守ってやってくださいということをやっぱり示していただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

最後になりますが、6の202ページ、市民交流センター管理運営事業というのがあります。これに関して壱番館のことでお聞きしたいんですが、実は先日、壱番館の方に、福祉事務所にだと思いますが、手続をするのがあって、障害1級の方が行かれたそうであります。そのときにタクシーで行かれて、あとは車いすがないと中のところは歩けないので、そういうふうにご要望したそうです。電話を入れてご要望したというふうに聞いておりました。しかし、行くには行ったんだけど、車いすがなくて、エレベーターで2階まで行かれたそうです。その状況をわかった職員の方が大変恐縮して、車いすで下までお送りしようというふうに思って車いすに乗せたそうです。そうしたら、何と、その車いすはパンクしていたそうです。点検がどれほど大事かということです。使っていなくても点検をすることが大事だということだと思いま

す。

そこで、やはり車いすは利用者が利用しやすいようにしておくということが大事だろうと思います。車いすは2階に置いてあるそうです。確かに1階にはいろいろな方が出入りするのので、そういうこともあって置かないのかなと思ったりもしているんですけども、しかし最近人の配置もされているともお聞きしておりますし、そういう点で、もし仮に2階に置くのであれば、車いすを利用する方がインターホンか何かで持ってきてくださいということが連絡つくような方法とか、あるいは下に安全な方法で置くとか、いろいろ工夫されたらいいのではないかと思います。この問題についてどういうふうにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 先日、車いすを提供したところパンクしていたということで、大変本当に失礼いたしました。

公共施設、それぞれ入り口付近に車いすを設置しております。そのときは何らかの都合で1台使用されていたと思われ。そのためになかったため、2階に貸出用といいまして、手続きをしてお貸しする、そのお貸しするとき点検してお貸しするんですけども、とりあえず急いで持って行ってしまって、空気が抜けていたのがちょっと気づかなかったという状況でございます。

今後、その辺も十分注意しながら、そして障害者の皆様が本当に公共施設を使いやすいように心がけてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。（「どうぞお願いします」の声あり）

志子田副委員長 小野絹子委員。

小野委員 では、ひとつよろしく願いしたいと思います。

あと、いろいろありますが、時間も来ていますので、これで終わりたいと思います。

志子田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時15分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

東海林京子委員。

東海林委員 皆さんも大分お疲れだと思いますが、なるべく私も短くやりたいと思います。

家庭児童相談事業、 6の44ページ、このことにつきまして、まずご質問させていただきます。

家庭児童相談、お二人の方で1年間頑張っているわけですがけれども、相談件数が243件、そして年間に1,639回の訪問とかお話し合いをするのだと思います。一見、見ただけで、大変相談員の方にご苦労がかかっているのではないかと思います。最近はいろいろな事件とか子供の問題とかかなりありますので、そういう点では44ページの真ん中あたりに相談ケースとか内容等についていろいろ書かれておりますけれども、1週間に何日来て、毎日だと聞いていますけれども、1週間に何日ぐらい、そういう相談件数をこなしていらっしゃるのか。結局、予算額を見ますと、人件費はこの中に含まれていないのかどうなのか。人件費はいろいろ児童関係の中でばらまかれている部分もあると思うんですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 児童相談事業でございますけれども、昭和39年より、家庭における人間関係の健全化並びに家庭児童の福祉向上に向けて、相談、指導、助言を強化するために、福祉事務所に家庭児童相談室の設置をいたしました。このことに伴い、本市でも福祉事務所内に家庭児童相談室機能を持たせ、家庭児童相談員による相談活動を実施しております。

相談員でございますけれども、専門の嘱託職員2名を月曜日から金曜日まで、9時から4時までの間、常勤でございますけれども、配置しております。

こちらの決算額の427万1,000円は、お二人の報酬といたしますか、そういう内容になっております。

木村委員長 東海林京子委員。

東海林委員 件数でお一人年間大体820くらいずつこなしているのだと思いますけれども、かなり私は大変ではないかと思うんです。お一人でこんなにいろいろなケース全部、精神的なものとか、あるいは外に出て見回ったり、そういうこともあるんだと思います。ご家庭に行ったりして。そういうことで、過重になっていないのかどうなのか。働き方について、どういふふうになっているんでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 委員ご心配のように、このごろの相談内容が複雑になってきておりまして、お一人で相談するという状態ではなく、2人が入って相談することもございます。ですから、単に1,600件を半分に割って800件というわけにはいきません。もっと多くの件数を抱えております。専門のお二人、非常にベテランでございまして、適切な指導をしていただいていますけれども、その方たちが外部に出ているときとかは、子育て支援室とかそちらの方、全体の職員で応援態勢に入っております。以上でございます。

木村委員長 東海林京子委員。

東海林委員 例えば、ここに出ているような登校拒否とか環境福祉という中身、環境福祉というのはどういう中身なのか、私ちょっとわからないんですけれども、その中身について教えていただきたいし、それからやっぱり虐待なんかもあるんだと思います。塩竈の場合は、私たちは直接そういうものを余り事例として塩竈の中で聞くことはないし、塩竈はないのかなと、半分安心しながら半分不安になっているわけですけれども、そういうところで、例えばDVについても私たちはわからないんですけれども、こういうくすぶった状況というのをどのようにして、相談して来られるだけなのか、そういうものを見つけ出すような方法というのが何かあるんでしょうか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 まず、環境福祉のお尋ねでございました。これは養育環境についていろいろ、経済的なもの、保護者の面とかあって、そういった部分での相談でございます。

それから、虐待、DV、こちらに相談件数が29件というふうに載せてあります。そのうち、はっきり虐待とわかった件数が8件でございます。対岸の火事という状態ではなく、塩竈の中でも本当に虐待が大変多くなってきております。

それから、体制でございますけれども、虐待防止ネットワークという組織を立ち上げておりました。今年度は要保護児童相談協議会という形で、いろいろ関係機関が連携して、そういった情報を共通に持つ、そしてどういった対処をしていったらいいかということで、いろいろ勉強会を立ち上げているところでございます。

それから、どういった形で掘り起こしをしているかといいますと、もちろん市内にも100数名の民生児童委員の方がいらっしゃいます。そういった方たちの普段からの活動で、虐待と見受けられるそういった通報、また家庭でちょっと出入りがないようなので様子を見てください

いというような、いろいろな通報がございます。そういった通報に基づいて、逐一、1件1件調べている状況でございます。

木村委員長 東海林京子委員。

東海林委員 できれば、この人件費をもう少しふやして、無理のない対応ができるように、私からは希望として言っておきたいと思います。

次に、同じ 6の69ページ、児童館のことについてお尋ねいたします。

市長も、あるいは児童館関係の方々も、大変お悩みだと思いますけれども、あそのフェンスの問題ですけれども、私は近くに住んでいるものですから、時々、利用されている方々から「見に来てください」というふうに言われて、私も何度か行って、もう直ったかな、もう直ったかなと思って見に行っているわけですけれども、全然かわりばえしないどころか直っていないわけです。穴があいている。穴ぐらいならいいんですけれども、柵からフェンスのあれが外れていて、それがこういう感じで皆出ているんです。そして、それがちょうど子供たちの背丈のところ、その下はブロックで砂どめをしたものですから、上がってちょうど目のところに来る。お母さん方は危なくて危なくて目が離せないということなんですけれども、そこについて、具体的に私も言っていますので、そういう点で、どういうふうになっているのか。

修繕費が大変少ないと思うんですが、それをやったら修繕費まるっきり1年分なくなるというのは私もわかりますけれども、そういう点では、さきに全国で放送されましたようなプールの問題みたいに、命まではフェンスではとらないとは思いますが、やっぱり目に傷をつけてしまったりとかそういうことになっては大変なので、ぜひやっていただきたいと思うんですが、その辺については今までどのような経過があったのか、そして今後どうするのか、よろしくをお願いします。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 児童館のネットフェンス、東海林委員のご指摘を受けて、早速見てまいりました。また、大変市長も気にしておられまして、一緒にごらんになっております。本当に委員おっしゃるとおりにお子さんの目の付近がめくっていたりなんかしているということで、これまで修繕費がないということで児童館の職員がひもで編み込んだりなんかしているいろいろな対応をして、本当に涙ぐましい努力をしてきたんですけれども、今年度、本当に予算はない中で、じゃあどういった安全策がとれるかと業者にも相談したりなんかしていました。全部を取りかえるのはちょっと不可能ですので、危ない部分だけでもすぐにでも交換しようという

ことで、ちょうどけさ見積もりが出てきましたので、発注したところでございます。全部きれいに直るとは言い切れませんが、できる限りのことはさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。地域の方々から喜ばれるだろうと思います。

それで、同じ児童館の管理運営事業の中で、利用状況が出ているわけですが、減っている部分が多いんです。なぜ減るようになったのか。壱番館の方へ行っている部分もあると思いますけれども、ことに高校生なんかが減っている。ジュニアリーダーの部分かなと思いますけれども、そういう点で、最近なぜこんなに減っているんだろうと。例えば「自由幼児」についても70何%ぐらいにしかなくなってないし、そういうところ。前年の登録幼児が45%とか、かなり減っていますので、そういう点について何か考えられる理由があるんですか。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 児童館の利用人数ですけれども、ことし初めて、16年、17年と2年間の経過を載せてあります。過去数年という形で推移は見ておりませんが、高校生の人数というのは、そのときそのときで随分変動がございまして、1人が行って楽しかったから、また行こうやという形でお友だち同士誘い合ってきた場合はまた多くなりますし、またそういった子供たちが卒業してしまうと少なくなったりということで、この辺の変動は何ともはっきりした分析ができていない状態ですので、ちょっとご容赦願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

木村委員長 東海林京子委員。

東海林委員 次に、同じナンバーの特定疾患のことについてお尋ねします。ページ、100ページです。

先ほども伊勢委員あるいは曾我委員からも言われて、私もお話を聞いて、私の言いたいことをかなり言っていただいたなと思います。でも、やっぱり何人かの方々からこういうふうにして質問が出るということは、市民の方々が非常に、何で今までにいただいていたのにこうなったのという感じで、私も何人かの方から電話をいただきました。

ここ書かれている中身を見ますと、施策の趣旨(目的)、「特定疾患患者及び遷延性意識障害者に対して見舞金を支給することにより、福祉の増進に寄与する」となっているわけです。そして、平成16年度はどうなっているのかなと思って決算書を見たんですけれども、同じよ

うに書かれているのかなと思ったんですが、「福祉の増進が図られているが」というふうになっているんですけども、平成17年度では「ある程度図られた」となっているんです。そして、今後は必要ないというふうな言い方を今度はされていて、廃止になるという経過があると思うんですけども。あくまでもお見舞金なんです。もちろん言っていることはわかります、医療費も余りかからないでしょうとか。これはあくまでもお金がないからやれないんだと、中身はそういうことだと思うんです。私は、もっと素直にそのことを出した方がむしろいいのかなと。増進が最初はとても図られましたよと。しかし、半分にするときは「ある程度図られた」、今度は、福祉の増進が今後は必要は低いというふうに言うわけです。同じものを支給しながら、そういうことを言っている。私は趣旨は同じだったというふうに思うんです。

お見舞いをいただいた方々は本当にありがたかったということで、わからないでもない。塩竈市が大変お金がないということで、それはわかると。けども、私たちがひどいんだと。というのは、普通の病気と違って、特定疾患というものに対しては……。特定疾患の定義というものについては、どのようになっているんでしょうか。お見舞いをやらなければならないという定義じゃないんですけども。そこから私たちは発信されて、この病気の特殊性とかそういうものから発信されて、そしてお見舞金というものを上げたと思うんですが、定義についてはどのようになっていますか、特定疾患の定義。

木村委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 特定疾患見舞金の支給に至った経緯まで、すみません、調べ切れておりませんでした。

特定疾患というのは、国が認めた41疾患、ベーチェット病とか多発性硬化症とか全身性エリテマトーデス、重症筋無力症とか、あとパーキンソン病とか、そういった部分の病気がございます。こういった部分で、塩竈市の福祉として、財源が調達できたときに、こういった方たちに対して見舞金を出そうという形ででき上がってきたものだと思います。

確かに、現在の財政の中でいろいろな事業を見直すときに、塩竈市だけがこういった事業を継続している。他市町村はこういった事業をもう廃止または廃止に向けて今取り組んでいるという状況でございました。

また、介護保険制度が12年度に出てきた中で、介護保険制度の中でも、65歳未満でも、こういった方たちを救済するという措置も出てまいりましたので、そういった時期に合わせて各市町村は見直ししてきたものだと思っております。

木村委員長 東海林京子委員。

東海林委員 私も特定疾患の定義を調べたわけではないんですけれども、うちの娘も特定疾患にかかったことがあります。20年前ですけれども。そのときは、原因がわからない、何から来ているのか。ですから、治療のしようがないということです。いつ、どうなるかもわからないといえますか。例えば、日本の場合は医療の薬とかそういうのがないけれども外国に行けばあるんだとか、そんなことを言われまして、薬なんかも高級車1台買うくらい、テストでやってみますけれどもと言われて、そのくらいかかるんですよみたいなことも言われました。そのときは塩竈市はお見舞いの制度はなかったと思いますけれども。でも、そういうときに特定疾患ということで行政がバックにあって、しかもお見舞いまでいただくと。大した金額ではないと思いますけれども。それが急にぱっと放されると、やっぱり皆さん不安だというか、行政にも見放されたみたいな感じになっている部分もあると思うんです。そういうので私にも言ってきましたので、私は、戻せるものなら、これはぜひ戻してほしいなと。

そして、1万5,000円、今7,500円、そして今度廃止、本当に大した金額でないと思うんですけども、それで診断書、年に1回ずつ申請し直しをしなければならぬそうですから、そういうので診断書、それから交通費にも充てているんですよ、助かっているんですよというふうに言われます。できれば、やっぱりほかの一般の病気とは違うんだということで、行政が若干でも応援しますよという気持ちは私は残してほしいなと思います。市長、どうですか。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほど同じ質問にもお答えをさせていただきました。塩竈市、大変厳しい行財政環境にあるということにつきましては、今議会を通じましても申し上げさせていただきました。そういう中で、何かをやめるという選択を我々せざるを得ないという我々の立場もぜひご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 選択と集中の中でそういうふうになるんだと思いますけれども、やっぱり選択の仕方を間違わないようにやってほしいなと思います。200人ぐらいいるんですか、患者さんが。そういうのを節約しても。先ほど、住民の方々が塩竈からどんどん減っていっていると。やっぱり他市町村との比較で、塩竈はこれあったからこっちと、来るとか来ないとか別としましても、あるよということで自慢している部分もありましたので、ぜひそういう点でお願いしたいと思います。そこは今後考えていただくということで。

次に、市内循環バスについてお尋ねをいたします。263ページ。

これについては、本当に毎日のように市民の方が、私もバスをずっと利用していますけれども、「なくなるんだっちゃん」ということで顔を見るたび言われて、「今のところは大丈夫です」と言っていますけれども、その先だって私もわからないんですけれども、これについては、やはりずっと残してほしいなと思います。

また、263ページの中を見ますと表がありますね、乗車人員の推移というもの。平成16年度から平成17年度、補助費が933万7,000円から1,400万円になったということで、やはり乗る人もぐっとふえたんですけれども、これは大変経済効果もあると思うんです。そういう点で、東西の部分について、今そういう調査なり、あるいは今後やろうという推移の中にあるのか、ないのか。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 東西の部分ということでしょうか。（「そうです」の声あり）新たな路線を引くという意味の東西ということですか。（「そうです、それもあります」の声あり）

現在、市内循環バスにつきましては、かなり利用者も多いということで、市としても重要な施策と考えておるんですけれども、ご承知のように昨年の12月に、やはり赤字が大きいということで宮交では廃止路線の対象になってしまいました。これまで宮交と協議の中では、今年度については従前の補助の要綱で継続すると。来年度も継続する方向で今鋭意詰めている状況で、まず既存路線は守るというところで今年度は重点的に取り扱っていきたいと思っておりますので、その後、そういったいろいろなものを検討していきたいと考えております。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 今のところは考えていないという中身なんですけれども、宮交の方では、全体的な、塩竈市だけを見ているわけではなくて、全県的なものを会社の方は見ていて、基本的にはやっぱり赤字路線は廃止したいということだろうと思うんです。それで、地元の人がやっているわけではなくて、会社は名古屋系列ですから、そういう点では、ここなんかやらなくたって別に、都会でやればいいんだみたいな感じも、なきにしもあらずだと私は思うんです。しかし、行政は、公共交通を守るという立場に立っていただかないと、住民の方の足が守れない。そして、見てみますと、お医者さんに行っている方、お買い物の方、これが主です。「どちらにいらっしゃいます」と聞くと、海岸前の量販店で買い物すると、あとお医者さんですという

方、あと「市内見て歩くのしゃ」と、こういう人たちがたくさんいるわけです。町に来ている人たちを見ますと、大日向とかあちらの方、新駅の方ですね、あちらの方の人たち、それから牛生関係の人たちが、「うちの方さも100円バス」と、こういうふうになっているわけですが、その点をぜひやっていただきたいと思います。

それで、今後ますます需要が多くなるわけですが、1日当たり運行回数が、私はこれでも大丈夫だと思うんです、時間がとても一定しているものですから、何時何分まで走っていかなければならないということはなく、毎回同じ時間というのはとてもいいと思うんです。例えば、ここは16分とか、あそこは6分とか、こう決まっています、毎時ですからとてもいいんですけれども、それも続けてほしいなと思います。1日当たりの運行回数の中で、11回になっていますけれども、シャトル4回という中身は往復になっているのかどうなのか、よくわからないんですけれども、その辺ちょっと教えてください。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 一昨年の12月20日から循環バスを走らせたわけですが、その中で、いろいろ利用者の方から要望、あるいはアンケート等も行いまして、その中で、どうしても一定時間に運行していることが逆に朝夕の通勤時間のJRと全然合わなくなったということで、かなり苦情もございまして、そういったことでこのシャトル便の運行を開始いたしております。

具体的には、JRの塩釜駅、さらには東塩釜駅、それを体育館を起点にいたしまして両方に、朝はシャトルですので行く方向だけ、清水沢団地の方々は駅に向かう方向、あと逆に東塩釜に向かう方向、夕方は逆に駅から団地の方に運ぶという、そういったシャトル便を運行いたしました。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林佐藤委員 ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、同じく6の136ページ、藻塩の里、これについてお尋ねしたいと思います。精神保健事業、これについてお尋ねしたいんですけれども、この間、藻塩の里がシロアリでもう使えないというような話がありましたけれども、シロアリというのは前からあったと思うんですが、表面化されたのは耐震性のときだったと思いますが、今後どうなっていくんですか。今のところ見通しついたのでしょうか。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 藻塩の里の耐震化工事に関してのご質問ということでお答えしたいと思いません。

藻塩の里につきましては、平成17年度、耐震診断調査を行いまして、宮城県沖地震が想定される状況の中で非常に状況は危ないということで、18年度耐震補強工事をさせていただくということで大変私ども喜んでおりました。ところが、工事にかかりましたところ、実は北側につきましてはこれまでもシロアリ被害ということについては十分認識しておりまして、今回の耐震補強工事に際しましては北側部分につきましては撤去して新設して、また一部については解体しながら補強工事を行うという工程で実施する予定にはございましたけれども、工事にかかりましたところ、想定外でございました。南側につきましても、かなりの箇所、土台部分について侵食がされていたということで、現在、工事を中止してございます。

今後につきましては、解体の方向で考えていきたいと考えてございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 同じ6の141ページ、国保健康づくり、ここでは乳がん検診のことについてお尋ねいたします。16年と17年比べた場合に、かなり件数が減ってきたと思うんです。その減った理由というのが、2年に1回になったんだと思いますけれども、乳がんの方はかなり社会的にもふえているということで問題になっているわけですが、どうして減らすようになったのか。

木村委員長 東海林委員に申し上げます。ただいまの質問は、先ほどあなたが戸惑ったとおり、国保会計でございますから、あす、もう1度やってください。

東海林委員 済みません、私の示したページが悪いんですね。済みません、じゃあ139ページの中でやっていきたいと思えます。ごめんなさい、130ページです。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 乳がん検診につきましては、平成17年度から（「130ページ」の声あり）大変申しわけございませんでした。資料ページ130ページに成人保健事業ということで、その中の一つの事業として乳がん検診につきましても記載させていただいておりますので、この部分についてを中心にお答えさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

乳がん検診事業につきまして隔年受診になったということについてのお尋ねというふうにご受けとめてございます。（「はい」の声あり）近年、厚生労働省の方では、住民検診につきまし

ては、死亡率減少効果のある検診を推進するという視点の中で、がん検診の実施についての指針の改正というものを行ってございます。その中の一つとして、平成16年、乳がん検診につきましてはマンモグラフィー導入を原則としているということと、マンモグラフィー検診により微細ながん細胞も発見することが可能になったということで、隔年での受診ということでの指針変更になってございます。以上でございます。

東海林委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長。もう少し時間ありますね。

木村委員長 東海林委員。こちらから指名してからしゃべってください。

東海林委員 はい、ごめんなさい。

松くい虫のことで、230ページ。私、前のときにも、きょう質問された方と同じようなことを質問しているわけですが、今は、枯れかかったときは茶色でよく見えたんです。ところが、枯れ葉が散っちゃってなくなって、枯れた立木だけが見えるわけですが、塩竈市の場合、古い建物とかそういうお宝を保存するということを言っていますけれども、そういう中で松くいがあったのでは松島が台なしになるということ。その中には松島の松だけじゃなくて塩竈の松が3分の2くらいあるんですよという話も聞いたことあるので、松島はすごく頑張っていると思うんです。地域によって、見ればわかるんです、これはどこでやっているのかというのが。県でやっているんだろうと思いますけれども。そういう点では、地域ごとにどれくらい熱が入っているのかというのが一目でわかるんだと思うんです。金華山なんかは今大変な枯れ方だと聞いていますけれども、塩竈市の場合もぜひ積極的にやってもらいたいなと思いますけれども、今どのようにされているのか、具体的にお願ひしたいと思います。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 松くい虫の事業につきましては、10月と1月に年2回、専門業者によって調査を行っております。その結果をもとにしまして事業計画を立てて、伐採等を含めた対策事業を行っているというような状況にあります。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 効果的なものが、松の植えかえとか、丈夫なのがあるというふうに聞いたんですけれども、私も昔塩竈の課におりましたので、一番効果があったのは空中散布なんです。あれをやっていたときは、かなりなかったんですけれども、それをやめたとたんに物すごい勢いでふえてきたというのがあったんですが、空中散布は今はやれないと思いますけれども、ぜひ塩

竈の松は何としても守ってほしいなと思います。マツノザイセンチュウというのは、今どうなって、その駆除は注入だけなんですか、お答えをお願いしたいと思います。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 松くい虫の事業の中身としましては、どうしても回避困難な部分については伐採を行っております。あと、地域を限定しまして、今お話出ました空中散布までは、浅海漁業者もいる地域ですので、どうしてもそこまでできないということで地上散布。あとは、17年度はやっていませんけれども、樹幹注入というような方法で対策事業を行っております。以上です。

東海林委員 ありがとうございます。終わります。

木村委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤委員 かなり多くの委員から平成17年度の決算について幅広くさまざまな質問が出されております。今、かなり歳出についていろいろ出ましたけれども、私は逆に歳出の方から入っていきたくて、こう思っています。

まず、市当局にお尋ねしたいのは、決算委員会から次の年度の予算編成に何を学ぶのか、あるいはどう参考にするのか、こういう基本姿勢があつてしかるべきだと思いますが、その辺の考え方からまず市長にお尋ねを申し上げたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 決算審査から次の予算編成についてというご質問でありました。

決算審査につきましては、今委員会でも大変多岐にわたる問題を提起いただきました。一つ一つ我々こういった問題に取り組みながら、改めてこのまちの活気、元気を取り戻すために今何が必要かというようなことにつきまして内部でいろいろ勉強会をスタートさせていただいておりますし、来年度の施策にどういった形でご提起いただきました問題・課題について反映していったらいいかということにつきましては、既に内部で勉強会を立ち上げております。できるだけ早く来年度の編成方針等につなげてまいりたいということで考えているところであります。よろしく願いいたします。

木村委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤委員 基本的に今市長の考えはわかりましたけれども、この考えを、管理職はもとより全職員がきちんとマスターしていただいて、そして大いに参考にさせていただき、さらには次の施政方針の予算編成に十分勉強していただきたい、こう思っているわけなので強く要望しておき

たいと思います。

そこで、財政状況を見ますと、かなり深刻な状況は否めないわけであります。しかし、財政状況の推移を見ますと、どなたかも触れておりますけれども、財政力指数は0.2ポイント悪くなった、しかし経常収支比率あるいは実質収支比率、公債費比率では改善されたとは言っているものの、財政状況がよくなっている状況ではないだろうと、こうと思いますが、その辺の考え方からお尋ね申し上げたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 佐藤委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

今議会を通じまして、本市の置かれた行財政環境、大変厳しい状況であるということは再三申し上げさせていただいております。代表的な事例として、残念ながら平成17年度決算につきましても貴重な基金を取り崩しながら何とか収支のバランスを図ったということでありまして、特別会計の中でも魚市場会計あるいは駐車場会計等につきましても、依然として繰り上げ充用というような形で決算をせざるを得ないという深刻な状況だと認識をいたしております。

そういった状況を何とか単年度収支を取り繕うような形でまずは決算ができないかということで、今いろいろな取り組みを始めたところでありますが、具体的には「新行財政改革推進計画」という形でまとめさせていただいておりますが、今後40億円を超える歳入不足が見込まれておりますが、こういったものにいち早く対応していきたいということでありまして、職員の定数削減でありますとか、経常的経費の削減、あるいは普通建設事業費の厳選等々、さまざまな取り組みを今始めたところでありますし、できるだけ早く結果を市民の方々にお示しをさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 基本的には市長の考え方でいいと思うんですが、塩竈市の長い財政状態を見ると、改善するのは大変だなと、一言でそう思うわけです。しかし、市政が続く限り、市民の負託にどうこたえていくか、これは基本的に市長の政治姿勢にかかわる問題でありますし、また財政をよくするのも悪くするのも、これは為政者の問題でありますから、積極的に改善方を強く要望しておきたい、こう思っているわけでありまして。

そこで、自主財源と依存財源のあり方、大体フィフティー・フィフティーなんですね。フィフティーでもないけれども、自主財源は約40%ぐらい、依存財源は大体60%ぐらい。自主財源は、特に市税の落ち込みがここ何年間かずっと続いているわけです。これは回復するのは

大変だと思いますが、たまたま二、三日前に、土地評価が発表されました。塩竈は大体4%、場合によっては6%、7%と、かなり下落をしている。そういう状況からして、今後の固定資産税の推移はどうなっていくのか。来年度の見通しを聞かせてほしいなと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 先日、県の基準地価が発表されました。塩竈市の状況でございますが、昨年度が6.5%減だったところが若干率は下がったわけなんですけれども、5.2%という形で下がったんですけれども、まだ依然として下がっている。仙台のように上昇傾向にはまだ続いていかないのかなと考えてございます。

県の基準地価がすぐ固定資産に反映というわけではないわけなんですけれども、前年度6.5%下がって調定で6%ぐらいというように、そんなに差がないような形にはなりますので、来年の固定資産の土地分については、やはり5%近く下がる可能性があるなというふうに見ております。

あと、詳しく内容を見ますと、地域によって前年よりも下落幅が大きくなっているところが2地点ほどございまして、そこら辺についても、現実的な土地の取引を反映させる内容でございますので、どういう状況でそうなったのかについては不動産鑑定士とかプロの意見を聞きながら分析していきたいと考えてございます。以上です。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 下落をするということは、まちの活力が落ちているということなんです。それだけに、一日も早くまちの再生にかけた行政の取り組みが必要だと、私はこう思っているわけなんです。そういう意味では、市政の施策の展開というのは非常に重要なんです。私は、ことしあたりは下げどまるとっておったんです。来年も下がったら、また大変なんです。

大都市は、かなり上昇になってきているわけです。前回、多賀城の一部が下げどまっているわけです。やっぱり大都市に近ければ近いほどそういう傾向があるわけですから、塩竈も隣接都市として、いろいろな施策の展開をしながら、活力を取り戻す施策をどのように展開していくか、そういう意味で真剣に考える必要があると思います。

そこで、去年の決算を見ますと、最初は地方交付税が削減されるんじゃないか、こう思っておったんですが、逆に1億3,000万円ほどふえたんです。ふえたことは、臨時財政対策債の大幅な削減の関係でこうなったのかどうか、その辺の考え方を聞きたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

交付税、特に普通交付税でございますが、地方財政計画の中での臨時財政対策債というのが平成13年度から組み込まれた関係で、従来交付税として交付されてきたものの一部が臨時財政対策債となっておりますので、17年度につきまして、普通交付税で交付される分では1億9,000万円ほどの増加なんですけれども、臨時財政対策債の方では、同じく2億円ぐらい減少ということで、普通交付税と臨時財政対策債を加えたもので比較いたしますと、前年度とほぼ同額ということでございます。

ただ、中身的に見ますと、地方歳出の削減ということで需要額の切り落としがされておりますので、実態的な見方では、財政課としてはまた別な試算をしております、実質的に交付税が減少した幅ということで押さえている金額が別でございます。分析しないとわからない部分でございますが。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 臨時財政対策債は自主財源でございますから、そういう面では借り入れしているいろいろやったと思いますが、特に塩竈の場合は依存財源の比率が大きいと私申し上げまして、依存財源の中でも地方消費税は6.3%落ち込んだわけです。これはなぜなのか。中央を含めて景気が回復してきている、だから地方消費税は私はふえるものだと思っておったんですが、今後の見通し、この辺の考え方をお尋ね申し上げたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

地方消費税の方、交付金でございますけれども、確かに16年度に一たん伸びたと。ということで伸びを期待するわけだったわけでございますけれども17年度で減少してしまったということで、16年度、一時的な要因として消費税の課税対象とする区分がちょっと変わったということで増加要因がありましたので、それが増加に出たのかなと16年度は考えておりますけれども。やはり消費の伸びというのはまだまだの部分があったのかなということで17年度は減ったというふうに考えております。

それで、18年度でどう見ているかということなんです、地方財政計画の方では18年度では伸びるといふふうに見ておりまして、全体としては18年度ぐらいから伸びに転じることを期待したいと思います。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 理解をするわけですが、これはたしか平成9年から、11年だっか、ちょっと忘れましたが、6億円を割っていなかったんです。ずっと6億、7億まで行ったような気がするんです。ですから、そういう面で今後大幅に減るということは私も予想しなかったものですから、財源の確保として十分今後対応していただきたいと、こう思っているわけがあります。

次に、では歳出に入ります。

今東海林委員が言いました松くい虫の関係からちょっとお尋ね申し上げます。

かつて平成4年ころから平成8年まで法律がありまして、これは時限立法だったんですが、その後継続してこの事業をそれでもやっているわけです。しかし、去年から比べると、去年はかなり予算を使った。ところが、ことしはかなりの予算を残したんです。だから、私はちょっと考えられないんです、これだけ被害が出ているのに。

この法律によって、さっき10月とか1月と言っていましたけれども、かつては6月ごろまでやりなさいという法律の施行があったと記憶しているんです。なぜ今10月とか1月にやったか。これは空中散布の関係があると思いますけれども。空中散布をやめた効果があったんですか。今までずっとやっていた。ところが、あれは無策だと言われているんです。逆に、伐採して植栽した方がいいと、こういう方針に国の方針が変わってきて、余力が入っていないと思ったけれども、これを見ますと、空中散布をやっているんだ。ヘリコプターでやっているんだと思いますけれども。

1,900万円の予算で1,000万円しか使わないんだ。1,000万円使ったうち、一般財源が688万8,000円、県支出金が350万円。私たちが一番心配するのは、特別名勝地域、県立自然公園、だからその割合にしてみれば県の支出が少ないのではないか。去年は国庫支出金だったんです。去年のあれを見ますと。去年1,200万円の国庫支出金を使ったのに、ことしは何で県支出金になったのか、その辺の経過をお尋ねしたいと思います。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 16年度には国庫支出金として1,200万円ほど支出しております。今回、国の支出金が県の支出金に移りまして、県支出金として事業が進んでおります。

あと、ご質問にありました、予算額に対して決算額が少なかったという部分なんですけれども、231ページ右上の伐採本数、16年度448本ありまして、17年度は274本という形で、調査の結果、伐採本数も、特に1月の調査の結果、伐採本数も少なかったということ

で、結果を早く見込んで、本来ならば補正をしなければいけなかったんでしょうけれども、補正が間に合わなかったということで、今後は、その調査の結果を見ながら、適切な補正をしていきたいと考えております。以上です。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 かつて法律があった時代は、国が応分の負担をしておったわけだ。地方自治体は少なかった。ところが、これを見ると一般財源がかなり、3分の2使っているわけです。そういう意味では、これは国、県に、特別名勝松島の景観を守ると、そういう取り決めをしなければいけない事業だなと思うので、かつて塩竈市では環境審議会でいろいろやったと思いますが、この辺をずっと読んでみても、余りこの問題に触れていないんです。環境審議会のいろいろな指摘の事項を余り触れられていないんです。だから、なぜこうなったのか私不思議に思っている。そういう面では、あらゆる角度から検討して、松島の松を守る、そういういろいろなあいつをなぜ余り具体的にしなかったのか不思議でしょうがありませんけれども、それは終わったことですからあれですが、今後この問題についてどう取り組みをするのか、この辺の考え方をお尋ね申し上げておきたいと思います。

木村委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 松くい虫につきましては、昭和51年から塩竈市でも被害が明確になっております。ただいまご指摘がございましたように、国の方の補助金等を活用しながら、塩竈市といたしましては全木伐倒ということでこれまで取り組んできております。ちなみに、すべての被害木を伐倒しているという実績を持っているのは周辺では私は塩竈市だけではないかというくらい力をやってきた事業と理解をしております。

ちなみに最近5年間ぐらいの市の事業費に対する負担金、これを見てみますと、大体40%から50%程度の市の負担金ということでございますので、昨年度の事業費負担金3割ちょっとというのは、その部分に比べては支援金というのは、県を通じての支援ということでございますが、大きく減少したというふうな状況にはなっていないものととらえております。

私たちといたしましては、先ほど来ご質問ございましたように、塩竈の財産の大切な一つというふうに認識してございますので、今後とも被害木についてはすべてを伐倒する、そしてまた片方では松くい虫に抵抗性のある松を植樹して景観を新たに創造していく、こういった事業に今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 確かに昭和51年、石巻の方からこれが発見されて、逆にこっちに広がってきたという経過がある。もう既に岩手県を越えて青森県まで被害が行っているという状況であります。特に天下の名勝金華山、見るも無残です。物すごい枯れ木が、余りにもあれですから、これが金華山かと思うくらいひどい状況であります。あれを宮城県がどうするのか私もわかりませんが、塩竈の松を少しでもあれするためにも、問題は植栽でもって何とか解決したいという気持ちを持っているわけですが、これまで何本ぐらい浦戸地区だけで植えたのか。市内も植えたと思いますけれども、例えば北浜とか、いろいろありますけれども、4島5部落の浦戸にこれまで長年かけて植栽やっていると思いますけれども、何本ぐらい植えたのか、その辺、お尋ね申し上げたいと思います。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 平成8年度から植栽を始めまして、毎年500本から600本ほど植栽しております。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 私聞いているのは、これまで何本ぐらい植えているのかと。何千本とか。その辺が知りたいわけなので、その辺の記録があるのか。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 この抵抗性苗木の植栽を始めたのは、平成8年度を初年度としまして、毎年500本から600本ずつ植えておりますので、約10年間で5,000本から6,000本ほどになっておるといような状況にあります。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうしますと、松くい虫の被害対策特別措置法の期限が切れた後からそれが始まったということになると思うんです。したがって、せめてこれを継続していただいて、松島の松を復活して、松がなくなったら松島と言えなくなるわけでありますから、特に浦戸のあれは自然を残すという形で、特に全力を挙げてほしいなと思います。

次に、先ほどもいろいろありましたけれども、マリゲートの問題もありました。そこで、いろいろな事業を展開しているわけですが、テナントがふえたり減ったり、これまで取り組んできた経過というのは市長は県にいたからよくご存じだと思いますけれども、議会は大変な苦勞をして、あそこまで持っていったと。当時、県も応分の負担をして、あるいはかかわった企業も応分の負担をして解決したという経過からして、あの施設を何とか維持したいとい

うのがみんなの願いだと思います。ましてや今度、区画整理であそこをつないで、にぎわいをつくっていくということでございますから、そういう面では真剣に今度いろいろなイベントやらなければテナントが戻らないのではないだろうか。そういう面では、市長も随分あちこち県内の首長さんといろいろつながりがあると思いますから、いろいろな面での、八百屋市でもいろいろな物産を持ってきて、あらゆる努力をしてほしい。そして、さまざまな祭りをやって、少しでもテナントに栄養を与えてほしい。そういうことを思いますが、その辺の考え方をお尋ね申し上げます。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 マリンゲート塩釜の活性化についてご質問をいただきました。先ほど小野委員からも同様のご質問をいただきました。やはりこれは塩釜の大切な財産であります。公設民営ということで、議会の皆様方にも大変なご理解をいただきながら、今活性化に向けた取り組みをいろいろ進めさせていただいております。例えば、旧古川の八百屋市でありますとか丸森いち、あるいは岩出山等々から年に数回、市を開催していただいておりますほか、塩竈の醍醐味、あるいはいろいろな企画を開催させていただきながら、テナントで店舗を運営されている方々の一助になればということで努力をいたしているところであります。

今後につきましては、いよいよしおかぜ通りが開通し、本塩釜駅とマリンゲートが直結する形になるわけであります。ぜひ、そういった機会をビジネスチャンスととらえまして、なお一層施設の活性化が図られますよう努力を重ねてまいりますとともに、県内各首長さん方には私からも直接、各種の市を開催いただきますような働きかけをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 基本的にはそのとおりだと思いますが、区画整理でにぎわいをつくって、本塩釜からつないでいって、一日も早くその実現を、いろいろ建設部はやっていると思いますけれども、やっぱり市民は待望していると思います。そこで、この施設を有効に、そして港湾全体が生き返るような施策をどんどん進めていただきたい、このことを申し上げておきたいと思いません。

次に、いろいろ問題がありました市営住宅の管理業務についてお尋ねを申し上げます。

その中で、きのう中川委員と委託料の問題で総務部次長は、電算業務については6,200万円とか6,300万円ぐらい使っていると言いますけれども、それ事実ですか、その数字は

間違いありませんか。

木村委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 先日申し上げました6,200万円につきましては、住民情報系の部分も含めまして6,200万円ということになってございます。そのほかに内部情報系を含めると約8,000万円ということになってございます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 いろいろ私拾ってみて、一般会計の部分だけでも9,000万円超しているんです。選挙費入っていませんよ、例えば衆議院、知事選挙のいろいろなのが入ってなくても、それ300万円抜いても、9,000万円を超しているんです。ですから、やっぱり数字というのはきちんと言わないと。市民、意外と安く使っているんだなというふうに思いますから、きちんと間違いのない答弁をしてほしいなと、こう思います。

次に市営住宅の問題で、主要な成果に関する説明書の252ページに電算業務委託が103万3,000円になっているんです。ところが、決算上は31万2,000円なんです。この辺、どっちが正しいのかなと。本当は一致してもらった方がいいんですが、これだけ違ったのではどうなのかなと。その辺、どうなんですか。

木村委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 市営住宅の方の電算業務の方なんです、資料5の方の156ページ、こちらの方の13の委託料、こちらの方に記載されておりますのが31万2,900円、これが大型電算の方を利用した委託料でございます。それから、14節の使用料及び賃借料、ちょっと明細がないので見えておりませんが、この中で、きのうもちょっとありました市営住宅の管理システム、そちらの方のリース料として約70万円、これが入ってございます。合わせてその金額103万3,000円という形になってございます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 どうも資料を見ると間違った感覚になってしまうんだな。だからそういう面では、この辺、親切に出してもらわないと、電算業務こんなもので済んだのかと、でも主要な成果に関する説明書では103万3,000円になっているわけです。そして今度、資料はまた違うというのですから。やっぱりこれでは混乱を与える。そういう面ではもう少し親切な提出をしないと、どっちが本当なのかわからなくなってしまう。そういう面では、資料の正確性を期すためにも、もっといろいろ研究してほしいなと、これだけ要望しておきます。

次に、きょうは今野委員からも出ました。公民館のいろいろな事業についていろいろ出ました。私は、東玉川の公民館、それからエスプのときも、実はここで賛成討論をした記憶が今よみがえったわけなんです。教育長、塩竈市の社会教育というのは、私は今でも日本一だと思っています。日本で一番早く文部大臣賞に輝いたんです。昭和29年でした。ですから昭和26年1月、松の内に公民館をオープンして、そしていろいろな事業展開をした。そして、積極的に、当時、大きな役割を果たしたという形で、東北公民館連絡協議会、そして文部大臣から、続いて28年、29年と表彰された経過があったんです。その表彰状が昔本町公民館の正面にあったんですが、今はないんです、どこを探しても。あれどうしたのかなと。だれもわからないんです。それわからないからみんなあれなんです、やはりそれだけ実績を持っている。

今、いろいろな公民館の問題、あとエスプの社会教育、昔は社会教育活動と言ったんです、その後、10数年前までは生涯教育と言った。今は生涯教育という言葉は使わないんです。今は生涯学習の時代、こう言われているんです。したがって、私は、いろいろな面では塩竈は、施設は少ないけれども、芸術文化と生涯学習のまち。一方で、水産の、かつては海洋文化と言いましたけれども、私はむしろちょっと大げさだったかなと、あれは。国際海洋文化としてあっちこっち使ったんです、港の都市は、清水とかなんか。むしろあの当時は水産食品の都市と言った方がよかったと思っているわけなんです。

いずれにしても、塩竈はいろいろな施設こそないけれども、中身的にはかなりの事業を展開している。そういう意味では、歴代の首長がそれなりの功績を残して、伝統を受け継いで皆さんがやっているわけですから、生涯学習のまちとしての大きな役割を今後も期待をしながら、終わりたいと思います。

木村委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、22日午前10時より再開し、特別会計、企業会計の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後 4 時 3 0 分 終了

平成18年9月22日（金曜日）

平成17年度決算特別委員会
（第4日目）

平成17年度決算特別委員会第4日目

平成18年9月22日(金曜日)午前10時開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	嶺岸淳一委員
浅野敏江委員	吉田住男委員
佐藤貞夫委員	木村吉雄委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

鹿野司委員

(特別・企業会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	産 業 部 長	三 浦 一 泰 君
建設部長	内 形 繁 夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君	市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君	産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君
建設部次長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君	総務部 総 務 課 長	郷 古 正 夫 君
総務部 財 政 課 長	菅 原 靖 彦 君	総務部 税 務 課 長	福 田 文 弘 君
市民生活部 市 民 課 長	澤 田 克 巳 君	市民生活部 浦 戸 交 通 課 長	佐 藤 俊 行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介 護 福 祉 課 長	高 橋 敏 也 君
産業部 みなとまちづくり課長	神 谷 統 君	産業部 水 産 課 長	渡 辺 常 幸 君
建設部 下水道事業所長	金 子 信 也 君	総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐 藤 信 彦 君
会計課長	橘 内 行 雄 君	市立病院長	伊 藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君
市立病院事務部 医 事 課 長	安 部 弘 章 君	市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画 室 長	山 本 邦 男 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君	水道部営業課長	鈴 木 清 君
水道部工務課長	鈴 木 幸 寿 君	水道部浄水課長	黒 須 精 一 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

木村委員長 おはようございます。

ただいまから、平成17年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

鹿野委員より欠席する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

これより、特別・企業会計の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、質疑・意見等についてご発言をお願いします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。

志子田吉晃委員。

志子田委員 おはようございます。

きょうは特別会計、企業会計ということで1人30分なので、早速病院事業のことからお聞きします。

それで、資料9に市立病院事業決算書ということで9から10ページあたりですね、そこに概況、総括事項、いろいろ書いてあります。全体的なものを見るのはここがいいと思いますけれども、総括事項の中ほどに6億3,600万円ほどの不良債務が生じていると書いてありますね、それから一番下、差し引き7億2,300万円の純損失が生じましたと。これが大体17年度の病院の決算上の状況ではないかと思うんですけれども、担当当局の方から、17年度の決算状況を総括して、大ざっぱでよろしいですから、ご所見をお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今、志子田委員からご指摘がございましたように、平成17年度の市立病院の決算、大変厳しいものがございました。

ただ、17年度につきましては、議会の方にもご報告しておりますとおり再生緊急プランに基づきまして市立病院全力で取り組んできたところでございます。可能な限り早期にこのプランを実行して、その効果を最大限に発揮させようと努めましたけれども、給与の見直し、それが

ら早期退職募集などどうしても職員、組合との一定の協議の時間を要しまして、なかなか年度当初からの効果というふうなものは期待できませんでした。その成果は、約2億円という額にとどまらざるを得ないということでした。

さらには、退職募集を行うに当たりまして、退職手当のある程度の有利な条件を示さざるを得なかったということでの割り増しを行ったことなどから、新たな費用も発生したために、収支改善のこの2億円のうち1億5,000万円程度が相殺されるというふうな結果になってしまっております。そして、その結果が、どうしても決算に反映されなかったという限定的なものになってしまったというふうな状況でございます。

ただ、平成18年度は、この再生緊急プランの取り組み、先生方も13名でスタートしてございます。これが年度当初から、このような人件費削減等々の効果が発揮されてくるものと期待しているところでございます。本当に17年度このような結果になって、ご心配をかけて大変申しわけございません。18年度は何とかご評価いただけるような結果を残したいということで、今、院長ともども一丸となって18年度の収支改善を目指して取り組んでいるところでございます。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。大変な17年度が、ことしから、これからにかけて、過去も含めて、多分これ以上悪い数字は、あと出ないのではないかと期待します。

それで、17年度が一番不良債務が発生したということで、この病院事業を運営するに当たって、そういう財務的なことで大変な状態になっていると思います。それで、一般会計のときにも別なことで聞いたんですけども、一時借入金のこと。病院事業の方も、一時借入金のことを聞きたいと思います。

それで、9の8ページに貸借対照表が載ってまして、一時借入金が26億5,000万円ですか、そういうふうにあります。それから、ほかのところ、18の病院事業の概要というところの31ページを見てもらった方がわかりやすいかなと思うので、こちらの18の病院事業の概要、31ページのところでちょっとお聞きします。

貸借対照表の真ん中ころに一時借入金26億5,000万円、一番下、年度末不良債務額24億3,100万円ほどあります。それで、この一時借入金、17年度末ということなので、26億5,000円、そういうふうにありますね。それで、監査委員の方からいた

だいた例月出納検査、今議会の初日にいただきました。それを見ると、3月執行額には28億6,000万円となっているんですね、決算書では26億5,000万円。そうすると数字が、どういうふうにして26億5,000万円になったのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 ただいまごらんいただいておりました、冊子番号18の31ページ、ここに貸借対照表がございます。ここに一時借入金17年度末26億5,000万円とありますが、これは17年度全体を通して、最終的に年度を越した数字ということでありまして、一時借入金でありますから、運転資金が一時足りなくなるという場合に、年度内に限って借りると。基本的には年度末にはゼロになるわけでありまして、なかなかそうもいかないというところが、最終的な数字として出てまいります。また、これは一時的に借りたり返したりというものでありますから、1カ月を通しますと、その1カ月のトータルというのが出てまいります。これが3月分という形で上がりますので、必ずしも年度末、最終的にしっかりとした残った数字とは合わないということになります。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 合わないという、そうすると発表する一時借入金の金額を確定するのは、どれが正しい金額なのかということは、ご自由に選べるということでしょうか。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 ただいま見ていただいておられます、一時借入金26億5,000万円というのは、年度末最終的な数字という形で、これは操作できるものではございません。また、これ以外の数字というのは、これは年度内でその都度必要な部分を借りて返してという形になりますので、確定する数字というのは、ここに上げた26億5,000万円、年度末ということになります。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、監査委員の方にお聞きします。監査の例月出納検査の3月執行のところの一時借入金額は28億6,000万円と、この決算の、今言われた26億5,000万円とは違う数字になっていますが、監査した方の数字とこの決算書が違うということなのか、どういうことなのか、ご説明お願いします。

木村委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 ただいま病院の方からも説明がありましたように、まず決算の方の26億5,000万円ですか、この部分については、3月31日時点で締めた部分で、いわゆる決算したという金額になります。私の方で言っている28億6,000万円というのは、3月、1カ月間の間に借り入れた金額の合計という形で表示しておりまして、決算されて3月31日から4月1日に繰り越した、繰り越すといいですか、その時点であったのが26億5,000万円、そういう金額になります。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。

それで、限度額とのかかわりなんですけれども、病院事業の17年度の一時借入れ限度額、それから18年度限度額、限度額は幾らになっているのか。その限度額を超えていないということがわかればいいんですけれども、一時借入金が、この26億5,000万円という数字がね。そこは大丈夫だったのでしょうか、お聞きします。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 ただいま見ていただきましたように年度末の残が26億5,000万円となっておりますが、17年度におきましては、議会でもお認めをいただきましたように一借は限度額30億円となっております。

また、ちなみに18年度については35億円ということでございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。限度内だということがわかれば、それ以上になっていると大変だなと思ってお聞きしました。その一時借入金のことはわかりました。

次のことを聞きます。病院事業、最初に部長から言っていたような、そういう状況なので、今度は決算の中身をお聞きしたいと思いますので、11の25から27ページ、市立病院事業決算参考資料でお聞きします。経営分析表でいっぱいいろいろな角度からとらえられています。その25ページの1の病床利用率、ここを見ると17年度54.4%、年間指標というのは全国的な平均だと思うんですけれども、82.5%に比べて病床利用率が17年度は非常に悪かったということがわかると思います。

それから、26ページの方、医業収益に対する割合の職員給与費、退職組合負担金もありましたので、それを除くというところを見ると73.9%、年間指標ということは、全国の病院の平均は人件費比率51.8%だということ、こういう経営分析表ではないかなと思いますので、

その辺のところ、病床利用率、これが病院経営するのは病床利用率が上がるのが一番の指標だというふうに聞いています。それから、経営上は、あとは給与、人件費比率ね、その辺のところ、どうしてこういうふうになったのか、あるいはどういうふうに18年度、今再生緊急プランやっていますけれども、どういうふうに目標にしてこれから改善されるのかお聞きします。

木村委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 お答えいたします。

病床利用率につきましては、どうしても医師数との関係がございます。平成17年度は10名の先生方でスタートしているという状況もございまして、どうしても先生方1人当たりが診られる入院患者というものは限定されてくるという状況でございまして、結果といたしまして54.4%というふうな数値になってしまいました。16年度は、ちなみにこの資料では67.6%という数値になってございますが、16年度は4月当初は14名からスタートしていると。その分、ある程度の入院患者を1人の先生方が診られたというふうな結果となった数値が、ここに示されている内容であると考えてございます。

それから、ご指摘の職員給与費の割合でございます。やはり病院が経営健全化をするためには、全国的な黒字病院というところでは、この人件費比率は50%、さらには、もう少し経営がよい病院というのは40%台になってございます。ただ、この数値の算定に当たりましては、分母になる医業収益というものが、まず大きなポイントになります。残念ながら平成17年度につきましては、この医業収益、先ほど申し上げましたように医師不足のために17億8,000万円という結果になってしまいました。その結果、このような比率が大きくなっているという状況でございます。

なお、再生緊急プランでは、このような人件費の状況を踏まえまして、医師数に見合った看護体制ということで、早期退職募集を図りまして、18名の職員の削減、さらには職員給料の圧縮に努めてございます。何とかこの取り組みを18年度の経営指標に生かしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。まず、市立病院、そこに存続していただかないと困ることなので、しっかり改善していただきたいと思います。

それで、関連して、そういう経営状況をお聞きしたいんですけれども、そういうためには医

師の確保、あるいはそのための待遇改善、そういうことでなければ来られないと思います。それから、せっかくお医者さんが市立病院に来られても、開業のために退職されてしまうと、来てもらっても来てもらっても、塩竈市立病院を卒業式にして新しく開業という状態は、これはどこの自治体も、塩竈ばかりではなくて、その辺のところは公立病院の全国的な問題点と聞いていますけれども、そういうふうには開業されなくてもいいような、やはりそういう待遇、あるいは定年後もずっと塩竈の市立病院で働いていただくというような、そういう制度をつくっていかねば、医師、片方では確保して片方ではいなくなるということでは、イタチごっこになってしまいます。その辺のところを何かお考えなのかどうか、対策を打ってあるのか、全然どこも全国的に難しいところだから対策はないのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 志子田委員のご質問にお答えいたします。

どこの自治体病院でも、勤務医の方がやめて開業なさるというケースが非常にふえてきて、その一番原因となりますのは、やはり病院の激務と申しますか、外来、それから入院等、それから当直、そういう問題もございまして、ある程度医者数が一定されまして、それでその先生たちも自分の興味ある疾患を多く診て学会等に発表したり、そういう充実感が得られれば病院にある程度長くいてもらえるということはあると思います。

ところが、人数が減ってきますと、1人にかかる負担が多くなりまして、それが連鎖反動的に医者がいなくなってしまうということは、先日の朝日新聞にも載ってございましたように内科の医師が全員やめたとか、そういうことも報じられてございまして、うちでもそういうことがないように、できるだけ先生方の補給をしまして、一人一人の負担を減らしまして充実してできるように、ずっと勤務していただいて市民の方々に貢献できるような、そういうことを目指していきたいと思っております。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。しっかりその辺のところをお願いしたいと思います。

それで、そのためにも医師の方の待遇改善、これ以上の、やはり塩竈の市立病院はほかの公立病院よりもずっと待遇がいいというような制度をつくっていかねばならないと思うんですけれども。あるいは定年後も引き続きずっと勤められるというような、そうすれば途中でやめられないから、ずっといい形で医師の確保ができると思うんですけれども、その辺のところ

は当局はどのようにお考えですか。

木村委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 お答えいたします。

先生方の処遇改善につきましては、平成17年度の再生緊急プランの一環といたしまして、医師の報償、手当を24万円ほど引き上げてございます。このことによりまして、何とか先生方の給与面での処遇改善が図られればというふうなことで実施いたしております。あと、ほかの団体の取り組みといたしましては、やはりこういう医師不足の中で一定の医師の定年制を延長させるとか、そういうことでつなぎとめるという工夫をしている自治体もございますので、この辺の検討も今後の課題なのかなというふうに考えているところでございます。

それから、やはりご指摘のとおり医師確保というところが病院の経営改善にとって不可欠でございますので、平成18年度、17年度ではおかげさまで大学、それから宮城県に塩竈市立病院の再生緊急プラン取り組みをお話しし、説明した結果として、ドクターバンクの方から先生が1名派遣されたということもございました。18年度も引き続き、伊藤院長先生を中心に東北大学の診療科の、全部の診療科と言ってもいいんですが、教授の方を訪問いたしまして、市立病院の実態等について説明し、医師派遣の協力をお願いしているところでございます。また、市長にも第三内科の方においでいただきまして、教授に対して御礼、それから協力の感謝の意をあらわしていただいているところでございます。それから、宮城県の方にも伺いまして、宮城県の事業管理者とも協議いたしております。18年度につきましても、引き続きドクターバンク制度を活用した医師の派遣をお願いしたいと。あわせて、その際全適につきましてもいろいろご指導受けてございます。

このようなあらゆる取り組みを今してありまして、この取り組みが何とか医師確保に結びつけられればいいなというところで、院長先生と一緒に医師確保に向けて全力で取り組んでいるという状況でございます。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この経営分析表の最初に聞いた、今度は病床利用率ですけれども、それが最終的に、今年度18年度はこの数字が当然54.4%から上がってくると思うんですけれども、いっぱいあいているという意味では、いろいろなPRがやはり必要だと思います。それで、塩竈市立病院は、ほかの近くのいろいろなところの病院に比べてPRする最高の利点は、療養型ベ

ッドがあると。一般の病院は手術が終わるとすぐに退院というところが多いんですけれども、そういうのがあるということをいろいろもっとPRすると、この療養型ベッドばかりではなくて、普通の一般の病床の方も利用率が上がると思うんですけれども、そういうPRですね。療養型ばかりではないでしょうけれども、市立病院にいっぱいベッド数が埋まる、あるいは患者の方がいっぱいこれ以上来ていただくということについて、これまでやられた方法とか、PRの方法とか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 ご指摘のとおり病院の状況を市民の皆様によく知っていただくことが重要と考えてございます。今年度より、伊藤院長のもとに市民に親しまれる市立病院を目指しまして、市民からの健康相談に市立病院の医師が答えられる番組を7月からスタートさせております。FMベイウェーブのホームページで放送内容を聞くことができますので、ぜひお聞きいただければと思います。

また、院内広報「すこやか」というふうなものも議会の方にご配付させていただいておりますが、これなども外来に配布いたしております。病院のPRというものにつきましては、国の規制がございましてなかなか厳しいものがございますが、やはりどのような形でPRしていくかと。民生常任委員会の中でも、このような「すこやか」について市民の方に知らせてはどうかというふうなご意見も出されました。この辺も含めて、医療機関の広告の規制に該当するのかどうかも含めて、また費用の点もあるのですが、県の医療整備課の方と協議をしながら、少しでも市民のPRに努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしくお願ひしたいと思います。こうやって病院の質問をするだけでも、いろいろ中身をわかっていただければ、これも一つの、きょうの私の質問もPRになっているかなと思います。

それで、最終的には経営者の、今、これから全適に向かって努力されていると思うんですけれども、代表は市長なので、やはり経営者の方の病院存続のための姿勢というものが、働いているほかの従業員の方に響くわけです。それで、前にも市長にお伺いしました。最近はどうなのか、この訪問回数。前のときは月1回くらいと言われたんですけれども、最近はそれ以上ふえていると思うんですけれども、訪問回数、何回くらい行かれておりますか。

木村委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 市長は、適宜状況を見ながら市立病院に来て、看護部も含め、我々職員一同、いろいろ指示なり励ましをいただいているというところでございます。以上でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしくお願いします。

そうしましたら、時間が残り少ないので、別なことを聞きたいです。資料 6の115ページから119ページにかけて、国民健康保険事業、全体的なことが載っています。それで、119ページのところを見ていただくと、医療費適正化対策ということで(1)(2)(3)とありますね、レセプト、それから被保険者確認、第三者行為請求と。この辺のところを、特に適正化対策、医療費が膨らんで国民健康保険制度そのもの自体が、このままでいくと崩壊の可能性もあるくらい医療費はふえています。そうすると、その負担が市民の方に国保税として来るということですから、この辺のところの医療費の適正化対策について、しっかりと、特に(3)の第三者行為、そういうことはやられておるということですから、どの程度の中身。そして、これ以上頑張っても、非該当請求というんですか、そういうものをしっかり見つけると、予想としては年間2,000万円くらいあるとお聞きしたことがあるんですが、どのようになっているか、その辺の説明をお願いします。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

医療費適正化対策につきましては、鋭意努力をさせていただいております。具体的には、ここに三つほど記載をしてございます。レセプト点検を実施しております。年間約25万4,000枚ほどのレセプトの枚数がございしますが、それを1枚1枚点検している状況でございます。それによりまして、過誤調整をした結果、1,629万5,000円ほど調整の結果がございします。それから、(3)の第三者行為の求償事務ということで、主に交通事故でございしますが、これもレセプトの症病名から判断をいたしまして、いろいろ調査をして、それぞれ損害保険会社等に請求をしてお金をいただくということでございします。これは交通事故、17年度ですと11件ほどございまして、731万5,000円ほど戻していただいたということで、合わせますとやはり2,300万円ほどの財政効果があったということでございします。以上でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 時間がないので、1点だけ、そのところで。そのほかにも、731万5,000円、第三者行為が出たというんですけれども、もっとしっかり徹底的に調べたら、もっと出るのではないかなと予想しているものですから、そういうふうに取り組んでほしいと思って聞いたんですけれども、一言でもいいです、時間が少ないので。よろしくお願いします。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 繰り返しますが、膨大なレセプト枚数から1枚1枚点検をしている状況でございます。我々も一生懸命努力させていただきますので、ご理解をいただければと思います。

木村委員長 吉川 弘委員。

吉川委員 それでは、私の方から、成果の115ページの国民健康保険事業について質疑させていただきます。

今回の決算は、平成16年度10.3%の引き上げに続いて、17年度は5.88%の引き上げと。その決算で出ております。当局においては、当初は、16年度から4年間連続してなだらかに引き上げていって、その間の収支差については、繰り上げ充用も行って、そしてあと、平成20年度にはゼロにすると、そういう計画であったと思います。

しかし、この2年間の値上げによって、17年度の結果、差引額は2億1,200万円の黒字決算と。そしてあと、今後の見通しについても、18年度、19年度、基金を使えば赤字にはならないと、そういう見通しになったと報告されております。その辺で、国保会計にとっては、やはりそういう黒字になったということは好転したということで、いいわけですが、ただ一方、市民にとっては、どういう負担増だったのかなという、その辺を聞かせていただきたいと思います。

それで、この2年間の値上げによって、仙台市を除いて県内9市の中では、石巻に次いで本市が2番目に高い保険税になったと、そういう状況だと思います。そういう面では、やはり本当に市民にとっては大変な値上げであったのではないかというふうに思いますけれども、この2年間の値上げ、それを通じて担当としてはどういうふうに見ているのか、まずその辺について伺いたいと思います。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 国保会計について、総括的にお答えをさせていただきます。

いと思います。

今、委員おっしゃられた経過がございます。本市の国保事業につきましては高齢化、それから平成10年10月の医療制度改正によりまして、老人医療適用年齢が70歳から段階的に75歳に引き上げられたということなどによりまして、国保の医療費の負担が大変大きくなったということで、大幅な赤字が生じるという見込みになったために収支改善計画を策定いたしまして、平成16年度から19年度まで4カ年で収支改善を図るということで現在取り組んでございます。今、16年度、17年度、2カ年経過したところでございます。これまで各年度ごとに収支見通しの見直しを行いながら、単年度で収支均衡が図れるということを目指しながら、今おっしゃられたとおり平成16年度では10.3%、それから17年度では5.88%の市民の皆さんには大変心苦しいお願いを申し上げながら、必要最小限の税率改定を行ってきた経過がございます。このことによりまして16年度では基金から1,200万円ほど繰り入れての決算でございました。ただ、ほぼ単年度収支均衡に近い状態になってございますし17年度決算では、ただいまおっしゃられたように17年度内で基金に積み立てを1億3,400万円ほど行いましたし、今回の決算で4,386万円ほどの黒字決算となっておりますので、基金残高につきましては2億1,200万円ほどとなる見込みでございます。

この主な黒字の要因といたしましては、税率改定による国保税の増収が主なものでございますけれども、歳出におきましては、保険給付費の伸びが10%の予測に対しまして8.7%の伸びにとどまったということ。それから、歳入におきましては、国庫補助金、それから県補助金などの増があったということが要因であろうと考えてございます。これも大変心苦しいのですが、市民の皆様のご理解とご協力によりまして、一定の収支改善が図られたものというふうに考えてございます。

ただ、一方では、国保税の収納率、ほぼ低下傾向にございます。収支改善には収入確保が基本となりますので、国保税の収納率向上に努めてきたところでございますけれども、主な取り組みについて若干ご説明させていただきますと、通常に取り組みに加えまして、16年度では全庁的な取り組みといたしまして、管理職による夜間徴収の実施、それから17年度につきましては、国保税の賦課徴収事務を保険年金課から税務課に一元化をいたしまして、収納体制の強化を図ってまいりましたけれども、結果としては若干低下傾向にございます。本市を取り巻く厳しい経済環境、それから国保被保険者には高齢者、低所得者、それから所得が不安定な方が多いという構造的な問題もございますけれども、今後も医療費につきましては一定の伸び

が見込まれており、依然として厳しい状況でございますので、これも税務課と連携をとりながら収納対策に取り組んでいきたいと考えてございます。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 確かにいろいろ努力はされていると。管理職初め、あとは収納の一元化とかですね。その中でもやはり医療費の伸び率、これまで10%を見ていたのが17年度は8.7%、あと、今後6.1%ですか、そういうふうにならずずっと引き下がってきているというのはありますけれども、そういう中で確かに高齢者、低所得者が多いわけですけれども、資料にも出していたいただきましたけれども、国保税の滞納繰り越し理由別、中身ですね、分類、それを見ますと、滞納額でいきますと17年度は86%の額、これが生活困窮と。ほとんどが生活困窮となっていて、これは16年度と比べましても13%ふえているんですよ。ですから、本当に市民にとっては大変な状況となっていると。

確かにこの間、収納の一元化なんかもされてきたわけですがけれども、しかし毎年の収納率の低下ですね、17年度も結局、前年度と比べまして0.38%の落ち込みと。ですから、歯どめがかかっていないという状況があるんですね。その中身を見ますと、特に不納欠損額、これは15年度では3,169万円と。3,000万円だったのが、16年度、17年度、いずれも1億円超しているんですよ、1億365万円、17年度は約1億1,000万円と。そういう状況で、やはりこのような多額の欠損金を出す一方、じゃあ滞納額は減っているのかということ、17年度では6,414万円ふえて、累計で8億2,895万円と大変な額になっているということですね。ですから、17年度のこの1年間、不納欠損金と、それからふえた滞納額、これを合わせると1億7,500万円と大変な額になっているという状況です。ですから、このような額というのは、結局市民にとっては本当に高く払えない、そういう状況がこの数字に出ているのではないかと思うんです。ですから、そういう面でやはり、確かに管理職も含めて職員、それからあと、いろいろ委託もやりながらやっていると思いますけれども、収納業務を通じて市民から出されている意見とか要望、その辺についてどのように分析し、意見が出されているのか、お聞きしたいと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 保険税の収納状況、本当はかなり厳しい状況です。我々税務課としましても、課税状況等含めまして分析させていただきました。17年度5.88%の改定をさせていただきましたけれども、それは均等割、平等割の改定でございます。この均等割、平等割では1億

5,000万円ほど調定が伸びている状況でございます。ところが、所得割、所得に応じて計算された所得割そのものは、4,000万円ほど落ちている状況でございます。やはり国保加入者の所得がかなり落ちているなということは、そこから出てくるのかと思います。

それから、不納欠損処分の状況も確認してみました。これは、15年度の3,000万円は、実は安易に不納欠損しないという形で、ちょっと翌年度に持ち越した経過がございます。その前の年度は8,000万円でございます。それを3,000万円、5,000万円ちょっとおくらせたといいますか、少し待ったという経過がありまして、16年度1億円、それから17年度1億円という状況になっているのが現実でございます。

それで、不納欠損の主な理由でございますけれども、不納欠損は1,000件くらいあるんですけれども、そのうち500件くらいが、財産がないという形で不納欠損させていただいております。これは、差し押さえても処分しても換価できませんので、財産がないというのが不納欠損の主な理由でございます。これが一番大きなものでございます。

続きまして、収入未済額がかなりふえているのではないかとということなんですけれども、先ほど出ました資料 19、決算特別委員会資料の43ページに、ここ3年間の現年分ですけれども、滞納の状況が表となっております。委員おっしゃられますように、収入不安定が中段にございますけれども、これの伸びが非常に激しい。やはり国保加入者の経済状況が不安定であるということが、ここに出てくるかと思えます。

ただ、私たち、ちょっと報告させていただきたいのは、この表の下段から三つ目のその他の理由のその他でございますね。これは、理由が特定できないといいますか、言ってみれば我々の納税相談に応じていただかない人がこの辺に分類されてくるわけですが、これが16年度6,400万円ほど、件数もかなりあったのが、3,300万円ほど、件数も落としていると。それで、我々できるだけ納税勧奨員もふやしたりとか、納税者の方と納税相談に応じていただける機会をふやしておりますけれども、そういうところがこの資料にも出ているのかなと考えてございます。

今後も、皆様方、状況はかなり厳しいですので、納税相談の機会を多くつくりまして、収納の努力をしていく方針でございますので、よろしく願いいたします。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに所得割で4,000万円落ち込んでいるという、今の経済情勢を反映していると思います。あとさらに、不納欠損でも、1,000件のうち約半分の500件ですか、こ

れが財産がないと、そういうことで不納欠損に結びついていると。ほかにあと、納税相談ですね、これが6,430万円から3,300万円と半分に減って、努力はされているという状況だと思います。

そういう中で、確かに所得割、これが相当落ち込んできているというのはありますけれども、ただ、今後の財政見通しで、資料にも出していただきましたけれども、公的年金控除、これが140万円から120万円になって、その20万円の部分ですね、これが縮小されたことによって国保税、本市の場合は県内で所得割が一番高い11.7%になっているんです。隣の多賀城市は7.4%ということで、非常に高いわけです。ここにもろにかぶさってくるという状況になっているんですね。今後は、18年度以降、今のところ値上げはありませんけれども、そういう中で、特に国保税の歳入にどういうふうにこれがなってくるのか、その辺についてお答え願いたいと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 確かに年金の控除は、最低で140万円から120万円に下がってございます。そのために、かなりの影響が出るのではないかと我々も考えてございました。結果から言いますと、18年度の調定の伸びは17年度と比べて2,000万円ほどの増になってございます。それで、これを1世帯当たり直しますと数千円単位のレベルになりますので、それほど影響が出なかったのかなと思ったわけなんですけれども、やはり基本となる所得が伸びていないからそのような状況になっている部分があるのかなと考えてございます。

あと、特徴的なのは、年金を主な所得とする世帯の数でございまして。これは、平成16年度は3,880世帯ほどでございましたが、これが4,200世帯ほどになってございます。全体の国保世帯の増が170世帯ぐらいでございましてから、それに比べると370世帯ですから、200世帯ほどふえている。やはり年金の控除が変わったということでの影響は出ているかなと考えてございます。ただ、それが調定に反映されているのは2,000万円ぐらいですので、そのところ厳しい状況ですけれども、何とか理解していただいて、納めていただけるような努力をしていきたいと考えてございます。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 18年度は2,000万円ぐらいのそういうのが見込まれていると。特に、激変緩和措置があって、3年間で3分の1ずつ上がっていくということですから、2,000万円、4,000万円、6,000万円と18、19、20年度には6,000万円の増になると。

その分が、それぞれ年金者に所得割としてかぶさってくるというふうになると思います。ですから、1人当たり20万円の11.7%だと2万3,400円ですよ。ですから、3人年金者がいるところでは、3年後には7万円の負担増になると、そういう状況になるというふうに思います。

それで、特にこういう滞納ですね、非常にふえてきている中で、国保には確かに法定減免、これがありますけれども、あと一方、申請減免、これがどのように17年度はあったのかお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 17年度、申請減免は3件でございまして、減免件数は前年の11件ほどから比べると、かなり落ち込んでございます。

ただ、今年度に入りまして、申請減免が何件か出てきておりまして、それも納税相談の結果かなと我々としては考えてございます。申請減免制度ありますので、きちんとした基準に該当する方であれば減免については取り組んでいく方針でございます。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに、11件、3件、あと今年度さらに出てきているというのはありますけれども、ただやはり国保加入者ですね、53%ぐらいですか、世帯数の中で、市民が入っている大きな額からすれば微々たるものだというふうに思います。その辺で、申請減免の場合は、前年度の所得600万円以下の方で当該年度の所得見込み額が前年の2分の1以下と、かつ生活が著しく困難と。そういう方が対象になっているわけですが、本当に今の制度をもっと実効ある、そういう減免制度に切りかえていくということが必要ではないかと思うんですけれども、その辺では検討はされているのかどうか。ぜひそういうふうに変えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 先ほど、申請されている方がふえてきているというお話をさせていただきました。それで、この減免規定には、今委員おっしゃるような取り扱いがございまして。それで、これの条文で減免される方というのがちょっと少なかったものですから、ただその申請がかなり出てきまして、該当する、あるいは、しないで、個々人かなり差が出るというのは、ちょっとこれは制度としてはまずい状況でございまして、少し状況を見させていただいて、必要であれば改定もやむなしというふうに考えてございます。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、17年度の短期被保険者証、これは814世帯があつて、そのうち保険証を取りに来ない、いわゆる保険証なし世帯が252世帯。そしてあと、さらに17年度には、これまでなかった資格証明書の発行、佐藤市長になってから初めて発行されまして、これが58世帯に出されていると。その辺で、現在、短期被保険者証の世帯、それからそのうち保険証なし世帯が何世帯あつて、それから資格証明書の世帯は何件なのか、その辺について伺います。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、資格証明書の方から言いますけれども、現在84世帯になってございます。

それから、短期被保険者証について736世帯が対象でございましたが、そのうち取りに来た世帯が617世帯でございますので、120世帯ほどが保険証がないような状況でございます。

ただ、先ほど言いましたように納税相談に来てくれる方が、16年、17年に比べますと200世帯以上ふえてございます。それは、短期被保険者証を取りに来なかった方々が少なくなった事実からも、そういうことが出ているのかなと考えてございます。

何度も言うようでございますが、納税相談に応じていただいて何とか納めていただく、それが一番大事でございますので、短期被保険者証についても、その一つのきっかけになるような形で利用させていただいております。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 当局の方では、やはり納税相談に応じるために短期被保険者証とか、あとは資格証明書の発行と、そういうふうに言っているんですけども、私は逆ではないかと思うんです。やはり、まずは保険証をしっかりと渡すという、納税相談のために短期被保険者証とか資格証明書の発行、それを活用するということは、それはちょっと筋が違うのではないかというふうには思うんですよ。やはり資格証明書の発行、それから保険証なし世帯というふうになれば、病院にかかる際は全額払いですよね。ですから、本当に国保税が払えない方が、じゃあ病院にかかるかといえば、事実上はかかれなくなると思うんです。資格証明書が84世帯、それから保険証なし世帯が120世帯、合わせると204世帯。ですから、世帯には大体1.95、約2人の住民がおりますから、これらを考えると400人の方が事実上、病気になったら病院にか

かれない、そういう状況になっているのではないかと思うんですよ。ですから、そういうことを本当に考えれば、資格証明書は発行しない、あと、とりあえずは保険証なし、この世帯にはしっかりと保険証を渡すということが必要ではないかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

木村委員長 福田税務課長。

福田税務課長 我々担当としても、資格証明書を出したくて出しているわけではございません。本当に保険証がなくて病院にかかれないという状況があったら困りますので、電話一本でも構いませんので、うちの方に連絡が欲しいというのが我々担当の基本でございます。

それで、実際的に申請減免が少なかったというのも、自分の状況を我々の方に申し出するとか、相談していただける機会が少なかったのかな、そういう部分もちょっと我々的には考えてございます。もし短期被保険者証でも、取りに来れない場合は、連絡いただければ場合によってはお届けするということもありますので、とにかく電話一本でも構いませんので、何らかの連絡をしていただければと考えてございます。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 資格証明書についても、出したいということでやっているわけではないとは言えますけれども、しかし、佐藤市長になって17年度から資格証明書が発行されていると。そういうのは事実ですし、確かにあと電話一本というふうに言われますけれども、やはり行けばいろいろ納税のことで言われる、そういうこともあってなかなか行きにくくなっているのではないかというふうに思うんです。その辺で市長に伺いますけれども、仙台市の場合は、短期被保険者証について、滞納額が多い約半数については窓口でそれを渡しているというのはありますけれども、しかし残りの半分については、証明つきで郵送しているんですよ。ですから、本市の場合も、本当に金の切れ目が命の切れ目にならないようにするためには、まず短期被保険者証を渡すということが大事だと思うんですけども、その辺で資格証明書の発行はやめるとか、あと、とりあえず短期被保険者証については保険証なし世帯、この世帯について、120世帯ですね、保険証を渡すという点での市長としてのそういう考えはないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 吉川委員のご質問にお答えをさせていただきますが、まず国民健康保険事業でありまして、受益者の方々に一定のご負担をお願いしながら制度として成り立っているものであり

ます。先ほど来、担当の方からもるご説明をさせていただいておりますし、市民の方々には大変恐縮でありましたが、値上げもお願いをさせていただいたわけであります。そういった中で、保険料を納めていただかないの方々に対しましても、こちらの方から、そういった方々の救済に向けたいろいろな方策をお願いさせていただいているわけであります。ぜひ、今取り組んでおります塩竈市の各種の制度についてご理解をいただきながら、この健康保険事業が、やはり多くの方々にとって、多くの方々の生命を守るという意味では大変重要な事業であります。そういった事業の趣旨をご理解いただければと思っております。私の方からは以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 市長から言われましたけれども、基本には国の方での負担割合がこれまでずっと引き下がってきた結果、各地方自治体、それからあと国保加入者に対して大きな負担が強いられているというのがあるというふうに思います。そういう中でも、本市の場合、いろいろな滞納、不納欠損額を見ても、本当に今市民の痛み、負担というかね、それが非常に出てきているというふうに思うんですよ。ですから、そういう面で、もっとそここのところを緩和するための努力というか、そういう面では、今の市長のいろいろな答弁からは、市民の痛み、負担、その辺がなかなか伝わってこなかったというふうに思います。

その辺で、あと私の質問は、具体的には資格証明書の発行、それから保険証なし、このところは最低限なくして、そして本当にお金がない方でも病院にかかれる、そういうふうにするべきではないかということで、そのことについては全然触れられていないんですよ、もう一度お願いします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今ほど担当課長から誠意を持ってご説明をさせていただいたと思っております。我々も、この事業の安定化ということが我々に課された大変重要な課題であります。地域の方々が本当に安心してこの制度を利用していただけるということも、我々に課された大変重要な責務であります。旧来どおりいろいろきめ細かなご相談をさせていただきながら、この制度の安定を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 事業の安定化ということをおっしゃるけれども、本当にやはり市民の痛み、それに負担増のことは全然ありませんでした。その辺は再検討させていただいて、今後ともよろしくお

願いたいということをもって質疑を終わります。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 おはようございます。

それでは、私の方からも特別会計についてご質問させていただきたいと思っております。

資料 6、一番最初に介護保険事業についてお聞きしたいと思っておりますので、83ページからお願いいたします。

今回、私がお聞きしたいことは、国民健康保険でも成果の方にありましたけれども、医療費のレセプトの縦覧点検などを強化して財政効果を上げたとありますが、この介護保険の給付について今回、以前もちょっと触れたことがあります。お聞きしたいと思っております。86ページをごらんになっていただけるとおわかりだと思いますけれども、ここの下の段の介護給付の状況ということを見させていただきまして、居宅介護、施設介護のサービス費なんです。16年度、17年度に比べまして、施設介護サービス費の方は若干少なくなっているように思われますけれども、その分居宅介護のサービス費の方がふえておりまして、合算いたしますと16年度は28億6,800万円、また17年度の給付金の方は29億4,400万円となっております。約1億5,100万円ほどふえている状況ですけれども、これは年々、最後の方の成果の方にも書いてありますように、90ページですね、介護保険制度への理解が深まったことと高齢化が進んだことにより、どんどん介護保険サービスの利用する方も増加したと。それで、介護保険サービスの利用者数は、年度末時点で比較すると前年度に比べて全体で7.23%増になっており、内訳では居宅サービスが8.73%ふえ、また施設サービスも2.21%ふえているというふうに書いております。

しかし、ここの成果の中には、国民健康保険のようにレセプトの点検がされているとか、そういった記載が一切ありませんけれども、膨大な給付金が保険者である塩竈市から国民健康保険団体に支払われると思うんですが、その工程、過程をお知らせしたいと思っております。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険給付費の流れでございますけれども、事業所の方から国保連に請求いたしまして、県の国保連の方で審査、それを市の方に持ってまいりまして、市の方から支払いという流れになっております。審査支払いにつきましては、原則としまして県の国保連の方で電算上審査いたしております。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 これは、前にもこの件についてはお聞きしたことがありますが、事業所から国保の方に請求が行って、国保からまた塩竈市の方に必要な部分の給付の請求があつて、それを支払うわけですね。国保から請求が来て塩竈が支払う、その間はどのぐらいの期間なんでしょう。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 支払いまでは、月の半ばあたりに国保連の方から参りまして、月末時点で私の方からお支払いする内容になっております。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 そうしますと、約2週間の間に国保の方に支払えるという部分で、それが本当に適正かどうかは、こちらの塩竈市では判断できる材料は何もないということでしょうか。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 宮城県内におきましては、仙台市を除きまして、ほかの市町村につきましては、県の国保連の方で審査業務を行っていただいております。実際には、ケアマネジャーから提出されます給付管理費用、それからサービス事業所から提出されます請求明細書の方を突合する作業ですとか、あるいは利用者の方の介護度の情報ですとか、あるいは事業者の情報の方を電算上突合して、適正であればそのまま通りますし、何かありましたら差し戻しというような形で事業者の方に戻されるというような内容でございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 そうしますと、何かありましたらということは、塩竈市の方は全然わからなくて、すべて県の国保の方で審査すると。それ以外は、何もこちらの方で、塩竈ではチェック不能ということで理解してよろしいのでしょうか。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 仙台市以外につきましては、ほかの市町村も同様でございます、国保連の方でお願いしている状況でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 これでは、本当に毎年毎年膨大な給付費が、変な話、言われるがままに出されていく、歯どめがかからない。これは、幾ら保険料を上げて、というのは、先ほど国民健康保険の方でお話ししましたけれども、今、私たちは病院にかかると必ず後で、はがきで、医療費が

これだけかかりましたよと私たちの手元に来るわけですね。それは、中身を見ると、娘がどこにかかったとか、私がああとき病院にかかったと。それで、窓口で2割なり3割の自己負担はして、それでも医療費が高いなと思うときもありますけれども、その隣の方を見ますと、市とか国とか県とか、これだけの部分があなたにかかった、医療費でこれだけはこちらで払っていますよというのを見るときに、本当に医療費ってかかるなと私たちは、先ほどから皆保険のお話が委員からも出ていますけれども、本当に私たちはその皆保険でいかに守られて安心して病院にかかっているのかということを実感するわけなんです、これからますます高齢化が進んで、さまざまな介護のサービスを私たちも受けたいと思っています。始まって以来、さまざまな高齢者の方たちが、また介護する方たちが、本当に助けていただくサービスが今現在行われて、どんどんそれが浸透して、市民の方たちも利用することをたくさん知っているわけなんです。

しかし、これについて、私たち市民ももちろんですけども、市の方も本当に財政が逼迫している中で、今民生費がかなり膨大な割合を占めている塩竈市におきまして、ますますこれはふえていくと思うんですが、確かに100万都市の仙台市では、その部分においてチェック機能も人数も必要でしょうから、やれると思いますが、市町村においては、そういった部分の職員の数、それから先ほど医療関係の方でもありましたけれども、膨大なレセプトをチェックするというのは、かなり大変な作業だとも聞いております。

しかし、そのチェック機能が、私たち塩竈市の市民からの税金、また私たちが40歳から払っている保険料の部分が、足りないから出せばいい、足りないから出せばいいとなってくると、年金受給者の方たちも、ますます介護保険料が高くなっている、こんなに保険料を払っているんだからサービスを受けなかったら損だというような、どこかにそういった意識が働きまして、ますます歯どめがかからないという部分になるのではないかとということを私はすごく心配しているわけでありまして、ぜひこの辺、難しい部分。それから、今介護の方も地域支援サービスということでさまざまな細かいニーズにも対応するようになりまして、職員の方も大変だと思っておりますけれども、ただ年間1億5,000万円以上ずつふえていく給付金の歯どめをどうにかしなければならぬと思うのですが、それについて何かお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えします。

本市においては、1法人におきまして、誤った請求によりまして、過誤請求という形で、今過誤の調整作業が行われているところでございますが、本市では不正請求というのは発生していない、本県におきましても発生していない状況でございます。全国的には、関西地区等で不正請求によって事業の取り消しが行われるというような事業が発生しておりますが、本県におきましてはまだ発生していない状況でございます。

本市におきましては、介護保険サービス事業者の連絡会議等を定期的を開催しておりまして、制度内容の改正ですとか、適正な請求事務について指導しておるところでございます。

また、ことしの4月から市町村にも、今までは県だけが実地指導権があったわけでございますけれども、ことしの4月からは、市町村にも県と同様の実地指導をする権限が付与されたところございまして、県におきましても、来年度からは県の実地指導に市町村も合同で参加するという形で実地指導体制を強化するというような形になっております。

本市におきましては、こういった不適正な請求の可能性のある事業所、特にそういった事業所に的を絞りまして、適正化に向けた指導等取り組んでまいりたいと考えております。

また、ことしの制度の改正によりまして、介護保険サービス事業者の情報開示がインターネット上で情報を開示するというのが義務づけられまして、そういったことによりまして、事業内容の向上ですとか、あるいは透明化が一層図られるものと期待しているところでございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ほかの質問もあるから余り長くやりたくないんですけども、ただ、私たち利用者の方の家庭では、そういったことは一切わからない。例えばうちの母親がさまざまなサービスを受けて、おばあちゃん何回デイサービスに行ったよねと言っても、それが本当に適正に処理されているのかどうかということは、利用者の方は全然チェックできないということはお話ししておきたいと思えますし、そのことについて、やはり今後ちょっと検討を考えていただきたいと思っております。今県の方でもさまざま合同の協議の部分に臨むのであれば、そのことを県の方にも強く塩竈市から要望していただきたいと思っております。

次に、119ページの国民健康保険事業についてお聞きいたします。

国民健康保険事業の119ページの11番に出産費の資金貸付事業とありますが、本年10月より、この出産一時金が30万円から35万円に拡充されることになりました。私たち公明党では、少子化対策として児童手当と同様に出産一時金を長年粘り強く主張してまいりまし

た。今、出産費用、そのほか健診に膨大な費用がかかりまして、平均35万円というような話もありますけれども、本当に全部合わせると50万円ぐらいあっても子供1人産むのに足りないくらいだということもございます。そういった意味で、私たち公明党は何とか50万円まで出産一時金をと要求してまいりましたが、今回35万円ということで拡充が図られることになりました。

そこでお聞きしたいんですけれども、現在、出産前に貸付制度をとっております。それで、17年度の件数を見ますと18件というこの貸付制度を利用されていますが、その前のページを見ますと、17年度では出産一時金の支給が83件あったと。これは、18件しか貸付制度を利用しなかったというのは、この制度に何か難しい手続かなんかがあるのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

出産貸付金につきましては、申請制度でございますので、事前に病院と被保険者の方が連名でこちらに申請をしていただくということが必要になってまいりますので、なかなか周知が行き渡っていないという部分もございますが、申請があれば貸し付けをするという状況でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 今たしか病院の方でも、前払いしないと出産に応じないという病院もふえてきているようで、病院の方でも出産一時金をきちんとわかっていまして、これに貸付制度申し込みしてくださいという用紙をお渡しする病院もふえていると聞いております。ぜひその辺、せっかく出産一時金が35万円までふえて、でもなかなかうまく利用できなかったり、活用できないということのないように。また、今のところ一時金の方は、前払い制度の部分では約8割しか支給されないみたいですが、その部分で全額35万円というのは、ちょっと市においても厳しいかと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

今回の医療制度改革の中に、この出産育児金の支給の方法の改善ということがうたわれてございます。それで、今までは行ったご本人が直接医療機関にお支払いをするという制度でございましたけれども、今回の改正によりまして、事前に私どもの方に、いつ産まれるということ

で医療機関の証明をつけていただいて連名で申請をしていただければ、私どもの方から直接医療機関の方に支払いをするというような制度が今回改正をされてございます。ただいま県の方からも、きょうちょっと文書が届いておりますので、そのようなことを踏まえまして、支給手続の改善に今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、265ページの離島航路事業についてちょっとお聞きいたします。

下の方の段に小型船舶「うらと」が17年度に建造されたと書かれておりまして、内部は交通バリアフリー法の基準に適合した構造にされているということで、大変市民の方も喜んでいらっしゃると思うんですけども、実際この「うらと」の運航時間を教えていただきたいと思っております。

木村委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 「うらと」の運航についてご説明申し上げます。現在は、朝の下り1便、それから上り2便、それから土日の下り4便、11時発の下り4便、それから上り5便に使っておりまして、それから日曜日の最終便、下り7便に使っている状況でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 市民の方には、なかなか利用できない時間帯だということも聞いているんですけども、その辺の利用者の方の声とかは耳に届いてますでしょうか。

木村委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 「うらと」につきましては、先ほど言いましたとおり4月から新しいダイヤの中で運航させていますが、これまでの大きな「うらと丸」と違まして、乗客の数、それから荷物の量などに、運航するに当たって一定の制限がございます。それで、先ほど言いましたとおりの時間帯の運航になっているということでございます。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。やはり市民の方が、荷物も大事ですけども、より多くの方たちが、この「うらと」に乗って島々に行きたいという市民の方のお声もありますので、その辺しっかりとお願いしたいと思っております。

次に、市立病院についてお聞きいたします。また、決算特別委員会の資料をご用意いただきまして大変ありがとうございました。

早速資料 19の57ページをごらんさせていただきたいと思いますが、ここによりますと、確かに平成3年に不良債務額がゼロということになってはいますが、下の方を見ますと、これは一般会計からの繰入金増額と長期借入金によることがわかりました。その後も10年間厳しい状況が続いて今日に至っているというのが、この資料からもよく確認できました。そこでお聞きいたしますが、過去にいらしたお医者さんの中で女性のお医者さんはいらしたのでしょうか。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 お答え申し上げます。

今までは3人いらっしゃいました。眼科の先生と、それから循環器、それから消化器内科の先生と3人いらっしゃいまして、現在は非常勤で眼科の先生が1人いらっしゃっております。それから、研修医の2年目の先生、女性の先生が今1人いらっしゃいます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。あとまた、産科というのは今現在休診されているようですが、病院事業の概要というのを見ますと、婦人科の患者さんは年間124人いるわけですね。産科はいつごろから休診されているのでしょうか。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 市立病院は産婦人科を標榜してございます。人間ドック等もありまして、婦人科の方につきましては非常勤の先生で今もやっておりますが、産科の方につきましては、これは知る限りでは、恐らく産科の常勤というのがいたということは、多分ないかと思えます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 そうですか、わかりました。なぜこういうことをお聞きしたかといいますと、先ほど志子田委員の方からお話がありましたが、塩竈市の市立病院のPRということが一つあるんです。私、今回言いたいのは、というのは、今現在、私たち公明党でも全国的に訴えてきまして、女性の専用外来というのが全国でかなりの数がふえてきています。しかし、宮城県におきましては、仙台市の医師会の方1カ所と、もう1カ所が週1回というような単発的な部分でしか行っておりませんが、しかし今、私たち女性にとりまして、さまざまな体の不調で悩む方が多くいるわけですけれども、ただ、婦人科の先生が男性のお医者さんということもありまして、相談したくてもなかなか相談しにくいという部分もあり、逆にそういったことの裏返し

で、女性専用外来の方には今すごく女性の患者さんが殺到していて、予約待ちで2週間、1カ月待ちの患者さんが物すごくふえているという部分が私たちが着目したい点でありまして、もし塩竈市立病院に女性のお医者さんがいらして、女性専用外来があるということが全国的にどうか、宮城県全体に知れると、本当にいろいろなところからご相談に見えて、またその先の専門分野はここに行った方がいいですよということもありますけれども、おおむね30分、じっくりとその方の生活の内容から、それから症状からとお聞きして、適切な判断をしてもらえると。それが今一番、女性にとっても、若い方から年配の方まで、本当に自分のことをわかってもらえる、そういった女性専用外来を求める声は今物すごくふえております。ぜひ、これは要望でありますけれども、医師確保の際には女性のお医者さんを対象に、この点考えていただけないかと思いますが、お考えがありましたらお聞きいたします。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 私もまさに同感でございます。現在、女性医師は、ことしの国家試験で見ますと8,000名ぐらい国家試験受かっていますが、33%が女性になっております。それで、20代で見ますと4人に1人が女性医ということになりまして、これからますますふえてくると思われます。医学部によりましては、半分近く女性だという医学部もあると聞いております。それで、東北大学の医局を見ても、婦人科の医局は女性の方が多い状況であります。小児科に関しても、女性の方が今上回っているような気はいたします。そういうことでございまして、いずれは病院勤務にも女性の方が多くおいでいただけるものと思っておりますが、女性医師の働く環境がなかなか一般の病院はまだ整っておりません。なぜかといいますと、看護師さんたちは3交代勤務になっております。そして、産休暇、育児休暇とれます。女医さんの場合は、ほとんどそういうことがなくて、結婚して子供ができますと大概やめてしまったり休んでしまいます。病院でそういう環境ができておりません。これはやはり改善していかないと、今後全国的な問題にはなってきて、医師が不足する、半分近く女性医師になりますと大変なことになってくることとなります。

うちの病院としましても、女性医師をぜひ確保して、そういうような女性専門外来、女性でないとわからない部分もありますし、男性医師には相談できないこともございますので、そういうことは考えていきますが、やはり条件等も、病院の勤務の厳しさ、仕事の内容、当直もあるという、そういうことも含めると、そういうところもいろいろ改善して迎え入れていかないと、なかなかすぐには実現できないかなと思いますけれども、そういう方向を考えてはいき

たいと思っております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。今お聞きして本当に心強い思いをいたします。その環境を変えていくことも、また一つ、これまでの殻を破っていける起爆剤になればと思っております。

それから、27ページに同じく病院事業の概要ですけれども、17年度の患者さんというか、皆様の声の中に、16年度より17年度に感謝の声がふえているということがありまして、私もきょうはぜひ感謝の声を、一つエピソードをご紹介したいと思っておりますが、実はこの夏に整形の股関節の手術を受けたいという知り合いの方が、民間のお医者さんの方に、ぜひ市立病院に紹介状を書いてもらいたいと言いましたら、その先生は何の調べもなく、にべもなく、「市立病院は整形なんかないよ」と、その一言で済んでしまったそうなんです。それで、私自身の方に確かめの電話がありましたので、私もちょっと不確かだったので事務部長にお聞きしましたら、4月から整形の方にお医者さんが来ておりますということで、早速診ていただいた結果、8月2日に無事手術を終えて、本人も物すごく感謝していて、対応もすごくよかったと、本当に院長先生初め先生方たちに大変お世話になったとすごい感動しておりました。それで、思ったんですけれども、今病院の方でも先生たちがふえていらっしゃるということもありますし、ぜひ市立病院のことは周辺医療関係にも正しく認識をしていただいて、また市立病院との連携も図っていただきたいと思います。

そのためにも、先ほど志子田委員がおっしゃいましたけれども、コマーシャルというかPRですね、先ほどさまざまな縛りがあってということもありますけれども、市の方の広報紙とかインターネットとか使って、市立病院のリアルタイムの話題というものを広く広報していただければどうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

木村委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 ご指摘のとおり病院の状況を本当に市民の皆さんによくご理解していただくことが、まず最も大切なことではないかと考えております。今後も、先ほど志子田委員の方からもお話がありましたが、そのような市立病院のさまざまな情報紹介を、あらゆる機会をとらえて積極的に展開してまいりたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

最後に、再生緊急プランの答えを出すまで、あと半年となりました。見通しについて、ぜひ市長のご見解をお伺いして終わりたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほど病院関係者の方からもご説明させていただきました。平成17年度にも一定の取り組みをさせていただきましたが、残念ながら、道半ばといえますか、期間が下期にかかってしまったもの、あるいは職員の希望退職等につきましても、12月ということで、結果として3カ月分の人件費の削減というようなことになってしまったこと等がありまして、我々もまだまだ努力が足りないという反省をいたしております。

18年度につきましては、年度当初より、まず何よりも13名というプラス3名の医師の方方で診療ができるという明るい話題でありますとか、17年度に取り組みました成果が、年度初めから発現されるということでは、かなり大幅な効果が発現されるのではないかとということをご期待をいたしておりますし、そういった成果が出ますよう私も先頭に立って努力をしてみたいと思っております。よろしくごお願い申し上げます。

木村委員長 中川邦彦委員。

中川委員 私の方から、水道事業会計に絞って質問しますので、まず確認の意味もありますので何点が伺いたいと思いますので、よろしくご願ひしたいと思ひます。

まず、最初に資料10の13ページから15ページについて伺ひますが、これは第五次配水管整備事業のその事業内容が記載されていると思うんですけども、そのうち共同施工に関して伺ひたいと思ひます。それで、共同施工に関しては、前にも常任委員会の中でも伺ひたのですが、17年度はどうだったのかという点と、それから今後の点はどうかということと、まず3点について伺ひますので、順次お答えしていただければと思ひます。

1点目は、共同施工の件数はどれくらいあったのか。

それから、2点目は、共同施工による経費の削減、それがどのくらいになったのか。

3点目は、委員会でも出されたんですけども、経費の削減によって、その分での布設の延長を図ったんだということも聞いていましたので、その延長がどの程度延ばせたのか、まずその3点について伺ひたいと思ひます。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 委員にお答えいたします。

お手元の10番、水道事業決算書の13ページから14ページをお開き願ひます。

工事名の欄に配水管布設工事、配水管布設工事、次、14ページです。配水管布設工事、配水管布設工事の4路線でございます。

次に、共同施工による経費の削減でございますが、4路線を単独で工事を行いますと、約7,009万円になります。共同施工で行った結果、4路線で約5,827万円になります。工事費の削減額につきましては、差し引き1,182万円になります。

3点目の経費の削減により布設延長はということでございますが、削減額を口径100ミリに換算しますと、単独工事では約230メートル、共同施工ではその約2割増の1路線ほど前倒しを行ったこととなります。以上でございます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 やはり共同でやるということが、いかに経費の削減になるかというのと同時に、共同でやった上で、やはり1路線まで延長できるというのは、なかなかいい方向だなと思いますので、ぜひとも今後もこういう共同施工を進めていただければいいなというふうに思いますので、今後の計画ですね、18年度はどのように考えているのか、まずその点を伺いたいと思います。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 ただいまの質問の件ですが、市建設部あるいは国道、県道、それから地下埋設の占有者の関係機関と連携を密にしながら共同施工を強力に推し進めることを最優先にいたしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

木村委員長 中川委員。

中川委員 塩竈の場合はどうなのかよくわからないんですけども、大都市だとよく共同溝とかそういうものを設けたりとかということも聞きますし、西町のあの通りでも、恐らく電線の地中の埋設とか、そういうこともやっているとは思いますが、ただ、街の美観の問題とか、そういうことも兼ねていろいろ共同でやるというのが、今関係機関との協議なんかも必要だというふうに出されているんですが、やはり街の美観とかそういうものも考えた上で、今は多分ガスと水道だけになっているのかなと思うのですが、そういう面でいろいろライフラインも含めて、共同の埋設とかそういうことは建設部として考え方があるのかどうか、そういうのは将来の塩竈に向かってというのはあるんですか。

木村委員長 内形建設部長。

内形建設部長 共同施工ということで、建設部の方でも道路建設あるいは下水道工事、そうい

ったような工事がございます。まず、部内はもちろん、水道部、あるいは今お答えありましたとおりガスとか、そういったような連携を深めながら、共同施工について我々は今計画しております。以上でございます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。ぜひ、いろいろ努力をしていただく部分が結構ふえてくるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、資料 12に移りますが、11ページをお開きいただきたいと思うのですが、まずここに老朽管の更新事業の財源として、協議会のときも伺ったんですけれども、国庫補助金として1,848万円、これが計上されているんですが、今後こういう補助率がふえてくる見込みがあるのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 同じ資料の11ページでございますが、国庫補助金1,848万円の内訳につきましては、平成17年度分の工事費のうち消火栓の設置費、それから給水管の切りかえ工事を差し引いた金額の4分の1の補助額でございます。補助率の件ですけれども、現時点では4分の1となっております。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 今後そういう補助率がふえるとか、そういうものは国からは示されていないんですね。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 厚生労働省の方でも見直しをかけております。それで、平成19年度の厚生労働省の概算要求の回答を見ながら対応いたしたいと思っております。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

それから、全体にかかわることなんですけれども、今鉛管の取りかえ工事といいますが、布設工事をやっているというふうには思うんですが、全体の完了はしたのかどうか、今もしも途中であれば進捗率といいますが、どの程度まで進んでいるのか伺いたいと思います。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 平成13年度末に調査をいたしました結果、5,211件ほど鉛製の給水管が出ております。その中で、平成10年度末まで991件、鉛製の給水管を取りかえてご

ざいます。年間平均で248件ほどございます。残り4,220件で、鉛製の給水管率16.35%に現在なっております。先ほど話しました松陽台地区ですが、平成18年度ですが、下水道の協力を得て、今鉛製の給水管を共同施工で布設がえを行っております。スピードが大分図られるのではないかとこのように思っております。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 やはり鉛が人体に与える影響とか、今そういうことも言われている中で、一番命のつながりとして水がどれだけ重要かというふうに言われている中で、鉛を使っているところの健康被害のないように早急に改善されるようお願いしたいと思います。

次に、同じ資料12なんですが、16ページと17ページをお開きいただきたいと思うんですけども、いろいろわからないところもありますので、まず伺いたいと思います。

これで各市との対比が出ているわけですけども、この中で16ページの下の方に有収率が記載されているんですけども、多賀城市の有収率というのが93.51%で、塩竈の方がずっと右に来ると89.69%になっています。それで、その違いなんですが、どうして違いがあるのか。いろいろな状況があると思うのですが、その違いについてまず伺いたいということ、それから有収率が本市の場合89.69%になるわけですから、単純に見て約10%強が漏水となるのか、そういうふうに見たらいいのか。

また、有収率というのが何なのか、まずきちんとした説明をしていただきたいと思います。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 多賀城市と比較しますとマイナス3.82ポイントほど下回ります。有収率の業務指標につきましては、全国指標ですので、本市も多賀城市も同じでございます。数字の最大の理由は、本市は歴史が長く、創立明治45年ということ。それから、多賀城市では昭和26年の創設ということで、本市は水道施設、水道管路の老朽化が進んでおります。漏水の発生等漏水の復元率が高いこと、それから急峻な地形であるということから、高水圧と。それから、埋立地特有の軟弱地盤、それから海水による本管あるいはボルト、ナットの腐食が激しいと。そういう環境から、他都市と比べて劣悪な環境にあります。

それから、12番の資料の14ページをお願いします。

14ページは配水量と有収水量、それから有収率でございます。単純に配水量に対して有収水量を率にしたのが、現在の89.69%というふうになっております。この中に含まれない工事用の洗管用水、あるいは消火用の用水、防火水槽の用水、それから各配水系統の末端の維

持管理用の洗管用水、それからメーターの器差による水量、それらをプラスしますと約92%強の有効率になります。純粋に漏水率は約8%弱ということで、費用対効果を見ながら、当面全国の指標を上回った有収率90%を目指す努力をいたしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。本市の水道の歴史を改めて伺って、なるほどというのと本市の特有の地形ということでのそういうものがあるんだなというふうにわかったのですが、どうしても漏水は、昔私らが子供のころは、しょっちゅう断水なんかしていたという記憶もありますし、そういう面で塩竈の水というのは大変だなという思いもしていましたので、これからまた、ますます重要な工事時期に来ているというふうに思いますので、できるだけ有収率を高める努力をしていただきたいと思っております。

次に、資料 10の方に戻りますが、25ページをお願いしたいと思うんですが、ここで原水費と浄水費というものがあるんですけども、ここに浄水費、一番上ですが4億5,400万円が計上されているんですけども、この算出方法。あとそれから、この部分がどこの部分を指しているのか。それから、一番下の方に行くと受水費、これは説明のときに七ヶ宿ダムだというふうには聞いたんですけども、2億4,900万円、この算出方法についてまず一つ伺いたいということ、そうすると1立方メートル当たりの給水原価がどう出てくるのかということ、これをまず2点。

それから、資料 12の16ページになるんですが、この中で、やはり水需要が年々減少しているんだと、そういう状況において、大倉ダムからの取水が1日3万立方メートルで、それで1日の、これは8月何日かの調査だと思うんですけども、そのときの最大配水量が2万6,900立方メートルとあるんですけども、その分、単純に見て、一つの大倉ダムあたりだけでいいのかなというふうにも思うのですが、その辺をどんなふうに見たらいいのか。

それから、今後の受水の見通しといたしますか、どういうふうに考えているのか、その点についても伺いたいと思います。

木村委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 まず、受水費の算出方法でございますが、基本料金と使用料金の合計額が受水費となっております、基本料金は最終水量である1日当たりの1万1,500トンに1,158円の受水単価を掛けまして、さらに12カ月を掛けたものでございます。

使用料金につきましては、資料 12、水道事業決算説明資料の中で受水量は1日当たり5,200トンとなっておりますが、この5,200トンは覚書水量でございまして、算出上は、その8割、4,160トンが責任水量となっております、それに59円の受水単価を掛けまして、さらに365日を掛けたもので算出しております。ご質問の受水による給水原価がどうなっているのかということでございますが、172円9銭ということになるものでございます。

それから、今後の受水の見通しとして、このままでいいのかというご質問だと思んですが、それにつきましては、大倉水系と広域水道からの複数水源を確保していることで、地震等災害時における安定給水の確保が図られるものというふうに考えております。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。なかなか細かい計算、算出方法があるんだなというふうに思うんですけれども。

次に伺いますが、前の決算の質問の中で私やったんですけれども、消火栓の問題を上げたのですが、これは水道部、水道事業所との聞くとところによると防災との協議だというふうにあると伺ったんですが、消防の資料で見たときに、この間の答弁でもありましたが、塩竈で消火栓が1,038件、それで75ミリからありまして300ミリまで。大体125ミリから150ミリという二つの系統が一番多いのかなというふうに伺ったんですが、今後は、やはり問題にしていたのは、私は高台とかそういう高所の地域にそういうものが必要ではないかということで出したんですけれども、水道部として、そういうところに設置する場合に特別に何かがあるのかとか、それから今後の見通しなんかは、専門家としてどんなふうに見ているのか、その点伺いたいと思います。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 消火栓の設置の見通しでございますが、昨日もお話ししておりますように、消防法による消防水利の基準によりますと、本市の場合、工業、商業、準地域では、防火対象物から100メートル、そのほかで120メートルの距離を確保するということが規定されております。消火栓の設置については、市が行うものと規定されております。先ほどの国庫補助の老朽管更新事業の中で、消火栓設置費については補助対象外というふうに説明しておりますので、この消火栓については、国の方から交付金として市に支払うということですから、当然補助金はつかないということでございます。

消火栓設置については、消防署で消防活動をするのに一番いい場所に設置するのが望ましいわけですから、消防署、あるいは市の防災安全課と事前に水道の計画路線について協議をしてみたいと思います。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 余り時間がないので、あと次に移りますが、浄水場のことでまず伺いたいんですけども、先日河北新報に、こういう仙台の茂庭浄水場のことが載っていたんですけども、この記事によれば、浄水場のろ過池などで発生する浄水泥土と言うんですか、これをリサイクルした花壇が仙台市の水道局の茂庭浄水場でお目見えしたということで、これは補助緑化用の植生基盤剤の開発とかそういうものに、東北大学の環境化学研究所の方が応用して研究の一環として進めているんだということが出ていますんですけども、こういう浄水場の中から出てくる廃棄物と言ってしまうと廃棄物になるんだと思うんですけども、それを再利用しているということが新聞紙上で出ていますが、これは、私も前に伺ったことがあるような気がするんですけども、塩竈の場合はセメントの材料とかなんかに利用しているというふうに聞いたのですが、その点で塩竈ではどういうふうに利用しているのか。実際それで利益が上がっているのかどうか、そういうのも、もしもあればお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 黒須浄水課長。

黒須水道部浄水課長 お答えします。

浄水汚泥の有効策、本市ではどうなっているのかというご質問だと思いますけれども、以前は、発生した浄水汚泥というものは、脱水処理した後に産業廃棄物処理場、小鶴沢にあります産業廃棄物処理場の方に搬入いたしまして埋め立て材ということで処分しておりました。ただ、環境問題とか、もしくはこの汚泥の有効策があれば、そういうものに用いていった方がいいのではないかとということで種々検討した経過がございます。それで、有効利用策としては、一つは、今おっしゃいました新聞記事の園芸用なんかですか、これは肥料分が浄水汚泥の場合はございませんので、肥料等を混ぜた形で土として使うとか、それからあとグラウンドの砂、これを加熱処理してグラウンドの砂に使うとか、そういう有効策がございます。

ただ、今のこの2点に関しましては、需要、これは限度がございます。なかなか毎年発生する量を処分するというのが難しいと。それに対しまして、セメント原材料の一つであります粘土、これの代替材料として使用した場合には、長期的に安定して処理ができるということで、昨年、平成17年6月からセメント原材料の代替材料ということで活用させていただいており

ます。

それと、もう一点は、それによって費用的なものというお話が今ありました。代替品ということで提供するという意味からいけば、逆に収入があるのではないかというような考えに立ちますけれども、原材料を使った場合と、それから代替原料を使った場合で品質管理の面で費用がかかってきます、セメント工場。そのために、処理費、これは支払いをしております。ただ、従来の処理方法と比べますと、たしか平成17年度実質でいきますと、処分場で処理した場合、これを100とした場合78%の処理費で済んでおります。

さらに、今後の計画としましては、平成22年度、これになると大体半分、処分場で処理する半分の費用で処理できるような計算をしております。これは、なぜかというと、処理場の場合は年々処理費が上がっております。今までの流れを見ましても、大体2年に1度値上がりは確実に行われております。それに対して、原材料として用いた場合は、処理費がずっと横ばいということで、これはだんだんと格差が広がっていくということで、大体22年ころを予想すれば半分の処理費で済むという結果になると思います。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 最後にもう1点だけ伺いますが、災害時には、やはりライフラインの確保、そういうものを図るのが重要になってくると思うんですけれども、水道部としての職員の配置とか、そういう体制について何か計画とかそういうものがあれば示していただきたいと思うのですが。

木村委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 水道部としてのライフラインのご質問でございますが、ライフラインの確保につきましては、耐震性を有する管種への布設がえ、あるいは緊急時の飲料水確保のための緊急遮断弁の設置などの整備を行っております。

また、職員の配備体制につきましては、災害時の初動体制が最も重要であるということから、本年3月に災害時初動対応マニュアル書を策定しましたので、それに基づき、職員の周知の徹底と実地訓練を繰り返しながら地震と災害時に対応していくというふうに考えております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 なかなかね、3月につくって一つのマニュアルの方向で進めているということだと思うんですけれども、やはり災害時にこそプロとしての責任と自覚というものが発揮されると

いうふうに思いますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。終わります。

木村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

質疑を続行いたします。

田中徳寿委員。

田中委員 きょうは特別会計、企業会計ということで、私もまず特別会計から質問させていただきます。

資料 6の293ページ、公共駐車場事業からお伺いしていきたいと思います。

私が議員になってこの特別会計を見てきたときに、公共駐車場、魚市場事業会計、国保会計が、あるいは下水道が巨額な負債を抱えていたというのが現状であります。その中で、唯一3年たって公共駐車場事業だけが好転し始めたなと思っております。その仕組みをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

木村委員長 荒川産業部次長兼商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 平成16年、17年度においては、利用収入が1,300万円台、平成17年度においては1,400万円台と、おかげさまで一定の回復傾向が見えてきました。その中で、17年度について改善、健全策というふうな取り組みを4点ほどお話しさせていただきます。

1点目については、時間の延長。時間の延長というのは、いろいろと催事があった際に運営時間を延長させていただきました。その際、やはり延長したことによって利用者数がふえたと、増加していったというふうなことであります。

もう一つは、壺番館内の行事を積極的に情報を発信することで、それも含めて利用者の増加につながったのではないかと。

あと、2点目は、「とくとくホリデーサービス500」というものを実施いたしました。この内容については、土曜、日曜、祝日の利用者が特に低いために、駐車場をあきの状態にして

おこなれば利用料金をおある程度下げることで利用者の利便性を上げるのではないかということで、利用料金をワンコイン化し、上限500円としながら利用者にサービスをいたしました。これについても昨年と16年度比べまして1,500台の駐車台数の増加と、利用料金も51万5,000円ほど増加いたしました。

3点目は、自動販売機の設置をいたしまして、駐車場料金以外にも増収を図りました。

一番大きい内容については、4点目になりますけれども、経費の節減。管理業務の委託内容とか業務内容とかを見直ししまして、この中でも100万円から150万円の削減をしました。

現在の状況を申し上げますと、やはり16年以前は定期利用者が多かったんですけれども、この1年、2年で時間駐車がふえてまいりました。時間駐車がふえるということは、商店街への回遊する交流人口が増加したのかなと、私どもはそういうふうなことで判断しております。以上であります。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 そこで、一番大切なのが答えられておりません。それは、管理契約の随意から競争入札に入ったということです。それはどうでしたか。

志子田副委員長 荒川産業部次長兼商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 先ほど4点目でお話した運営経費の節減ということで、管理業務の委託、それから仕様書の見直し。先ほど委託契約の見直しというふうな内容については、指名競争入札を採用することによって削減が図られたということです。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 どうもご苦労さまです。これからも頑張ってくださいと思います。

次に、資料 3の水道の後ろの方の21ページと、水道事業会計の決算説明資料 12の16、17ページを開きながら質問させていただきたいと思います。

塩竈で唯一黒字の企業体であります。これは先人が苦労してつくり上げた、ある種のシステムがあるように聞いております。それは、水を送るのにコストがかからないまちになっていたから、これほど多数の人数を雇い入れながら、この周辺二市三町で一番安い水道料を供給してきたことでもあります。そういう特典を持ったまちであると同時に、海の埋め立てというところに水道管を通していくことによって腐食が進み、老朽化が激しいという特徴もあります。山側は違うと思います。いろいろな意味で塩竈の水道は、ある種先人たちの苦労の中で、水で苦労

したこのまちで、受水量を多くしようとして、今水の受給権が多くなり水余りの現象もありますけれども、その中で一つのこのまちの特色があるような感じがしております。なぜかといいますと、いろいろこの決算委員会を聞いていると、ストックの話をしないでフローの話だけされているような気がします。なぜかと申しますと、このまちに足りないのはストックだったんです。収支さえ合えばお金がなくてもいいんだという、このまちに蔓延した概念が、このまちをある種苦勞するまちにつくりかえてきたのではないかと思っております。一番大切なのは、まちのストックを高めること、それでおかつ安定的な公共料金を徴収していく姿だと思います。それが、このまちに一番欠けていたのは、ストックを貯めるという作業だと思っております。すべてを、行政はお金はいつでも調達できる、いつでも補助金がある、交付税があるという概念の中で、一つ皆さんは動かすことにのみ集中してきたような気がしております。

今なぜ公共駐車場から聞いたかと申しますと、それまでは必ず決算委員会すべてが公共駐車場に集中しておりました。今そういう話がありません。一つ変わるとこのようになるわけです。ここに塩竈市の重い課題があるような気がします。一つの仕組みを見直すことがすべて変わるということです。端的な例を今から水道で伺っていきたいと思っております。

まず、水道の資本費は113円40銭です。借入金70億円、その借り入れ利率、利回りは、全平均で約4%です。70億円掛ける4%は2億8,000万円であります。1%減らす努力をすれば年に7,000万円の収益が生まれます。自明の理であります。塩竈で一番頑張っている企業が、一つの社会の制度の仕組みの中で一番高いコストを払わされているわけです。なぜそのような事態が、それが日本の起債制度の仕組みだったと思います。ただ、20年3月に公営企業金融公庫が解散するのであれば、今からその新しい制度を取り入れた仕組みを考えていかなければ、持って生まれた、先人がつくった優良な資産も陳腐化するということだと思っております。

その中で一番感じることは、このごろ佐藤市長になって公平性、透明性を言われるようになりました。この21ページの給水原価214円17銭という単価の中で、第1段階の一般用で1トンから10トン未満は税込みで87.15円であります。第2段階、11トンから20トンは、183円75銭であります。第3段階、21トンから50トンは246円75銭であります。るるこれからは給水原価を上回っております。なぜ1トンから20トンまでは赤字を覚悟で提供しているのでしょうか。お答え願います。

志子田副委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 現行の料金体系は、逓増料金制と言いまして、使えば使うほど料金が上がるという格好になっております。これは、逓増料金制が設けられた背景といたしましては、かつて水需要が右肩上がりで減少するということを抑えるために逓増料金制という制度が設けられたものでございまして、今委員おっしゃるとおり大口需要者の負担が大きくて、小口需要者の負担を軽減するという体系によるものと考えられます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 もし仮に1トンから10トンまで200円負担すれば、2,000円になるわけですよ。今は830円なんです、従量料金。この差額1,200円を、10トン未満の方に市はサービスし過ぎているわけです。これが塩竈市の実態なのです。もし本当にコスト主義が正しいのであれば、そのコストをちょうどいする意識を醸成していくのが市の当局ではないかと思えます。そういう考え方で経営しなければ、いつも値上げをしなければならないというジレンマに陥るわけであります。

それともう一つ、塩竈市の水道管は、昭和46年から60年償却の水道管を使っていると伺っております。それで、償却年数が40年であると。どこから60年物が40年の償却になるのか。塩竈市独自の償却はないのか。それから、海側の埋め立て地区の償却はどのくらいになるのか、そういう選別が行われているかお伺いいたします。

志子田副委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 今、委員おっしゃった耐用年数につきましては、例えば鑄鉄管だと40年ということで、これは法定耐用年数ということで、企業会計では法律的に定められたものでございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 60年の物を40年で法定で決められると。果たしてそれで正しいのでしょうか。世代間負担公平を考えると、60年物を60年もつような努力をしながら、それを経営の中で考えていく働きかけが必要であり、それは今までの旧来の考え方の踏襲でしかないのではないかと考えております。なぜかといいますと、せっかくある制度を活用していくときに、起債の償還が物すごくネックになっております。今塩竈市で、利益の中から資本費の中に6,300万円を組み入れて資本の償還をしております。それが、もし起債の償還と水道管の償却が合っていれば、その6,300万円、10年間で6億3,000万円の金が塩竈市の水道部に蓄積されていくわけであります。そういうシステムを考えていって、塩竈市の水道がな

ぜ体力を蓄えることをしないのかということなんです。塩竈市で優良な資産なんですよ、これから質問する病院は不良な資産なんですよ。それを考えるのに、すべては一つのものを、優良な木は大きく太く、ストックをふやすことを努力していただきたいんです。できるかできないかではなく、やらなければまちそのものが消えていくんです。今まで皆さんのことを聞くと、必ず答弁に何かの壁がある。その壁を乗り越えなければ、あすはないのであります。自立ということは、そういうことだと思います。もう一遍その見直しをする考え方があるのかだけ答弁をお願いします。

志子田副委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 今、委員おっしゃったご質問ですが、水道事業会計におけるさらなる体力強化というご質問だと思うんですけども、実際の耐用年数と償還の問題でございますが、これに関しましては確かに18年度から協議制度ということで、従来は許可制度により起債しておりましたが、18年度からは地方公共団体に権限が緩和されまして、地方公共団体の考えによりまして民間資金の活用ができることになりました。それによりまして、今委員おっしゃった実際の耐用年数に合った形での償還ということで、民間資金を活用しての資金繰りということができるようになったものでございます。

ただし、民間資金の活用によって借りかえを行った場合につきましては、世代負担の公平化というものが図られるものでございますが、一方で、借りかえすることによって新たな二次負担が生まれると。さらには、貸付利率が今後高くなるということも懸念されるということで、借りかえに当たりましては、そういった方法も一つの手法ではございますが、十分な比較検討が必要であるというふうに考えております。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 利回りを4%も借りている高金利が、これから即そのぐらいの利回りまで上がることなんか皆無です。なぜならば、今の水道で高いのは、この間書きかえたのは8%じゃないですか。そういう利率がこれから現存してあるのに、やはりかなりの年数がかかると思いますよ。確かに金利は上がっていくと思います。でもそこまで上がるということは、自治体にとっては大変苦勞を伴う時代になると思います。はっきり申し上げて、今の時代で塩竈市が借るのであれば2%前後だと思います。そういう経済理論を少し学んでいただきたいと思います。7%の借り入れをもって当たり前だと思っている世界と、今4%の平均利回りというのは、かなり高いんです。一番不良な土地開発公社でさえ、コンマ46ですよ、1%しないです。短期

資金、長期資金と言われます。じゃあ現実には聞きますけれども、土地開発公社はこの間お金を払いましたけれども、ほとんど払ったことはありませんよ。そうすると長期資金と何ら変わらないんですよ。それが現実なんです。各会計をすべて連結して見ていくと、そういう実態の姿が出てくるわけですよ。そうすると、今の単価、私が言うようなことが本当にできるようになると、塩竈市の給水原価は200円切っていくんですよ。そうすると、どこにも誇れる組織になっていくんですよ、県内でも。そういうことができる優良な資産を持っている方々が、そういう意識でこれからもやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、病院事業にかかります。資料 9の事業報告書、9ページ。

ことしの不良債務、先ほど志子田委員が申しましたけれども、6億3,600万円何がしの不良債務が発生したと。一つだけ質問します、まず。病院会計で黒字化したのはあるんでしょうか。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今回の決算特別委員会にお示した資料の中でもおわかりになるように、昭和63年以降の病院経営の中では、不良債務がずっと発生し続けているというような状況でございます。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 そうすると、歴代の塩竈市の当局の優秀な方々が運営されてきても、一度も黒字化していないと、昭和63年以降は。これが医療の難しさだと思います。今、塩竈市の不良債務24億5,000万円。1年前の予算委員会で、地方公営企業法全適を議論されました。1年半たった今も全適されておりません、これはなぜか、不良債務の問題だと思います。不良債務がある限り、この病院は立て直すことができないのであります。全適がある、不良債務、一時借入金をしなければできない企業に、個人で事業管理者として乗り込むほど勇気のある人は、多分この世に余りいないのではないかと。それならば、まず病院がすることは、歳入歳出の均衡もありますけれども、不良債務をまずどうして消すかということから議論をしなければ前に進まないと思います。それでお考えをお聞きしたいのですが。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 ご指摘のように再生緊急プランでは、公営企業の全部適用について早急に検討して、その方向性を出すということで取り組んでまいりました。やはりその中で一番課題となっていますのは、今田中委員おっしゃいましたように不良債務をどのように解消して

いくかと、その道筋を明らかにすることが事業管理者選定に当たっては不可欠であるというふうに考えてございます。

先ほど決算特別委員会資料の中でもお示しましたが、昭和63年度に4億3,000万円の不良債務を解消するために一般会計の支援をいただきながら、第三次経営健全化計画を策定し、国の制度、いわゆる繰入金の2分の1については特別交付税措置されるというふうな制度を活用して不良債務をゼロにした経過がございます。現在、不良債務は24億円に上っておりますが、なかなか病院単独での解消というのは難しいものがございます。できれば、今すぐというわけにはいきません。決算特別委員会でも財政状況等いろいろご議論なされておりますが、やはり一般会計の財政状況もかなり厳しいということもございます。そういう状況もありますが、病院ができる限り単年度収支均衡を図りながら、その上で一般会計の支援、そして国の第五次経営健全化計画に乗れるような、まず体質強化を図っていくと。そのことによって、将来的に不良債務を解消できるような方策、今申し上げましたように、国の制度を活用して不良債務を解消していきたいというふうに現在のところ考えてございます。以上です。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 田中委員から、不良債務解消についてご質問いただきました。私、病院管理者でありますので、私の方からも取り組み状況についてご説明させていただきたいと思っております。

病院につきましては、企業会計の全適ということにつきまして、今院内で勉強会を立ち上げてまして問題、課題を整理させていただいているところでありますが、委員ご指摘のとおり、やはり将来全適を行うとしたときの最大の課題が、不良債務の解消であるかと思っております。20数億円の不良債務がありながら、管理者として改めて乗り込んでいただく、それも経営手腕等が非常にすぐれた方ということになれば、やはり大変難しい問題が横たわっているというような認識を我々もいたしております。

それで、そういった不良債務の解消策として、今部長が申し上げましたとおり、総務省の方で一定の支援策があります。ただし、今現在、最大の課題は、残念ながら依然として単年度収支が赤字であるというような状況であります。再生緊急プランの中でも、まずは病院が収支均衡が何とか図れるような体制を構築したいということで取り組んでおりますし、そういった体制ができ上がった暁に、この不良債務の解消につきましては、我々行政もともに取り組んでいかなければならない課題ではないかと。当然議会の方にも、一定の道筋について改めて説明なりお願いをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 結局、塩竈市の財政の根っこの部分が、常に収支均衡なのであります。果たして収支均衡は永遠の課題ではないのでしょうか。塩竈市の赤字の事業が収支均衡するのはいつなのでしょう。その収支均衡したとき塩竈市の財政がもっていてくれるのでしょうか。これほど深刻な事態になっても収支均衡策だけで乗り切れるのでしょうか。私は、違うと思います。ほかの事業を削っても病院を生かすのであれば、それをするべき時期が来たような気がしております。繰り出しを入れる、そして単年度赤字をとめる、その後不良債務という連結した手法を用いなければ、塩竈市の病院の不良債務問題は永遠に解決しないのではないのでしょうか。それは強固な意志だと思えます。今財政がこれほど厳しいときに、なぜそれを選ぶのかといえ、市立病院がかけがえのないものだという意識が市民の中にあるとするならば、それも一つの手法だと私は考えております。その熱意がまだ見られないのであります、当局に。残すというのであれば、お金を預けていただきたい。残さないのであれば、決断を早くした方が、まちとしての結論が早く出るのだと思っております。すべてだと思えます。今塩竈市の物の解決策、あるいは改革策を述べるとするならば、すべてある種のしがらみを断ち切っていかなければ前に進まない状況に来たのではないかと思っております。そういうテクニク論、技術論では、もう進まないところまで来たのではないかと私自身は感じております。

この間ある書物に、夕張の問題のときに、「市長と議員は逃げれば終わりだ、市民と職員は逃げられないんだ」と書いてありました。その重荷を感じるときに、やはり逃げてはいけない問題だと思っております。すべてだと思えます。塩竈市は優良な資産をいっぱい持っています。でも、それを生かす一つのベクトルが集中する意思が少し欠如しているまちだと思えます。皆さんが一丸になれば、このぐらいの危機は軽く乗り越える力を持っていると私は信じております。それを期待して質問を終わります。以上です。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、田中委員から所見が述べられました。我々も、議会にもお願いをさせていただいておりますとおり、塩竈市立病院、この塩竈地区二市三町の重要な役割を果たす病院であるということで、何とか引き続き良好な医療環境を提供できるようなことで立ち直らせたいということ、再三ご説明をさせていただいてまいりました。今現在2億9,000万円、基準内の繰り出しのほかに、1億円を若干超えます基準外の繰り出しを行いながら、何とか支えてきているわけでありませう。

しかしながら、今議会でもご議論いただいておりますとおり病院、まずは医師の確保が大変大きな課題であり、重荷になっております。やはり医師のいない病院はないわけでありまして、できるだけ医師数を確保し、なおかつ、さまざまな診療を提供させていただきたいという希望は、我々にはあるわけでありまして。そのために今努力を重ねてきているところでありますが、まだ道半ばであります。当然のことながら、我々も一緒になって支えていかなければならないわけでありまして、際限のないということは、我々はできないわけでありまして。市民の方々に一定の説明をさせていただき、市民の方々からもご理解をいただけるような形で進めていきたいという意味合いで、病院としてまずは単年度収支と、単年度収支均衡という目標を、まずみんなで努力をしてまいりたいということで申し上げたわけでありまして。よろしくご理解をお願い申し上げます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 私は、介護保険事業について伺いたいと思います。

17年度の事項別明細書の282ページから、17年度の介護保険事業の状況が示されているわけでありまして。それで、17年度の事業を振り返る上で、簡単に言いますと、まず介護保険料については前回の3年ごとの見直しで保険料を決めてきたわけでありましてけれども、17年度の介護保険料は、そのときに決められた介護保険料に基づいて実施されたということと、もう一つは、17年度で振り返って考えますと、10月からの3施設ですね、サービスの給付が、これまで給付の対象だったものが、いわゆる居住費と食事代が個人負担になったと。こういうものではなかったかと思いますが、その辺確認しておきたいと思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 昨年10月から介護保険制度改正されまして、施設給付と在宅給付の公平性を図る観点から、委員おっしゃいますように施設給付における居住費、食費が保険給付の対象外となったところでございます。以上です。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 負担の公平ということを言われますけれども、まず介護保険料、17年度の介護保険料、市役所から割賦行きますよね。その保険料はどうやって決めたかということ、もちろん給付費全体を視野に入れて、それで国の負担が25%ですよと、県が12.5%ですよと、市が12.5%ですよと。それで、全体が半分は公費で見ますと。それから、もう半分は1号保険者と2号保険者で見ていくんですよということで決められて、まず3年間の大筋の流れの中で

保険料を決めたものだ。要するに、全体の3年間の給付サービスをこういうふうに行っているから、それに基づいて保険料を決めたものだというふうに考えているわけですが、負担の公平という以前に、そういったものではなかったかと、その辺伺います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度は12年からスタートしまして、第1期が12年から14年でございまして、15年から17年が第2期目と。それで第2期目の保険料につきましては、3,200円の基準額と設定させていただいたところではございますが、当初、私どもで3年間の総給付費の見込みを85億円程度と見込んで算出させていただいて本来であれば3,261円という保険料が算出されたところではございます。それは、基金を一部取り崩しいたしまして61円ほど軽減になりますけれども、3,200円の保険料に設定させていただいたところではございます。

ところが、計画がスタートしましてから、やはり計画よりも上回る給付費がございまして、当初85億円で見えておったところが、3カ年の合計で見ますと約4億3,000万円ほど当初見込みよりも給付費が多いような状況でございました。

私どもで、17年度分を単純に考えてみますと、3,200円の保険料設定でございましてけれども、本来であれば3,265円ぐらいの保険料でないと単年度の均衡が図れないような保険料の設定になったのかなと試算させていただいております。以上です。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 それでも、皆さんからの保険料を集めた部分の基金として残っていた分を流用して、全体的にその決算はされているというふうに思うわけです。だから、大幅な赤字になったとか、市の一般財源を入れてもらって、そしてやったものではないと、皆さんの保険料も含めて運営されたというふうに考えています。

それで、説明書 6の83ページから詳細にその状況が書いてあるわけですが、まずサービス利用の状況はどうかという点であります。85ページの3. サービス利用の状況、受給者のところから書いてあります。それで、平成16年度は、合計では居宅と施設サービス合わせますと1,770名であったと、それが17年度は1,898人の方が施設、居宅でサービスを受けて、前年度と比べて128名の方がふえていますよと、こういう結果だろうと思います。それで、その次の86ページを見ますとふえていると、サービスがふえているんだけど、4のじゃあ介護給付費の状況はどうかと、利用者がふえているのに介護給付の方はどうだ

ろうかというふうに見てみますと、居宅の介護サービス費が前年度より、書いてございますように、ふえております。10.5%ふえておりますね。ところが、施設介護サービス費、ここでは7,472万円、マイナスの5.2%下がっております。それで、下の方に、マイナスの部分で言うと審査支払手数料は、結局単価の減額の改定によってこれは減ったんですよ。じゃあ施設介護サービスでなぜ、先ほど言ったように利用者がふえているのに何で施設サービスが減ったのですかと、こう伺います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 主要な施策の成果の方に利用者の方、85ページの3で今ご指摘がありましたように、施設サービス受給者につきましては、平成17年度末で416人という実績でございました。まず、給付費が減少した原因の一つとしましては、やはり昨年10月から介護保険の給付費から食事費と居住費が外れたこと。それから、もう一つは、私どもで当初見込みで施設利用者につきましては、ただいまの実績416人と申しましたが、もう少し多目で423名ということで1年間利用されるというような形で積算させていただきまして、当初予算計上させていただきました。この二つの関係で、給付費は下がったというふうに見込んでおります。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 詳細のところはわかりませんが、まずこの数字でいきますと、当局が示した数字でいきますと、施設サービスで7,472万円の給付費が減っていると。それは、今課長が言われたように10月1日からの居住費と食費が外されたのも入っていると。そうすると、この金額の中でいろいろあるようですが、結局この金額は、施設からこの人たちが全部出てこれが外されたわけではないと思うんです。そうするとこの金額は、7,472万円は、だれが払っているんですか、この部分の負担は。給付から外されたと、給付費は減ったと。これは9割の部分だと思います。それで、この9割の部分は外されたけれども、その分はだれが負担しているんですか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 昨年の10月からの改正によりまして、先ほど申しましたように給付費から外れたわけでございますけれども、低所得の方に対しましては、利用者の負担の限度額が設定されまして、ただいまの主要な施策の成果の86ページ、4の介護給付費の状況の表の下から2番目に特定入所者介護サービス費ということで4,256万9,000円、これが低所得者の負担限度額を超えた部分に対しての保険からの給付と、いわゆる補足給付と言われている

ものでございます。これが低所得者対策でございまして、低所得者以外の方につきましては、本人のご負担が増加しているというふうを考えております。以上です。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 わかりました。要するに食費と居住費が個人負担になった部分で、低所得者の部分は特定施設生活入居者の介護のやつで見えていますよと。だけれども、そうでない低所得者じゃない方は個人負担になっておりますということですね。わかりました。

それで、施設サービスをちょっと見ますと、89ページを見てみます。私は2月の補正のときにもお伺いしたと思っているんですが、施設に入ったことで居住費と食費がふえたことで、とても今の年金では払えなくて、施設を出たということを伺っているんですよ。それで、その人にどうされたんですかと聞いてみますと、実は居宅サービスを受けて何とか暮らしているんだというふうにお伺いしております。それで、実際に塩竈で、この負担増になったことで、私はそれは事実だというふうに担当に聞いていますのでね、何名ぐらい負担になったことで出た方がいらっしゃるんですか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ただいま申しましたように、低所得者の方に対しましては、そういった補足的な給付の制度とか、高額サービス給付費の制度がございますので、一定程度そのままご利用いただいているものと考えてございまして、私どもの方で調査、施設入所からの退所なさった方の理由を見てみますと、主に死亡なさった方ですとか、あるいは病院に入院される方、あるいは転出、それから他施設への移転等という理由でございまして、私どもでは直接ご負担が大変なために退所された方はいないというふうに判断しておるところでございます。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 そうですか。実際の話をお伺いすると、そういう状況にある人が1名おりますよと聞いていますので、やはりできるだけ介護保険にもなれている本来の認定を受けて、認定に応じた給付費をきちんと受けられるような取り組みが必要だろうと。

ただ、市町村がそう思っても、どんどん国の制度が変わってきていますよね。だから、なかなかそういう点では大変だろうと思いますが、ぜひそういう点では十分注意されて、今後とも対応をお願いしたいと思っております。

それで、一つ伺いますが、88ページに老人福祉施設の入所希望者が279名いて、いろいろそれぞれ申し込み、年齢も書いてございますが、ただ、その人たちが施設に入れられないために

別のサービスを受けているのが、4)で書いてございますよね、サービス利用状況と。279名の方が施設を申し込んでいるんだけど、なかなか入れない。じゃあその人たちはどういうサービスを受けているかというと、259名の方が居宅サービスを受けたり、介護老人保健施設に入ったり、介護療養型の医療施設に入ったりしているようでありまして、入院の方もおられますが。いずれにしても、その279名が申し込んでいるのに、259名の方しかさまざまなサービスを受けていないと。20名の方はどうされているということなんでしょうか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 主要な施策の成果の88ページのこの意味合いでございますけれども、まず左上の介護度別の状況の279人の方が入所希望なさっておりまして、その方々が今現在どのようなサービスを利用されているかというような形で、その279名の内訳が、居宅サービスを利用されている方ですとか、老健施設、それから療養型施設、あるいは入院されている方と、そういうふうな形で内訳を記載させていただいているところでございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 だから、その20名の残りの方はどうされているのかということを知ったわけでありまして。つまり、申し込んでいても居宅サービスも受けていないということですよ。施設にも入っていない、病院にも入っていない、じゃあそれ以外の20名の方はどうされているかという問題です。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 申しわけございません。これは、私どもで調査しておりまして、20名の方については回答が得られなかったと、要するに不明ということでございます。以上です。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 ちょっと心配になってきますよね。これまでこんなことはなかったわけですし、ちょっと心配するものであります。

それでは、続きまして、介護サービスではなくて、今度は89ページの介護保険料について伺います。これは、徴収別とか階層別の調定件数が書いてございますが、この1段階から6段階の中で住民税非課税というところはどの段階ですか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 住民税非課税の方は、この中では第1段階から第3段階の方でございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そうしますと、第1号保険料の関係で大体76%近くが住民税非課税の世帯なんだということになりますよね。この人たちが介護保険料を払っていくというのは、一面で76%の人たちが、この非課税世帯で保険料を徴収されていることになっているということが最も多いところですね。

それで、その下の4)の、じゃあ第1号保険料の徴収状況はどうなっているかと。普通徴収というのは割賦で自宅にいて納めていただく方、特別徴収というのは年金から天引きされる部分。そうしてみますと、下の収納率で見ますと、年金で天引きされるのは、これは100%入っていると。ところが、普通徴収の関係では67.79%、昨年と比べて私はふえているように思うのですが、いかがでしょうか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 主要な施策の成果の89ページの4)の表でございますけれども、上段が現年度、2段目が滞納繰り越し分、合計額という形となっておりますけれども、確かに現年分、滞納繰り越し分とも昨年度よりも収納率が低下しているというような状況でございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そして、今度の決算特別委員会で19という資料の中、介護保険の状況の資料を出していただきました。これは、平成15年度から17年度の介護保険料の収納状況、あるいは介護保険料の未納理由についてまとめていただきました。そして、特に徴収方法別収納の状況の中で、収納率が平成15年度は97.47%、普通徴収が一番いいんでしょうね、要するに割賦で納めていただいている方、この人たちが15年度では87.74%だったものが、16年度には84.47%と。そして、収納率が今度17年度では87.70%と。どんどん落ちているということだろうと思います。

それで、なかなか介護保険料のことが、これまでも取り上げて、やはり低所得者が多いからではないかと心配してきたわけですが、その未納の理由を見ますと納付拒否などが、平成17年度でいきますと665人と。これも、納付拒否がどんどんふえているんです。この実態についてご説明願います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 私どもの方で収納対策につきましては、督促状を出したり、あるいは電話催告をさせていただいているところがございますけれども、どうしても制度につきまして

ご理解いただけないと、私は今元気だから払わないというような、そういった意味で納付拒否の方がいらっしゃるということでございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 これを、やはりどういうふうにさせていくか。でないと介護保険そのものが、崩壊までいかないとは思っただけでも、きちんとした状況をつかまなければいけないのかなというふうに思うのですが、私は納付拒否の中に、やはり生活が大変になっていると。だから、今のうちは元気だからというようなこともあるでしょうけれども、そこには払えるだけの状況がないということも裏側にはあるのではないかとというふうに思うわけですが、その辺は実際に対応されているところでわかると思いますが、ぜひその辺は十分に考慮されることと、ただ、生活困窮という部分もふえております。それで生活困窮の中に生活保護になった方が20人いると。そうすると、当然生活保護になれば、生活保護の方で見られるものだと思っておりますが、この辺はどういうふうになっているのでしょうか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 生活保護の中で介護扶助という扶助がありますので、その中で見られるということでございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 じゃあこれは大丈夫だと。それから、病気の方も6人、それから収入不安定もありますが、ただ病気の方といった場合に、塩竈市の例規集の中に介護保険の減免第9条があって、そしてこの中に介護保険の規則というの也有ります、43条。こういう中に、病気になった場合とか、そういった部分についての対応の仕方が明記されていると思いますが、生活保護はわかったと、それは生活保護の方で見られると。病気になった場合にも、きちんと対応できるようになっているのだと思いますが、この辺も大丈夫なのですね。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 減免の関係は、そのとおりでございまして、ただ一定の基準がございまして、昨年度はこの減免規定によって減免された方はいらっしゃらない状況でございまして。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そうすると、生活困窮という実態になっているんですが、実際には減免手続はされていなくて、それはそのまま未納という状況で残っているということになるわけですね。

そして、監査意見書の中の70ページを見ますと、こういういろいろなルールの中で不納欠

損額がふえまして、今現在、不納欠損が748万9,583円、これは間違いはないですか、不納欠損というのは。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 資料 5の決算書の283ページ、不納欠損、第1号被保険者保険料、不納欠損額は748万9,583円ということでございまして、これは、介護保険は制度上2年間で保険料の徴収権が消滅いたします関係から、15年度までの分が不納欠損という形で決算させていただいたところでございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そういうところまでだと。そうすると、この資料によっても年々、17年度の状況でも未納者がふえている、しかも納付拒否をされる人も多くなっているという中で、このまま黙っていて、今までのようなやり方をしますと間違いなく不納欠損で落とす部分が出てくると。そういう行政のやり方を漫然とやっていていいのだろうかというふうに思うわけです。そういう点で、やはり国の方の点でも介護保険の減免、それから塩竈市の減免もあるわけですが、けれども、こういったことできちんと手続されないと、来年度決算も不納欠損、再来年度も同じと、こういう状況になっていくと思いますので、きちんと実効ある減免制度にやっていく必要があるのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険料の収納対策といたしましては、まず先ほど委員おっしゃいましたように、制度の趣旨を理解していただくことが大前提だと考えております。そのため、普通徴収に係る納付書の送付時には、制度の周知を図るための説明資料を同封して理解を求めるほか、今年度は被保険者証、新たに65歳になりましたときに被保険者証をお送りするわけでございますけれども、その中に介護保険制度のミニパンフレットを同封すること。あるいは、ことし8月に介護保険高齢者福祉ガイドブックを全戸配布させていただきました。こういったことで啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、介護保険料につきましては、私どもではまだ実施しておりませんが、給付制限の制度もございまして、そういったことも周知活動の一つとしてやらせていただきまして、一層の収納の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 今述べられた介護保険そのものを理解していただくと、そういう取り組みは、設立したときから職員の方も一生懸命努力してきているんですよ。そして、パンフレットもつくったりして、わかりやすく説明してきたと。だけれども、実態は、決算になるとこういう状況になっていると。だから、やはり具体的な減免制度、あるいは法律や規則に基づいて、実際には今だれもやっていないというわけですから、これをやれるようにすべきだと。そして、いろいろあるようですが、平成17年度で保険料や利用料を減免している自治体が771自治体になっています。保険事業をやっている36%が、保険料や利用料の減免をやっていると。

それで、実は厚生労働省の方から3原則の締めつけの通達が出たんですよ。そんなの負担の公平からしておかしいとか、そんな減免するなとか出ただけけれども、実は参議院でこれは自治事務だと。市町村が独自に行っている保険制度だから、そういう3原則の締めつけを行うものではないというふうに、厚生労働委員の中できちんと答弁しているんですよ。だから、実際には17年度で771の自治体が減免をやっていると。それで、塩竈市の場合は、そこまで、実際には規則があっても取り組まれていないわけですがけれども、今後ともこれは必要になってくると思いますので、そのことの取り組みをお願いして終わりたいと思います。以上です。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 それでは、私の方も特別会計と企業会計、下水道事業について何点か触れさせていただきます。

それで、せっかくの資料や、あるいは決算特別委員会の成果品なども出ておりますので、それに折に触れながら質問を展開したいと思います。

そこで、まず主要な成果に関する説明書6の下水道事業の部分のところが、232ページのところに載っております。決算額として汚水関係で70億円何がしと、こういうことで決算されております。そして、17年度の汚水事業等々がこの中でも明記されております。

そこで私がその点も触れながらも一つ触れたいのは、隣のページの下水道事業、238ページのところで下水道事業経営状況事業というところが、新たに1項目触れられております。その中で、下水道事業の経営状況の汚水の関係の整理区分がございまして、平成16年、17年それぞれこの中で触れられておりますが、特に資本費平準化債という新たな制度が導入されております。たしか私の記憶でも、平成16年の6月議会あたりから、この取り組みが進められていると思います。

そこで、この資本費平準化債というものについて、当時該当する委員会などでも議論がありました。改めてこの制度の、いわば仕組みについてお答え願いたいのと、それから少なくとも、たしか平成16年並びに17年、そして平成18年の予算化の中でも、資本費平準化債を活用していると思います。そうしますと、その資本費平準化債を活用したことによって、下水道事業あるいは、中には集落事業等々も含めて資本費平準化債を活用してあるかと思いますが、こうした償還と、それから資本費平準化債の発行額、そして実際の、もう一つは交付税そのものの一定の交付算定もあるやにたしか記憶していますので、その辺の経過も含めて、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

志子田副委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 それでは、私の方から平準化債の基本的な考え方、それから平成16年度から平準化債を活用させていただいておりますので、その辺の金額についてご説明をしたいと思います。

下水道の事業費平準化債につきましては、本来下水道施設が持っている減価償却期間が44年でございますが、これまでの起債については30年ということで、資本と償還の間に差が生じているという部分がございます。平成16年度から資金の不足を補うために始められた制度でございます。

なお、平成16年度から下水道事業所として取り組んでおりますが、平成16年度につきましては3億9,320万円、それから17年度は、決算の中にお示しをしておりますが4億2,810万円、それから、ちなみに18年度までは今のところ確定ということになってございますので、18年度につきましては4億8,470万円という金額になってございます。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私から、交付税についてのご質問もございましたので、その分等についてお答え申し上げます。

平準化債の発行額につきましては今の答弁のとおりでございますけれども、これと一般会計との関係では、まず一つは繰り出し、繰り入れの関係で、平準化債相当額が一般会計から繰り出しする金額から減額になるというのが一つございます。

それから、交付税との関係で言いますと、平準化債の発行によりまして、その相当金額が実償還負担額から除かれるということになりますので、その分減額できるということになりますので、交付税の方では、下水道で起こした起債の償還額の2分の1が交付税の需要額に算入さ

れているんですけれども、そういうことで実質負担額が平準化債発行分だけ減額できますので、平準化債発行額の2分の1相当額が交付税の方では減額されるということになってまいります。そうしますと、一般会計側としましては、繰出金が平準化債相当額減りますけれども、交付税の方でその2分の1が減ってくると、そういった関係にございます。

それから、平準化債を借り入れますと、トータルでの元金は変わらないんですが、新たに利子の発生は生まれてくるんですけれども、その利子につきましても、下水道債のルールどおり発生利子額の2分の1は交付税の方に算入されるというふうな仕組みになっております。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 仕組みはわかりました。そこで、平成16年の当時の3億9,000万円何がし、あるいは平成17年の4億2,000万円何がし、平成18年は4億8,000万円のこうした資本費平準化債の発行があるわけですが、そこで、先ほど資本費平準化債を活用した際のそれぞれの利子分の2分の1、あるいは残金の償還すべき下水道事業のその分の残りの2分の1交付税算定ということですが、その辺の実績などは今日の段階でどのくらい生じているのか、その辺の点についてお聞きをしておきたいと思います。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

16年度から平準化債の借り入れが始まっておりますが、20年間償還ということで当初3年間の据え置き期間がございまして、元金の償還はまだ始まっておりません。

それから、利子の方ですけれども、翌年度以降利子が発生しておりまして、16年度の例で申しますと利子額が大体600万円でございます。そのうち2分の1が交付税で算入されていると、300万円ほどが交付税で算入されているというふうな状況でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 16年度の場合ですね。17年度、18年度、18年度は予算化だから、17年度のこの時点のも教えてください。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 17年度に起こした平準化債の18年度での算入状況ですが、利子分について430万円ほど算入されております。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 わかりました。そういう仕組みの中で行われるということになるわけです。

それで、改めて下水道事業の過去44年間さかのぼっての起債について、こうした資本費平準化債を活用できる対象物件だというふうなご答弁でございましたが、そうしますと昭和35年、そして今日の平成、今18年、17年度でもいいでしょう、その辺も含めて、下水道のこうした起債の残高というのはどのぐらいなのか教えていただければと思います。

志子田副委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 平成17年度末の起債残高は368億5,294万5,000円になります。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 わかりました。それで、368億円の起債がございますが、これはこうした資本費平準化債というものを使うとなると、これは当時総務省からの紹介で、こうしたことを活用してほしいという経過の話がたしかあったと思うのですが、こういう場合は、下水道事業所あるいは関係当局、市当局部局との協議の中で、単年度ごとの積み上げといいますか、協議の中でこれを活用していく方向なのか。今後ともこの資本費平準化債を活用していく上で、財政状況を見ながらこういうことは発行していくよという、その辺の関係をお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 大変恐縮ですが、下水道サイドからいけば、新たな起債が出るという部分も一方では持っているわけでございますが、先ほど平準化債の考え方の中では、やはり後年度負担、償還期間のうちで償還を進めていくというのが、一方では公平性が保たれるのかなというふうに考えてございます。毎年毎年、そういった意味では平準化債、利率なんかも変動いたしますので、その都度財政当局と協議を緊密にしながら取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 わかりました。そこで、こうした16年度以降活用されていて、実際にどうなのかということで、当局から資料も示していただきました。資料19のところの一番最後のところ、資料請求をしております。平成18年度からの下水道事業の資本費平準化債の活用による今後の起債償還の見通しと財政効果ということで一覧表を、平成18年度から27年度、向こう10年間ぐらいの償還を含めて示しております。

一つは、資本費平準化債を活用した実績の上での想定ということになるかと思えます。それで、下の方が資本費平準化債を活用しなかった場合の想定と、こういうことですが、そうしま

すと下の方の下段にグラフが載っておりまして、四角いポッチのグラフが平準化債を活用しなかった場合、ないしは上の方は三角の部分ですね、菱形の部分は平準化債を活用した場合の償還ということになっております。そうしますと、この時点で、先ほど関係部局との協議なんですよというようなお話でございましたが、仮に使ったということでの、恐らく上の方は試算ではないかなと思うのですが、それでよろしいのかどうか。

志子田副委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 上の活用実績の下に注ということで書いてございますが、平準化債の実際借りた金額、16年度、17年度、それから18年度の予定ということで入れさせていただいておりまして、19年度以降については、平準化債そのものをまだこの表には反映をさせておりません。

なおかつ、先ほどからご説明していますが、3年据え置きで17年償還ということになりますので、そういったことで平成16年度から借りた部分が、利子はすぐ次の年から発生しますし、3年後からは償還が始まっていくというようなことを基本につくってございます。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そうしますと、私がちょっと一応双方の合計をしてみたんですが、上が272億2,852万円、下が263億6,990万円、差で8億5,000万円ほどなんですが、それでよろしいのかどうか。

志子田副委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 先ほど私がお説明した条件であれば、そういう形になっていくかと思えます。

ただ、今後また平準化債が導入されていけば、またこの表も変わっていくのかなと、このように考えてございます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 そこで、財政効果を占う上でもう一つの判断の目安といたしますか、その点で成果品の決算書6の主要な施策に関する説明書というものがございます。その361ページのところに(3)繰出金の推移というのがございます。そうしますと、これは下水道事業の繰出金の金額がそれぞれずっと、平成8年度以降、経年ごとに振られておりますが、こうした平準化債活用に伴う比較ですね、つまりどれほど繰出金の抑制効果につながったかという点で、決算

ですので、その辺も含めて改めてお尋ねし、確認をしたいと思います。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

繰出金との関係では、前段申し上げましたところでございますけれども、平準化債発行額分が元金償還額の財源として下水道会計の方でカウントできるわけでございますので、繰出金の方もその金額相当額だけ減少させることができるという関係にございます。ですから先ほどの発行額相当額がおおよそ、発生利子額との関係がございましてけれども、発行額相当額が16、17、18と繰出金としては減額されてくるということになってまいります。17年度についても同様でございます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 18億円ですね。下水道事業の一般会計からの繰出金18億7,400万円何がしと。そうすると16年、16億円。前年、つまり15年との比較で言いますと2億7,000万円ほど繰り出しが減っておりまして。そして、一方17年、15億5,200万円ほどの繰り出し金額に減らさせたと。これは、資本費平準化債の財源効果としてとらえていいのかどうか、その辺の判断です。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 17年度の平準化債発行額が4億2,810万円ということで、大体4億円程度の平準化債発行により、繰出金は発行しない場合と比べると減っているわけでございます。

ただ、下水道債の償還の方は、やはり事業費のピーク時というのが、平成10年前後ぐらいでしょうか。平成10年代に入りまして事業費規模が大きな時代が続いたわけございまして、その償還の始まりというのが、やはり3年先、5年先ぐらいに据え置き期間が終わった後ぐらいに増加となってあらわれてきているわけございまして、一方で償還額の増大が16と17比較してあるわけございまして、そういったことによる増加額で、平準化債で減ったのがそのまま4億円の減額になっていない理由の主な要因であるということございまして。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 平成10年当時、あの当時、水害対策あるいは汚水事業の、こうした市民の望む声の中での一定の事業規模、そういうものも含めながら、いわば相殺して繰出金、そして資本費平準化債の関係も含めてはね返っているということととらえてよろしいのかどうか、そういう認識でよろしいのでしょうか。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 先ほど申し上げましたように、一方では償還額の伸びている時期がまだ続いておりますので、その関係でストレートに4億円、減った分がそのまま減るというわけではない、平準化債の金額がそのまま減っているということではないということでございます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 いずれにしても、平成15年度から比較すると繰出金の減額、平成15年度当方で18億7,000万円が、平成17年、15億5,200万円ということで、大きく一般会計の繰り出しを減らしているという点で、一般会計が厳しいんですよとされている中で、こうした資本費平準化債を活用することによって一定の一般会計に与える財政効果というのも、この点で占うことができるのではないかなと思うところであります。

そこで、過般、実は最近の規制緩和の流れかなと思いますが、新聞報道等でもございましたが、先ほどどなたかも水道会計の起債償還の関係で議論がございまして、国庫金だということでしたが、河北新報だったと思うんですが、あるいは他紙の方も。これは5月5日の河北新報で「民間市場から資金調達活発化」ということで、ことしの5月5日、自治体体制の環境激変、民間市場から資金調達活発化ということで、仙台市が昨年度末、下水道事業の資金調達で導入した資本費平準化債について、10の金融機関の見積もりを合わせて、そしてその金利1.96%を提示した大手銀行、報道ではあおぞら銀行というふうになっているんですが、今まで地元の七十七銀行指定だったようですが、そこから借りかえたというようなことになっておるようであります。こうした経済状況、自治体の財政運営の環境の厳しさの中で、民間からの低利の資金調達も、こうした点で報じられているわけですが、例えばこういう資本費平準化債等々を活用する場合、当然有利なものを選ぶのは政策判断としてあり得ると思います。そうすると、こうした点も含めて、当然検討の視野に入れてもいいのではないかなと思いますが、こういう点は来年度以降になるんでしょうけれども、その辺も含めてどう考えて判断し、取り入れていくとするならばどう考えていらっしゃるのか、考えをお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 市債の借り入れに当たりましては、流れといたしまして、政府系といたしますか、公的資金が財政投融资制度の改革等の中で縮小してきていると。その反対にということで、民間資金の方にどんどんシフトしていているという状況があるわけでございまして、本市におきましても、起債の許可制度、ことしから協議制度になりましたが、許可される際には

資金の方も指定されるわけでした。その中で、民間資金がふえてきた中で借入れ調達先をどうするかというのが課題になったわけでした。本市におきましては、今から5年ほど前になるかと思いますが、そのときから市債の借入れに当たりましては、縁故資金、民間資金ですね、民間資金が配分された際には、全部ではないんですけれども、その一定割合、2分の1程度については既に利率入札方式を導入しております。そういうことで、平準化債につきましても民間資金が配分されましたので、これにつきましても引き合いによりまして借入れ利率の低減に努めたようなやり方を既にしております。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 5年ほど前からそういう入札方式。そうすると、今回16年度以降の資本費平準化債の利率というのは、どのぐらいの利率だったのでしょうか。

志子田副委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 平成16年度の分については、借入れ先が日本生命保険相互会社で1.61%でございます。それから、平成17年度分につきましては、七十七銀行ということで2.13%ということになってございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 つまり、16年度の時点で1.6%の分、そして次の時点で2.13%。そうすると、いわば借入先についてやはり選択を……、そういう入札もあり得るし、あるいは仙台のようなぱっと切りかえてしまうというか、ああいうふうな方法もいろいろあるんだろうと思うんですが、いずれにせよ財政運営の範疇の中で、こうした点で低利になること自身は市の財政の繰り出しを抑えていく抑制効果があるわけですから、この辺もぜひひとつ施策検討の中で取り入れていただきたいと思います。

時間もさほどありませんから、市立病院について1点だけ継続してお聞きをしたいと思えます。委員長、よろしいでしょうか。

志子田副委員長 続けてどうぞ。

伊勢委員 それでは、市立病院についてちょっと何点かお尋ねをしたいと思えます。残された時間は本当に限られているんですが。

一つは、市立病院の再生プランというものが議会にも示されております。そして、再生プラン2カ年、17年、18年と行ってきました。それで、改めて再生プランを振り返って読んでみますと、当時の再生プランの中で四つほどのメニューが、たしかあったと思えます。例えば

消化器系統に特化をすとか、もちろん先ほどの人件費の圧縮を図るとか、いろいろなもろもろございましたが、これは、一つはそういう再生プランの中で、十分この2カ年、2カ年ですから、ごくわずかですけれどもね、そういうものが十分事業として行われたのかどうか。評価といたしますか、17年度から始まっておりますので、その辺をまずお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 再生緊急プランの取り組み状況でございますが、会期ごとにご報告しておりますけれども、財源対策といたしましては、例えば平成18年度は8億円を目標に取り組んでまいりました。このうち、約6割の5億円につきましては、何とか達成できたのではないかと。そのうちの人件費の削減につきましては、職員の協力を得ながら、ほぼ計画どおり約1億円の削減が実施できたものと考えてございます。

なお、そのほかに再生緊急プランに盛り込んでございます全適に向けた対応というものは、現在その方向に向けていろいろ模索を続けているところでございます。

加えて、オープン病床の設置、これにつきましては、昨年の9月に設置しておりまして、入院患者の確保を図っております。このような状況でございます。以上です。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、いわば新聞報道でも報じられました消化器系の特化というところなんか、新聞報道がすべて一概に正しいとは思いませんが、例えば再生プランの中でも、そういうたい方をしております。ところが、この資料をちょっとよく読んでみますと、11番の資料の17年度資料のところの15、16ページを見ますと、16年度と17年度の比較で、例えば入院の関係で入院診療、消化器関係が患者さんの取り扱いが5,300人減ってしまう、あるいは呼吸器も2,300人減ってしまう。これは、医師不足がもろに反映したということでしか判断せざるを得ないのですが、こうした点で、例えば隣の外来診療の部分でも消化器系なんか、内科が大きく減っているのでしょうか、5,400人。こうした再生プランそのものの打ち出した方向と、必ずしも患者さんの数がうまく再生との関係でぴっと来なかったという感じはするんですが、その辺はどういうふうにとらえているのか。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 これからの病院経営にとりまして、患者さんの評価が病院経営を大きく左右するというので、得意分野を持たない病院の生き残りはますます難しい時代に入ってきたということで、再生緊急プラン作成時につきましては、市立病院といたしまして、まず圏

域内での急性期の消化器部門を担っていかうというふうな方向性を出したわけでございます。ただ、実際、委員がおっしゃられました入院、外来患者数の減少につきましては、やはり16年度に消化器の先生方がお二人やめたり、17年度中に内科の先生がおやめになったり、またちょっと体調を崩した先生もございまして、その結果が入院・外来患者数の減につながっているものというふうに考えてございます。

ただ、市立病院といたしましては、第三内科からの先生方の派遣が多い、その中で特に消化器部門ということが得意分野ということでございますので、その辺の特徴を持った病院として生き残りをかけていきたいというふうに考えてございます。

ただ、そうはいつでも、市立病院としての使命、市民の安全・安心ということでございますので、そのほかの病気につきましても、これは病院としてきちんと対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それでは、私の方からも、特別会計と企業会計の17年度決算、資料に基づきまして若干審査をさせていただきたいと思えます。

まず、市立病院。これは、私は3年前、約4年前になりますか、選挙の際に選挙公報に書かせていただきましたが、市立病院の財政問題というのは塩竈市の本体の財政を左右するという事を申し上げまして、議会の場に送っていただきました。そういう視点から、私は一貫してこの市立病院、3期目も取り組んで、経営健全化に向けた、経営健全ではないですね、抜本的な経営改革ということの視点を持って、この病院の問題に取り組んできたつもりでございます。

こういった中で、佐藤市長は新しく市長になられまして、この市立病院、具体的にどうしなければいけないかということを先ほどやっと市長の口から、田中議員の質問に対してお答えを聞いたような気がします。それはなぜかと申しますと、たしか、これは17年度の決算でございます。16年度ときは、市長はどちらかという公営企業法の全適をまずお考えになっていたように記憶をしているところでございます。

ただ、その後、医師の退職または異動等いろいろありまして、また、その原因となったのかどうか分かりませんが、今も裁判という形で進行している部分もあるわけですが、先般、新聞記事によりますと、石巻の方の裁判はとりあえず医師が、結論が出たということでございますが、私は、あの問題については、私の考え方です、基本的に塩竈市立病院は法を犯すようなこ

とはしていないという確信を持って、あの当時も議会の場で意見を述べさせていただいた記憶があるわけでございます。

そういった経緯の中で、私は一貫して、昨年段階で、この17年度決算でこれぐらいの残念な数字が出てくるというのはおよそ予測がついた範疇でしたので、昨年私が申し上げたのは、自主再建という、そういう余り冠をかぶらず、いろいろな制度、それから一般会計からの繰り出しも積極的に活用することをきちんと市民の側に話しして、ここはまだ収支改善、この話はまだ収支改善ですが、収支改善を図って、先ほど田中議員がおっしゃったとおり、累積の赤字を少しでも減らしていく努力をすることによって、先ほど来、院長先生もおっしゃっていますが、ドクターが塩竈市立病院に来て、地域医療を学び、それを学会等に発表するんだというぐらいの意識を持てるような病院にしていかなかったら、ドクターも来ないと思うんですよ、私は。だから、そういった、やっていくためのことがあるんだと思うんです。

そういった前段のことを踏まえながら、若干もう少し詰めさせていただきたいと思うのですが、先ほど市長の答弁の中で二市三町の広域的な病院、中核的な病院という、これは今のところ正直言って塩竈市、この病院の問題については、この冠を外すわけにはいかないんだと思うんです。それは知っての上でお伺いいたしますが、院長先生に若干お伺いいたします。阪神・淡路大震災の際に倒れた建物から救出された患者さん、患者さんと申しますか、被災者が病院に運ばれて、外傷等がないために軽傷と判断されましたが、結果的に亡くなられたというケースがあって、何とかショック症候群とかなんとかって言うのだと思いますが、そういうことが今防災の中では特に重要になってきていると思います。そういう中で、当市立病院は広域的な中核を担うということであれば、そういうときに対応しなければいけないんだと思います。じゃあそのときに、たしか血液中のカリウムかなんかが異常にふえたりなんかするのでお亡くなりになったりするんだと思いますが、その場合、治療するとしたらどのような治療が必要か、ちょっと教えていただければ助かります。

志子田副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 お答えいたします。

今のは、恐らくクラッシュシンドロームということだと思うんですけれども、筋肉とか内臓が全滅しまして、そこからカリウム等が血液中に流出しまして、カリウムが多くなりますと不整脈とか、腎機能が悪くなってきますので、それで全身状態が悪くなるという、そういう状態だと思われま。そういう状況におきましては、とにかく一刻も早く病院に運んでいただい

て、全身的な管理というか、ICU的な集中管理がその場合は必要になってくると思います。医療というのは、一人だけでそれは到底できるものではなくて、大勢の医者との関与のもとで治療していかないとなかなか難しいということがありまして、塩竈地区でもそういう各病院、大規模災害時のそういうものも、医師会も通しましていろいろ検討したり、我々も勉強会もやっております。先日のシオリのあれでもございましたように、バス事故で、うちの病院はあのときはタッチしておりませんが、別の病院の先生が1人現場に行きまして、トリアージと申しますか、重傷者を振り分けるあれをやっていたように思います。とにかく大規模災害、今後起こり得る地震等、水害なんかもありますが、そういうシステムはまだちょっと完璧ではないところもありますので、これは内科、外科、麻酔科、救急医療医とかすべてのものがかかわってくる問題でございますので、そういうところを充実させないと、すぐにはなかなか対応できないところはあると思います。ですけれども、もしそういう状態になった場合、一刻も早くともかく病院に運んでいただいて、みんなでそれは協力して治療するということになりまして。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

それで、平成17年度の病院事業の概要、18の病院の沿革の部分で、ここでちょっとお伺いをしたいんですが、1993年5月に旧結核病棟に血液透析センターを開設いたしました。たしか17年ですか、16年ですか、あの透析センター、残念ながら医師がいなくなったということで、あと機器が古くなったということで閉鎖されていたと思いますが、現在、先ほどのお話の中で透析というのも重要な治療法の一つになるんだそうです、その災害時。これは大量の水を使うということがあって、今静岡とかああいうところでも、そういう患者の受け入れをどうするかということで、総合病院なんかでいろいろ議論されているようですが、本市立病院で内科的な治療で多分何台かお持ちなんでしょうけれども、今現在、使える台数というのは何台お持ちになっているんですか。

志子田副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 お答えいたします。

実は、人工透析をやっていた医師が16年度に退職されておりまして、現在は、うちには透析を行える先生はおりません。ただ、器械は残っておりまして、外科系の先生方で、特に重傷患者で腎機能が悪くなったときには、一時的にその器械を使って対応する、そういう用意は

できております。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ぜひ、中核的という部分でいけば、できれば防災、それから小児医療、それから産婦人科系、これが今地域医療の中で最も重要だというふうな視点で言われておりますので、ひとつこの辺念頭にお入れいただきまして、これはただ市立病院一つではできないんだと思います。ぜひ塩釜医師会と連携をとりながら、たしか透析を受けられている患者さんが多賀城の病院に行かれたりとかと、あの当時いろいろご説明があったかと思っておりますので、ぜひそういった病院とも連携をとりながら、災害時の医療連携のあり方についてご検討をいただきたいと思っておりますので、これはご要望としておきたいと思っております。

それで、もう一点、これは若干将来のことについて関連してお伺いをしたいんですが、これは医療収入、病院の基本となる医業収入を上げるためのお話を一つ聞きたいんですが、平成18年の健康保険法の改正と、それに伴う、伴うといいますか、2年ごとに見直される診療報酬の改正で、相当市立病院、市立病院を例にとると施設的なもの、これは電子カルテを含めて、やはり総合的なシステム構築をしていかないと医療点数が確保できないのではないかという心配があるんですが、きょうは医事課長さんがいらしていますので、この辺どのように今後、いわば医療点数を稼いでいかなければ病院の収入はないわけですから、その辺お考えか、ちょっとご答弁をちょうだいしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今、ご質問ございましたように、平成18年度の診療報酬改定、マイナス3.16%、この影響は病院の経営を直撃しているというのが現状でございます。

ただ、そうはいつでも、手をこまねいているわけではございませんで、今当院では、診療報酬改定のいろいろな内容と病院経営を連動させることで医業収益の確保を図る対策に取り組んでございます。

具体的に申し上げますと、リハビリ科の理学療法士が在宅訪問をする。それから、栄養科では、栄養管理加算が取れるような取り組み。さらには、この前も所管の委員会にご報告申し上げましたが、敷地内の全面禁煙をすることによる外来禁煙指導の実施。それから、医療安全対策の強化というふうなものに取り組んでございまして、これらを何とか診療報酬の点数に結びつけようというふうな取り組みをしているところでございますが、なかなか状況は厳しいものがございます。

なお、当院で抱えてございます5階の療養病棟につきましても、大幅な見直しがされております。医療区分によりまして、収益がかなり左右されると。国の方針では、やはり重傷の患者を診るということを基本にして、軽傷の患者につきましては、診療報酬を大きく引き下げているというのが実態でございます。この前ざっと試算いたしますと、軽度の患者さんにつきましては、1人当たり2,000円から3,000円の減となるということで、年間のマイナスが2,000万円近くになるのではないかとこのように考えてございます。ただ、そうはいつでも、やはり公的病院としての使命がございますので、経営上の観点からだけでなかなか判断できるものではないというふうなところで、厳しい判断が迫られているというのが実態でございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 残念ながら慢性期と言われる部分、これまで、もしかしたら塩竈の市立病院、慢性期という方向性も考えたらいいのではないかとこのお話もありましたが、今回の医療法改正の中では、慢性期の部分が相当診療報酬的には低くなるというふうな部分が出されているというか、慢性期の部分でというたしかお話を伺っているわけですが、それは医療費を、要は圧縮したいと。そのために慢性期の部分をどうしても軽減化するというか、費用点数的に抑えることによって一時的に診療報酬を引き下げるとこの目的があるようですが、ただ、どうもいろいろなところの学会等の資料を見ますと、それは中長期的にはかえって重症化を招くのではないかとこのデータもあるようでございますが、そういった部分では、本市急性期医療と、それから慢性期もそういう形では担っていかなければならない部分もあるわけですから、うちの病院としては。ただ、そのときに、一つお考えください。公立病院の市立病院だけが苦しいわけではないんです。ここで一緒に救急告知病院とかなんかで協力をもらっている病院も、同じような形態でやっているところもあるわけですね。そういうところも同じだけ苦しいんです。そういう先生方に言わせれば、税を投入することに対しては相当厳しいご意見をお持ちのところもあります。ですから、病院の再建というものについては、特に公立病院の位置づけ、だからこそ必要だということをお私はずっとこの3年半言い続けてまいりました。ですから、そのところをぜひ、民間の開業の先生方も少子化で患者さんが少なくなったりしながら、でも一生懸命頑張っているということをお忘れなく、病院の再建はそれだけ苦しいものがあるということをおわかりいただいて、今さら出てきた数字をどうのこうの言っただけで、改善できるわけがないですから、改善というか、今すぐどうなるわけではないわけですから、前向

きに取り組むのであれば短期間で、これは一般会計、行財政改革進めておりますが、その中にぜひ市立病院の累積の赤字をきちんと入れるべきだと思うんです、解消額を、年度ごとに。それで、5年なら5年で解消していくような、それだけやはり一般会計苦しいんだと、それから市立病院の累積もあるんだということも、よく収支差で何十億円赤字とか、不均衡とかなんか出てきますが、そういう中に入れていただいて、明確にこの市立病院の問題、本気になって全体的に考えていただきたいと思いますので、その辺市長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 17年度決算について所見を述べさせていただきたいと思いますが、先ほど来、再生緊急プランの初年度として一定の取り組みをさせていただいたというふうに考えておりますが、残念ながら十分な成果がまだ発現されていないという状況にあります。そういった中で、先ほど田中委員からも、やはり抜本的な取り組みが必要な時期ではないかというようなご提言もいただきました。その際にもご回答申し上げました。一般会計もまた大変な苦しみを味わっておりますし、その他特別会計の中でも、累積する債務を抱えている会計がございます。そういったものを総合的に判断していかなければならないと。まずは、それぞれの会計が自立的にやっていけるような体制に幾らでも早く近づけさせていただきながら、一般会計、もっともっと行財政改革を進めて、これらの諸課題に対応できるように努力を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ぜひ頑張ってほしいと思いますが、出てきた結果の数字は大変厳しいものがあるというのは、市長はよくご存じだと思いますので、その辺は多分、塩竈市が進むスピードと国なり周りが改革をして進んでいるスピードが、相当違うんだと思うんです。やはりそのスピードに乗りおくれと、先ほどおっしゃっていた国の力をかりてといっても、あの制度すら今大変借りるのに厳しい、団体に指定されるのは厳しい状況になっているのではないかという私の認識もありますので、そういった意味では、これこそ本当にスピードを上げないと、いつまでもぐずぐずやっていられない問題だと思いますので、その辺せっかく新しい院長もいらっしやいましたので、そのもとでぜひ改善に向けてご努力をいただければと。私どもも、それに対するご協力はいたします。本当に市民の皆さんも賛同していただける計画であれば、私どもも一緒になって改革に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、甘えだけは

ないように、民間の病院も大変だということをご理解ください。そこだけは、私は常々開業医の先生方から言われておりますので、その点だけはよろしくお願ひしたいと思います。それで、今回17年度決算の審査を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 先ほどの答弁で、経営の責任をすべて制度のせいにはしたくないというふうに考えてございます。現場の状況を申し上げますと、看護部では17年度に大幅に看護師数を縮減いたしました。そのために病棟再編・縮小してございます。当直にも主任看護師が担当しているような状況でございます。それから、院長先生方も朝の7時過ぎには登院し、入院患者の治療に当たっているという状況でございます。やはり再生にウルトラCはないということで、このような努力を積み上げながら、職員一丸となって経営健全化に努めていきたいというふうに考えます。

志子田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時49分 休憩

午後3時10分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

東海林京子委員。

東海林委員 休憩前に引き続きまして、発言させていただきます。

質問は、資料の19、市立病院の問題だけです。視力検査を受けるような小さな字で書かれている中身なんですけれども、ここについて時々触れながらやっていきたいと思ひます。

きょうは、私の前に5人の方から、市立病院の問題について大変質問があったと思ひます。それで、最後に事務部長さんが、制度の責任にはしたくないと、再生にはウルトラCはないんだということで、病院の再生に対する意欲、心の入れ方が、非常に私のところに伝わってまいりましたので、力強く感じました。そして、これまで発言された議員の方々も、やはり市立病院はなくすことはできないんだと、頑張れということ。その頑張り方も、今までと違って、やはりもっと人を減らせとか、人件費を削減しろとか、そういう削減の方向での発言よりも、む

しろもっと市からの一般会計からの応援が必要ではないかという、そういう前向きな発言が私は多かったのではないかと思います、大変私も気をよくしております。そういうことで、発言をやっていきたいと思います。

志子田委員、浅野委員、田中委員、伊藤博章委員、伊勢委員と本当にいい発言があったなというふうに思っています。

そして、まず最初に、先生方がやめていくという理由の中に、開業医もあるだろうけれども、そのほかにもっと理由があるのではないかというようなことを志子田委員が質問したことに対して、院長から、やはりつぶさに理由をはっきり私は受けとめたと思います。皆さんも受けたと思いますけれども、塩竈市だけではなくて、どこの自治体も同じなんだと。そして、開業する人もいるけれども、病院業務の激務にそういう原因があるんだと、そういうことを言われたと思います。それで、外来・入院病棟の担当当直もあって、大変激務なんだと。そういうことが連鎖してやめていくんだというような中身があったと思います。私もそのとおりだなというふうに思いました。

それで、これから病院の先生がやめないように、もっときちんとした待遇を、公共の中でも一番いい待遇だと言われるような待遇をなささいという発言も出てきたと思います。そういう点でも、本当にそのとおりだというふうに私も思います。そのほかにも、やはりドクターバンクとか大学病院の先生方、院長先生初め出かけて、市長も第三内科に……

木村委員長 東海林委員、審査に入ってください。

東海林委員 そういうことで、第三内科に行かれたということで、第三内科は消化器だけなんでしょうか、それとも消化器以外に血液専門科も私はあったような気がするんですけども、その辺も含めてお願いに上がってきたんでしょうか。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 お答え申し上げます。

第三内科は、以前は消化器、それから糖尿病、血液、それから一部循環器の先生もおられましたけれども、そういう複合的なナンバーの内科でございまして、私の恩師でも血液の先生もいらっしゃいます。現在、大学が臓器別に分かれてまいりまして、特に第三内科というのは糖尿病、代謝科と消化器科というのが分かれてまいりました。血液の先生もいらっしゃったんですが、それが第二内科の血液の先生と一緒になられてということで、かなり細分化してきております。

それで、うちの先生たちは大半、全員がではないのですが、第三内科出身の先生、それから新たに分かれた消化器病から来ている先生もおります。それで、医師のあれは、我々第三内科出身なものですから、とにかく自分の出身医局には頼みにいきますけれども、それはどこの医局の先生でも来ていただければということで、別に第三内科にこだわっているわけではございませんし、循環器やいろいろなほかの科もございしますが、やはりなかなか人不足で人を派遣するのが難しいというのがございます。

特に、第三内科は比較的多く医者を要しておりますので、私らもお願いしますし、派遣に応じてくれて、ことは特にそういうことに応じてくれました。いろいろな科、とにかく消化器だけではなくて、いろいろな先生ができるということで我々はお願いはしております。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 先ほどからお話を伺っていると、やはり再生プランの中で消化器センターというんですか、あれをやろうとしたけれども、今一部ではうまくいっているけれども、それだけでは入院患者等も獲得できない部分もあるんだと思います。それで、第三内科の消化器とか、そのほかのことも考えていらして、昔のようないろいろな診療科を再生といいますか、回復させていきたいという、そういう中身があるのかどうなのか。やはり免疫症候群なんていう病気もかなり多いですから、私は、そういう点では血液の病気なんかの先生も入れたらいいなというふうに思いますし、透析の先生も頑張ってもらいたいと思うんですが、その辺のお力の入れ方はどうなんでしょうか。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 内科疾患、我々内科専門医といいますか、認定医をもってやるわけでございますけれども、なかなか免疫をやっている先生、血液の先生とかは非常に数が少のうございまして、宮城県内でも血液の先生がいらっしゃる病院というのは限られております。この地区を見てもそう思いますので、我々である程度できるところは内科的なもので応じますけれども、やはり特殊な疾患に関しましては、専門家に見ていただかないと難しいという分野がございまして、なかなかそういう先生を直接確保するということは至難のわざというような気はいたしますけれども。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 浅野委員の質問にもありましたけれども、もう一つは、女性専門外来、こういう発言がありました。私も本当にそのとおりだなというふうに思います。だけれども、やはり女

性の先生といたしますと、先ほど言われましたように産休とか、いろいろなことがあってなかなか長くいつかないといたしますか、働き続けられないということがあるんだと思いますけれども、そういうために、ほとんど女性の先生がふえているという中で、女性の先生を引っ張ってくるに当たりまして、いろいろそういう環境ですね、先生の来れるような環境。例えば夜勤を子供さんがいれば免除するとか、それから院内保育をまた回復させるとか、そういうものなんかをつくろうというお考えはありますか。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 浅野委員のご質問にお答えしましたように、女性医師はこれからは確実にふえてこられると思います。それで、やはりその辺を環境を整えていくということは、今後大事なことだろうと思います。そして、ほかの医師と同じ条件では、なかなか勤務する方が少ないのではなかろうかと思えます。大学には結構女性が勤務しておりまして、結構産休で休んだりとか、大学院に入っている先生なんかは、その期間、また研究しながら休みながら仕事という方はおりますが、第一線の病院ですと、やはりそういうところは難しいので、何らかの条件を、夜勤というか、当直はないとか、外来中心とか、あるいは院内に保育所を設けるとか、いろいろなそういうものはいずれ、大きな病院なんかでは整えているところもございますけれども、そういうようなものもないと、なかなか女性医師を確保ということは、今のままでは難しいのではなかろうかと思えます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 この19の資料を見ても、やはり先生がいないことには、とにかく医療収益が上げられないということははっきりわかるわけです。そういう点では、先生をどんどん入れるような、そういう体制にしてほしいと。

それで、先ほどのだれかの話にもありましたけれども、宣伝が足りないのではないかというふうなことを言われました。それで、ホームページとかいろいろなところを使って、広報紙なんか使ってやったらいいのではないかというときに、法の規制もあって厳しい点もあるんだというようなお答えがあったと思うんですけれども、法の規制というのは、それは公立病院ですから、いろいろ余り宣伝すると民間のお医者さんに与える影響もあると思いますので、そういう点で、今わかっている範囲でいいんですけれども、どういう法の規制があるのか。例えば院内の「すこやか」広報紙ですか、あれなんかは市民の方が対象ですから、そういう規制にもなるのかなという感じもしたんですけれども、ならないのではないかという感じもしたんですけ

れども、どうでしょうか、その辺は。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 病院につきましては、これは公立病院も民間病院も同じであります。医療法によって、広告というのは大変厳しく規制をされております。これは昔からであります。

ただ、やはり医療に関する情報というのもどんどん明らかにしていくべきだろうということで、何回かの法改正がございまして、少しずつ広がってはきておりますけれども、ただそれでも今のところ公に認められているのは、例えば診療科でありますとか医師でありますとか、その標榜ですね、そういったかなり限られた部分しかございません。

ただ、これはあくまでも、ラジオ、テレビなど一般の方々が聞こう見ようと思わなくても耳に入ってくる、あるいは目に入ってくるという媒体を使っての広告が規制されているということですので、今のところホームページ、あるいは院内で配布するような院内広報といったものについては、特段規制はないということになります。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 先ほど産科のことも出ましたけれども、産科はちょっと難しいかもしれませんが、婦人科というのは今でも常駐の先生はいらっしゃるんですか。ドックとかそういうときはいると思うんですけれども。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 人間ドックをやっています、年間1,800くらいやっていますが、女性の方のドックのときに婦人科検診と一緒に希望する方もいらっしゃるものですから、そのドックのために来ていただいています、一般の患者さんはほとんど、かかわっている方は少ないものですから、この数字を見るとほとんどドックだけの数字になっていると思われま。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 それから、やはり医療のスタッフということがきちりしていないと、本当に大変になるんだと思うんです。そういう点で看護師は、勤務についてはきちんと配置が足りているのでしょうか。何か募集しているというような話も聞きますけれども、なかなか集まってこないという点もありますので、どうなんでしょうか。

木村委員長 佐藤事務部長。

佐藤市立病院事務部長 看護師の配置につきましては、看護師基準というものがございませ

て、今回の医療法改正によりまして、これまで2対1とか2.5対1というふうな基準が10対1とかというふうに改正されました。改正の大きなポイントは、やはり患者に手厚く看護師を配置することによっての診療報酬の増というところが、国の大きな考え方でございますが、なかなか市立病院は、そういう流れの中で、看護師の確保というのは難しいものがございます。必要最小限、医師数に見合ったような形での配置と。それも法をクリアした中で配置してございます。ただ、経営上は、やはりある程度の看護師がいないと、なかなか診療報酬上の引き上げるといふわけにはまいりませんので、できる限りコストに見合った中で看護師を採用していきたいということで募集をかけているところでございます。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 夜勤ですけれども、当然二・八は守られているんだと思うんですけれども、厳しい状況がありますか。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 看護師の夜勤、2人体制で月8回、いわゆる二・八体制ではありますが、これはきちんと守っております。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 あと、先ほど療養型のことについて言われましたけれども、療養型が今度は変わってくるんだというふうになっていきますけれども、これも大変な、病院の収益から考えると大事な医療だと思えますけれども、これについて独自に、国の方針ではなくて、独自に守れる体制というのは、やはり介護医療の方でふやすと、医療の方ではなくて。そういうようなことは、独自にできるものなんですか。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 当院の5階に療養型病床が38床ございます。現在、今かなり大勢入っておりますが、その中には療養病床入院中の方と、あとショートステイの方もいらっしゃいます、介護保険を使っていらっしゃる。それで、かなりうちの方のショートに関しましては、在宅で見ている方が、家の方が手が放せないとか、どこかへ旅行しなければいけないとか、そういう場合に病院で預かると。かなり重症の患者さんもいらっしゃいます。それで、かなり重要な役目を持っていますが、今回の医療費の改定によって、かなりそこが、医療区分の1の方が、胃ろう栄養とか、経管栄養とか、そういう方でも今回の医療改定ではかなり従来より低く見積もられてしまっている点がございまして、午前中の質問で事務部長がお答えになったと思います

が、病院にとってはその分はちょっと痛いところではありますけれども、できるだけ介護とかショートステイ、そういうものは今後も力を入れてやっていくつもりであります。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 それとあわせてといいますか、もう一つの訪問看護についてですが、今はどのような状況になっているのか、前と同じような体制でやっているのかどうか。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 在宅の患者さんに関しまして、ことしの4月からは全員の医師、先生たちにも参加していただきまして、私含めまして全員で訪問診療に当たっております。あと、訪問看護も、看護師さんたちも頻繁に行っていただきまして、その辺はかなり充実しながらやっているところではございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 とにかく大変なところを、私たちから見ても今乗り切られているなというふうに思います。まだまだ不良債務とかそういうのもありますけれども、皆さんの頑張りにかかっていくんだと思いますけれども、先ほど田中委員からも言われましたように、もう少しやはり市として、市長の熱意というものがあらわれてくれればいいなというふうには私も思います。そういう点では、これから、とにかく市の方として市長の熱意が見えるような、市長はそこだけではないんだと、特別会計の中でもいろいろ赤字のところはたくさんあるんだというふうに言われましたが、そのとおりだと思いますけれども、やはり市民と、それから職員は逃れられないんだという話も出ましたので、ぜひそういう点で市長のこれからの病院に対する、本当にこの病院を残し、そして市民が安心してかかれるような、そういう病院にするために具体的に何をしていくのか。もっと財政的な支援をしますよというようなこととか、先ほどはほかの事業も削ってもやれというような話もありましたけれども、そういう具体的なお答えが聞ければなおいいなと思います。よろしくお願いします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 まず初めに、ぜひご理解をいただきたいのですが、私は、今日まで市立病院の再建に熱意を持って取り組んできたつもりであります。熱意がないというのは、非常に心外であります。ぜひご訂正をお願いいたしたいと思っております。

我々は、この病院の再建ということにつきまして、議会を通じまして、常にこういったことをやらせていただきたいという願いをしてまいりました。先ほどの話は、一般会計からの繰

り出しにつきましてどの程度のことができるかと。当然のことではありますが、20数億円の不良債務を一時期に解決できれば、そういう財政状況であれば、私たちも大変うれしいと思います。しかしながら、一般会計から20数億円の繰り出しをしたら、塩竈市は間違いなく準用再建団体に転落をするわけであります。市民の方々にそういった思いをかけたくない。そういうバランスをとりながら、まさに剣が峰を歩いているというのが、今我々の状況であります。先ほど志子田委員からも、病院に何日行っていますかと言われました。私は、少なくとも1週間に一度は必ず足を運んで、看護師さんの苦情、それから院長が先頭に立って、病院再建に本当に熱意を持って取り組んでいただいております姿をつぶさに拝見いたしておりますし、その中で我々が何ができるかということにつきましても、その都度足を運んで情報交換をさせていただいたところであります。

また、取り組みの内容につきましては、議会の都度、議員の皆様方につぶさにご報告をさせて、情報の共有を図ってきているところであります。それでもまだ努力が足りないということだと思いますが、我々は塩竈市立病院が一日も早く健全化が図られまして、市民の皆様方に安心していただけるようになお一層頑張ってください。よろしくお願いいたします。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 私もそのとおり熱意は見えているし、市長は当初から市立病院はつぶせないんだという方向で頑張っていくというようなことを申されていたことは、私も認めていきたいというふうに思います。

それで、今ここで再生プランの中で、じゃあこれはやれるということですね。そういうものがもっと具体的なものがあれば、明るい見通しが出てくるのかなと思まして今の質問をしたわけです。大変病院でも、最近の市立病院は本当に優しい先生が来たとか、看護師さんが何回も病室を見回ってくれるとか、自分の担当でもない看護師さんが必ず声をかけてくれるとか、そういうことで病院の評判もいいようですので、私はそういう方向に向かってなお一層努力をしていただきたいし、やはり私たちも病院が頼りでございますから、ぜひとも市民のためにも、この辺の二市三町のためにも充実されるようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

木村委員長 小野絹子委員。

小野委員 私からは、海辺の賑わいの土地区画整理事業についてご質問したいと思います。

6の成果品の277ページと資料 19の50から51ページ、それらを使って質疑させ

ていただきたいと思います。

大変な財政状況の中で、こうした賑わい土地区画整理事業が、一方では、やられているという状況であります。こうした中で、平成17年度の決算では、特に減歩率を下げるための減価補償金による公共用地取得を行ったことが、主な中身だろうと思います。その中でも、建物の移転補償等もありますし、整地工事等もあります。

私は、ここでお聞きしたいのは、施策の実績の中で土地区画整理事業の根幹となる仮換地を実施し総宅地面積4万3,348平米の約77%、3万3,300平米ですか、それくらいの指定を行ったということを出されております。約7割の77%の仮換地の指定ができた。これは18年3月29日現在ということですが、これは総地権者の何%に当たる分なのかということが一つ。

それから、もう一つは、今日の時点でどれくらいの仮換地がその後進められているのか、進展しておればお聞きしたいというふうに思います。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 お答えさせていただきます。

まず、仮換地の指定状況であります。さきの産業建設常任委員協議会にもお示ししておりますとおり、約77%が一応仮換地指定まで終わっております。それで、この際の地権者さんの総数、総権利者数という表現をさせていただきましたが、92名ということになってございます。それで、地権者さんの割合でまいりますと仮換地指定済権利者割合ということで13%ということで一応ご報告をさせていただいております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 面積では77%ですが、地権者で言えば13%だということがございますね。そういう点で、多く土地を持っている塩竈市土地開発公社とJR貨物の土地が大方を占めているという内容ですね。

そこで、お聞きしたいのは、最近の9月14日の新聞にイオン塩釜SC来年4月に開店ということで、県に計画申請を出したということが出されております。そこでお聞きしたいんですが、塩竈市の開発公社や、あるいはJR貨物との土地の賃貸について正式な契約がされているのかどうか、それと面積等についてお伺いしたいと思います。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 まず、開発公社の方の賃貸契約に関しましては、地権者の仮

換地後の土地活用ということで、こちらでちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、建築確認行為の時点から契約賃料の2分の1を開発公社に支払うという設定が、7月末までの設定であります。それで、まだその建築確認行為は建設部の方には提出されてきておりませんので、したがって、賃貸契約等についてもまだ未了ということであると考えております。

あとそれから、面積でございますが、開発公社の仮換地指定済面積は4,468.81平米と、すみません、ちょっと合計が出ませんけれども、約8,800平米というふうに記憶しております。残りがJR貨物面積で、ちょっと今手元の表では1街区、2街区の合計面積で表示しておりまして、それでよければ、1街区ですと8,126.29平米、2街区と言いまして少し海側、マリゲート側に参りました部分が4,468.81平米ということで、約1万3,000平方メートル程度ということでございます。

木村委員長 小野委員。

小野委員 塩竈市の土地開発公社の土地と、それからJR貨物の土地、合わせて約1万3,000平米をイオンに賃貸するという内容に受けとめていいということですか。

それで、これは正式な、県に申請したというのですが、大規模小売店舗法に基づいて申請したということを出ているんですけども、本来なら、当然借地権の契約をしたものを添えてやるのが常識ではないのかというふうに思うのですが、それについてお答え願います。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 ほかの来店立地法の申請がどうなっているか、私はちょっと存じておりませんが、一般的にはそういった土地賃貸の合意が形成されて、合意でございます、正式賃貸契約はいつからということで、しかも20年程度の定期借地権設定ということがこれにつけ加わりますと、公証人等の役場登録とか、そういったこともありますので、一般的な民間での短期の借地契約というものよりは、若干事務手続に時間を要するのではないかと思います。

木村委員長 小野委員。

小野委員 そういう手続には正式な賃貸契約の書類を添付しなくてもいいと、後で結ばばいいという解釈ですね。そういう解釈でイオンの方では進めていると、市の方との話の中で。というふうに理解していいのでしょうか。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 大店立地の申請は、所管の県の方で受け取りますので、その審査が終わったということで、そこで受け付けてくれたということであれば、そういったことも含めて、きちんと適正な処理がなされたというふうに私どもは受け取っております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 それで、実は見取り図を出していただきました。資料 19の51ページですね、主に。それで、新聞とのかかわりで言えば、イオンではマックスバリューを核店舗にして13のテナントが入るということで報道されているわけです。それで、図面をいただいて、非常に細かいので拡大して見ましたが、それでもちょっと細過ぎるのですが。これは、一つは、1階にマックスバリューが来ると。大体これですと2,142.07平米だと思いますが、その分がマックスバリューですよということだと思えます。あとは、残りの2,000何ぼかの平米の分が、物販になったり非物販になったりということで出されております。それで、2階の物販と、それからアミューズメントがありますが、あとはまた物販ですね。そういった状況になっているわけでありまして、そこでお聞きしたいのは、マックスバリューというのはスーパーですね、大きなスーパーですよ。それがこの塩竈に来ると。私は、このテナントの問題に入る前に、塩竈市の6月議会でしたか、なぜイオンの進出がおくれているのかと、取り組みがですね、そんなことで質問した経過がありました。そのときに、社長は、塩竈らしいものをそこに置いていくということで時間がかかっているというふうなニュアンスのご答弁をいただいたように記憶しております。

そこで、果たしてこのマックスバリューが来て、大きなスーパーが来るということですが、あわせてこの物販、非物販の分野でかなり面積があるところも出ているわけですが、こういった状況を見て、一体塩竈らしい店舗というのはどういうことを想定されているのか。この内容からは、どこが入るとかとももちろん書いていませんから、わかりませんが、その辺についてはどういうふうにとらえられているのでしょうか、最初にお聞きします。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長

茂庭建設部次長兼都市計画課長 私どもの受けとめ方でちょっとお話をさせていただきますと、まずイオンとしての取り組みが、仲卸さんの方に来店要請をきちんとされているようでありまして、あとそれから、商工会議所を通して地元の事業者の方々に来店案内をされているようでありまして、したがって、塩竈らしいというのは、まずこの進出事業者が考えているのは、魚に特化した生鮮と、それからあと塩竈市内を本拠地としているお菓子屋さんやなんかと

ということで、どうも塩竈らしさというふうにお考えだと思います。

木村委員長 小野委員。

小野委員 物販、非物販というのが、飲食店を言っているのか、物販ではないということですから、物販にあらずだから、それは飲食店というふうに解釈するのかなというふうにも思うんですけれども、今次長からお話がありました仲卸市場の方にお話をされているというのは、何かそういうお話がお断りされたとかというふうにもお聞きしているわけですが、大体大きな台所用のスーパーが来る、生鮮食品が来ると、そういうところに来るはずもないですよ。そういう点で、そういうふうには私を感じているところですが、要するにこれで、実は6月の時点でも、地元業者の17業者の方が手を挙げて説明を聞きに来られたということで、あるいはという期待もあったと思うんですけれども、実際何も示されていない、何もというのは、この図面は示されましたけれどもね、実際には、塩竈で入ってみてもいいかな、あるいはお話を聞いてみようと思った人たちが、ここに張りつけるような状況になっているのかどうか、そういう話し合いというのは、つかんでおられるのでしょうか。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 入れる状態というのが具体的にどういう状態なのかと。あくまで推定でしかありませんが、まず家賃が低廉であったり、そういうことが必然的な条件だと思っております。そういうことで、私どもとしては、土地の賃貸料はなるべく高く、それで建物も立派に、家賃は安くしてくださいということはなかなか申し上げにくいことでしたので、具体的にそういう要求はしておりません。しかし、一方では、事あるたびに地元の方々が出店できるようにひとつご協力をお願いしますという抽象的な表現でのご協力は、何度も重ねさせていただきました。

あとそれから、地元の方々、17店舗、17事業者が2回目の出店説明会においでをいただきましたが、そこからは、あと何社が残ったかはちょっとわかっておりません。それからあと、大店立地の申請の中では、出店者名まで明確にはなっておりません。

あとさらに、そういったものは縦覧中は全部公開されておりますので、コピー等も自由にたしかとれるはずですので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

木村委員長 小野委員に申し上げます。17年度審査の範囲内で、今聞いておりますと、今日やっているようなところを質問しているようでございますから、よろしくお願ひします。

小野委員 この質問をしましたのは、仮換地された塩竈市土地開発公社の土地にイオンが来る

ということで既に新聞報道されているということがありますので、この仮換地について、重要な問題ですので、お聞きしているという状況であります。

そこで、図面を出してもらいました。今、委員長のあれもありますから……、ですが、図面をいただいた中で、私はもう一つ、道路の問題、これを見てどういうふうにするんだろうというふうに思いました。というのは、図面を見ますと、ちょうどマリングートと十字路に交差するふうに道路を直すと。その時点は、そこは信号機になるでしょうというお話だったと思います。そこからちょっと来たところは、公園になるわけですね。公園のわきのところに入出入りする道路がつくられる、出入りするところができるということだろうと思うんですよ。そうしますと、この図面を見ますと入る方、出る方というのが決まりますね。そうすると、要するに仙台方面から来た車、仙台というか、マリングートの方から来た車といいますが、それは入りやすいんだけど、今のジャスコ側から来たときには、入りにくいですね、これは恐らく一方通行になるのかどうか分かりませんが、こういった問題なんかはどういうふうに処理しようとしているのか、そういう点での協議はされているのかどうかという問題です。その辺についてちょっとお聞きしておきたいと思います。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 17年度実施しました区画整理事業の中で、市道港町海岸通線等を含む測量等も行っておりますが、その中では一方通行なんていう話は全くありませんで、ここは都市計画街路でありますので、片側最低1車線。それで、当初計画では片側2車線、それにあと右折車線やなんかもつけるということでございましたが、公安委員会の交通管制指導の中で、片側1車線、前後が1車線でありますので、ここだけ2車線にしても意味がないということで、1車線・1車線で暫定供用という了解をとっております。

あとそれから、松島側から仙台に向かってこの計画地に進入する場合には、現在右折して、マリングートに貸していた駐車場に入る右折レーンがあります。あれをそのまま使って、若干東側に移動するような形で右折で進入可と。しかし、ここは片側1,000台の交通量がありますので、右折でここから出る際には、大きな事故等も予想されますので、右折での場外へ出ていくのはだめですよということでございました。そういうことです。

木村委員長 小野委員。

小野委員 そういう点では、この資料を見た限りでは、私は交通問題についても非常に心配の要素があるということをお聞きしておきたいと思っております。

あわせて、何度も戻りますが、17年度は開発公社を含めて仮換地したわけでありますから、その土地が有効に使われるのかどうかということが一番重要になってくると思います。有効に使うかどうかというのは公社が決めることですから、本来なら塩竈市が決めることではないですね。ですけれども、こういうふうな事態になっているということで進められてきているわけでありますが、いずれにしても、そういう点では、今回のこういうふうな図面を見ながら、私は、やはり既存の商店街、これで生き延びられるのか。あるいは去年の9月の時点で要望書が出ました。私は、これは情報公開で取り寄せたんですが、まちづくり参画事業者決定についての陳情書などを含めて、市の方ではいろいろ検討されてこういうふうになったのかどうか。その辺のところを含めて、さらに再度申し上げますが、きのうも私のほかにも質問がありましたけれども、マリンゲートへの流れです。これが、本当にそこでできるのかどうかということが、新たな問題としてこういうふうに出始めて、なおのことははっきりしてきているのではないかと、心配の種がはっきりと浮上してきたのではないかというふうに思うわけですが、それについてお考えがあればお聞かせください。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 駅の東側に新しい出入り口ができる予定ではございますが、そこからしおかぜ通り線という直接マリンゲートへ結ぶ道路ですね、これを使って人の流れをつくり上げていこうというのが当初の設定であります。一方で、あの1万5,000平方メートルを持つもう一人の地権者の方が、ここにはフェンスを立てられるという話を承りまして、私どもとしては非常に心配をしております。今後、交渉の中で、ここに一応人の流れができれば、そういったフェンスを立てるなんていうばかなことはやめて、そちら側にちょっとした店を出して商いをしていただくということが、利益が出るとわかって初めてやっていただけるのではないかというふうに考えております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 今の次長の説明ですが、要するにしおかぜ通りを行っても、マリンゲートに行く手前は広い道路になるわけですね。そこは信号機はつくんでしょうが、信号待ちをしながら通るという状態ですね。ですから、そういうふうな状況の中で人の流れ、あるいは車も、一度そこに入れた車がまた移動してくれるのかという、流れとしてですよ、そういう懸念を持つわけがあります。そういう点では、私のみならず、やはり非常に心配している方々が業界の中でもいちゃるということを、ここで申し上げておきたいというふうに思います。

それで、区画整理の関係でもう一つお聞きしたいと思っていたのは、約1万平米の土地がまだ仮換地されていないと、地権者にすれば87%の方が仮換地されていないという実態があるわけですね。これは計画的にいつているものなのか、換地の仕方が。あるいは、当然面積が狭ければ、たしか65平米だったと思いますけれども、それ以外でしたら反対にお金を出して土地を買って確保しなければならぬというのものもあるでしょうし、そういった点で、今残っている方は、むしろ小さい面積の方が多くなっているのかなというふうにも思うわけですが、その辺についてお聞きしておきます。

木村委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 平成17年度は2回の区画整理審議会を開催させていただきました。先ほどご説明したとおり合計で12名の地権者の方に仮換地の指定を行うことができました。それで、この区画整理は全体で97%程度を再構築と、今ある建物をそのまま引っ張って移すというのではなくて、もう一度新築しますよという設定をさせていただいております。そういう中で、最初の換地は、なるべく建物を建てていない大きな土地からということで、上に建物のないところから始めさせていただきました。今後は、建物が密集したところに入ってまいります。そうなりますと、1軒の方に移動していただくためには、その方の換地先の確保ということで、そこに現在建っている方があったり、ちょっとでも敷地が引っかかっている場合には、どこかにまた空きスペースを暫定的に設けて順次移動をしていかななくてはならないと。こういうことになってまいりますので、ほかの地権者の方々には、全体を一様にはできないわけですので、まず私どもとしては、駅前ブロックと、それから前の信漁連さんのあったブロックですね、あそこをまず再活用を少し急がせていただいて、それで事業費負担やなんかの抑制を図りながら、順次東側に行くという計画を立てております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 それでは、私も企業、特別両方に目を光らせて何点かお尋ねをしてまいります。

まず、資料5の方の199ページにあります交通事業特別会計の中で、委託料299万2,500円、これが測量設計等の委託料となっておりますが、これはどのような中身だったかお知らせください

木村委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 昨年ですけれども、19トンの小型の現在就航しております「うらと」を建設する際に、当市役所内では、その小型船をつくるための技術、そういった監督をする専門

の知識がないということで、専門の会社に設計、工事の監督等を委託したものでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 これは、当然何社かの見積もりをとりながら委託をなさったと思うんですが、その辺の中身、簡単にお願ひできれば。

木村委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 この点につきましては、先ほども言ったとおり当市役所内に専門の技術者がいないということで、その専門の会社に設計、建設等の管理を委託したもので、これについては非常に技術的に専門的な知識が必要だということで、随意契約の形でお願ひをしております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 次は、国民健康保険の関係で220ページ、ここにありますが、お彼岸だから聞くわけではないんですが、葬祭費、この関係の2,848万円、この部分がどのような人数とどのような対処の仕方での費用の支出になったのか、お尋ねをいたします。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

葬祭費2,848万円につきましては、お亡くなりになった方1件8万円でございます。それで、356件の支出でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 次は、222ページの、これも国民健康保険の関係です。胃の集団検診、この分で825万円、この部分も人数的にどのような中身なのか、お尋ねをいたします。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

集団検診、17年度実施をした部分でございます。この中身につきましては、胃の検診が1,545件、247万2,000円。それから、マンモグラフィーの部分でございますが、530件、132万5,000円。それから、子宮がん検診でございますが、1,521件、243万3,600円でございます。それから、前立腺がんの部分でございますが、323件、32万3,000円。それから、喀たん検査が599件、48万7,500円。それから、大腸がんが2,262件、113万1,000円。これを合わせまして825万円ということでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 この備考欄、恐らく狭いから活字入り込めなくて、今のこの1行だけになったんだろうと、このように理解をいたします。それぞれ出して種目別に検診の部分で書いていただければ、トータルでこうだと、こんなふうに理解できたんですが、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

それで、胃がんの関係で大変心配されるピロリ菌、この感染が最近はやっておると、こんなふうに言われておるんですが、非常にこの菌が入った場合については、普通の人々の5倍ぐらいの胃がんの発生率になるのではないかと、こんなふうにも言われておるようなんですが、こうした部分の何か、我々これから18年度に向けて検診するに、こういうところを注意しなさいよと、こういうやつはこのくらい心配なんですよと、こういうところを院長先生、教えていただければ大変ありがたいんですが。

木村委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 ピロリ菌と申しますのは、胃潰瘍の原因とか言われていまして、昔は胃潰瘍は攻撃因子、防御因子、そのアンバランスで起こると言われていまして、ところが今から十数年前ですか、オーストラリアの学者がピロリ菌を発見しました。ノーベル賞もとりました。それで、ピロリ菌がいますと潰瘍を起こすということと再発しやすいということがあります。それから、潰瘍の人の5%くらいだと思ひんですが、ピロリ菌による潰瘍はですね。ほかの原因ももちろんあるわけですね。それで、ピロリ菌を除菌しますと潰瘍がまず再発しにくくなるということが一つございます。

それから、今、国でも進められていまして、がんの予防ということに関しましてピロリ菌、まだこれは保険が通っておりませんので、今はピロリ菌を除菌を行える患者さんは胃潰瘍と十二指腸潰瘍、それからマルトリンパ腫、この三つだけでございます、そのほかに関しては、まだ保険診療は行えておりません。だから、もちろん検診を受けましてピロリ菌がいても、その治療は私費で行わないと保険ではすることはできません。

それで、これはいろいろな各種検診業務でやって、私も、ここの病院ではありませんが、前にいろいろやったことはありますけれども、ピロリ菌を一般のあれに入れていくということは大事かもしれませんが、大体50歳以上の方ですと7割くらいは持っておりますので、余り極端に怖がっていると、ほとんどの方がいるわけでございますので、ここにいらっしゃる方ですとほとんどはいらっしゃる。ですので、余り極端にピロリ菌にこだわる必要はありません

が、潰瘍を持っている方は除菌した方がいいとは思いますが、それから家系的にそういう病気を持っておられる方は、積極的にピロリ菌検査なされた方がいいと思います。病院で簡単に、今カメラしなくても尿をとって簡単にピロリ菌を調べることもできますし、薬を飲んで息を吐いて、それだけでピロリ菌を見る検査器械も入っておりますので、ぜひ利用していただければと思います。

木村委員長 福島委員。

福島委員 院長先生、大変ありがとうございました。先日の発表された厚生労働省の研究班が、非常にこれから心配ですよということを警鐘鳴らしておるようですので、ここで7割ですから、また病院の方にお世話になり、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、264ページの方にちょっと飛んでいただきます。それで、魚市場の特別会計の中で、すみません、235ページでした。ここの備考欄にあります警備業務あるいは測量設計等の委託、これも測量設計、ここであらわされている179万4,450円、それから2段下がったところにあります場内のじん芥の搬出処理業務委託、この関係について、数字的に結構大きいように見えますので、この辺ご説明をお願いいたします。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 それでは、お答えいたします。

清掃業務委託料、これにつきましては、清掃業務委託としまして魚市場内の清掃業務、これを場内の業者をお願いしている部分が一つと、あともう一つは、汚水処理槽の清掃業務を委託している部分が一つであります。これは、合わせて二つで清掃業務委託を行っております。

あと、測量設計等委託業務につきましては、これは昨年の夏にございました地震に伴う改修に伴う測量を行った部分であります。

あと、最後の場内じん芥搬出処理業務委託料、これにつきましては、市場内で発生するごみを小鶴の産廃処理場、あるいは市の清掃工場に搬出していただくための業務委託となっております。以上でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 それでは、同じく264ページをお願いいたします。

先ほど浅野委員の方も指摘されておりましたが、ここに記載をされております審査支払手数料、これは国保も老人保健も介護もそれぞれ同じように取られて、取られると言うと失礼なのかな、払われているようなんですが、この辺の関連を、できればわかりやすく願ひをした

いと思います。

木村委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国保も老人医療も介護も同じでございますが、医療費等の審査につきましては、国保団体連合会に一括で審査を依頼しております。その関係で、ちょっと1件当たりの金額は手元にはございませんが、その1件当たりの金額に応じて委託審査支払いをしているということでございます。以上でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 件数によってそれぞれ異なると思うんですが、単純に見てみますと、例えば老人保健の関係の部分、これで400万円、そして国保連合会に手数料として払われているやつが約2,200万円、そして介護保険の関係でいきますと、ここで442万円のような数字が載っておって、非常に大きいなと、目についたなと思ったものですから、後日、中身をちょっとお知らせをいただきながら説明を求めていきたいなと、こんなふうに思っております。

次は、6に移らせていただきまして、6では281ページ、これは魚市場の運営事業。この中で、ことしは思いがけないほど漁があって大変結構だったと思います。それで、大きい数字は目につくんですが、ずっと下がって若干小さくなるんですが、その他の刺網なり、その他の漁業の関係で、これでトータル約1億円ぐらいになるようなんですが、この働きをなさっているその中身など、わかればちょっと教えていただきたいんです。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 その他刺し網、これの主なものとは地元、特に浦戸の漁業協同組合で行っております刺し網による漁獲と。あと、その他漁業につきましても、地元のそういった浅海漁業業者が上げる水揚げ物が大部分を占めております。以上でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 浅海漁業ね、これは一般会計の方の部分に入るんですが、そうした部分でも結構この数字的にあらわれておりますので、ぜひ大事にしていきたいなと、こう求めておきたいと思っております。

それで、同じページの中で下の方の施設の修理等々で載っておりますが、貸し事務所的な部分で、ここで1,778万7,041円、これが収入として上がっております。それで、あそこを利用いただいているそれぞれの事務所の事務所数は、今どの程度になっております

か。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 魚市場内の賃貸の事務所数ですけれども、53になっております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございます。

それでは、次に、今度は19の方でお尋ねをしたいのですが、実は、それは別だぞと言われるかもしれませんが、お断りをしながら、例えば請負業務の部分でこの後にお聞きしますからね。この中で、競争入札、指名入札、それから随意契約と、こういう部分でいった場合、例えばですよ、今これを請け負ったと、工期がいつからいつまであります。それで、その期間内に同じところでやる作業の中で、同じ期間内ですよ、別なところが随契という形で同業者が入る場合は、これは便法上どうですか。今月中にある請負をしました、落札しましたと。その期間内に同じような仕事をする、その同じ場所でやる場合に随意契約ということが発生します。じゃあ具体的に申し上げます。19の請負契約で出されております6ページ、7ページ。それで、6ページの番号44番、そして7ページに行きますと11番、こういうことで競争入札をされて、そしてその後随意契約と。こういうことで、44番の場合については、16年11月19日から17年2月18日までの工期、そしてその入札日については16年11月17日。これが、7ページの方の11番に行きますと、これは随意契約で16年の12月17日から17年2月16日までの工期、そして入札日は、若干ずれておりますが、16年12月15日。入札日は約1カ月ほどずれますが、同じ工期の中での関連業務としても、ちょっとこの工事名の表示が悪いと誤解を招くのではないかなと、こんなふうに思うのですが、いかがでしょう。

木村委員長 伊藤事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 ただいまご質問の工事、市立病院の外来棟の省エネ工事に関係するものでございます。これは、ご承知のとおり外来棟の部分の給湯、あるいは屋上に太陽エネルギーを使って電気を出すといったような一体の工事を行ったものでありまして、これは外来棟のいわば施設更新という意味もありまして、それにこの省エネの補助金を使ったということになります。これは、やらないと大変老朽化しておりまして、いつ壊れてもおかしくないという状況でありましたので、大変急ぎで行った工事ではありますが、それに大きな割合で補助がついたということで、非常に病院としてはありがたい内容でございました。

ただ、この内容、必要な工事の全体に補助金がついたわけではありませんが、一部その補助の内容から外れる部分があったと。この場合、補助をいただくためには、その内容から外れる部分については別契約にしなければというふうなお話がありまして、そのためにわざわざ、本来これは一体的な省エネ工事ではありますが、それをこのように分けざるを得なかったと。ですから、大もとの工事は入札しましたけれども、附帯工事は同じところを同じ工期でやるわけでありまして、その部分については随契にさせていただいたということでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 私の理解の仕方がまずいのか、言いたいのは、同じ業者で確かにそれは行いたい。随意契約はそういうメリットがあるからやってもらうのであるし、安心もそこに付加されると思います。たまたま同じ手法で、これがどちらも附帯工事なり設備工事というふうな形であればいいんですが、44番の関係については、省エネルギーの設備導入事業、そしてこちらについては、その附帯工事と、こういうことで、どちらも同じような工事名で似たようなやつであればなお理解できたのかなと、こんなふうに思っております。

ただ、今説明いただきましたように、補助関係の部分で分離をせざるを得ないと。できれば、数字が大きくなると、余りいろいろ言われたくなくて半分ずつする場合もあるんだけど、方法としてね、それで通商産業省のこの補助の場合はどのくらい出てあったんですか。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 全体で1億円ぐらいの工事でありましたが、このうち5,000万円ほどでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変率のいいものを引き出しながら努力なさったということを理解しますので、大変ご苦労さまです。

それで、先ほどこの市立病院のところで、伊藤委員ですか、それぞれ災害時に搬送されたりいろいろした場合の手当ての方法等々心配をしていただきました。実際に私もそこを一番心配しておりますが、例えばですよ、ICU、あるいは手術中、あるいは点滴等々やっておったときにライフラインがストップした場合、自家発電でそれは対処なさると思うんですが、すぐ稼働してどの程度で通常の電線の部分でそれぞれのところに通電できるのか、その辺計算されておられますか。

木村委員長 佐藤事務部長。

佐藤市立病院事務部長 市立病院の地下に、万が一そういう事態に備えて、非常用の発電機を備えてございます。時間的なものにつきましては、今ちょっと答弁できないんですけれども、とまったと同時に切りかえるような形で整備しております。

そして、その状況につきましては、月1回稼働させながら、動くかどうかについて点検をしているというような状況でございます。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 非常口等の照明その他の関係については、別回線でバッテリー等で接続されると思うんですが、万が一のときの稼働、これはなかなか思うようにいかない部分がありますので、ぜひそうしたところに配慮しておいていただければ幸いです。こんなふうに思います。

特に、資料 18 でちょうどしておりますが、それぞれ手術の件数なり、あるいは内視鏡を使ったり、いろいろの部分が結構数字的に上がっております。努力の成果だと思いますが、そうした部分、万が一というところ、これは生命に直接関係いたしますので、先生方の腕だけでなく、そういう設備の部分についても、細かいようなことを申し上げますが、ぜひ頑張っていて、そして安心・安全で、いい設備を含めてお願いをしていきたいなと。

それで、あそこに入って行って左側に張られている「皆さんの声」ですか、あれが大変いい感じで受けとめさせてもらっております。中には、ちょっと駐車場のぐあいが思うように駐車できなくて狭いよと、こんな言われ方、あるいは後ろの駐車場から職員の方々が駐車されるところに行く中で、結構上り下りスムーズにいかなくて、何か診察の方が間に合わなかったとか、そういう苦情も1件か2件、聞かされたこともありますが、大変好評よく、あそこに張られております。ぜひそれぞれの患者の声を大事にしながら、そして少ない頭数の中ではありますが、ぜひ皆さんに頑張っていたきたい、これをお願いして終わります。ありがとうございました。

木村委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤委員 私もこの際、特別会計、企業会計についてお尋ねを申し上げたいと思います。

塩竈の人口が6万を割ったと。しかし、塩竈の事業は、この特別会計を見ただけでも、いわゆる交通事業がある、下水道事業がある、あるいは公共駐車場がある、土地区画整理事業もある、市立病院を持っている。これは、6万弱の都市でこれだけの事業をやっている都市は少ないんです。ほとんどないと思います。それだけに、これは行政に携わる多くの皆さんが大変だろうと思いますが、本当に市民のための施策を真剣に、これからも努力し、あるいは取り組ん

でほしいと、こう願っているわけでありませう。

それで、この決算を見ますと、いわゆる一般会計で200億円ですか、特別会計で220億円ぐらい、それから企業会計で約20億円、大体450億円前後の事業をやっているわけですが、その中でも、これを見ますと、まず国民健康保険事業で、あと介護保険事業で黒字決算となったと、そして全額基金に繰り入れたと。結構なことでございます。

さらには、下水道事業で、あるいは土地区画整理事業では、歳入増となりまして、繰り越すべき財源があったために実質的に歳入歳出で同額で決算されたと。まあまあ頑張ったなと思います。

しかし、一方においては、魚市場事業、あるいは公共駐車場は、あの5月臨時会でも明らかになったように、繰り上げ充用で決算をされたと、こういう経過をたどりまして。そういう意味では、各議員がいろいろな形で質問申し上げましたが、まず私は、この魚市場会計をちょっと見ますと、やはり去年は金額で水揚げ100億円を割ったと。そういう意味では、15億円ほど減ったわけですね。だから、そういう意味では、やはり一般の加工や、あるいは水産業界にとっては、材料の確保というのは最大の使命だと思ふんです。それだけに、漁船誘致を初めあらゆる努力をしていると思いますが、やはり原材料の確保にどういうふうに今後取り組んでいくのか、この辺をまずお尋ね申し上げ、さらに塩竈でいろいろな社会教育施設で、あるいは学校なんかでもいろいろな教室を持っていますけれども、やはり魚を料理する、そういう教室はもっとやるべきだろうと私は思っているわけなんです。今、魚の料理をできない方がいっぱいおるんですね。そういう面では、その辺の考え方についてもお尋ねを申し上げたいと思います。どなたでもいいですよ。

木村委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 水産加工業界、特に今お話が出ました加工原魚、これを取り巻く環境はまことに厳しいでございます。原魚高、そして品薄ということで、今加工業界はまことに厳しい状況の中にあると。このような中で、市として再開発事業の一つとして進めてきました漁港背後地に全国組織の水産加工組合が進出するというので、そこで行う冷蔵事業、規模的には約1万トンほどの冷蔵事業になりますけれども、そういったもの。あるいは、その全国組織が持っている全国にわたるような流通網、そういったものを生かしながら、全国組織あと輸入枠等も持っておりますので、そういったものを活用しながら原魚の確保、あるいは流通網のそういった拡大なりに、業界の動きに市としても支援してまいりたいというように考えております。

あと、もう一点、要するに魚食離れに対する取り組みなんですけれども、これにつきましては、業界の中でも魚食普及、水産加工の活性化事業の中でそういった事業なんかも行っております。今後は機会を見ながら、学校の授業あるいはほかの事業等組み合わせながら、いろいろPRをしていきたいというように考えております。以上です。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 確かに、取り巻く情勢は大変だろうと思います。それで、水産日本が非常に外国から追い詰められてきたと。これは、大体昭和48年ですか、第三次国連海洋法がスタート、これがきっかけだろうと思うんです。51年には、アメリカが国際海洋法の200海里漁業専管水域を設定したと。そして、52年には、日本がやり、当時のソ連がやり、そしてカナダがやって、さらにはECも引き続きやったと。ここで、塩竈は、いわゆる北転船の最大の基地だったんです。塩竈の漁船業界は北洋開拓のパイオニアだったんです。あの当時、減船を強いられて、当時政府補償で1隻当たり最高で3億円の補償をやったと。ずっとそれをたどりまして、これがやはり、塩竈の水揚げの減少がここから始まったんだろうと思うんです。そういう意味では空輸マグロの取り扱いも塩竈はパイオニアですから、グアムやオーストラリア、あるいはインドネシア、ずっといろいろな手を打って、これまで大きな役割を果たしてきました。そういう意味では、もっともっと原材料を確保しなければ、日本はもちろんそうですが、塩竈もやっていけなくなったわけです。

かつて、10何年前にガット・ウルグアイ・ラウンドがありましたけれども、あれは米だけが非常に大きな課題になりました。当時日本は、いわゆる最大の魚の輸入国でありましたから、余り問題にならなかったわけです。しかし、今になってみますと、やはりベーリング海、あるいはサケ・マスの沖取り禁止、いろいろな問題で追い詰められてきた。平成9年には、マグロ船が2割減船されました。当時、全国に100何隻ありまして、ここにありませんでしたけれども、気仙沼では37隻減船したんです。当時の1隻の補償は大体3億円だったですから、そういう面では、それでも気仙沼はかなり頑張っているんですね。やはりそういう状況の中で、宮城県内の水揚げ日本一、日本一って、県内ではかなり頑張っているわけでありまして。塩竈も、かつてはそういう時代もありましたから、特三漁港の中でも非常に、石巻にも負けた、もちろん気仙沼にも負けたという形ではありますが、もっと息を吹き返す努力をしなければならぬと、こう思いますので、やはり市長を中心として業界の方々と、いわゆる漁船誘致に頑張っておりますけれども、もっと力を入れて、やはり塩竈の水産加工業、あるいは水産業

者の再興のためにも、ぜひひとつ頑張ってもらいたい、こう思っているわけでありますので、この辺の基本的な考え方もお尋ね申し上げたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 平成17年度の塩竈魚市場の水揚げ額、残念ながら100億円を切ったわけであります。実は、こういう低迷の時期というのが大分続いております、結果といたしまして、そういったことが市民の方々の気持ちを暗くされているのかなということで、我々も大変憂慮いたしております。何とかこの水揚げ額をふやすための方策ということで、17年、18年と議会の方からも当時の香取議長、それから菊地 進議長にもご同行いただきまして、九州、四国、あるいは近畿といったようなところを回ってまいっております。そういった成果が、昨今、若干ではあります、発現されつつあるのかなということをも感じております。

さらには、委員の方からもお話をいただきましたけれども、やはり塩竈はマグロに特化した水揚げに取り組んでまいりました。これから先、いわゆる前浜物についても、真剣に取り組む時期ではないかなというようなことにつきまして、漁業関係者の方々といろいろお話をさせていただいております。先ほど福島委員の質問の中にも、前浜物を大切にというようなお話を賜りました。そういったことを、なお大切にしていきたいと思います。

また、関連しまして、水産加工業界の原料不足であります。大変深刻であります。これは、魚食文化が大分広がりつつあると。鳥インフルエンザ以降、世界的に魚食が見直しをされ、さらには健康食品としての付加価値等が高まってまいりまして、魚食文化が東南アジアを中心にかなり広がってきているという状況にありまして、やはり原材料の奪い合いというような状況であります。先ほど担当の課長が申し上げましたように、何とか水産加工業界の方々が生産に必要な漁獲量を確保できるようなことに、行政としても一定の取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、昨今、ブランド化といったようなことにつきましても、水産関係者大変額に汗して頑張ってもらっております。三陸塩竈ひがしものでございます。昨年度来、鋭意ブランド化に取り組んでおりますが、ことしはブランドとして認定をいただいたということであります。改めて、こういった分野につきましても力を入れてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 市長を初め、水産業界と一緒にさまざまな取り組みをやっていることは承知

しています。三陸塩竈ひがしもの、これは特許を申請したという話だったと思いますが、やはりそこまでいろいろ努力しているわけでありますから、さらに健康食品としての、やはり魚食普及は、私は非常に大きな課題だと思っているんです。よくDHA、それからEPAと言いますよね、水産関係の人たちはよくわかると思いますが、ドコサヘキサエン酸、エイコサペンタエン酸、タウリンとか、そういう魚の成分が体に相当いいんだというような形でよく言われています。ですから、本気になって、やはりこの成分を、魚を食べることによって健康が維持されるんだと。そういう面での努力をさらに全庁挙げてやってほしい、こう希望しておきたいと思います。

それから、交通会計についてちょっとお尋ねを申し上げますが、やはり交通会計も一応繰り上げ充用していますが……、駐車場会計です。駐車場会計は繰り上げ充用しています。考えてみますと、やはり事業が多いだけに、塩竈はいろいろな特別会計みんな赤字らしいといううわさが相当あるんです。私は、だからこれぐらいは何とか、ほかの会計でも努力をして、赤字を解消する努力をしてほしいなど。そして、魚市場、これはあれするのは大変なことから、まだ時間がかかるとは思いますが、せめて公共駐車場会計ぐらいは何とか努力をして、やはり収支とんとんにして、それだけのやれる状況にあるのではないだろうか。去年からことしの会計を見ますと大分改善されてきていると。ですから、そういう面では、やはりいつまでも赤字にしておく必要がなくなってきているのではないかと思いますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思います。

木村委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 公共駐車場の会計につきましてお答えを申し上げます。

公共駐車場、おかげさまで、私どもの方の若手の職員等が、これまでの発想を超えたような取り組みを一生懸命やっております。それで、単年度の収支が見通しを立てられるというふうな状況まで来ているというふうに担当部としては認識をしておるところでございます。やはりご指摘のありましたような繰り上げ充用、これを解消していくための第一歩、基礎ができ上がった段階ではないかというふうに考えておりますので、これらをベースにいたしまして、今後は財政当局等とも十分に話し合いまして、早急にこういった事態を解消できるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 最後のちょっと言い忘れましたが、やはり魚の水揚げをふやすためには、こ

これは塩竈でとてもやれる事業ではありませんけれども、宮城県は特三漁港を三つ持っているわけですね。ですから、北海道に次ぐ水産県なんですよ。そのために、私は県にお願いをして、やはりもっと増養殖をやって放流してもらう、そういう努力が私は必要だと思っているんです。ですから、浦戸地区のあの県有地、桂島あります。あるいは野々島、寒風沢にもいろいろな、市有地もありますけれども、そういう土地を活用して何とか、いわゆる魚の増養殖をして放流する事業を誘致する運動こそ必要だろうと思いますので、これは強く要望しておきたい。ぜひひとつ取り組んでほしいなと、こう思っています。

先ほど、青物とか、いろいろな前浜物とかありますけれども、やはり魚の水揚げをふやす努力も、輸入の努力もあれですけれども、ふやす努力もしなくてはならないと思いますから、そういう面での努力もひとつお願いしておきたいと。

それから、いろいろな方々が、特に市立病院の問題を取り上げてまいりました。やはり市立病院は二市三町の唯一の公立病院であります。経営危機にあることは否定できないわけがあります。したがって、それだけに議会に示した、また市民に示した再生緊急プラン、これは誠意ある取り組みを行って経営危機を乗り越えてほしいと、こう願っているわけがあります。

そして、きょうの答弁で再生の意気込みは感じますが、責任を持って実践、実行してほしい。そして、本当に少しずつよくなってきたとなればまた患者がふえて、いろいろ市民の考えも変わってくると思いますから、やはり市立病院はいいという形になりますから、そういう雰囲気、空気をつくってほしいと、こう思っています。以上で終わります。

木村委員長 お諮りいたします。

以上で特別会計並びに企業会計の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。一般会計並びに特別会計、企業会計に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、一般会計並びに特別会計、企業会計に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正・副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なし認め、さよう決定いたしました。

これにて平成17年度決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時46分 閉会